

平成18年度

包括外部監査報告書

東京都包括外部監査人

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

包括外部監査報告の概要

1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

（１）中小企業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

対 象 局：産業労働局

（２）観光振興対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

対 象 局：産業労働局

（３）雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

対 象 局：産業労働局

（４）財団法人東京しごと財団の経営管理について

対 象 局：産業労働局

対象団体：財団法人東京しごと財団

2 テーマ別の指摘・意見の件数

テーマ	指 摘	意 見	合 計
中小企業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行	19	37	56
観光振興対策に関する事業の管理及び財務事務の執行	2	8	10
雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行	2	14	16
財団法人東京しごと財団の経営管理	1	7	8
合 計	24	66	90

目 次

中小企業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行に ついて.....	1
第1 監査の概要.....	3
1 監査の種類.....	3
2 監査対象（選定した特定の事件）	3
3 監査対象を選定した理由	3
4 包括外部監査の方法	3
5 監査従事者.....	4
6 監査実施期間	4
7 外部監査人の独立性（利害関係）	4
第2 監査対象の事業概要	5
1 東京都内の中小企業の状況	5
2 産業労働局の中小企業対策事業の概要	8
3 職員数の概要	17
4 予算と決算の概要.....	18
第3 監査の結果.....	19
1 産業労働局金融部管理の貸付金について	19
（1）産業労働局金融部の組織と業務内容	19
（2）制度融資貸付金について	23
（3）中小企業高度化資金貸付金について	27
（4）設備近代化資金貸付金・設備導入資金貸付金・設備貸与資金貸付金について	37
（5）同和産業振興資金貸付金について	41
2 産業労働局金融部管理の補助金の状況について	54
（1）金融部に関する補助金の概要と金額の推移.....	54
（2）協会の沿革	54
（3）協会に対する制度融資保証債務履行補助金の概要	55
（4）年度末以前に代位弁済が発生した償却時補助金に対する引当金の計上につい て.....	58
3 東京都工場アパート建設支援貸付金について.....	60
4 財団法人東京都中小企業振興公社の財務・会計管理の改善について	62
（1）財団法人東京都中小企業振興公社が東京都からの補助事業・受託事業として	

行う事業について.....	62
(2) 公社の概要について.....	63
(3) 公社に対する東京都の出資割合について.....	65
(4) 委託事業の管理費のうち自主事業の財源に充当されているものについて.....	68
(5) 公社の自主事業の執行状況に関する産業労働局の指導・監督について ..	70
5 財団法人東京都中小企業振興公社に対する公社管理運営事業費補助金のうち、 公社の自主事業が負担すべきものについて.....	73
(1) 財団法人東京都中小企業振興公社の事業の状況について.....	73
(2) 一般会計の自主事業で行われる展示室及び会議室の貸出事業の収支について	74
(3) 監理団体が指定管理者となる場合の民間事業者とのコスト面の公平性担保に ついて.....	75
6 創業支援機能運営事業の見直しについて.....	77
(1) 創業支援機能運営事業及び創業支援センター運営事業の概要.....	77
(2) 施設の入居状況の推移	79
(3) 入居企業に対する未収賃料について	80
(4) 創業支援機能運営事業の有効性、経済性の観点からの見直しについて ..	81
7 経営・技術活性化支援事業の助成に関する管理の改善について.....	84
(1) 経営・技術活性化支援事業の助成に関する制度の概要	84
(2) 収益納付額の算定誤りについて	86
(3) 審査を通過した後に中止・取消しを行う案件の減少努力について	87
8 財団法人東京都中小企業振興公社が行う設備資金の貸付及び設備貸与事業の 管理の充実について	89
(1) 財団法人東京都中小企業振興公社が行う設備資金の貸付及び設備貸与事業の 概要	89
(2) 設備貸与事業及び設備資金貸付事業に係る債権の状況	93
(3) 公社における債権管理の状況について	94
(4) 今後のキャッシュ・フローの計画について.....	94
9 都立産業貿易センターの管理及び利用者拡大について.....	97
(1) 都立産業貿易センターの概要.....	97
(2) 使用料、休場日及び開場時間の概要	97
(3) 収支及び発生コスト等の概要.....	99
(4) 各館の申込受付方法と年度別の使用者の状況について	102
(5) 利用者拡大のさらなる推進及び稼働率向上に向けた取組みについて	104
10 施設内食堂施設の有効性と経済性の向上について.....	106
11 監理団体を含めた行政コストの透明性確保と管理の充実について	108

(1) 監理団体を含めた行政コストの状況について	108
(2) 中小企業対策事業費の状況について	108
(3) 商工会議所など外部事業費補助団体に対する補助金について	110
1 2 利用対象者と利用者サービスをより意識した総合支援事業の活性化・効率化について	114
(1) 財団法人東京都中小企業振興公社における総合支援事業の実施状況について	114
(2) 公社の総合支援事業の利用対象者と利用者サービスについて	115
1 3 中小企業リバイバル支援事業の方向性の明確化等について	118
1 4 IT の運営管理に関する事項について	121
(1) 東京都組合情報統合化システムの運用管理について	121
(2) 中小企業情報システムの運用管理について	123
(3) 貸金業管理システムの運用管理について	125
(4) 利子補給管理システムの運用管理について	126
1 5 より広く都民の視点に立った広報活動の充実について	127
(1) 産業労働局の広報活動の概要	127
(2) 印刷物による広報について	127
(3) インターネットによる広報について	131
(4) 総務部と各部所との一層の連携による一元的かつ効果的な広報の実施について	132

観光振興対策に関する事業の管理及び財務事務の執行に ついて.....	135
第1 監査の概要.....	137
1 監査の種類.....	137
2 監査対象（選定した特定の事件）	137
3 監査対象を選定した理由	137
4 包括外部監査の方法	137
5 監査従事者.....	138
6 監査実施期間.....	138
7 外部監査人の独立性（利害関係）	138
第2 監査対象の事業概要	139
1 東京都の観光産業の状況	139
2 産業労働局の観光振興対策事業の概要	140
3 職員数の概要	145
4 予算と決算の概要.....	145
第3 監査の結果.....	146
1 財団法人東京観光財団に委託して行う事業の管理の改善について	146
（1）財団法人東京観光財団に委託して行う事業について.....	146
（2）財団の概要について	146
（3）財団に対する委託費に含まれる管理費相当額について	149
（4）委託事業の管理費のうち財団の自主事業の財源に充当されているものについ て.....	150
（5）財団の決算書の明瞭化について	151
2 財団法人東京観光財団に対する特命随意契約の見直しについて	153
（1）財団法人東京観光財団に対して特命随意契約で行う事業について	153
（2）東京観光情報センター事業について	153
（3）ウェルカムカード事業・レップ・都市基盤 Web 制作事業について.....	155
3 シティセールス事業のより計画的な実施と事後評価について	157
（1）シティセールス事業の概要	157
（2）海外シティプロモーションの事後評価について.....	157
（3）メディアを利用したキャンペーンの費用対効果について.....	161
（4）海外旅行エージェントの招聘等について	162
（5）東京観光くちコミ大作戦事業の有効性について.....	164
4 東京国際アニメフェアに対する負担金等について.....	169

(1) 東京国際アニメフェアの概要	169
(2) 東京国際アニメフェアの運営について	169
(3) 東京国際アニメフェアに対する負担金等について	170
5 アニメ常設展示事業の利用方針並びに東京都とアニメ業界との役割分担の明 確化について	171
(1) アニメ常設展示事業の概要	171
(2) アニメのアーカイブとしての資料保管について	171
6 東京都庁内の地域特産品売店との連携について	174

雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行に ついて.....	175
第1 監査の概要.....	177
1 監査の種類.....	177
2 監査対象（選定した特定の事件）	177
3 監査対象を選定した理由	177
4 包括外部監査の方法	177
5 監査従事者.....	178
6 監査実施期間	178
7 外部監査人の独立性（利害関係）	178
第2 監査対象の事業概要	179
1 東京都における雇用・就業の状況	179
2 産業労働局の雇用就業対策事業の概要	180
3 職員数の概要	183
4 予算と決算の概要.....	184
第3 監査の結果.....	187
1 都立技術専門校の管理について.....	187
(1) 都立技術専門校の概要	187
(2) 都立技術専門校における各講座のコスト把握について	190
(3) 都立技術専門校において実習に使用する材料品等の管理について	191
(4) 飯田橋技術専門校有明分校の建物賃借料について	195
(5) ビルクリーニング管理科の移設等について.....	198
(6) 民間でも行われている類似の講座の見直しについて.....	200
(7) 都立技術専門校の不合格者に対するフォローについて	202
2 財団法人東京しごと財団及び区市町村との一層の連携によるシルバー人材セ ンター事業のより効果的な実施について	203
(1) シルバー人材センター事業の概要.....	203
(2) シルバー人材センターに関する事業に対する補助金等の推移	205
(3) 東京都、財団及び区市町村との一層の連携によるシルバー人材センター事業 のより効果的な実施について.....	205
3 東京都職業能力開発協会に対する補助金の交付要綱の整備・見直しと情報開示 の指導について	207
(1) 東京都職業能力開発協会の概要	207
(2) 協会に対する補助金の交付要綱の概要と実際に行われている補助金の精算に	

について.....	208
(3) 情報開示に関する指導について	212
4 著しく利用度の低い施策の見直しについて	215
(1) 著しく利用度の低い施策について.....	215
(2) 身元保証制度の周知方法の改善について	215
(3) 中小企業従業員融資制度について.....	217
(4) シルバー人材センター運用資金貸付金の預託金について.....	219
(5) 心身障害者職能開発センターで行う職業訓練について	220
5 東京都労働資料センターの運営方法の見直しについて.....	222
6 パートアドバイザー制度の業務実施方法の改善について	224
7 東京都しごとセンターを「公の施設」として指定管理者制度を導入する目的と 効果の明確化について.....	226
(1) 財団法人東京しごと財団が行う東京都からの補助事業・受託事業の概要	226
(2) 東京都しごとセンターの管理運営に対する指定管理者制度の導入について	226
(3) センター内の講堂及びセミナー室の貸出について	227

財団法人東京しごと財団の経営管理について..... 231

第1	監査の概要.....	233
1	監査の種類.....	233
2	監査対象（選定した特定の事件）	233
3	監査対象を選定した理由	233
4	包括外部監査の方法	233
5	監査従事者.....	234
6	監査実施期間	234
7	外部監査人の独立性（利害関係）	234
第2	監査対象の事業概要	235
1	財団法人東京しごと財団の概要及び沿革.....	235
2	財団が行う東京都からの補助事業・受託事業の概要	239
3	決算の状況.....	240
第3	監査の結果.....	244
1	より利用者の視点に立った東京都しごとセンターの運営の改善について .244	
	（1）東京都しごとセンターの概要.....	244
	（2）ハローワークと年齢別に分担している高年齢者向けサービスコーナーの統合について.....	246
2	再委託事業における委託先の決定方法について	248
	（1）類似する複数の事業についての委託先の決定方法について	248
	（2）中高年者の雇用就業支援業務委託の委託費精査について.....	252
3	建物管理委託先の業務内容確認について	254
	（1）平成 17 年度における建物等管理委託契約における委託先の決定について	254
	（2）平成 18 年度における予定価格の決定について	255
4	財団法人東京しごと財団の一般会計の区分経理による事業収支の明瞭化について	256
	（1）財団法人東京しごと財団の決算書に求められる機能について	256
	（2）財団の一般会計の概要	256
	（3）一般会計の区分経理による事業収支の明瞭化について	257
5	退職給与引当金について	259
6	財団法人東京しごと財団の決算書に計上されている著作権について	261

中小企業対策に関する事業の管理及び
財務事務の執行について

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37に基づく包括外部監査

2 監査対象（選定した特定の事件）

中小企業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

3 監査対象を選定した理由

平成17年度の都内経済は、全体としては回復基調が続いているものの、中小企業においては、社会・経済環境の急速な変化への対応をせまられる中、全般的には業況回復に遅れが見られるのが実情とされている。

東京都は、中小企業の安定的成長と発展は、都内経済活性化のために不可欠であるとして、中小企業に対して、経営、技術、金融などの側面から、種々の対策を実施してきている。

平成18年度における中小企業対策予算は、中小企業制度融資や中小企業金融の信用補完等に係る金融支援が1,832億円であるほか、特別会計である中小企業設備導入等資金の貸付に62億円、経営革新支援などの中小企業対策に231億円、合わせて2,126億円が計上されており、このほかに、産業労働局全体の人件費等が137億円計上されている。

中小企業対策が、有効に、かつ経済的・効率的に実施されることは、都内経済活性化によりもたらされる効果も含めて、東京都の財政に与える影響が大きく、監査対象とすることが有用であると判断した。

4 包括外部監査の方法

（1） 監査の視点

中小企業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

- ① 関係法令に基づき適正に行われているか
- ② 法第2条第14項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか

③ 法第 2 条第 15 項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた監査手続

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人 公認会計士 園 マリ

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	大坪 秀憲	公認会計士	芝山 喜久
公認会計士	岸 弘	公認会計士	庄司 末光
公認会計士	齋藤 禎治	公認会計士	鈴木 啓之
公認会計士	櫻井 靖洋	公認会計士	田中 淳
公認会計士	佐藤 洋平	公認会計士	萩野 眞司
システム		会計士補	倉内 康臣
監査技術者	岡村 和彦	税理士	沈 賢伊
米国税理士	成田 元男		

(注) 資格ごとの五十音順

6 監査実施期間

平成 18 年 6 月 19 日から平成 19 年 2 月 1 日まで

7 外部監査人の独立性（利害関係）

東京都と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業概要

1 東京都内の中小企業の状況

産業労働局が公表した「東京の産業と雇用就業 2006」によると、東京の産業別中小企業数及び中小企業従業者数は、(表) 産業別中小企業数及び中小企業従業者数（東京都 2004 年）のとおりであり、企業数でみた東京の中小企業比率は 99.1%、従業者数では 75.3%を占めている。

(表) 産業別中小企業数及び中小企業従業者数（東京都 2004 年）

産業分類	企業数			従業者数		
	総 数	個人企業	法人企業	総 数	個人企業	法人企業
総 計	510,026	258,238	251,788	4,626,857	731,122	3,895,735
中小企業総数	505,488	258,238	247,250	3,485,005	731,122	2,753,883
(中小企業比率)	99.1	100.0	98.2	75.3	100.0	70.7
農業、林業、漁業	265	-	265	2,935	-	2,935
鉱業	56	1	55	1,125	8	1,117
建設業	38,469	10,439	28,030	304,247	25,346	278,901
製造業	58,890	19,814	39,076	479,295	44,649	434,646
電気・ガス・熱供給・水道業	60	-	60	1,507	-	1,570
情報通信業	13,076	414	12,662	251,986	1,170	250,816
運輸業	17,186	12,125	5,061	171,033	13,846	157,187
卸売・小売業	123,226	51,693	71,533	789,724	152,609	637,115
金融・保険業	4,189	919	3,270	48,825	1,761	47,064
不動産業	44,508	22,218	22,290	173,382	34,247	139,135
飲食店、宿泊業	77,431	59,327	18,104	347,242	185,043	162,199
医療、福祉	22,638	20,940	1,698	132,235	101,537	30,698
教育、学習支援業	9,869	7,582	2,287	58,344	23,619	34,725
複合サービス事業	14	9	5	41	24	17
サービス業 (他に分類されないもの)	95,611	52,757	42,854	723,084	147,263	575,821

(注) 1 個人企業は、個人経営の単独事業所または本所・本店。法人企業は株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社のうち単独事業所または本所・本社・本店事業所。

2 常用雇用者数300人以下（卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下）、又は資本金3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円以下）の会社企業及び個人企業を中小企業とする。

資料：総務省「事業所・企業統計調査」を基に東京都産業労働局で再編加工集計

《参考》中小企業の定義【中小企業基本法 第2条第1項 (1999(11)年12月改正)】

資本金規模あるいは従業員規模で次に該当する企業

区分	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食店	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

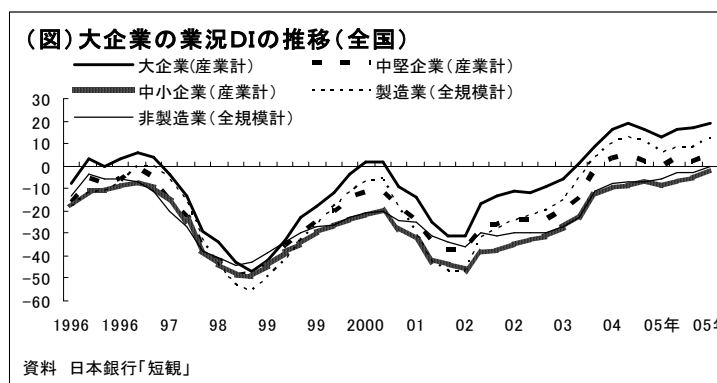
- ① 中小企業金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としている。
- ② 上記の業種分類は日本標準産業分類第10回改訂分類に基づいたものである。日本標準産業分類は第11回改訂が行なわれ、2002年10月から施行されているが、中小企業施策における中小企業の範囲については従前のとおり取り扱われている。
- ③ 上記の中小企業の定義は、中小企業施策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがある。

※小規模企業者の定義

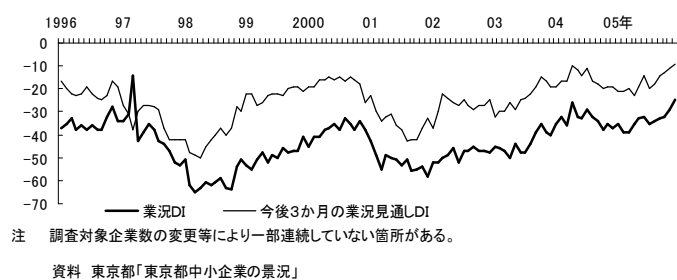
製造業その他	商業・サービス業
従業員20人以下	従業員5人以下

バブル崩壊後の企業の厳しいリストラ等による、設備及び雇用人員の過剰感の払拭並びに債務の削減などから、企業収益は大幅に改善してきている。

「東京の産業と雇用就業 2006」によると、(図) 大企業の業況 DI（景況判断指数：景気が良いと答えた企業数から悪いと答えた企業数を差引いた数が全企業数に占める割合）の推移（全国）及び(図) 中小企業の景況（東京）にも改善傾向があり先行きに明るさが見られる。



(図) 中小企業の景況(東京)



しかし、上記の図に示されるとおり、好景気の恩恵を受けるのは大企業が先行しており、中小企業への波及は遅れている。中でも、都内中小企業は、国際的な競争にさらされているとともに、原油や鋼材価格の高騰、デフレの長期化などの影響によりいまだ厳しい状況にあり、改善傾向はみられるものの依然として業況DIはマイナスが続き、また全国平均よりも低い状態にある。

今後の景気回復を確実なものとするためには、これまで持続してきた景気回復の恩恵が、都内中小企業にも波及、定着することで雇用環境や所得の改善が図られることが必要であり、産業労働局は各種政策的支援を行っている。

2 産業労働局の中小企業対策事業の概要

産業労働局は、中小企業対策事業を、経営支援、技術支援、創業支援、地域工業の活性化、地域商業の活性化、総合的支援、試験研究機関、金融支援及び中小企業設備導入等資金の貸付（特別会計）に分類して行っている。

支援の内容は、経営・技術に関する各種指導、助言などのサービス提供事業、中小企業等に対する補助事業並びに金融支援事業に大きく分類できる。

各事業の主な事業内容の概要と主な補助金制度の概要は、以下の（表）産業労働局の中小企業対策事業の概要のとおりである。

なお、（表）産業労働局の中小企業対策事業の概要は、平成 18 年度の産業労働局の事業概要に基づき記載しているが、事業が極めて多岐に亘るため、事業内容が概観できる程度の主なものについて記載している。

（表）産業労働局の中小企業対策事業の概要

区 分	主な事業内容	主な補助金制度
経営支援		
経営革新支援 平成 18 年度予算額 266 百万円		
経営革新支援指導	経営革新計画の作成及び実施の支援 中小企業、組合等に対する経営革新に資する調査・分析	
中小企業事業革新支援事業	経営革新計画の承認 承認された計画の実施に係る経費補助	事業革新支援事業補助金 （補助率 1/2 以内） 経営革新特別対策 （補助率 1/2 以内）
中小企業物流効率化推進事業	効率化に向けた計画策定や事業実施に必要な専門家の派遣 計画の実施に係る事業費用の助成	（財）東京都中小企業振興公社の基金を活用した助成事業（助成率 1/2 以内）
中小企業情報分析	景況調査 中小企業経営の現状調査 中小企業経営動向調査 事業化調査	

経営安定支援

平成 18 年度予算額 2,963 百万円

商工会及び商工会議所への助成	小規模企業者の経営安定を図るため、27 商工会・8 商工会議所が行う経営相談・指導等に関する事業費助成	商工会等助成 (補助率 10/10 以内)
下請企業の振興	(財)東京都中小企業振興公社による取引情報提供及び取引改善指導 下請企業等への支援	(財) 東京都中小企業振興公社への補助 (補助率 10/10 以内)
中小企業リバイバル支援	(財)東京都中小企業振興公社による再生、事業継承、廃業についての専門家相談	
伝統工芸品産業の振興	伝統工芸品産地組合が実施する後継者育成・需要開拓の支援 伝統工芸品展開催等を通じた市場開拓や普及推進	伝統工芸品産業振興 (補助率 1/2 以内)
皮革産業の振興	皮革総合見本市参加 皮革製品展示会開催 皮革産業技術者研修派遣	皮革産業技術者研修派遣 (補助率 10/10 以内)

販路開拓支援

平成 18 年度予算額 6,828 百万円

国際展示場の運営	東京国際展示場(東京ビッグサイト)の運営	
東京国際フォーラムの運営	東京国際フォーラムの運営	
国際化への支援	アジア等への展示会出展等 海外取引あっせん 海外貿易情報の収集提供	
中小企業海外展開支援事業	(財)東京都中小企業振興公社による国際化対応力増強支援に資するセミナーの実施 海外展開自立化支援(海外展開推進員による支援)	(財) 東京都中小企業振興公社への補助 (補助率 10/10 以内)

国際的ビジネス環境の整備促進	外資系企業の都内への定着に向け「東京ビジネスエントリーポイント」において、ビジネス及び生活関連情報を提供 海外で企業誘致セミナーを実施	
産業貿易センター（浜松町館・台東館）の管理	（財）東京都中小企業振興公社を指定管理者とした、展示場、会議室等の貸出	
産業交流展	首都圏の中小企業を対象とした見本市の開催	
ネットワークづくり支援 平成 18 年度予算額 321 百万円		
産学公連携事業	産学公連携推進会議の開催 「産学公東京技術交流会 2006」の開催 産学公連携窓口による中小企業と大学等の連携事業に向けたコーディネートの実施	
産学公連携成長企業発掘支援事業	大学等の技術シーズを活用した共同開発事業への支援	
産学公スタートアップ助成支援事業	中小企業の産学公連携への取り組みの促進に向けた、大学等との共同研究開発等にかかる初期費用を支援	産学公スタートアップ助成支援事業（助成率 1/2 以内）
地域結集型共同研究事業の推進	ナノテクノロジーを活用した環境技術の共同研究開発体制の構築及び中小企業への技術移転による事業化の推進	
組合設立運営指導	事業協同組合等の設立指導、設立認可及び運営指導	東京都中小企業団体中央会への補助 （補助率 10/10 以内）
東京都火災共済協同組合への貸付	予期以上の災害により共済金支払い能力超過時における、その超過部分に対する貸付金	

技術支援

平成 18 年度予算額 1,552 百万円

中小企業経営・技術活性化支援

共同開発支援	大学、公設試験研究機関、異分野 中小企業等が共同で実施する新 製品・新技術の研究開発への支援	(財) 東京都中小企業振興 公社の基金を活用した助成 事業 (助成率 1/2 以内)
創業支援	創業 3 年未満の中小企業による 研究開発への支援	
新製品・新技術開発支援	創業 3 年以上の中小企業による 新製品・新技術の研究開発への支 援	
市場開拓支援	国内外の見本市への出展や新 聞・雑誌に掲載する広告費等に対 する経費の支援	
ISO 取得支援	ISO9001 及び 14001 の認証取得 に係る審査経費の支援	
外国特許出願助成	中小企業の外国における特許出 願に係る経費の支援	
外国侵害調査助成	外国における模倣品及び権利侵 害に係る事実確認調査の実施に 係る経費の支援	

新製品・新技術開発支援

東京都ベンチャー技術大賞	革新的技術開発や製品開発に挑 む創業・ベンチャー企業の持つ技 術力を表彰	
発明くふう展	都内小中学生の創意工夫による 自由作品を都政ギャラリーに展 示	

知的財産活用支援

	知的財産活用本部の運営 知的財産総合センター及び同支 援室の運営	
--	--	--

デザイン活用支援

デザイン導入支援事業	デザイン普及啓発セミナー 東京デザインマーケット デザイナー活用支援	
------------	--	--

	産学連携デザイナー育成プロジェクト	デザイナーを目指す大学生と中小企業が連携した製品開発による中小企業のパートナーとなるデザイナーを育成	
	スーパーデザイナー養成事業	産業技術大学院大学と連携し、プロのデザイナーに対し、中小企業の製品開発等に関わる必要な知識等を修得する機会の提供	
	中小企業事業化支援ファンドの創設	非上場志向型企業の「事業立ち上げ期」に適した資金支援に加えて、都の中小企業支援施策を活用し、事業化を成功に導くためのハンズオン支援	
創業支援 平成 18 年度予算額 822 百万円			
	TOKYO 起業塾	(財)東京都中小企業振興公社による、起業家を目指す者への相談や指導、人材育成、交流機会の提供等	TOKYO 起業塾 (補助率 10/10 以内)
	学生起業家育成支援	優れた事業計画を有する学生起業家を選出し、会社設立資金を助成（優秀賞 3 組以内）	学生起業家育成支援事業 (補助率 10/10 以内)
	創業支援機能の運営	(財)東京都中小企業振興公社による創業後 3 年未満の中小企業等の育成に向けたインキュベータオフィス等創業の場の提供	区部創業支援機能の運営 (補助率 10/10 以内)
	創業支援センター（ベンチャー施設）の運営	都の保有する空き庁舎を利用し、創業予定者または創業後 1 年未満の中小企業に対するインキュベータオフィスの無料提供	
	都有地活用型企业支援	試験研究等を行う場所の確保が困難な中小企業に対する未利用都有地を貸付	
	区市町村と連携した創業支援	区市町村が実施する、空き庁舎等を活用した創業支援施設の整備への支援	区市町村と連携した創業支援（補助率 都 1/2 以内、国 1/2 以内）

地域工業の活性化 平成 18 年度予算額 116 百万円		
ものづくり新集積形成事業	中小企業 1 社では達成困難な研究開発等について、多様な経営資源を活かし共同事業に取り組む中小企業のグループやネットワークを支援	(財) 東京都中小企業振興公社の基金を活用した助成事業 (助成率 1/2 以内)
地域資源活用プロジェクト	都と区市町村とが連携して都内各地域の資源 (産業集積、技術、人材等) を発掘・把握するとともに、それらを活かした地域産業の活性化を図る	
基盤的技術産業集積活性化支援	「基盤的技術産業集積活性化計画」に基づく基盤的技術産業集積地の維持・活性化	基盤的技術産業集積活性化支援事業 (補助率 1/2 以下)
立地環境の改善・指導等	工場立地法に基づく立地条件等の各種調査 中小企業の組合等が行う集団移転に関する支援 江東防災再開発事業により立地環境に変化が生じた中小企業への営業再建指導	
砂利採取・採石業者指導	砂利採取法及び碎石法に基づく登録、認可、立入検査等、採石業者の育成指導	
地域商業の活性化 平成 18 年度予算額 2,602 百万円		
商店街活性化対策		
商店街活性化支援	各区市町村で実施される先駆的かつ広域的波及が見込まれる事業の普及促進	
東京都商店街振興組合連合会指導	東京都商店街振興組合連合会が傘下組合に対して行う指導事業への支援	商店街振興組合連合会指導事業 (補助率 10/10 以内)

魅力ある商店街づくり		
新・元気を出せ！商店街事業	商店街の意欲的かつアイデア溢れる「ハード・ソフト」、「イベント」等に関する提案事業の実施に要する経費	活性化事業（補助率 都 1/3 以内、区市町村 1/3 以内） イベント事業（補助率 都 1/3 以内、区市町村 1/3 以内、ただし補助対象経費 100 万円以下の場合 都 1/2 以内、区市町村 1/6 以内）
	（地域連携型モデル商店街事業） 商店街が地域住民や NPO などの地域団体と連携して、地域おこしや街づくりに取り組む事業をモデル事業として指定し、集中的に支援	地域連携型モデル商店街事業補助（補助率 都 2/5 以内、区市町村 2/5 以内）
	（特定施策推進型商店街事業） 都の緊急かつ重要な特定施策に連携協力して商店街が行う事業を都の関係局と連携・協力して集中的に支援	特定施策推進型商店街事業補助（補助率 4/5 以内）
	（商店街パワーアップ基金） 商店街の会員等による株式会社や NPO 法人の設立、株式会社・NPO 法人、商工団体等が商店街との協定等に基づいて取り組む商店街活性化事業への支援	（財）東京都中小企業振興公社の基金を活用した助成事業（助成率 1/2 以内）
	（商店街グランプリ） 先進・優秀なイベント事業や活性化事業等の取り組みを表彰し、広く都民へ紹介	
進め！若手商人育成事業	次代の商店街を担う若手商人を中心に据え、人づくりに関し多面的に取り組む	
大型店環境調整	大規模小売店舗の設置者からの出店相談、諸届の受理、区市町村からの意見聴取、大規模小売店舗立地審議会の運営	

中心市街地商業活性化推進基金	タウン・マネージメント機関（TMO）が中心市街地の商店街・商業集積の魅力向上に資する取り組みへの支援	（財）東京都中小企業振興公社の基金を活用した助成事業（助成率 9/10 以内）
総合的支援 平成 18 年度予算額 2,000 百万円		
総合支援事業	（財）東京都中小企業振興公社による、経営・金融・法律等の総合相談や最新経営情報の提供、中小企業診断士等の専門家派遣など、企業の成長段階に応じた経営・技術等を含めた総合支援サービスの提供	総合支援事業 （補助率 10/10 以内）
中小企業ニューマーケット開拓支援	営業経験豊富な大企業の OB 等の持つネットワークや市場情報を活用し、中小企業の優れた技術及び製品を商社及びメーカーへの紹介や売れる製品・技術へのアドバイスの実施	中小企業ニューマーケット開拓支援事業 （補助率 10/10 以内）
中小企業情報のネットワーク整備	インターネットによる共通情報システム及び専門情報を提供する個別情報システムの整備 （財）東京都中小企業振興公社による、東京都中小企業ネットクラブの構築及びインターネットによる受発注情報等の提供、双方向性を持った交流等の機能を持ったシステムの整備	中小企業データベース運営支援事業 （補助率 10/10 以内）
（財）東京都中小企業振興公社の管理運営	（財）東京都中小企業振興公社が行う中小企業振興事業の管理運営に要する経費の支援	（財）東京都中小企業振興公社の管理運営 （補助率 10/10 以内）
中小企業振興対策審議会	中小企業振興対策審議会の運営	
産業支援体制の再整備	区部及び多摩における新たな産業支援拠点の整備	

	地域中小企業振興センター建物維持管理	城東、城南、多摩に設置された地域中小企業振興センターの建物維持管理	
	秋葉原庁舎建物維持管理	産業労働局秋葉原庁舎の建物維持管理	
試験研究機関 平成 18 年度予算額 5,641 百万円		皮革技術センター運営 (地方独立行政法人) 東京都立産業技術研究センター運営	
金融支援 平成 18 年度予算額 183,283 百万円			
	中小企業制度融資（間接融資制度）	中小企業への融資の円滑化を図るため、東京都、東京信用保証協会及び金融機関の 3 者が協調して行う融資制度	
	中小企業金融の信用補完等	東京信用保証協会の求償権償却等の際に補助 一時的な経営困窮企業者に信用保証料の一部を補助	制度融資保証債務履行補助金 制度融資信用保証料補助（0.1%補助）
	小規模企業向長期資金等に係る利子補給事業等	都の認定を受けた借受者に支払利息及び信用保証料の一部を補助	金融費用（支払利息及び信用保証料）の一部補助（補助率 1/2 又は 2/3）
	三宅島・神津島等災害復旧資金融資利子補給事業等	被災者に対し、利息負担を軽減するため利子補給及び信用保証料を補助	三宅島火山災害及び神津島・新島近海地震災害対策利子補給（1/3～2/3）
	中小企業向け債券市場（CLO 及び CBO の発行）	中小企業に対して、市場から資金調達する道を拓き、資金調達の多様化を図るための仕組みづくり	
中小企業向けファンドの管理			
	中小企業向け投資法人	「東京スピリット投資法人」 「東京フロンティア投資法人」を創設	
	中小企業再生ファンド	「東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合」を創設	
	アニメ・映像産業への金融支援	LLP（有限責任事業組合）等を活用する資金調達や販路開拓などの支援	

新銀行東京の経営監視等	新銀行東京の経営に係る大枠の監視等	
貸金業の指導監督	貸金業の登録、立入検査等の指導監督及び貸金業者に係る苦情相談	貸金業務適正化事業費補助金（補助率 5/10）
中小企業設備導入等資金会計 （特別会計） 平成 18 年度予算額 6,249 百万円		
中小企業設備導入等資金の貸付	（財）東京都中小企業振興公社が行う設備資金の貸付及び設備貸与事業のための貸付	
高度化資金貸付	共同化、協業化、工場・店舗等の集団化などを実施する場合に必要な資金の一部を融資	

3 職員数の概要

平成 18 年 4 月 1 日現在の中小企業対策に携わる産業労働局の職員数は、次の表のとおりである。

（表）平成 18 年 4 月 1 日現在の中小企業対策に携わる産業労働局の職員数（定数）

（単位：人）

区 分	事務系	技術系	合計
商工部	96	5	101
金融部	46	0	46
皮革技術センター	5	11	16
合計	147	16	163

（注）農林水産対策事業の関係部所は、本年度の監査対象としていないため除外し、総務部の職員は 87 名であるが、産業労働局のすべての部所に係ることから表中には記載していない。

4 予算と決算の概要

予算と決算の状況

中小企業対策は、一般会計と一つの特別会計で実施しており、両会計を合わせた平成18年度歳出予算額は、2,126億円である。

なお、平成16年度からの歳出予算及び決算の状況は、以下のとおりである。

(表) 産業労働局の中小企業対策予算の年度別推移

(単位：百万円)

区 分	平成16年度			平成17年度			平成18年度
	予算	決算	差引	予算	決算	差引	予算
一般会計	233,087 (211)	227,119 (186)	5,968 (25)	209,773 (227)	202,170 (211)	7,603 (16)	206,393 (162)
経営革新支援	333	104	228	487	88	399	266
経営安定支援	3,170	3,035	135	3,068	2,907	161	2,963
販路開拓支援	6,233 (37)	5,865 (33)	367 (3)	7,250 (91)	7,015 (88)	234 (3)	6,828
ネットワークづくり支援	2,379	2,327	52	481	449	31	321
技術支援	1,210	1,000	211	895	838	57	1,552
創業支援	854 (44)	716 (42)	138 (2)	757	640	117	822
地域工業の活性化	86	54	31	107 (2)	90 (1)	17 (1)	116
地域商業の活性化	2,190	1,505	685	2,640	1,603	1,037	2,602
総合的支援	2,511 (1)	2,407 (0)	104 (1)	2,840 (22)	2,616 (16)	224 (7)	2,000 (69)
試験研究機関	1,650 (130)	1,542 (112)	109 (19)	1,596 (112)	1,481 (107)	116 (6)	5,641 (93)
金融支援	212,472	208,565	3,907	189,652	184,443	5,209	183,283
中小企業設備導入等資金会計	9,180	6,346	2,834	8,110	5,617	2,493	6,249
合 計	242,267 (211)	233,464 (186)	8,803 (25)	217,883 (227)	207,788 (211)	10,095 (16)	212,642 (162)

(注) 1 平成16年度及び平成17年度の予算額は、流用増減後の予算を記載している。

(注) 2 平成18年度の予算額は、当初予算を記載している。

(注) 3 () 数字は施設整備に係る金額であり、予算・決算額の内数である。

第3 監査の結果

1 産業労働局金融部管理の貸付金について

(1) 産業労働局金融部の組織と業務内容

① 組織の概要

産業労働局金融部は、金融課、監理課及び貸金業対策課に分かれており、それぞれの分掌事務は、(表1-1)のとおりである。

(表1-1) 産業労働局金融部の組織と分掌事務

金融課	中小企業の金融施策の調整に関する事
	中小企業の制度融資に関する事
	中小企業の債券市場に関する事
	信用保証協会に関する事(他の課に属することを除く)
	小規模企業者等の設備導入資金及び中小企業高度化資金に関する事
	中小企業施設改善資金及び中小企業設備近代化資金の回収に関する事
	部内の他の課に属しない事
監理課	中小企業金融に係る出資団体に関する事
	信用保証協会の検査に関する事
貸金業対策課	貸金業に関する事

② 業務の概要

産業労働局が実施している中小企業に対する金融支援は、中小企業の資金調達の円滑化を図るために次のア、イを骨子としている。

ア 制度融資及び高度化資金貸付を行うこと

イ 資金調達の多様化を図り産業を活性化させるために、債券市場構想や中小企業向け投資法人、中小企業再生ファンドにより、新たな資金を提供すること

(表1-2)は、業務内容を一覧にしたものであり、平成17年度の予算額は、一般会計で総額189,652百万円、特別会計である中小企業設備導入等資金会計で8,110百万円である。

(表 1－2) 業務内容一覧

金融支援	ア	中小企業制度融資（間接融資制度）
	イ	中小企業金融の信用補完等
	ウ	信用組合経営基盤強化対策
	エ	小規模企業向長期資金等に係る利子補給事業等
	オ	三宅島・神津島等災害復旧資金融資利子補給事業等
	カ	高度化資金貸付
	キ	中小企業向け債券市場（CLO 及び CBO の発行）
	ク	中小企業向けファンドの管理 ・ 中小企業向け投資法人 ・ 中小企業再生ファンド
	ケ	アニメ・映像産業への金融支援
	コ	新銀行東京の経営監視等
	サ	貸金業の指導監督

③ 金融支援制度の具体的業務内容

(表 1－2) に示された金融支援制度の具体的な業務内容は、以下のとおりである。

ア 中小企業制度融資（間接融資制度）（金融課）

中小企業制度融資は、信用力が弱く金融機関からの融資を受けにくい中小企業の融資の円滑化を図るため、東京都、東京信用保証協会（以下「協会」という。）及び金融機関の 3 者が協調して行う融資制度である。

東京都は、金融機関へ貸付の呼び水としての資金を預託し、金融機関が東京都の定める融資条件の範囲内で協会の保証を付して中小企業への融資を行っている。

平成 17 年度末現在、この制度に基づく協会の中小企業貸付の保証限度額は、無担保保証 8,000 万円を含め、2 億 8,000 万円までとなっている。

平成 17 年度については、①融資メニューの見直し（会計情報の創設）、②保証人要件の緩和（第三者連帯保証人は原則不要）、③金利の改定（チャレンジ支援の最優遇金利の適用等）を行い、中小企業の経営の安定のための制度の充実を図っている。

イ 中小企業金融の信用補完等（金融課）

協会の保証業務の円滑化を図り、中小企業の融資を促進するため、協会が保証債務の履行に基づき取得した求償権について、代位弁済時又は償却の際に補助を行うほか、一時的な経営困窮企業者等の実質負担金利軽減のため、信用保証料の一部を東京都が負担している。

また、経済情勢及び金融動向の調査分析を行い、施策に生かすとともに東京都の

制度融資等の促進を図るため、各種機関及び団体等に対して啓発指導を行っている。

ウ 信用組合経営基盤強化対策（金融課）

信用組合の検査・監督事務は、平成 12 年 4 月に国に移管されたが、信用組合は中小零細企業の資金の円滑化を通じて、地域経済の安定に大きく寄与しており、その基盤の強化は中小企業振興の上から重要な課題であるとして、東京都では平成 12 年度から 16 年度まで社団法人東京都信用組合協会へ経営安定化基金造成のため「東京都信用組合経営基盤強化対策補助金」として毎年度 20 億円（合計 100 億円）の補助を行い、また平成 17 年度末現在 100 億円を支援基金造成のための貸付（昭和 62 年度から平成 8 年度までに貸付を実施した 100 億円を平成 21 年度まで貸付）として実行している。

エ 小規模企業向長期資金等に係る利子補給事業等（金融課）

昭和 48 年度から平成 9 年度までに実施した中小企業施設改善資金融資あっせん制度及び平成 10 年度から平成 12 年度まで実施した小規模企業向長期資金補助制度について、東京都の認定を受けた借受者に対し金融費用（支払利息及び信用保証料）の一部を補助し、負担の軽減を図っている。

信用保証料補助

従業員 20 人（商業・サービス業 5 人）以下の企業・・・補助率 1/2

従業員 5 人（商業・サービス業 2 人）以下の企業・・・補助率 2/3

オ 三宅島・神津島等災害復旧資金融資利子補給事業等（金融課）

平成 12 年 6 月に起きた三宅島火山活動及び同年 7 月の神津島・新島近海地震に係る災害復旧資金融資（東京都単独及び政府系金融機関融資）について、被災者の利息負担を軽減するための利子補給及び保証料補助を行っている（三宅島については災害前の借入金の一部についても対象としている。）。)

カ 高度化資金貸付（金融課）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）に基づき、中小企業者が事業の共同化、協業化、工場・店舗等の集団化等、経営基盤の強化を図るための事業を実施する場合に必要な資金の一部を、事業協同組合等中小企業者が組織する団体に貸し付けている。

キ 中小企業向け債券市場（CLO 及び CBO の発行）（金融課）

優れた発想力や高い技術力を持つ中小企業に対して、市場から資金を調達する道を拓き、資金調達の多様化を図るための仕組みづくりに取り組んでいる。債券発行

の具体的スキームとして証券化の手法を活用した CLO 及び CBO を平成 17 年度までに 7 回にわたり発行し、総計約 1 万 2,400 企業に対し 5,700 億円超の資金を供給している。

CLO（ローン担保证券）・・・貸付金を裏づけ資産とした証券を投資家に販売して資金を調達

CBO（社債担保证券）・・・社債を裏づけ資産とした証券を投資家に販売して資金を調達

ク 中小企業向けファンドの管理（監理課）

○中小企業向け投資法人

東京の産業を活性化していくためには、中小ベンチャー企業の育成が急務であるとして、平成 16 年 10 月に東京スピリット投資法人、東京フロンティア投資法人を創設し、投資法人の出資を通じて中小ベンチャー企業の資金面及び経営面の支援を行いその成長・発展を図っている。

○中小企業再生ファンドの創設

優れた人材やノウハウを持ち、再生の見込みがありながらも過剰債務などの経営上の問題から存続が危ぶまれる中小企業が東京には多数存在しており、これら中小企業の再生を図るため、金融機関等と共同出資により、中小企業の再生支援を行うファンドとして、平成 16 年 10 月に「東京チャレンジファンド投資事業有限責任組合」を創設した。

ケ アニメ・映像産業への金融支援（監理課）

市場規模が大きい上に高い成長性が見込まれ、また他産業への波及効果も期待できる、アニメ・映像等のコンテンツ産業の育成を図るための支援スキームを平成 18 年 2 月に構築し、制作資金調達面や販路開拓面における支援をしている。

コ 新銀行東京の経営監視等（監理課）

東京の経済再生に向け、個人金融資産が有効に活用される仕組みを構築し、優れた技術を有する中小企業が、持てる力を十分に発揮できる環境を整えるために、東京都が出資する新しい銀行を創設することとし、平成 17 年 4 月、株式会社新銀行東京が開業した。

今後、東京都では、中小企業振興施策全般との連携を図りつつ、株式会社新銀行東京の経営に関する大枠の監視等を実施していくこととしている。

サ 貸金業の指導監督（貸金業対策課）

貸金業者の適正な業務運営を確保し、資金需要者等の利益保護を図るため、貸金

業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）等に基づき貸金業の登録、立入検査等により指導監督を行うとともに、貸金業者に係る苦情相談の迅速な処理に努めている。

（２）制度融資貸付金について

産業労働局金融部の中小企業支援施策には、貸付金として執行されるものと、補助金として執行されるものがあり、まず、貸付金の執行及び管理状況について検討することとする。

なお、補助金の執行及び管理状況については、「２ 産業労働局金融部管理の補助金の状況について」で述べている。

① 制度融資貸付金の概要

制度融資貸付金は協会、信金中央金庫、商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）への原則無利息の貸付金であり、協会等を通じて東京都制度融資取扱指定金融機関である都市銀行、地方銀行、信用金庫等の預託金となり、東京都の定める融資条件の範囲で協会の保証を得て融資を行うことを容易にし、中小企業への円滑な資金供給を図るものである。

この貸付金は、協会等を経由して、金融機関の中小企業への貸付実行額等に応じて、金融機関の預託金としてさらに配分されるものである。

② 制度融資貸付金の平成 17 年度末入金の減額処理に係る誤謬について

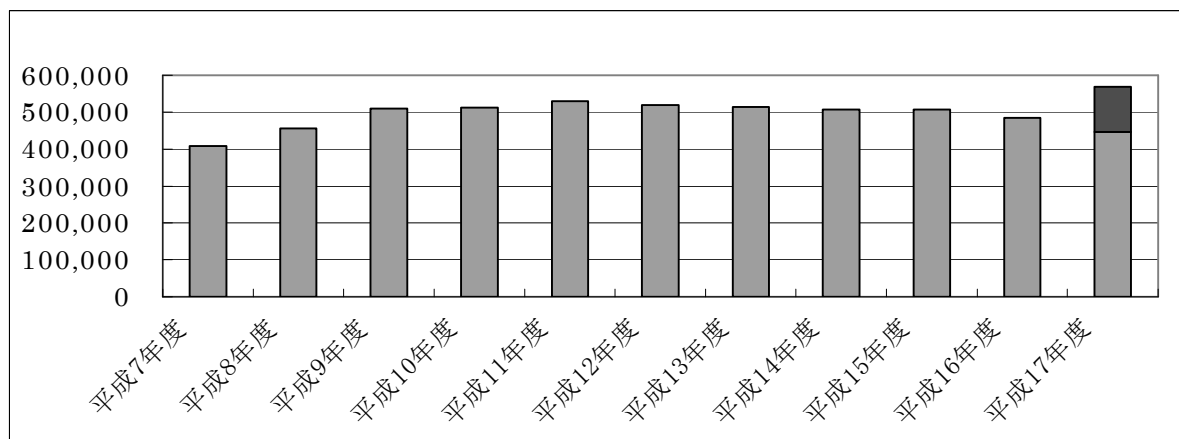
産業労働局から提示された「東京都各会計歳入歳出決算附属書類」（以下「決算附属書類」という。）の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された制度融資貸付金残高の推移は、下記の（表 1－3）のとおりであり、平成 11 年度末 528,805 百万円をピークに平成 16 年度末 483,799 百万円まで漸減しているが、平成 17 年度末は 569,037 百万円と前年度比 85,238 百万円増加している。

産業労働局から提示された資料によれば、平成 17 年度末の制度融資貸付金の残高 569,037 百万円の内訳は、協会に対するものが 164,834 百万円、信金中央金庫に対するものが 398,727 百万円、商工中金に対するものが 5,476 百万円となっていた。

(表 1－3) 制度融資貸付金残高の推移

(単位：百万円)

区分	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	修正後 平成 17年度	差額
制度 融資	407,726	455,516	509,447	512,039	528,805	519,321	513,794	507,512	506,642	483,799	569,037	446,137	122,900



(注) 1 表の修正後欄の金額は、後述する誤謬を修正して記載している。

(注) 2 棒グラフ中の濃い部分が、差額である。

監査に際して、預託金を保管する通帳の残高と照合したところ、商工中金の残高が 3,587 百万円であったため、差異が発生した理由の分析を求めた結果、商工中金貸付金のうち平成 17 年度末に返済された貸付金 1,889 百万円は、預金への入金はされているが、貸付金の減額処理は漏れていることが判明した。

さらに、信金中央金庫の残高についても確認したところ、同じく平成 17 年度末に返済された 121,011 百万円についても、同様に貸付金の減額処理漏れがあることが判明した。

結果として、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「東京都一般会計歳入歳出決算書」(以下「一般会計決算書」という。)にはこの誤謬は生じていないものの、平成 17 年度の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された制度融資貸付金残高には、(表 1－4) に示すとおり、122,900 百万円の誤謬が生じている。

なお、「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、本包括外部監査報告書では、数字の見やすさや、他の記述とのバランス等から、百万円単位もしくは千円単位で記載している。

(表 1－4) 制度融資貸付金の平成 17 年度末に減額処理が漏れた金額

(単位：百万円)

区分	「決算附属書類」に 計上された金額	減額処理が 漏れた金額	修正後の金額
東京信用保証協会	164,834	0	164,834
信金中央金庫	398,727	121,011	277,716
商工組合中央金庫	5,476	1,889	3,587
合計	569,037	122,900	446,137

(注) 1 「決算附属書類」には、合計額のみが記載されている。

(注) 2 「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは百万円単位（単位未満切り捨て）で記載している。

このような誤謬が生じた処理の過程を、商工中金の例で説明すると、平成 17 年度末の取引につき、預金の入金（預金の増加）1,889 百万円は平成 17 年度決算に反映して記帳したが、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理 1,889 百万円が漏れたため、「財産に関する調書」に反映されなかったということになる。

民間が採用している複式簿記では（表 1－5）のように仕訳し、預金の増加と貸付金の回収は同時に記帳され、いずれか一方に記載漏れが生じると、貸方と借方が不一致となり記帳の誤りがすぐに分かるようになっているが、単式簿記では預金増加と貸付金の減額が別々に処理されるので、このような誤りが生じやすい。

(表 1－5) 複式簿記による仕訳

(単位：百万円)

区分	借 方		貸 方	
	科目	金額	科目	金額
平成 18 年 3 月 31 日	預金	1,889	貸付金	1,889

③ 誤謬が生じた理由と改善策について

②に記載した誤謬は、単式簿記を採用していることを理由の一つとする事務処理上の誤りではあるが、このような誤謬が生じた背景には、産業労働局における債権管理と決算手続きに不十分な点があると考えられ、産業労働局における手続を検討したところ、最も基本的な問題として、次の点が認められた。

すなわち、東京都の事務手続き上、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定することとされており（東京都会計事務規則第 22 条第 1 項）、年度内に返済が予定される貸付金は歳入調定され、貸付金としてではなく、収入未済額として管理され、入金した場合には、収入未済額の入金として処理されることとなる。

したがって、調定された金額は、当然貸付金から減額するために、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」により処理する必要があるが、産業労働局においては、年度末の返済予定額の調定手続きは行ったものの、貸付金の減額処理は、入金に関する事務上の処理日である翌年度に処理すれば足りると誤認していた。

産業労働局が所管する貸付金に関しては、本包括外部監査報告書において記載するとおり、複数の貸付金において、減額処理が漏れたことによる誤謬が「財産に関する調書」に生じたことに加えて、高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金に関する収入未済額を貸付金に含めて記載する誤謬などが生じており、事務手続きを組織として検証する仕組み、事務の引継ぎ、会計事務手続きに関する研修などが不十分であったと考えられるため、債権の事務処理及び管理に関する規程の整備などにより、改善する必要がある。

また、制度融資貸付金に関する管理について、改善すべき事項として次のことが認められた。

- ア 制度融資貸付に係る管理簿が作成されておらず、したがって年度末における管理簿と預金通帳及び決算残高明細の照合がなされていないこと。
- イ 年度末において、貸付先と残高確認を行っていないこと。
- ウ 債権残高の趨勢分析が不十分であること。
- エ 「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。

東京都においては、平成 18 年度から複式簿記と発生主義による新たな公会計制度が導入されているが、地方自治法に定められた制度会計の決算説明資料である「財産に関する調書」においても、複式簿記による会計を参照し、今後このような誤謬が発生しないようにする必要がある。

(3) 中小企業高度化資金貸付金について

① 中小企業高度化資金貸付金の概要

中小企業高度化資金貸付金（以下「高度化資金貸付金」という。）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、中小企業者が事業の共同化、協業化、工場・店舗等の集団化等、経営基盤の強化を図るための事業を実施する場合に必要な資金の一部を、事業協同組合等の中小企業者が組織する団体に貸し付けるものである。

高度化資金貸付金には A 方式と B 方式があり、A 方式は都道府県が事業協同組合等に資金を貸し付け、B 方式は複数の都道府県にまたがる広域事業であって独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が事業協同組合等に貸し付けるものである。

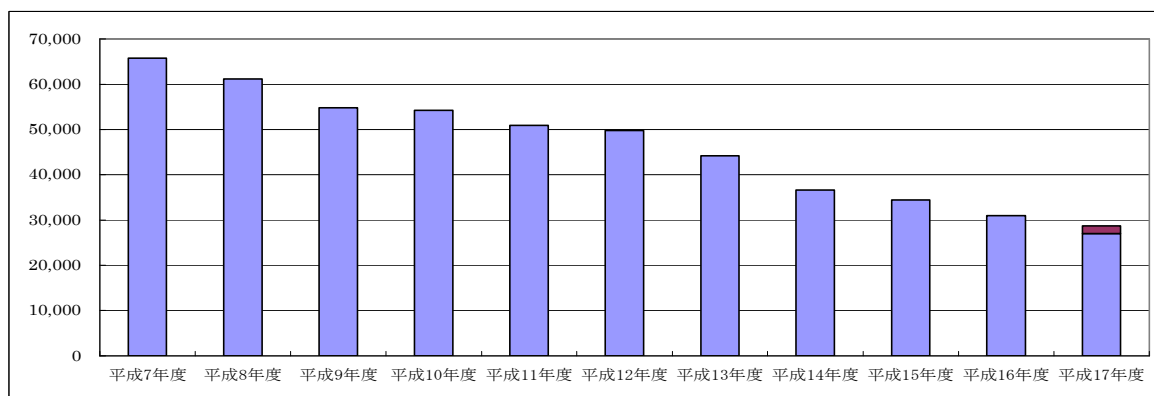
産業労働局から提示された資料によれば、同資金の平成 7 年度から平成 17 年度までの残高の推移は、（表 1－6）のとおりであり、この表から明らかなおり、高度化資金貸付金については、平成 11 年度に A 方式であってそれまで集団化資金、工場共同利用資金、共同施設資金などの 7 つの資金貸付金であったものを A 方式として統合し、さらに平成 15 年度に、B 方式と称されている広域高度化資金貸付金を合わせて、再度高度化資金貸付金として統合している。

平成 17 年度末においては、この統合された高度化資金貸付金の残高 26,708 百万円と、財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）に対する中心市街地商業活性化推進基金貸付金 1,000 百万円及び三宅島噴火等利子補給基金貸付金 1,000 百万円の合わせて 28,708 百万円が貸付金残高とされている。

(表 1－6) 高度化資金貸付金の残高の推移

(単位：百万円)

区分	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	修正後 平成 17年度	差額
集団化資金	33,478	31,873	29,571	32,388	A方式に統合				高度化資金に統合				
工場共同利用資金	8,269	7,212	6,273	5,596									
共同施設資金	5,361	5,459	4,659	6,734									
設備リース資金	8,398	6,412	4,699	885									
工場共同化資金	2,907	2,664	2,403	2,329									
特定商店街共同施設資金	4,199	4,448	4,194	3,323									
共同公害防止資金	2,572	2,518	2,406	2,292									
A方式					48,206	46,159	40,607	33,027					
B方式(旧広域高度化資金)	568	592	576	678	665	640	590	568					
中心市街地商業活性化推進基金					1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0
繊維産地活性化基金					1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0	0	0
三宅島噴火等利子補給基金						1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	1,000
高度化資金									31,447	28,974	26,708	25,979	729
高度化資金計	65,752	61,178	54,781	54,225	50,871	49,799	44,197	36,595	34,447	30,974	28,708	26,979	1,729



(注) 1 表中の修正後欄の金額は、平成 17 年度末入金の減額漏れに係る誤謬を修正して記載している。

(注) 2 滞納(収入未済)額については、後述するとおり、東京都の事務処理上は貸付金から除いて表示することとされているが、この表及びグラフにおいては、債権総額を示すため含めて表示している。

なお、監査の過程で、平成 16 年度末における収入未済額のうち、5,416 千円は貸付金総額から除かれていることが認められており、したがって、平成 16 年度の貸付

金総額は、表に記載された金額より当該金額だけ多いことになるが、この表上では平成 16 年度以前については、産業労働局から提示された金額を記載しており、修正していない。

(注) 3 棒グラフ中の色の濃い部分が差額である。

② 高度化資金貸付金の年度末入金の減額処理に係る誤謬について

平成 17 年度末における高度化資金貸付金の残高検証のために、同貸付金の個別管理簿より年度末明細表の作成を求め、個々の管理簿と照合した結果、産業労働局が平成 17 年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」に計上した貸付金残高が 28,708 百万円であるのに対し、個別管理簿の合計額は、26,979 百万円であり不一致が生じていた。

不一致が発生した原因を分析したところ、歳入調定した貸付金のうち、(表 1－7) 及び (表 1－8) に示すとおり、平成 18 年 3 月の返済額 1,729 百万円について、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れていた。その結果として、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「東京都中小企業設備導入等資金会計歳入歳出決算書」(以下「特別会計決算書」という。)には、この誤謬は生じていないものの、平成 17 年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された高度化資金貸付金(旧 A 方式及び B 方式統合、以下「AB 統合高度化資金貸付金」という。)と三宅島噴火等利子補給基金貸付金との残高及び増減額には、誤謬が生じている。

なお、東京都の事務処理上、貸付金は歳入調定されると貸付金から除かれ、調定後、入金されなかった場合は、滞納(収入未済)額として処理することとされているが、平成 17 年度末の AB 統合高度化資金貸付金については、「財産に関する調書」に滞納(収入未済)額を含んだ金額が記載されている。

このことについては、別途検討しており、ここでは、年度末返済額の減額処理に係る誤謬のみにについて記載している。

(表 1－7) 高度化資金貸付金の平成 17 年度末に減額処理が漏れた金額(単位: 百万円)

区分	「決算附属書類」に 計上された金額	減額処理が 漏れた金額	修正後の金額
AB 統合高度化資金貸付金	26,708	729	25,979
中心市街地商業活性化推進基金貸付金	1,000	0	1,000
三宅島噴火等利子補給基金貸付金	1,000	1,000	0
合計	28,708	1,729	26,979

(注) 1 「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは百万円単位(単位未満切り捨て)で記載している。

(注) 2 滞納(収入未済)額については、東京都の事務処理上、貸付金から除くこととされて

いるが、ここでは貸付金に含めた金額を記載している。

なお、滞納（収入未済）額の処理及び管理については、別途記載している。

なお、平成 18 年 3 月の貸付金回収の処理に誤謬が生じた貸付先の明細は（表 1－8）のとおりである。

（表 1－8）年度末の処理に誤謬が生じた貸付金の明細（単位：千円）

方式	貸付先	貸付年度	「決算附属書類」に計上された金額	4月以降減額処理	元本分	利息分	平成17年度残高
AB統合高度化資金貸付金							
B	—	昭和60年度	7,518	9	9	0	7,509
B	—	昭和60年度	3,159	4	4	0	3,155
A	—	昭和62年度	55,992	140	140	0	55,852
A	—	昭和62年度	678	678	678	0	0
A	—	平成元年度	3,320,845	380,708	291,046	89,662	3,029,799
A	—	平成2年度	121,772	13,222	9,935	3,287	111,837
A	—	平成3年度	96,918	13,844	13,844	0	83,074
A	—	平成3年度	67,939	11,539	9,705	1,834	58,234
A	—	平成4年度	125,133	15,641	15,641	0	109,492
A	—	平成4年度	573,776	35,655	20,164	15,491	553,612
B	—	平成4年度	2,311	2,311	2,311	0	0
A	—	平成5年度	207,948	23,104	23,104	0	184,844
B	—	平成5年度	457	457	457	0	0
A	—	平成6年度	421,887	95,766	84,376	11,390	337,511
B	—	平成6年度	4,611	1,846	1,846	0	2,765
B	—	平成6年度	48,268	132	132	0	48,135
A	—	平成7年度	304,826	27,712	27,712	0	277,114
A	—	平成8年度	338,592	28,216	28,216	0	310,376
A	—	平成8年度	79,889	6,657	6,657	0	73,232
B	—	平成9年度	22,942	17,527	17,527	0	5,415
A	—	平成11年度	364,297	33,671	26,021	7,650	338,276
A	—	平成12年度	705,769	44,111	44,111	0	661,658
A	—	平成12年度	1,686,428	105,401	105,401	0	1,581,027
		小計	8,561,957	858,355	729,037	129,318	7,832,919
三宅島噴火等利子補給基金貸付金							
	公社	平成12年度	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0
		処理誤謬金額合計			1,729,037		

③ 誤謬が生じた原因と改善策について

後述するとおり、貸付金の回収に懸念が生じているものがある中、貸付金残高に誤謬が生じ、監査の過程で確認されるまで産業労働局において発見されなかったことは、債権管理と決算手続きに不十分な点があると考えられ、産業労働局における

手続を検討したところ、改善すべき事項として次のことが認められた。

- ア 年度末における貸付金補助簿と残高明細の照合がなされていないこと。
- イ 貸付金の残高集計に当たって、入金予定貸付金の入金記帳がない場合には、回収漏れ、記帳漏れがないか検討する必要があるが、その手続きが不十分であること。
- ウ 年度末残高の回収可能性の検討の基礎として貸付金明細表が利用されていないこと。
- エ 「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。

以上の事項は、AB 統合高度化資金貸付金の確実な回収のための管理が不十分であることにつながるため、速やかに改善する必要がある。

また、産業労働局の監理団体である公社に対する三宅島噴火等利子補給基金貸付金 1,000 百万円については、公社の決算においては借入金が返済されたことになっており、産業労働局と公社との債権債務の記載が不一致となっている。

監理団体との取引、特に金銭の貸借に関する取引については、年度末で両者の金額の一致を確認する必要がある。

④ 延滞、支払条件変更等がある債権の管理について

I 滞留債権等の状況

平成 17 年度末における、AB 統合高度化資金貸付金のうち、貸付金の管理簿に相当する「高度化資金・償還表」から延滞又は返済条件変更があることなどにより、約定上の完済予定年までの回収に懸念が生じているものを抽出すると、(表 1－9) のとおりであり、a から n までの貸付先に対する 9,844 百万円である。

このうち、a から c までの貸付先に対する貸付金の合計 106 百万円については、貸付先が破綻しており、d から n までの貸付先に対する 9,738 百万円は、貸付先は破綻していないものの、平成 17 年度末の残高を平成 17 年度の回収額で除した年数に照らすと、約定上の完済予定年までの回収に懸念が生じている。

仮に平成 17 年度の回収状況が今後も継続した場合には、回収に 300 年以上要する貸付先も見られる。

(表 1－9) 回収が遅延もしくは返済条件変更が行われた貸付金の状況 (単位: 千円)

方式	貸付年度	貸付先	平成17年度末 残高	平成16年度末 残高	平成17年度 回収額	回収年数	完済予定年
B	昭和45年度	a	156	156	0	—	—
B	昭和46年度	a	776	776	0	—	—
B	昭和58年度	b	6,095	6,095	0	—	—
B	平成6年度	c	48,135	48,453	317	151	—
B	平成6年度	c	51,491	51,491	0	—	—
B	昭和58年度	d	13,050	13,125	75	174	平成21年
B	昭和60年度	d	60,404	60,815	411	147	平成19年
B	昭和60年度	e	7,509	7,552	43	175	平成18年
B	昭和60年度	f	3,155	3,175	20	158	平成18年
A	昭和62年度	g	55,852	56,132	280	199	平成21年
A	昭和62年度	h	15,669	15,727	58	270	平成21年
A	昭和62年度	i	30,673	30,775	102	301	平成21年
A	平成元年度	j	340,878	341,878	1,000	341	平成22年
A	平成元年度	k	3,029,799	3,320,846	291,047	10	平成23年
A	平成2年度	k	111,837	121,772	9,935	11	平成23年
A	平成3年度	k	1,894,480	2,028,020	133,540	14	平成23年
A	平成3年度	k	2,004,485	2,153,193	148,708	13	平成23年
A	平成3年度	k	752,980	779,845	26,865	28	平成23年
A	平成3年度	l	568,423	578,805	10,382	55	平成23年
A	平成4年度	l	553,612	573,776	20,164	27	平成25年
A	平成4年度	m	262,920	277,000	14,080	19	平成24年
A	平成5年度	n	32,506	37,922	5,416	6	平成23年
合計			9,844,885	10,507,329	662,443	—	—

(注) 1 回収年数は、平成 17 年度末残高を平成 17 年度の回収額で除した年数を、参考までに記載している。

(注) 2 完済予定年は、約定上の完済予定年を記載している。

(注) 3 回収金額が明らかになるよう、収入未済額を含めて記載している。

II B方式による貸付金の管理について

(表 1－9) に記載された貸付金のうち、いずれも B 方式による (表 1－10) に記載する貸付金については、貸付先が破綻している。

(表 1－10) 貸付先が破綻している貸付金

(単位：千円)

貸付先	貸付年度	当初貸付金額	平成 17 年度末金額	貸付先の状況
a	昭和 45 年度	1,066	156	平成 2 年の 1,792 円を最後に 2 口とも全く返済なし。
	昭和 46 年度	2,215	776	
b	昭和 58 年度	7,966	6,095	昭和 60 年自己破産申立 平成 6 年破産終結決定 平成 6 年の 118 千円を最後に以後全く返済なし。
c	平成 6 年度	102,749	48,135	平成 7 年自己破産申立 平成 12 年最後配当 以後は、連帯保証人が返済。 平成 17 年度の返済実績は、東京都分 317 千円。
	平成 6 年度	57,213	51,491	
合計		171,209	106,656	

監査に際して、B 方式の債権は、債権者である機構に管理責任があることや、債権者が広域にわたる場合があるため、機構や他の地方公共団体との調整が難しいこともあり、処理がなされていない旨が説明されたが、機構の仕組みも中小企業総合事業団が独立行政法人に移行するなど変化してきており、東京都と機構の契約書上に、機構が負担する旨は明記されていないことから、いずれは東京都の負担になることが懸念されている。

a と b に対する貸付金については、最終弁済年が、それぞれ平成 2 年と平成 6 年であり、現在においては全く回収可能性がないため不納欠損処理を行う必要がある。

c に対する貸付金については、平成 17 年度まで連帯保証人が少額の返済をしているが、当該貸付の経緯に係る記録は、連帯保証人との交渉過程に係るものも含め、平成 12 年度以降作成されておらず、産業労働局では債権の回収に係る情報の把握が不十分である。

なお、産業労働局は、a、b 及び c に対する貸付金を、過年度において滞納（収入未済）額として処理しており、滞納（収入未済）額の処理及び管理については、別途検討している。

さらに、B 方式の貸付金のうち、(表 1－9) に示すとおり、d に対する 73,454 千円、e に対する 7,509 千円、f に対する 3,155 千円も、平成 17 年度においては、それぞれ 486 千円、43 千円、20 千円しか回収されておらず、回収に懸念がある状態となっている。

産業労働局は、B 方式の債権についても、最終的に回収不能となった場合には、東京都の負担になることを十分認識し、機構との連絡を密にして、債権の状況を随時把握し、確実な回収ができるよう管理・保全に努める必要がある一方、貸付先の

破綻により、明らかに回収が不能となったものについては、不納欠損処理を行う必要がある。

Ⅲ 貸付先と債権の状況の分類把握による債権管理について

（表１－９）に記載した貸付金のうち、Ａ方式について、返済を猶予したり、返済条件が変更されたりしているものの状況を例示すると（表１－１１）のとおりである。

（表１－１１）返済猶予・返済条件変更のＡ方式貸付金の状況（単位：千円）

方式	貸付年度	貸付先	平成17年度末 残高	平成16年度末 残高	平成17年度 回収額	回収年数	完済予定年
A	昭和62年度	g	55,852	56,132	280	199	平成21年
			昭和63年貸し付け、平成8年から返済を猶予、平成16年返済条件変更し、年間280千円の返済となる。				
A	平成元年度	j	340,878	341,878	1,000	341	平成22年
			平成2年貸し付け、平成9年から返済を猶予、平成11年返済条件変更、平成14年から返済を猶予、平成16年度返済条件変更				
A	平成3年度	l	568,423	578,805	10,382	55	平成23年
A	平成4年度		553,612	573,776	20,164	27	平成25年
			平成8年、平成9年から返済条件変更				

民間の金融機関では、年２回の自己査定によって、貸付先と貸付金の状況が分析把握された上で、現況報告書が作成・回覧される。

貸付金の返済が延滞するような場合には、貸付金を管理する部署が速やかに貸付先を調査し、延滞の解消、返済条件の変更交渉、債権保全状況の調査等を実施し、個別に債権の回収可能性を検討して貸倒引当金を計上する。

高度化資金の貸付先に対する経営診断・指導は、東京都が公社に委託して「中小企業高度化事業運営診断報告書」を毎年度作成しているが、産業労働局においては、民間の金融機関が行っている債務者区分、債権分類は行われていない。

また、監査の過程で、（表１－９）の貸付先 n に対する債権 5,416 千円が、平成 17 年度に調定されたものの入金せず、収入未済額の残高に含まれていることについて、組織としての情報把握が不十分であることも認められた。

産業労働局は、平成 18 年度から新たな公会計制度による貸借対照表を作成することを予定しているが、その際は、「中小企業高度化事業運営診断報告書」も活用して、貸付先の状況を毎年度把握したうえで債務者区分、債権分類を行い、回収に懸念がある債権については、債権の確実な回収に向けて、迅速かつ適切に対応できるよう管理を充実する一方で、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会・平成 11 年 1 月 22 日）に準じた貸倒引当金を計上し、明らかに回収不能である倒産先等に対しては、債権の償却基準を作成のうえ償却を行い、債権の状況に関する適正な

開示を行う必要がある。

なお、貸倒引当金の計上は債権を放棄することとは異なり、債権という財産の実態（実質的財産価値）を表示するために行うものである。

Ⅳ 東京都中小企業団体中央会との一層の連携による債権管理の充実について

AB 統合高度化資金貸付金は、貸付先が事業協同組合等であり、組合としてまとまって業務を行うことによって、経営の改善強化を図るものである。

AB 統合高度化資金貸付金のうち、集団化資金について返済の猶予や、返済条件の変更をしている理由は、経済・経営環境の変化など様々であるが、組合の構成員である企業のうちには、後継者問題等により、廃業その他で組合を脱退するものもあり、脱退者の返済義務の履行が事実上困難になることの一因となっている。

この問題は、集団化資金に限らず中小企業団体への貸付を目的とする高度化資金貸付に特有の問題であり、中小企業の組織化を推進し、その連携を強固にすることにより、中小企業を支援することを目的とし、国及び東京都から補助金を受けて運営される団体である東京都中小企業団体中央会による貸付先の支援・指導との一層の連携により、産業労働局は債権管理の充実と回収の促進を図ることが望ましい。

⑤ AB 統合高度化資金貸付金の滞納（収入未済）額の管理と処理について

Ⅰ 滞納（収入未済）額の処理について

既述したとおり、東京都の事務処理上、入金予定の貸付金は歳入調定され、収入未済として管理され、入金があった場合は、歳入に計上し、収入未済が収入済額となり減額される。調定どおりの入金があれば、収入未済額は無くなるが、入金されなかった場合には、滞納（収入未済）額として処理され、不納欠損額を除き、年度末に繰り越され、翌年度に引き継がれる。したがって、決算上の収入未済額は、前年度までに発生したものも含めた過去からの累計額である。

また、収入未済が繰り越される際、その額に相当する調定額も翌年度に引き継がれる。

Ⅱ AB 統合高度化資金貸付金における滞納（収入未済）額について

東京都の事務処理上、滞納（収入未済）額は、貸付金から除くこととされているが、平成 17 年度の AB 統合高度化資金貸付金の収入未済額は、「決算附属書類」の「財産に関する調書」において、貸付金残高に含まれて記載されており、この処理においても誤謬が発生している。

なお、産業労働局に、収入未済額とされている債権の内訳の分析を求めたところ、（表 1－12）のとおりであった。

(表 1－1 2) 高度化資金に係る平成 17 年度末収入未済額の内訳

(単位：千円)

区分	金額
B 方式 貸付先 a	156
B 方式 貸付先 a	776
B 方式 貸付先 b	6,095
B 方式 貸付先 c	99,627
A 方式 貸付先 n	5,416
平成 16 年度二重調定	856
平成 17 年度二重調定	995
合計	113,924

(表 1－1 2) に示されるとおり、平成 16 年度に 856 千円、平成 17 年度に 995 千円につき、本来収入未済額の入金とすべきものを、新たに調定を行って入金している。

その結果、それぞれの年度における歳入金額に誤りはなかったものの、平成 16 年度の調定額が 856 千円、平成 17 年度の調定額が 1,852 千円過大となっている。

このような状況が発生した最も基本的な原因は、既に記載したとおり、滞納（収入未済）額に係る入金を、元の債権である貸付金と区別して管理する必要があるところ、これを行っておらず、入金管理における産業労働局の債権管理が不十分であったことにある。

債権管理は、貸付金に係る債権の総額を十分把握して行うべきものであるが、一方、東京都の事務処理上は、一旦、滞納（収入未済）額として処理したものは、貸付金の入金とは区分して処理することが求められており、管理の改善を図る必要がある。

(4) 設備近代化資金貸付金・設備導入資金貸付金・設備貸与資金貸付金について

① 設備近代化資金貸付金・設備導入資金貸付金・設備貸与資金貸付金の概要

東京都は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）に基づき、小規模企業者等の創業及び経営基盤強化のために、設備資金の貸付及び設備貸与事業を実施しており、同事業は、特別会計である東京都中小企業設備導入等資金会計で処理されている。

同法に基づく貸付金のうち、設備近代化資金貸付金は、東京都が直接小規模事業者等に融資しており、同資金の新規貸付は、平成 11 年度に終了している。

設備導入資金貸付金及び設備貸与資金貸付金は、東京都が公社に貸付を行い、公社から小規模事業者等に資金の貸付、設備の貸与が行われており、公社における管理については、本包括外部監査報告書で別途項目を設けて検討している。

なお、これらの貸付金については、資金の 2 分の 1 が国から東京都に貸し付けられている。

② 設備近代化資金貸付金・設備導入資金貸付金・設備貸与資金貸付金の平成 17 年度末の減額処理に係る誤謬について

産業労働局から提示された資料によれば、公社を介して貸し付ける設備導入資金貸付金及び設備貸与資金貸付金の平成 17 年度末残高は、それぞれ 1,259,060 千円及び 835,996 千円の合計 2,095,056 千円であり、公社における東京都からの借入金残高 1,324,864 千円と不一致が生じている。

不一致が発生した原因を検討したところ、設備導入資金貸付金については、平成 18 年 3 月に歳入調定し、平成 17 年度末に返済された 421,181 千円、設備貸与資金貸付金については平成 18 年 3 月に歳入調定し、平成 17 年度末に返済された 349,011 千円について、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「特別会計決算書」には正しい金額が計上されたものの、「決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された、設備導入資金貸付金及び設備貸与資金貸付金の債権残高及び増減額には、誤謬が生じている。

また、設備近代化資金貸付金についても、平成 17 年度末に歳入調定し、入金された 880 千円について、貸付金の減額処理が漏れていることが認められた。

結果として、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「特別会計決算書」には、この誤謬は発生しなかったものの、「決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された残高には、（表 1－13）に示すとおり、誤謬が生じている。

なお、設備近代化資金貸付金に係る滞納（収入未済）額の処理及び管理について

は、別途記載しており、ここでは、年度末の入金の減額処理に関する誤謬についてのみ記載している。

(表 1－13) 設備近代化資金貸付金等の平成 17 年度末に減額処理が漏れた金額
(単位：千円)

区分	「決算附属書類」に計上された金額	減額処理が漏れた金額	修正後の金額
設備近代化資金貸付金	929,742	880	928,862
設備導入資金貸付金	1,259,060	421,181	837,879
設備貸与資金貸付金	835,996	349,011	486,984
合計	3,024,799	771,072	2,253,726

(注) 1 「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは千円単位(単位未満切り捨て)で記載している。

(注) 2 設備近代化資金貸付金に係る滞納(収入未済)額の処理及び管理については、別途記載している。

③ 誤謬が生じた原因と改善策について

②に記載した誤謬は、事務処理上のものではあるが、後述するとおり、設備近代化資金貸付金は、その大半の回収が極めて懸念される状態にあり、また、設備導入資金貸付金及び設備貸与資金貸付金は、監理団体である公社に対する貸付金である。

このような貸付金残高に誤謬が生じ、今回の監査の過程で確認されるまで産業労働局において発見されなかったことは、債権管理と決算手続きに不十分な点があると考えられ、産業労働局における手続を検討したところ、改善すべき事項として、既述した高度化資金貸付金における改善事項と同様に、次の点が認められた。

ア 年度末における貸付金補助簿と残高明細の照合がなされていないこと。

イ 貸付金の残高集計に当たって、入金予定貸付金の入金記帳がない場合には、回収漏れ、記帳漏れがないか検討する必要があるが、その手続きが不十分であること。

ウ 年度末残高の回収可能性の検討の基礎として貸付金明細表が利用されていないこと。

エ 「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。

以上の事項は、債権の確実な回収のための管理が不十分であることにつながるため、速やかに改善する必要がある。

また、監理団体との取引、特に金銭の貸借に関する取引については、年度末で両

者の金額の一致を確認する必要があることは、三宅島噴火等利子補給基金貸付金に関して既述したとおりである。

④ 延滞、返済条件変更等がある債権の管理について

滞留債権等の状況について産業労働局から提示された資料によると、設備近代化資金貸付金については、(表 1-14) のとおり、224 件のうち 222 件、金額にして 928,862 千円のうち、916,523 千円が延滞債権であり、同資金の東京都の新規貸出が平成 11 年度で終了していること、平成 17 年度における回収額が 25,186 千円であることに鑑みると、同貸付金残高の大半が、回収の極めて困難な債権となっている。

(表 1-14) 設備近代化資金貸付金の状況

区分	件数 (件)	残高 (千円)
正常債権	2	12,339
延滞債権	222	916,523
合計	224	928,862

延滞債権の貸付先の中には、平成 17 年度末時点では、破綻しているものが相当数あると考えられるが、不納欠損処理は行われていない。

産業労働局は、不納欠損処理を行う場合には、国からの借入金についても処理する必要がある、不納欠損処理した債権のうち、すべてを東京都の負担とするか否かについて、国と協議する必要があるため、処理が進んでいないとしている。

産業労働局は、延滞債権の貸付先の状況を、十分把握整理して、回収可能性が全く見込めない債権については、国と協議の上、不納欠損処理を行う一方、新たな公会計制度の貸借対照表においては、貸倒引当金を計上する必要がある。

⑤ 設備近代化資金貸付金の滞納（収入未済）額の処理及び管理について

平成 17 年度末において、設備近代化資金貸付金のうち、898,394 千円は、滞納（収入未済）額として処理されているが、AB 統合高度化資金貸付金に係る滞納（収入未済）額と同様に、過年度から「決算附属書類」の「財産に関する調書」において、貸付金残高に含めて記載されており、この処理においても誤謬が発生している。

なお、産業労働局が、延滞債権としている金額は、916,523 千円であり、滞納（収入未済）額として処理されている金額との間に 18,129 千円の乖離が生じているが、この乖離がどの貸付先に対するものかについて、産業労働局は原因が分析できていない。

差額が発生した理由としては、AB 統合高度化資金貸付金と同様に、産業労働局

における管理が不十分であったことが考えられる。

差額は、過年度から発生しており、設備近代化資金貸付金の制度は、古く昭和30年代に始まったものであるため、原因分析には時間を要しているが、産業労働局は、滞納（収入未済）額の内容を分析すると同時に、今後の管理の改善を図る必要がある。

（５）同和産業振興資金貸付金について

① 同和産業振興資金貸付金の概要

同和産業振興資金貸付金は、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の精神に則り、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域等において産業を営む中小企業者に対して必要な資金を融資し、これらの産業の振興と経営の安定に資するとともに、従業者の生活向上に役立てることを目指した制度である。

この貸付金は、東京都から特定金融機関に対し、同和対策産業振興資金の金利等の軽減措置のため、一定資金を預託金として 7 年間無利子で平成 13 年度まで貸し付けられたものであり、平成 17 年度の貸付金残高は平成 11 年度から平成 13 年度までに実行されたものである。

特定金融機関は窓口となり、東京信用保証協会の保証を付して、同和対策産業振興資金として中小企業者へ融資している。

特定金融機関から中小企業者へ融資している同和対策産業振興資金の貸付金残高の減少とともに、東京都からの預託金としての同和産業振興資金貸付金は減少してきているが、産業労働局から提示された資料によれば、平成 17 年度の残高は、平成 16 年度と同額の 2,150 百万円となっている。

② 同和産業振興資金貸付金の年度末入金の減額処理に係る処理の誤謬について

監査の過程で確認したところ、平成 18 年 2 月に歳入調定し、平成 17 年度末に返済された 641 百万円については、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、平成 17 年度の「一般会計決算書」には誤謬は生じなかったものの、平成 17 年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された金額には、以下の（表 1－15）のとおり誤謬が生じている。

（表 1－15）同和産業振興資金貸付金の平成 17 年度末に減額処理が漏れた金額
（単位：百万円）

「決算附属書類」に 計上された金額	減額処理が漏れた金額	修正後の金額
2,150	641	1,509

（注）「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは百万円単位（単位未満切り捨て）で記載している。

③ 誤謬が生じた原因と改善策について

②に記載した誤謬は、事務処理上の誤りではあるが、このような誤謬が生じた背景には、産業労働局における債権管理と決算手続きに不十分な点があると考えられ、産業労働局における手続を検討したところ、改善すべき事項として次のことが認められた。

- ア 同和産業振興資金貸付金に係る管理簿が作成されておらず、したがって年度末における管理簿と預金通帳及び決算残高明細の照合がなされていないこと。
- イ 年度末において、貸付先と残高確認を行っていないこと。
- ウ 債権残高の趨勢分析を行っていないこと。
- エ 「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。

同和産業振興資金貸付金残高は、制度の趣旨から判断して、実際に金融機関が当該制度に基づいて企業に貸し付けている金額と連動していることが本来であり、金融機関から毎月報告を求めて、月単位で連動させていくことが望ましいものであるが、このよう誤謬が生じたことは、毎月の管理が不十分であることにも原因があり、速やかに改善する必要がある。

④ 債権管理の重要性に関する産業労働局内の意識の徹底について

行政においては、予算執行に係る収支については、厳密な手続きが取られて検証されているものの、一旦予算執行されると、予算執行の結果として取得した財産については、貸借対照表が作成されていないこととも関係して、管理・把握が不十分になりがちであることは、かねてから言われている。

しかし、貸付金は、資金の利用目的と返済計画を明らかにした上で予算執行されるものであり、債権管理を充実することは、予算執行の目的を達成する意味からも、極めて重要である。

産業労働局においては、別途記載するとおり商工部所管の貸付金においても、貸付金に関する処理の誤謬があったことに鑑み、今後は、債権管理の重要性に関する基本的な認識を局内に徹底する必要がある。

なお、平成 18 年度から導入される新たな公会計制度の開始に当たっては、資産の開始残高を確定する必要があるが、産業労働局は、本来最も残高の確定が求められる資産のひとつである貸付金に、誤謬が複数発生していたことを重く認識し、期首残高について産業労働局自ら再度精査する必要がある。

指 摘（１－１）制度融資貸付金の平成 17 年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正について

制度融資貸付金につき、平成 17 年度末に返済された 122,900 百万円について「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「東京都一般会計歳入歳出決算書」（以下「一般会計決算書」という。）には誤謬が生じていないものの、平成 17 年度の「東京都各会計歳入歳出決算附属書類」（以下「決算附属書類」という。）の「財産に関する調書」のうち、債権の欄に計上された制度融資貸付金残高には、122,900 百万円の誤謬が生じており、債権残高及び増減額を修正する必要がある。

（表）制度融資貸付金の平成 17 年度末に減額処理が漏れた金額（単位：百万円）

区分	「決算附属書類」に計上された金額	減額処理が漏れた金額	修正後の金額
東京信用保証協会	164,834	0	164,834
信金中央金庫	398,727	121,011	277,716
商工組合中央金庫	5,476	1,889	3,587
合計	569,037	122,900	446,137

（注） 1 「決算附属書類」には、合計額のみが記載されている。

（注） 2 「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは百万円単位（単位未満切り捨て）で記載している。

指 摘（１－２）高度化資金貸付金（旧 A 方式及び B 方式統合）及び三宅島噴火等利子補給基金貸付金の平成 17 年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正について

高度化資金貸付金（旧 A 方式及び B 方式統合、以下「AB 統合高度化資金貸付金」という。）及び三宅島噴火等利子補給基金貸付金につき、平成 17 年度末に返済された 729 百万円と 1,000 百万円につき「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「中小企業設備導入等資金会計歳入歳出決算書」（以下「特別会計決算書」という。）には、この誤謬が生じていないものの、「決算附属書類」の「財産に関する調書」の債権の欄に計上された AB 統合高度化資金貸付金と三宅島噴火等利子補給基金貸付金の残高及び増減額に誤謬が生じており、修正する必要がある。

（表）高度化資金貸付金の平成 17 年度末に減額処理が漏れた金額 （単位：百万円）

区分	「決算附属書類」に計上された金額	減額処理が漏れた金額	修正後の金額
AB 統合高度化資金貸付金	26,708	729	25,979
中心市街地商業活性化推進基金貸付金	1,000	0	1,000
三宅島噴火等利子補給基金貸付金	1,000	1,000	0
合計	28,708	1,729	26,979

（注）１ 「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは百万円単位（単位未満切り捨て）で記載している。

（注）２ 滞納（収入未済）額については、東京都の事務処理上、貸付金から除くこととされているが、ここでは貸付金に含めた金額を記載している。

なお、滞納（収入未済）額の処理及び管理については、別途記載している。

指 摘（１－３）高度化資金貸付金（旧 A 方式及び B 方式統合）に係る貸付金の重複表示について

東京都の事務処理上、滞納（収入未済）額は、貸付金から除くこととされているが、平成 17 年度末の高度化資金貸付金（旧 A 方式及び B 方式統合）の収入未済の金額は、「決算附属書類」の「財産に関する調書」において、貸付金残高に含まれて記載されており、この処理においても誤謬が発生しているため、修正する必要がある。

なお、平成 17 年度に、貸付金と重複して記載されている収入未済額の金額は、112,072 千円である。

指 摘（１－４）二重に行った調定の修正について

産業労働局においては、高度化資金貸付金（旧 A 方式及び B 方式統合）に関して、本来収入未済額の入金とすべきものを、平成 16 年度に 856 千円、平成 17 年度に 995 千円、新たに調定を行って入金している。

その結果、それぞれの年度における歳入金額に誤りはなかったものの、平成 16 年度の調定額が 856 千円、平成 17 年度の調定額が 1,852 千円過大となっており、修正する必要がある。

指 摘（１－５）設備近代化資金貸付金、設備導入資金貸付金及び設備貸与資金貸付金の平成 17 年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正について

設備近代化資金貸付金、設備導入資金貸付金及び設備貸与資金貸付金につき、平成 17 年度末に歳入調定し、返済された金額について、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「特別会計決算書」には、この誤謬が生じていないものの、平成 17 年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された設備近代化資金貸付金 880 千円、設備導入資金貸付金 421,181 千円及び設備貸与資金貸付金 349,011 千円が誤謬となっているため、債権残高及び増減額を修正する必要がある。

（表）設備近代化資金貸付金等の平成 17 年度末に減額処理が漏れた金額

（単位：千円）

区分	「決算附属書類」 に計上された金額	減額処理が 漏れた金額	修正後の金額
設備近代化資金貸付金	929,742	880	928,862
設備導入資金貸付金	1,259,060	421,181	837,879
設備貸与資金貸付金	835,996	349,011	486,984
合計	3,024,799	771,072	2,253,726

（注）１ 「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは千円単位（単位未満切り捨て）で記載している。

（注）２ 設備近代化資金貸付金に係る滞納（収入未済）額の処理及び管理については、別途記載している。

指 摘（１－６）設備近代化資金貸付金に係る貸付金の重複表示について

東京都の事務処理上、滞納（収入未済）額は、貸付金から除くこととされているが、設備近代化資金貸付金の収入未済額は、過年度から「決算附属書類」の「財産に関する調書」において、貸付金残高から控除されておらず、この処理においても誤謬が発生しているため、修正する必要がある。

なお、平成 17 年度に、設備近代化資金貸付金に係る滞納（収入未済）額とされている金額は、898,394 千円である。

指 摘（１－７）同和産業振興資金貸付金の平成 17 年度末返済額の減額処理に係る誤謬の修正について

同和産業振興資金貸付金残高について、平成 17 年度末に返済された 641 百万円につき、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」上での貸付金の減額処理が漏れたため、入金処理を基礎に作成される平成 17 年度の「一般会計決算書」には誤謬は生じなかったものの、平成 17 年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された同和産業振興資金貸付金残高に、641 百万円の誤謬が生じており、債権残高及び増減額を修正する必要がある。

（表）同和産業振興資金貸付金の平成 17 年度末に減額処理が漏れた金額

（単位：百万円）

「決算附属書類」に 計上された金額	減額処理が漏れた金額	修正後の金額
2,150	641	1,509

（注）「決算附属書類」は、円単位で記載されているが、ここでは百万円単位（単位未満切り捨て）で記載している。

指 摘（１－８）産業労働局の組織としての誤謬発生防止の仕組みの整備について
東京都の事務手続き上、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定することとされており（東京都会計事務規則第 22 条第 1 項）、年度内に返済が予定される貸付金は歳入調定され、貸付金としてではなく、収入未済額として管理され、入金した場合には、収入未済額の入金として処理されることとなる。

したがって、調定された金額は、当然貸付金から減額するために、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」により処理する必要があるが、産業労働局においては、年度末の返済予定額の調定手続きは行ったものの、貸付金の減額処理は、入金に関する事務上の処理日である翌年度に処理すれば足りると誤認していた。

産業労働局が所管する貸付金に関しては、減額処理が漏れたことによる誤謬が「財産に関する調書」に複数生じたことに加えて、収入未済額を貸付金に含めて記載する誤謬などが生じており、事務手続きを組織として検証する仕組み、事務の引継ぎ、会計事務手続きに関する研修などが不十分であったと考えられるため、債権の事務処理及び管理に関する規程の整備などにより、改善する必要がある。

指 摘（１－９）制度融資貸付金に係る管理の改善について

制度融資貸付金については、次の点につき管理の改善が求められる。

- ア 制度融資貸付に係る管理簿が作成されておらず、したがって年度末における管理簿と預金通帳及び決算残高明細の照合がなされていないこと。
- イ 年度末において、貸付先と残高確認を行っていないこと。
- ウ 債権残高の趨勢分析が不十分であること。
- エ 「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。

これらは、貸付金の管理と決算処理事務手続の基本的な事項であり、速やかに改善する必要がある。

指 摘（１－１０）高度化資金貸付金の債権管理の改善について

高度化資金貸付金については、次の点につき管理の改善が求められる。

- ア 年度末における貸付金補助簿と残高明細の照合がなされていないこと。
- イ 貸付金の残高集計に当たって、入金予定貸付金の入金記帳がない場合には、回収漏れ及び記帳漏れがないか検討する必要があるが、その手続きが不十分であること。
- ウ 年度末残高の回収可能性の検討の基礎として貸付金明細表が利用されていないこと。
- エ 「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。

高度化資金貸付金には、後述するように回収に懸念が生じているものがあり、以上のような事項は、債権の確実な回収のための管理が不十分であることにつながるため、速やかに改善する必要がある。

指 摘（１－１１）監理団体との取引、債権債務の整合性の十分な確認について

産業労働局の監理団体である財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）に対する三宅島噴火等利子補給基金貸付金 1,000 百万円については、公社の決算においては借入金返済されたことになっており、産業労働局と公社との債権債務の残高の記載が不一致となっている。

監理団体との取引、特に金銭の貸借に関する取引については、年度末で両者の金額が一致している必要があるのは当然であり、今後は十分に確認する必要がある。

意 見（１－１）東京都中小企業団体中央会との連携による管理の充実について

高度化資金貸付金の貸付先は中小企業の組合であり、組合の構成員である企業のうちには、後継者問題等により、廃業その他で組合を脱退するものもあり、脱退者の返済義務の履行が事実上困難になることが、返済を猶予する一因となっている。

東京都中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、中小企業の組織化を推進し、その連携を強固にすることにより、中小企業を支援することを目的とする団体であり、組合への貸付を目的とする高度化資金貸付に特有の問題について、中央会による貸付先への一層の支援・指導を求めるなど、中央会との連携により、産業労働局は債権管理の充実と回収の促進を図ることが望ましい。

指 摘（１－１２）滞納（収入未済）額に関する管理の改善について

産業労働局においては、近代化資金貸付金に係る収入未済額とされている金額 898,394 千円の債権の詳細が把握できておらず、延滞債権とされている金額 916,523 千円との間に 18,129 千円の乖離が生じているが、この乖離がどの貸付先に対するものかについて、原因が分析できていない。

差額が発生した理由としては、高度化資金貸付金（旧 A 方式及び B 方式統合）と同様に、産業労働局における管理が不十分であったことが考えられる。産業労働局において、設備近代化資金に係る滞納（収入未済）額の内訳を分析すると同時に、今後の管理の改善を図る必要がある。

意 見（１－２）同和産業振興資金貸付金残高の把握・管理について

平成 17 年度末において、同和産業振興資金貸付金残高に誤謬が生じていたが、この誤謬が生じたことの一因は、貸付金残高を金融機関と確認していないこと、さらに産業労働局が金融機関の資金貸付金残高を毎月把握していないことにある。

同和産業振興資金貸付金残高は、制度の趣旨から判断して、実際に金融機関が当該制度に基づいて企業に貸し付けている金額と連動していることが本来であり、金融機関から毎月報告を求めて、月単位で残高を把握し、連動させていくことが望ましい。

指 摘（１－１３）貸付先が破綻した債権の不納欠損処理について

高度化資金貸付金の平成 17 年度末残高のうち、B 方式による次のものは、貸付先が破綻していて回収可能性が全くない。

（表）貸付先が破綻しており回収見込みのない債権

（単位：千円）

貸付先	貸付年度	当初貸付金額	平成 17 年度末金額	貸付先の状況
a	昭和 45 年度	1,066	156	平成 2 年の 1,792 円を最後に 2 口とも全く返済なし。
	昭和 46 年度	2,215	776	
b	昭和 58 年度	7,966	6,095	昭和 60 年自己破産申立 平成 6 年破産終結決定 平成 6 年の 118 千円を最後に以後全く返済なし。
合計		11,247	7,029	

B 方式の債権は、債権者である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に管理責任があることや、債権者が広域にわたる場合があるため、機構や他の地方公共団体との調整が難しいこともあり、処理がなされていない旨が説明されたが、a 及び b に対する貸付金は、最終弁済年がそれぞれ平成 2 年と平成 6 年であり、現在においては全く回収可能性がないため、不納欠損処理を行う必要がある。

指 摘（１－１４）破綻先債権に関する年度末ごとの状況把握と引継ぎについて

B方式による高度化資金貸付金のうち、cに対する貸付金については、貸付先が平成7年に破綻していて、連帯保証人から少額の返済がなされている状況が続いている。

（表）貸付先が破綻し、連帯保証人から少額の入金がある貸付金（単位：千円）

貸付先	貸付年度	当初貸付金額	平成17年度末金額	貸付先の状況
c	平成6年度	102,749	48,135	平成7年自己破産申立 平成12年最後配当 以後は、連帯保証人が返済。 平成17年度の東京都への返済実績は317千円
	平成6年度	57,213	51,491	
合計		159,962	99,627	

当該貸付の経緯に係る記録は、連帯保証人との交渉過程に係るものも含め、平成12年度以降作成されておらず、産業労働局内における引継ぎなど管理は不十分である。

破綻先債権については、毎期貸付先の状況を把握して文書で引継ぎ、債権管理を充実する一方、回収が不能となった場合には、不納欠損処理を行う必要がある。

意 見（１－３）貸付先及び債権の状況の分類把握による債権管理の充実について

高度化資金貸付金には、貸付先は破綻していないものの、返済が猶予されたり、返済条件が変更されたりしているものがあり、約定上の完済予定年までの回収に懸念が生じているものを抽出すると、監査の過程で明らかにされたものだけで、11件9,738百万円である。

仮に平成17年度の返済状況が継続すれば、返済に今後300年以上を要するものも見られる。

また、監査の過程で、一つの貸付先に対する債権5,416千円が、平成17年度に調定されたものの入金せず、収入未済額の残高に含まれていることについて、組織としての情報把握が不十分であることも認められた。

高度化資金の貸付先に対する経営診断・指導は、東京都が公社に委託して「中小企業高度化事業運営診断報告書」を毎年度作成しているが、産業労働局においては、民間の金融機関が行っている債務者区分、債権分類は行われていない。

当該報告書も活用し、貸付先の状況を毎期把握したうえで債務者区分、債権分類を行い、債権の確実な回収に向けて、迅速かつ適切に対応するよう管理を充実する必要がある。

意見（１－４）設備近代化資金貸付金に生じている回収延滞について

産業労働局から提示された資料によると、設備近代化資金貸付金については、224 件のうち 222 件、金額にして 928,862 千円のうち 916,523 千円が延滞債権であり、同資金の東京都の新規貸出が平成 11 年度で終了していること、平成 17 年度における回収額が 25,186 千円であることに鑑みると、同貸付金残高の大半が、回収の極めて困難な債権となっている。

延滞債権の貸付先の中には、平成 17 年度末時点では、破綻しているものが相当数あると考えられるが、不納欠損処理は行われていない。

産業労働局は、延滞債権の貸付先の状況を十分把握整理して、回収可能性が全く見込めない債権については、当該貸付金の財源の 2 分の 1 を東京都に貸し付けている国と協議の上、積極的な不納欠損処理を行う必要がある。

意見（１－５）複式簿記と発生主義による新たな公会計制度を活用した誤謬発生防止について

貸付金の年度末返済額の減額処理が漏れるという誤謬が発生したのは、一つの取引を貸方・借方別々に記帳する単式簿記にも起因しており、民間が採用する複式簿記においては、誤謬が発見される仕組みとなっている。

東京都においては、平成 18 年度から複式簿記と発生主義による新たな公会計制度が導入されるが、地方自治法に定められた制度会計においても、複式簿記による会計を参照して、今後、このような誤謬が発生しないようにする必要がある。

意見（１－６）新たな公会計制度の期首残高の精査について

平成 18 年度から導入される新たな公会計制度の開始に当たっては、資産の開始残高を確定する必要があるが、産業労働局は、本来最も残高の確定が求められる資産のひとつである貸付金に誤謬が複数発生していたことを重く認識し、期首残高について局自ら再度精査する必要がある。

意見（１－７）新たな公会計制度における貸倒引当金の計上について

産業労働局は、債務者区分、債権分類を行ったうえで、回収に懸念がある債権については、新たな公会計制度による貸借対照表において、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会・平成 11 年 1 月 22 日）に準じた貸倒引当金を計上し、明らかに回収不能である倒産先等に対しては、債権の償却基準を作成のうえ償却を行い、債権の状況に関する適正な開示を行う必要がある。

なお、貸倒引当金の計上は債権を放棄することとは異なり、債権という財産の実態（実質的財産価値）を表示するために行うものである。

意見（１－８）債権管理の重要性に関する産業労働局内の認識の徹底について
行政においては、予算執行に係る収支については、厳密な手続きが取られて検証されているものの、一旦予算執行されると、予算執行の結果として取得した財産については、貸借対照表が作成されていないこととも関係して、管理・把握が不十分になりがちであることは、かねてから言われている。

しかし、貸付金は、資金の利用目的と返済計画を明らかにした上で予算執行されるものであり、債権管理を充実することは、予算執行の目的を達成する意味からも、極めて重要である。

産業労働局においては、別途記載するとおり、商工部所管の貸付金においても、貸付金に関する処理の誤謬があったことに鑑み、今後は、債権管理の重要性に関する基本的な認識を局内に徹底する必要がある。

2 産業労働局金融部管理の補助金の状況について

(1) 金融部に関する補助金の概要と金額の推移

産業労働局から提示された資料によると、金融部関係の主な補助金の金額の推移は（表 1－16）のとおりである。

金融部の補助金の大半は、制度融資の東京信用保証協会（以下「協会」という。）に対する補助金であり、平成 17 年度の補助金は 8,956 百万円である。

東京都信用組合経営基盤強化対策の補助金は、平成 12 年度から 5 年間にわたり毎年度 2,000 百万円（合計 5 年間 10,000 百万円）の予算で支出されたものであり、平成 16 年度で終了している。

（表 1－16）金融部関係の主な補助金の推移

（単位：百万円）

区 分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
制度融資保証債務履行補助	12,288	13,310	13,774	11,840	8,956
制度融資信用保証料補助	425	458	459	132	98
東京都信用組合経営基盤強化 対策補助	2,000	2,000	2,000	2,000	0
中小企業施設改善利子補給	491	339	220	138	77
その他 1 億円以下合計	124	97	72	60	40
合計	15,330	16,206	16,526	14,172	9,174

(2) 協会の沿革

協会は昭和 28 年に信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき、中小企業者等に対する資金融資が円滑に行われるよう、中小企業又はこれらの組織する組合が、銀行その他の金融機関からの資金の貸付等を受ける際にその貸付金等の債務を保証する目的をもって設立された協会であり、平成 17 年度末の基本財産は 1,968 億円、保証債務残高は 3 兆 9,636 億円となっている。

協会の決算資料によれば、協会の保証承諾等の 9 年間の推移は（表 1－17）のとおりである。

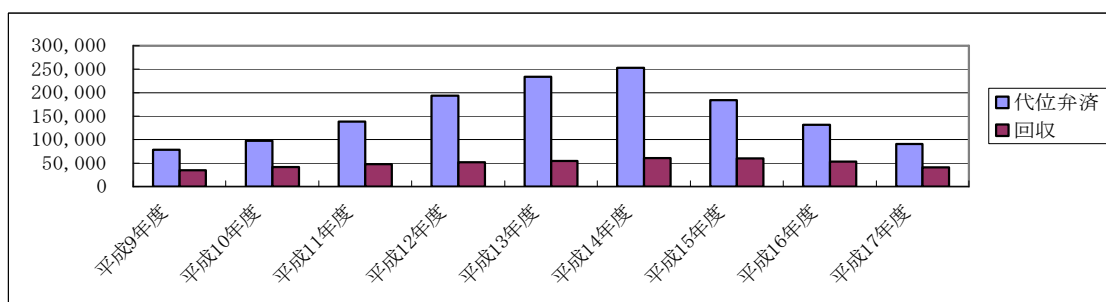
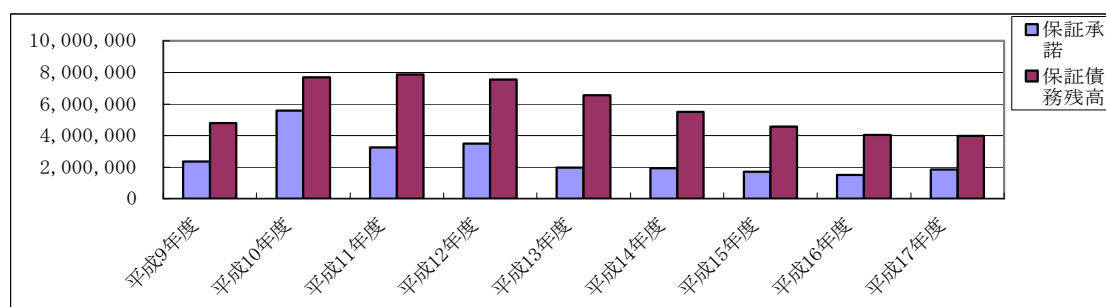
保証承諾の金額は、金融機関の自己査定制度に伴い、多くの中小企業が貸し渋りに直面して協会の保証に依存する傾向が強まった平成 10 年度にピークとなり、5 兆 5,884 億円となっているが、その後は漸減傾向となり、平成 17 年度で増加に転じたものの 1 兆 8,412 億円まで減少している。

保証債務残高も平成 11 年度末の 7 兆 8,675 億円をピークに、平成 17 年度末には 3 兆 9,636 億円にまで減少してきている。

(表 1 - 1 7) 東京信用保証協会の保証承諾等の推移

(単位: 百万円)

区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
保証承諾	2,353,852	5,588,412	3,245,562	3,485,358	1,970,227	1,929,237	1,703,607	1,502,741	1,841,269
保証債務残高	4,779,299	7,671,972	7,867,505	7,533,392	6,538,231	5,504,364	4,582,889	4,045,832	3,963,649
代位弁済	78,921	97,538	138,255	193,000	234,028	252,756	183,940	131,534	90,424
回収	34,665	41,761	47,511	51,595	54,141	60,545	60,446	52,959	40,902



また、代位弁済額は平成 14 年度の 2,527 億円をピークとしており、その後減少傾向にあるが、平成 17 年度では 904 億円の代位弁済が発生している。

(3) 協会に対する制度融資保証債務履行補助金の概要

東京都が協会に対して行う制度融資保証債務履行補助金（以下「保証債務履行補助金」という。）は、償却時補助金と、代位弁済時補助金とに大別され、制度の種類により補助方式が定められている。

償却時補助金

協会が金融機関に代位弁済した後、法的整理等の求償権償却基準に該当する場合に交付する補助金（代位弁済後 5 年を経過すると協会の償却基準により、すべて償却されることになる。）

代位弁済時補助金 協会が金融機関に代位弁済した後、求償権償却前に直ちに
交付する補助金

平成 17 年度における補助金 8,956 百万円の、償却時補助金と代位弁済時補助金
別内訳は、(表 1－18) のとおりであり、代位弁済の発生年度の経緯は (表 1－
19) のとおりである。

(表 1－18) 平成 17 年度保証債務履行補助金の内訳

区 分	件数	金額 (百万円)
償却時補助金	5,287	5,418
代位弁済時補助金	3,249	3,537
合 計	8,536	8,956

(表 1－19) 制度融資債務履行補助対象の代位弁済が発生した年度別内訳

(単位：百万円)

区 分		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
償却時 補助	件数	2,591	235	466	646	1,349	—	5,287
	金額	2,864	278	509	743	1,022	—	5,418
代位弁済 時補助	件数	—	—	—	—	933	2,316	3,249
	金額	—	—	—	—	1,024	2,512	3,537
合計	件数	2,591	235	466	646	2,282	2,316	8,536
	金額	2,864	278	509	743	2,047	2,512	8,956

協会は、金融機関から代位弁済によって取得した求償権につき、担保処分、債務
者からの回収を行い、最終的に回収不能となった求償権を貸倒損失とするが、代位
弁済時補助は、代位弁済時に弁済金額が全額補助されるため、一旦求償権補填金と
して負債計上し、貸倒損失処理（償却）が行われたときに、経常外収入に計上する
ことになる。

協会にとっては、償却時に補助金が執行される償却時補助に比べて、代位弁済時
補助の方が、補助金を先行して受けることができるため、資金運用上有利であり、
反対に、東京都にとっては、償却時補助の方が遅く執行されることになる。

なお、参考として、協会の平成 17 年度末における貸借対照表を示すと (表 1－
20) のとおりである。

(表 1－20) 東京信用保証協会の平成 17 年度末における貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
現金	22	基本財産	196,880
預け金	257,753	制度改革促進基金	81
有価証券	286,886	収支差額変動準備金	59,600
動産・不動産	9,140	責任準備金	25,099
保証債務見返	3,963,649	求償債権償却準備金	59,169
求償権	98,610	退職給与引当金	8,518
その他	12,952	保証債務	3,963,649
		求償権補填金	15,630
		借入金	194,857
		その他	105,527
合計	4,629,014	合計	4,629,014

東京都は、協会の財政状態を勘案し、また債権回収の取組を促進するために、(表 1－21) に示すとおり、保証債務履行損失補助の方法を、代位弁済時補助から償却時補助に移行している。

(表 1－21) 保証債務履行損失補助の方法の推移

制度名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
特定取組支援融資（旧技術）	償却時	償却時	償却時	償却時
創業融資	償却時	償却時	償却時	償却時
小規模企業融資	代位弁済時	償却時	償却時	償却時
個人事業者向無担保無保証人融資	代位弁済時	代位弁済時	償却時	償却時
経営支援融資「区市町村認定書不要型」	代位弁済時	代位弁済時	代位弁済時	償却時
経営支援融資「区市町村認定書必要型」	代位弁済時	代位弁済時	代位弁済時	償却時
再建企業向融資	償却時	償却時	償却時	償却時
借換融資	償却時	償却時	償却時	償却時
極度型融資	償却時	償却時	償却時	償却時
自律経営融資	償却時	償却時	償却時	償却時
クイック融資	償却時	償却時	償却時	償却時
組織向融資	償却時	償却時	償却時	償却時
災害復旧資金融資	償却時	償却時	償却時	償却時
一般保証付融資	償却時	償却時	償却時	償却時
売掛債権担保融資	償却時	償却時	償却時	償却時
CLO	代位弁済時	代位弁済時	代位弁済時	代位弁済時

平成 17 年度の審査会資料によれば、平成 17 年度償却時補助金算定集計表は、(表 1－2 2) のとおりであり、平成 17 年度末における今回補助対象外となった金額 20,082 百万円から、今後回収される金額を除いた金額が、将来東京都の負担となる。

(表 1－2 2) 平成 17 年度償却時補助金算定集計表 (単位：百万円)

区分	代位弁済額		うち東京都の補助金対象		回収額		既交付額		今回補助対象外		平成17年度補助金対象	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成12年度	20,436	192,999	6,582	8,968	1,014	3,273	2,957	2,794	0	0	2,611	2,900
平成13年度	26,296	234,027	7,496	10,402	900	3,301	2,979	2,766	3,382	4,054	235	279
平成14年度	29,622	252,756	8,455	12,904	983	4,217	2,880	2,767	4,126	5,410	466	509
平成15年度	23,822	183,940	7,213	10,447	697	2,950	1,634	1,446	4,236	5,306	646	743
平成16年度	18,126	131,533	6,195	8,074	419	1,741	0	0	4,427	5,309	1,349	1,023
平成17年度償却時補助	118,302	995,257	35,941	50,798	4,013	15,485	10,450	9,774	16,171	20,082	5,307	5,455

(注) 協会は償却基準により代位弁済後 5 年経過するとすべて貸倒償却するので平成 17 年度の償却時補助金の主なものは、平成 12 年度の代位弁済額のうち、平成 17 年度末において回収されていないものである。

(4) 年度末以前に代位弁済が発生した償却時補助金に対する引当金の計上について

協会で代位弁済が発生した時点で、東京都に将来補助金が発生する原因となる事実が発生しているため、当該金額は、東京都にとって、年度末以前に原因が発生し、発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることが可能であり、引当金の要件を満たしていると考えられるため、新たな公会計制度においては、過去における回収率などに照らして、将来の補助金発生額を見積もり、引当金の計上を検討する必要がある。

意見（１－９）年度末以前に代位弁済が発生した償却時補助金に対する引当金の計上について

償却時補助による場合には、代位弁済時補助に比べて、東京都の執行は遅くなり、資金効率の観点からは望ましいと言えるが、代位弁済後最長で５年後に補助が行われることになり、平成 17 年度の審査会資料によれば、平成 17 年度末において補助対象外となった金額 20,082 百万円から、今後回収される金額を除いた金額が、将来東京都の負担となる。

東京信用保証協会で代位弁済の事実が発生しているため、当該金額は、東京都にとって、年度末以前に原因が発生し、発生の可能性が高く、かつ金額を合理的に見積もることが可能であるため、引当金の要件を満たしており、新たな公会計制度においては、過去における回収率などに照らして、将来の補助金発生額を見積もり、引当金の計上を検討する必要がある。

3 東京都工場アパート建設支援貸付金について

東京都工場アパート建設支援貸付金は、地価の高騰下における生産機能と立地環境の保全を図るとともに、新たな産業を創出し、地域活力を向上させるため、板橋区が建設する賃貸型工場アパートに対し支援を行うものである。

「東京都工場アパート建設資金貸付要綱」に基づき、板橋区に対し平成4年度より3年間合計で1,871百万円を貸し付けている。

なお、貸付に当たっての条件は、償還期間20年（うち据置期間2年）、貸付利率2.7%、償還方法は、元金については年賦均等、利子については元金償還の約定日における現在債務額に対する既経過期間分、約定日は毎年3月31日となっている。

産業労働局が保有する、同貸付金に係る元利収入計画表によれば、平成16年度末残高は905百万円、平成17年度末残高は801百万円であるが、平成17年度の「東京都各会計歳入歳出決算附属書類」（以下「決算附属書類」という。）の「財産に関する調書」のうち債権の欄に計上された同貸付金の前年度末現在額、決算年度中増減額並びに決算年度末現在額は、（表1－23）のとおりであり、前年度末現在額に27百万円、決算年度中増減額に103百万円、決算年度末現在額に76百万円の差額が生じている。

平成17年度の「財産に関する調書」に記載された金額と正しい金額は、（表1－23）のとおりである。

（表1－23）平成17年度東京都工場アパート建設支援貸付金の要修正額

（単位：百万円）

区 分	前年度末 現在額	決算年度中 増減額	決算年度末 現在額
「決算附属書類」に計上された金額	878	0	878
修正後の金額	905	△103	801
差額	△27	103	76

（注）1 平成16年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」の決算年度末現在額と決算年度中増減額にも誤謬が生じている。

（注）2 「決算附属書類」は円単位で記載されているが、ここでは百万円単位（単位未満切り捨て）で記載している。

不一致が発生した原因は、平成17年度末については、産業労働局金融部所管の貸付金で生じた誤謬と同様、3月の返済に係る減額処理漏れで、平成16年度末については、平成16年度の利子収入を貸付金の回収として処理したことによるものであり、入金処理を基礎に作成される「東京都一般会計歳入歳出決算書」（以下「一般会計決算書」という。）は、平成16年度、平成17年度とも正しい金額が計上さ

れている。

同貸付金の返済計画は、平成 5 年度から始まり（平成 4 年度貸付分）、平成 26 年度まで（平成 6 年度貸付分）となっており、そのうち平成 9 年度から平成 24 年度までは、毎年 103 百万円ずつ同額の返済となっている。

前述の誤謬は、事務処理上のものであるが、平成 16 年度、平成 17 年度と続けて、年度中の返済額である決算年度中増減額に差額が生じ、産業労働局が、「決算附属書類」の作成の基礎となる誤謬を発見、訂正できなかったのは、次のような点に理由があると考えられるため、改善する必要がある。

ア 年度末における「板橋区賃貸型工場アパート建設支援貸付金に係る元利収入計画（集計）」と「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」との照合がなされていないこと。

イ「決算附属書類」の基礎となる「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」の作成に際し、複数者での金額確認などが不十分であること。

指 摘（１－１５） 東京都工場アパート建設支援貸付金に係る処理の誤謬の修正について

東京都工場アパート建設支援貸付金について、平成 17 年度末は、3 月の返済に係る減額処理漏れ、平成 16 年度末は、平成 16 年度の利子収入を貸付金の回収として処理したことによる事務処理の誤りがあり、入金処理を基礎に作成される「東京都一般会計歳入歳出決算書」（以下「一般会計決算書」という。）には、平成 16 年度、平成 17 年度とも正しい金額が計上されているものの、「東京都各会計歳入歳出決算附属書類」（以下「決算附属書類」という。）の「財産に関する調書」のうち債権の欄には、以下のとおり差額が生じているため、修正する必要がある。

（表）平成 17 年度の東京都工場アパート建設支援貸付金の要修正額 （単位：百万円）

区 分	前年度末 現在額	決算年度中 増減額	決算年度末 現在額
「決算附属書類」に計上された金額	878	0	878
修正後の金額	905	△103	801
差額	△27	103	76

（注） 1 平成16年度の「決算附属書類」の「財産に関する調書」の決算年度末現在額と決算年度中増減額にも誤謬が生じている。

（注） 2 「決算附属書類」は円単位で記載されているが、ここでは百万円単位（単位未満切り捨て）で記載している。

なお、このような誤謬が生じたことは、産業労働局金融部が所管する債権と同様、債権管理と決算手続きに不十分な点があると考えられ、改善する必要がある。

4 財団法人東京都中小企業振興公社の財務・会計管理の改善について

(1) 財団法人東京都中小企業振興公社が東京都からの補助事業・受託事業として行う事業について

産業労働局の中小企業振興事業は、財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が東京都からの補助事業もしくは受託事業として行うものが多く、平成15年度から平成17年度までの中小企業対策費（金融支援費を除く。）と、そのうち公社に対する補助金・委託費の推移は、(表1-24)に示すとおりである。

なお、東京都の決算書上は、人件費は局全体で表示されているため、(表1-25)に、中小企業振興事業に直接係る人件費を計上した中小企業対策費を示している。

(表1-24) 中小企業対策費（金融支援費を除く。）と公社に対する補助金・委託費の推移

(単位：千円)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
経営革新支援	事業費総額	184,308	104,294	87,713
	うち公社事業	6,297	5,982	4,257
経営安定支援	事業費総額	3,135,999	3,034,960	2,906,543
	うち公社事業	104,845	97,193	98,482
販路開拓支援	事業費総額	5,120,724	5,832,110	6,927,317
	うち公社事業	743,263	663,878	627,629
ネットワークづくり支援	事業費総額	2,376,225	2,326,618	449,462
	うち公社事業	0	0	111,579
技術支援	事業費総額	1,736,243	999,581	838,364
	うち公社事業	189,282	203,817	220,353
創業支援	事業費総額	853,670	673,958	640,347
	うち公社事業	604,568	593,222	602,848
地域工業の活性化	事業費総額	106,886	54,449	88,619
	うち公社事業	0	0	—
地域商業の活性化	事業費総額	2,020,007	1,504,566	1,603,230
	うち公社事業	44,461	45,803	49,747
総合的支援	事業費総額	2,251,788	2,406,695	2,600,660
	うち公社事業	2,211,812	2,322,377	2,362,943
試験研究機関	事業費総額	1,375,696	1,430,745	1,374,017
	うち公社事業	341,018	320,101	315,043
合計	事業費総額	19,161,546	18,367,976	17,516,272
	うち公社事業	4,245,546	4,252,373	4,392,881

(表 1 - 2 5) 中小企業振興事業に直接係る人件費を計上した中小企業対策費の推移

(単位：千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費等の産業労働局合計	16,952,218	16,361,102	15,091,207
うち中小企業対策	3,679,810	3,437,808	3,378,360
人件費計上後の中小企業対策費	22,841,356	21,805,784	20,894,632

(2) 公社の概要について

公社の沿革、概要並びに平成 17 年度の収支計算書総括表及び貸借対照表総括表は、(表 1 - 2 6) から (表 1 - 3 0) のとおりである。

(表 1 - 2 6) 財団法人東京都中小企業振興公社の沿革

年月	事項
昭和 41 年 7 月	民法第 34 条に基づく公益法人として財団法人東京都下請企業振興協会設立
昭和 58 年 4 月	財団法人東京都中小企業振興公社に名称変更
昭和 63 年 4 月	東京都中小企業振興基金事業開始
平成元年 4 月	財団法人東京都中小企業会館との統合、管理運営事業開始
平成 2 年 5 月	本社所在地を現在地に移転
平成 2 年 7 月	東京都立食品技術センターの管理運営受託事業開始
平成 10 年 4 月	東京都立産業貿易センターの管理運営・建物維持管理受託事業開始 創造的技術開発助成事業開始
平成 12 年 5 月	中小企業支援法に基づく、中小企業支援センターの指定を受け、事業開始
平成 12 年 8 月	新事業創出促進法に基づく、中核的支援機関の認定を受ける
平成 13 年 4 月	東京都商工指導所の一部事業が公社に移管
平成 15 年 4 月	財団法人東京都勤労福祉協会と統合、東京都知的財産総合センター開設
平成 17 年 2 月	東京都ナノテクノロジーセンター開設

(表 1 - 2 7) 財団法人東京都中小企業振興公社の概要 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

基本財産	532,579 千円
職員数	職員 172 名、調査員・嘱託 73 名
住所	千代田区神田佐久間町 1 丁目
本社・事業所概要	本社、食品技術センター、知的財産総合センター、城東地域中小企業振興センター、城南地域中小企業振興センター、多摩中小企業振興センターほか

(表 1 - 2 8) 財団法人東京都中小企業振興公社の収支計算書総括表 (1)

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで (単位: 千円)

区分	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
一般会計	8,294,397	7,040,898	1,253,498
中小企業会館事業会計	281,765	277,875	3,889
火災共済事業会計	30,249	26,751	3,497
傷病共済事業会計	61,311	41,941	19,369
当期収入合計 (A)	8,667,722	7,387,467	1,280,254
前期繰越収支差額	141,314	143,361	△2,047
収入合計 (B)	8,809,036	7,530,829	1,278,206
II 支出の部			
一般会計	8,375,037	7,064,301	1,310,735
中小企業会館事業会計	314,300	291,565	22,734
火災共済事業会計	38,611	25,450	13,160
傷病共済事業会計	64,588	39,156	25,431
当期支出合計 (C)	8,792,536	7,420,473	1,372,062
当期収支差額 (A) - (C)	△124,814	△33,006	△91,807
次期繰越収支差額 (B) - (C)	16,500	110,355	△93,855

(注) 1 収支計算書総括表 (1) は、公益法人会計基準に基づき収支計算書を作成する一般会計、中小企業会館事業会計、火災共済事業会計、傷病共済事業会計について記載している。

(注) 2 次期繰越収支差額の内訳は、一般会計 57,236 千円、中小企業会館事業会計 19,005 千円、火災共済事業会計 24,164 千円、傷病共済事業会計 7,949 千円である。

(表 1 - 2 9) 財団法人東京都中小企業振興公社の収支計算書総括表 (2)

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで (単位: 千円)

区分	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
設備資金事業会計	2,004,805	1,933,597	71,207
収入合計	2,004,805	1,933,597	71,207
II 支出の部			
設備資金事業会計	2,004,805	2,166,475	△161,670
支出合計	2,004,805	2,166,475	△161,670

(注) 1 収支計算書総括表 (2) は、設備貸与機関標準会計基準に基づき事業資金収支決算書及び収益費用決算書を作成する設備資金事業会計について記載している。

(注) 2 記載金額は、事業資金収支決算額と収益費用収支決算額との合計額である。

(注) 3 収入合計が支出合計に不足する額 232,877 千円は、内部資金で対応した。

(表 1－30) 財団法人東京都中小企業振興公社の貸借対照表総括表

平成 18 年 3 月 31 日現在

(単位:千円)

区分	合計	一般会計	設備資金 事業会計	中小企業会 館事業会計	火災共済 事業会計	傷病共済 事業会計
I 資産の部						
流動資産	4,543,393	1,831,057	2,611,932	60,112	26,783	13,508
固定資産	5,290,877	2,917,814	1,043,439	1,125,937	146,319	57,366
資産合計	9,834,271	4,748,872	3,655,371	1,186,049	173,102	70,874
II 負債の部						
流動負債	3,285,427	1,773,820	1,464,322	41,106	618	5,558
固定負債	4,545,983	2,082,071	2,156,303	104,216	146,239	57,151
負債合計	7,831,410	3,855,892	3,620,625	145,323	146,858	62,710
III 正味財産の部						
正味財産	2,002,860	892,979	34,746	1,040,726	26,244	8,163
負債及び正味財産合計	9,834,271	4,748,872	3,655,371	1,186,049	173,102	70,874

(3) 公社に対する東京都の出資割合について

公社は、(表 1－26) に示す経緯を経て現在に至っており、財団法人東京都中小企業会館と財団法人東京都勤労福祉協会の解散に際しては、民法第 72 条の定めに従い、解散したそれぞれの財団法人が、公社に対して財産を処分して寄附している。

解散に際して、残余財産はすべて解散した財団法人からの寄附であるため、東京都の出資割合は、(図 1－1) のように変化して、平成 17 年度末においては 1.9% となっている。

これによれば、財団法人が解散する際には、公社の例に限らず東京都の出資割合が低下することになるが、解散した財団法人東京都中小企業会館と財団法人東京都勤労福祉協会には、東京都が出資しており、(表 1－31) に示すとおり、平成 17 年度末の公社の基本財産のうち 57%は、実質的には東京都から出資されたものを引き継いでいる。

(図 1－1) 財団法人東京都中小企業振興公社の沿革と東京都出資額との関係

(単位：千円)

財団法人東京都中小企業振興公社		
	基本財産	10,000
	(都出資額)	10,000
	(都出資比率)	100.0%

財団法人東京都中小企業会館		
	基本財産	69,640
	(都出資額)	69,640
	(都出資比率)	100.0%

平成元年 4 月統合時

財団法人東京都中小企業振興公社		
	基本財産	79,640
	(都出資額)	10,000
	(都出資比率)	12.6%

財団法人東京都勤労福祉協会		
	基本財産	410,940
	(都出資額)	200,000
	(都出資比率)	48.7%

平成 15 年 4 月統合時

財団法人東京都中小企業振興公社		
	基本財産 (注)	532,580
	(都出資額)	10,000
	(都出資比率)	1.9%

平成 18 年 4 月統合時

(注) 公社の財源から、平成 16 年度に 22,000 千円、平成 17 年度に 20,000 千円、合わせて 42,000 千円が積み増しされた。

(表 1－3 1) 財団法人東京都中小企業振興公社の基本財産のうち、実質的に東京都から出資されているものの内訳と割合 (単位：千円)

事 項		金 額	摘 要
①	平成元年 4 月統合時における財団法人東京都中小企業振興公社に対する東京都の出資額	10,000	
②	財団法人東京都中小企業会館に対する東京都の出資額	69,640	
③	財団法人東京都勤労福祉協会に対する東京都の出資額	200,000	
④	公社で積み増された基本財産のうち東京都の出資相当額	23,940	(22,000+20,000) ×279,640/490,580
①から④の合計金額		303,580	
東京都の実質的な出資比率		57.0%	303,580/532,580

東京都は、公社の事業の大部分が東京都からの補助金及び委託金で運営されており、中小企業対策にとって重要な機能を担っていることから公社を監理団体としているが、出資の割合が 1.9%であるため、基本財産のうち 57%は、実質的には東京都から出資されたものを引き継いでいるにも係わらず、監査委員監査及び包括外部監査の対象は、東京都の財政的援助に係るものに限られることになる(地方自治法第 199 条第 7 項、同法第 252 条の 37 第 4 項、地方自治法施行令第 140 条の 7 参照)。

なお、監理団体が事業を実施する場合の利点としては、地方自治体が実施する場合に比して、より民間の資金・人材・ノウハウなどを活用し、弾力的かつ機動的な運営により、質の高いサービスの効率的・効果的な提供が可能となること、事業ごとの収支の把握などにより経営感覚を伴った管理が期待できることなどが考えられるが、一方で、次の①～③に示すような欠点を伴う可能性がある。

- ① 地方自治体と監理団体との間で責任区分が曖昧になるおそれがあり、また監理団体による外部再委託等により、事業全体の管理が不十分になるおそれがあること。
- ② 個々の事業ごとに管理費が支出されるなど、経済性・効率性を損なうおそれがあること。
- ③ 監理団体を含めた事業全体の情報開示が不十分となるおそれがあること。

本包括外部監査は、産業労働局が、監理団体に対する補助事業・委託事業としている事業については、上記の欠点が生じていないかに留意して監査を実施している。

(4) 委託事業の管理費のうち自主事業の財源に充当されているものについて

公社は、一般会計で処理されている自主事業として、施設貸付事業、図書販売事業などを行っているが、一般会計には、実額精算を原則としている補助事業、委託事業と公社の自主事業とが混在しているため、補助事業、委託事業が適切に精算されたか否かについての一覧性がなく、明瞭性の観点から問題が生じている。

監査に際して、平成 17 年度の公社の一般会計で行われている事業の内容を分析したところ、(表 1-32) に示すとおり、委託事業の管理費として支払われている金額の一部である 20,147 千円が、自主事業の財源に充当されていることが認められた。

すなわち、東京都から公社に対して支払われる委託費のうち、産業貿易センターの管理運営及び建物維持管理事業、創業支援センター運営事業及びデザイン活用支援事業の委託費には、それぞれ契約時点における事業費等に対する一定割合の管理費が運営費の他に支払われており、その部分は産業労働局が精算を求めておらず、一方で公社への委託事業に係る管理運営事業費は、東京都からの補助金で支弁されているため、当該金額が委託事業から生じる自主事業の財源とされている。

平成 13 年度から平成 17 年度までに、東京都から公社に管理費として支払われ、公社において自主事業の財源となった金額の推移は (表 1-33) のとおりである。

(表 1-32) 平成 17 年度の公社委託事業精算状況 (単位：千円)

区分	産業貿易センター の管理運営等事業	空き庁舎利用 創業支援事業 (注 2)	デザイン活用 支援事業	合計
事業費	475,176	77,345	11,979	564,500
業務管理費	150,706	0	0	150,706
管理費 (注 1)	5,727	12,976	1,444	20,147
消費税	31,552	0	0	31,552
合計	663,161	90,321	13,423	766,905
管理費の算定 基準	(建物維持管理費を 除く事業費＋業務 管理費)×3%	事業費×15%	事業費×15% もしくは 事業費×12%	

(注 1) 管理費の合計が自主事業の財源となった金額である。

(注 2) 空き庁舎利用創業支援は、産業労働局の事業名は、創業支援センター運営事業であるが、この表上では、公社の事業名である空き庁舎利用創業支援事業を使用している。

(表 1－3 3) 公社に支払われた管理費の推移

(単位：千円)

区分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	合計
産業貿易センター管理運営及び建物維持管理事業	7,880	7,835	7,899	7,392	5,727	36,733
創業支援センター運営事業	3,923	15,126	15,230	12,270	12,976	59,525
デザイン活用支援事業	—	—	—	1,464	1,444	2,908
若手商人育成事業	—	—	181	—	—	181
ものづくり支援シンポジウム 受託事業（大学管理本部）	—	—	164	—	—	164
ナノテクノロジー共同研究開発事業（地域結集型共同開発事業費：大学管理本部）	—	—	—	1,220	—	1,220
合計	11,803	22,961	23,474	22,346	20,147	100,731

産業労働局は、産業貿易センターの管理運営及び建物維持管理事業に係る管理費については、建築保全業務積算基準を参考にし、創業支援センター運営事業及びデザイン活用支援事業に関しては、産業労働局の内規で示されている調査委託契約の積算基準を準用していると説明しているが、創業支援センター運営事業の事業費は、10,000 千円以上であるため、積算基準によれば 10%であるところを 15%としており、基準の適用についても不明確な面がある。

また、平成 17 年度における空き庁舎利用創業支援事業の一部には、事務処理上の誤りから、19.6%で算定されているものが認められた。

なお、産業労働局は、この管理費は自主事業の財源に充当されており、公社に自主事業実施のインセンティブを与える視点から必要であると説明し、費用のすべてを実額精算する方法は、公社にインセンティブが働かない旨を主張している。

しかし、インセンティブを働かせるためには、経費節減努力の結果が公社の自主財源として利用できる方式にする必要があり、事業費は実額精算をし、別途管理費という名目で精算をせず自主事業の財源を与えるのは、インセンティブとは言えない。

公社の自主事業に関する年間事業計画の策定に際しては、当該管理費相当額が財源として認識されているが、当初から委託目的と異なる事業に充当することを予定している費用を、委託契約に含めて支払うことにも問題があると考えられる。

産業労働局は、公社が一般会計で行う自主事業は、産業労働局が行う公益事業を、公社が社会経済情勢の変化に機敏に対応して補完するために行うものであり、そのための財源として、委託事業の管理費を充当することは、産業労働局の政策的判断である旨を強く主張している。

例えば平成 15 年度に試行的に実施された「廃業・再生相談」が、平成 17 年度

の委託事業である中小企業リバイバル支援事業につながり、平成 15 年度の「売れる商品デザイン創造塾」が平成 16 年度の委託事業である「デザイン活用支援事業」につながっているなど、公社事業が行政補完性を持つことに関する産業労働局の主張は、一概に否定できるものではない。

しかしながら、公社の一般会計には一覧性がなく、明瞭性の観点から問題が生じることは既に記載したとおりであり、このような中で、委託事業から明らかに余剰金を発生させて自主事業に充当することは、産業労働局と公社との間の裁量で自主事業の財源を確保できることにつながる。

事業が公益性を伴い、公費で行うことが求められる場合には、東京都の補助事業であることを明らかにして実施することにより、公社事業の透明性を保つことが本来であり、産業労働局は、公社への委託費に含まれる管理費のあり方を検討し、改善する必要がある。

(5) 公社の自主事業の執行状況に関する産業労働局の指導・監督について

自主事業に東京都からの委託費に含まれる管理費が充当されていることが明らかとなったため、平成 17 年度の自主事業の収支状況と、事業がどのように公益性を発揮したかの費用対効果について産業労働局に説明を求めたところ、産業労働局は、公社が実施する事業の内容が公益性があることは確認しているものの、費用対効果の分析の報告を必ずしも求めておらず、経営管理の面でも、一般会計で行う自主事業については、収支状況を明確に把握・説明できる資料は作成されていないため、実質的に公費で行う事業としては手続き面で極めて不十分であることが認められた。

公社が監理団体として、経営感覚を生かして事業を行うためには、自主事業の事業ごとの収支状況を分析し、最大限の経済性・効率性を求めながら、自主財源の範囲で行うのが本来である。

なお、公社の管理に関しては、公社に対する委託費の精算に見直すべき点があることに加えて、委託事業、補助事業の管理についても、充実・整備する必要がある点が認められることは、各項目で記載するとおりである。

産業労働局と公社とが共同して業務改善プロジェクトを立ち上げるなどにより、抜本的な業務管理の改善に取り組むことが望ましい。

指 摘（１－１６）委託事業費に含まれる管理費相当額の見直しについて

産業労働局は、財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）に対する委託事業の一部に対して、事業費等の一定割合の管理費を支払っている。

平成 17 年度においては、産業貿易センター建物維持管理事業費、創業支援センターの運営事業費及びデザイン活用支援事業費に対して合計 20,147 千円を支払っているが、公社への委託事業に係る管理運営事業費は、東京都からの補助金で賄われており、当該管理費は公社の自主事業の財源に充当されている。

産業労働局は、公社が一般会計で行う自主事業は、産業労働局が行う公益事業を、公社が社会経済情勢の変化に機敏に対応して補完するために行うものであり、そのための財源として、委託事業の管理費を充当することは、産業労働局の政策的判断である旨を強く主張しており、産業労働局の主張する公社事業の行政補完性は、一概に否定できるものではない。

しかしながら、委託事業から明らかに余剰金を発生させて自主事業に充当することは、産業労働局と公社との間の裁量で自主事業の財源を確保できることにつながる。

事業が公益性を伴い、公費で行うことが求められる場合には、東京都の補助事業であることを明らかにして実施することにより、公社事業の透明性を保つことが本来であり、産業労働局は、公社への委託事業費に含まれる管理費のあり方を検討し、改善する必要がある。

意 見（１－１０）公社が一般会計で行う自主事業の管理に関する産業労働局の指導について

産業労働局は、公社が一般会計で行う自主事業は、東京都の委託事業、補助事業を補完する性質が強く、高い公益性がある旨を主張しているが、一方で、事業の内容が公益性があることは確認しているものの、費用対効果の分析の報告を必ずしも求めておらず、収支状況を明確に把握・説明できる資料は作成されていない。

公社が監理団体として、経営感覚を生かして事業を行うためには、自主事業の事業ごとの収支状況を分析し、最大限の経済性・効率性を求めながら、自主財源の範囲で行うのが本来である。

公社が自主事業として行う事業についても、収支状況を十分把握した経営管理を行うよう、産業労働局が指導・監督する必要がある。

意見（１－１１）公社の一般会計の明瞭化について

実額精算を原則とする委託事業費の一部が、公社の自主事業の財源として充当されてきたことは、公社の一般会計が明瞭性を欠くために、外部からはわかりにくい。

一般会計の決算書から、事業ごとの収支がより明瞭となるよう、公社の一般会計を明瞭化する必要がある。

意見（１－１２）プロジェクトチームの立ち上げなどによる財団法人東京都中小企業振興公社の管理の改善について

公社が行う事業に関しては、公社に対する委託費の精算に見直すべき点があることに加えて、公社の業務の管理についても、充実・整備する必要のある点が認められることは、各項目で記載するとおりである。

産業労働局と公社とが共同してプロジェクトチームを立ち上げるなどにより、抜本的な業務管理の改善に取り組むことが望ましい。

5 財団法人東京都中小企業振興公社に対する公社管理運営事業費補助金のうち、公社の自主事業が負担すべきものについて

(1) 財団法人東京都中小企業振興公社の事業の状況について

財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）は、中小企業会館事業、火災共済事業及び傷病共済事業を自主事業として独立の会計で処理しているほか、一般会計の中で補助・委託事業と施設貸付事業、図書販売事業などの自主事業を処理している。

また、東京都からの借入金等で営む設備資金及び設備貸与事業を設備資金事業会計で行っている。

平成 17 年度における各事業の収入及び支出と、各事業が負担した公社管理事業費は（表 1－3 4）のとおりである。

（表 1－3 4）平成 17 年度の財団法人東京都中小企業振興公社の事業収支の概要

（単位：千円）

区分	一般会計		中小企業 会館 事業会計	火災共済 事業会計	傷病共済 事業会計	設備資金 事業会計
	補助・ 委託事業	自主事業				
収入	6,945,174	95,723	277,875	26,751	41,941	1,933,597
支出	6,927,602	136,699	291,565	25,450	39,156	2,166,475
収入－支出	17,572	△40,976	△13,690	1,301	2,785	△232,878
支出のうち 管理費	1,709,604	5,291	56,373	10,603	17,959	19,356
管理費のうち公社の総 務経費	217,072	0	0	0	0	4,935

（注）1 公社の総務経費とは、公社の役員、事務局のうち総務課、経営企画室の職員人件費、事務室賃借料をいう。

（注）2 自主事業の支出には、基本財産繰入支出 20,000 千円、退職給与引当資産支出 5,789 千円、ビジネスチャンス提供事業 11,276 千円等が含まれている。

（注）3 収入及び支出は、公社の収支計算書の金額に基づくものであり、収入には借入金収入、支出には基本財産繰入金支出、借入金返済支出などが含まれているため、この表に示されている収入－支出は、民間事業でいう損益ではない。

（表 1－3 4）に示されるとおり、公社の一般会計で行う自主事業、中小企業会館事業、火災共済事業及び傷病共済事業は、公社の役員、事務局のうち総務課、経営企画室の職員人件費、事務室賃借料の経費は一切負担していない。

(2) 一般会計の自主事業で行われる展示室及び会議室の貸出事業の収支について

東京都は、産業労働局秋葉原庁舎の 1 階、2 階及び 3 階の普通財産部分を公社に貸付けており、公社は、1 階及び 2 階を展示室、3 階を会議室として貸出事業を行い、使用料は自主事業収入として、一般会計の雑収入に計上している。

展示室及び会議室の概要は、以下の(表 1－3 5)のとおりであり、公社が平成 13 年度から平成 17 年度においてこれらの貸出施設から得た使用料収入及びそれに係る費用の推移は、(表 1－3 6)のとおりである。

(表 1－3 5) 秋葉原庁舎の施設の概要

所在地	千代田区神田佐久間町 1 丁目			
事業開始年度	平成 13 年度			
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート 地上 8 階 地下 2 階 延床面積 7,412.91 m ²			
	展示室		貸会議室	
貸出施設の概要	第 1 展示室	283.5 m ²	会議室 1	188 m ²
	第 2 展示室	206.5 m ²	会議室 2	64 m ²
			会議室 3	127 m ²
			会議室 4	68 m ²
平成 17 年度の稼働率	第 1 展示室	63.5%	会議室 1	73.5%
	第 2 展示室	56.0%	会議室 2	70.4%
			会議室 3A	64.8%
			会議室 3B	53.5%
			会議室 4	64.5%
取得時の建設価額	2,057,743 千円			

(表 1－36) 展示室及び会議室の使用料収入及び費用の推移

(単位：円)

区分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
使用料収入 (注 1)					
会議室 (うち自己使用) (注 2)	17,109,116 (81,888)	25,692,857 (1,647,195)	25,048,633 (2,305,303)	27,694,352 (4,916,785)	27,860,395 (5,219,208)
展示室 (うち自己使用) (注 2)	13,970,626 (0)	16,653,383 (0)	18,693,797 (0)	22,048,906 (172,830)	21,079,631 (0)
計	31,079,742	42,346,240	43,742,430	49,743,258	48,940,026
費用					
都納付金	19,484,760	18,497,994	17,738,946	17,184,846	17,237,976
自主事業費 (注 3)	14,953,620	18,175,763	18,729,983	18,554,238	19,252,513
計	34,438,380	36,673,757	36,468,929	35,739,084	36,490,489
収支差額	△3,358,638	5,672,483	7,273,501	14,004,174	12,449,537
キャンセル料 (注 4)	57,300	96,525	172,660	73,343	63,631
自動販売機設置収入	288,800	594,606	534,409	506,327	523,845
再計 (注 5)	△3,012,538	6,363,614	7,980,570	14,583,844	13,037,013

(注 1) 一般会計の使用料収入の中に計上されている。

(注 2) 補助事業、受託事業、自主事業で公社が自己使用したものの金額である。

(注 3) 公社管理運営事業費の自主事業費に含まれている。

(注 4) 一般会計の雑収入に計上されている。

(注 5) 再計欄に記載する金額が実質的な収支差額となる。

(表 1－36) から明らかなように、公社は自主事業として展示室・会議室貸出事業から平成 14 年度以降連続してプラスの収支差額を計上しており、収支差額は公社の自主事業に充当されている。

産業労働局は、秋葉原庁舎の展示室、貸会議室は、中小企業振興という公益目的を持っており、公社が運営する必要がある事業としているが、少なくとも同事業に係る職員の人件費等の管理運営費の負担を公社に求め、民間事業者が事業に参加する場合と同様の経済的条件で事業を行う必要がある。

(3) 監理団体が指定管理者となる場合の民間事業者とのコスト面の公平性担保について

従来公社へ委託していた都立産業貿易センターの管理運営事業に指定管理者制度が導入され、公募の結果公社が借受者に選定されており、平成 18 年度から 5 年間は、公社が自主事業として同事業を行うことが予定されている。

公社の役員、事務局のうち総務課、経営企画室の職員人件費、事務室賃借料の

総務経費が、東京都からの補助金で賄われていることは既述のとおりであり、監理団体が指定管理者に選定された場合に、指定された事業に係る総務経費を、補助金から支出することは、公募に際して提示された条件とは別に、監理団体の当該事業に関する費用を東京都が一部負担することになる。

このことは、コスト競争面で監理団体に有利となって、結果的に指定管理者制度の趣旨である、官と民とに価格とサービスの面で競争原理の導入を阻害することにもつながる。

補助金のより適切な執行精算のために、公社の自主事業に係る公社管理費について、基準を明確にした上で、適切に負担させる必要がある。

なお、各事業に共通する公社管理運営費の総額の一部分を自主事業に負担させることは、実額精算されている公社管理運営費の節減努力を促す効果も期待できるものである。

意見（１－１３）補助金で賄われている公社管理費の自主事業による適切な負担と管理費節減に対する動機付けについて

財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）の一般会計で行う自主事業、中小企業会館事業、火災共済事業及び傷病共済事業は、公社の役員、事務局のうち総務課、経営企画室の職員人件費、事務室賃借料の経費は一切負担していない。

公社においては、東京都の普通財産を借り受けて、自主事業として行う展示室・会議室貸出事業から平成 14 年度以降連続してプラスの収支差額を計上しており、収支差額は公社の自主事業に充当されている。

また、都立産業貿易センターの管理運営事業に指定管理者制度が導入され、公募の結果平成 18 年度から 5 年間は、公社が自主事業として同事業を行うことが予定されているが、指定された事業に係る総務経費を、補助金から支出することは、公募に際して提示された条件とは別に、監理団体の当該事業に関する費用を東京都が一部負担することになる。

このことは、コスト競争面で監理団体に有利となって、結果的に指定管理者制度の趣旨である、官と民とに価格とサービスの面で競争原理の導入を阻害することにもつながる。

補助金のより適切な執行精算のために、公社の自主事業に係る公社管理費について、基準を明確にした上で、適切に負担させる必要がある。

なお、各事業に共通する公社管理運営費の総額の一部分を自主事業に負担させることは、実額精算されている公社管理運営費の節減努力を促す効果も期待できるものである。

6 創業支援機能運営事業の見直しについて

(1) 創業支援機能運営事業及び創業支援センター運営事業の概要

産業労働局は、都市型産業として発展が期待される情報関連産業等における創業後3年未満の中小企業を育成する目的で、産業労働局の監理団体である株式会社東京ビッグサイトが所有するタイム24ビル及び東京ファッションタウンビル（以下「TFTビル」という。）内に創業支援施設（インキュベータオフィス等）を設置し、低廉な賃料にて企業に提供する創業支援機能運営事業を財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）に対する補助事業として行っている。

また、創業支援機能整備の一環として、墨田区、千代田区、八王子市に東京都が所有する空き庁舎を利用し、創業を図ろうとする者または創業1年未満の中小企業者を対象とした賃料無料のインキュベータオフィス施設を提供する創業支援センター運営事業を、公社に対する委託事業として行っている。

これら事業の支援施設概要及び入居条件は（表1-37）及び（表1-38）のとおりである。

（表1-37）創業支援機能運営事業の概要及び入居条件及び賃借料等

区分		室数	面積（㎡）	入居条件
タイム24ビル	インキュベータオフィス (17.57 ㎡~114.98 ㎡)	42 室	2,367.60	家賃：月 6,050 円/㎡ （うち2分の1補助） 共益費：入居者負担
	デジタル工房	—	420.60	入居者は時間内無料
	スモールオフィス (14.93 ㎡~29.73 ㎡)	31 室	756.80	家賃：月 4,040 円/㎡ （うち2分の1補助） 共益費：一部の階のみ入居者負担
計			3,545.00	
TFTビル	インキュベータオフィス (45.15 ㎡~63.25 ㎡)	11 室	541.70	家賃：月 6,050 円/㎡ （うち2分の1補助） 共益費：入居者負担
	スモールオフィス (15.20 ㎡~28.30 ㎡)	15 室	681.94	家賃：月 4,040 円/㎡ （うち2分の1補助） 共益費：なし
	多目的スペース	—	422.36	入居者は時間内無料
計			1,646.00	

（注）1 スモールオフィスは、大部屋を簡易パーティションで間仕切りしたオフィススペースである。

（注）2 デジタル工房は、コンテンツ制作に必要なハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器を備え、情報技術の実験や情報ビジネス等の起業及び人材育成のための必要な設備が設置されている。

（注）3 賃借料は、平成17年度のものを記載している（税抜き）。

（注）4 共益費については、入居者が直接、株式会社東京ビッグサイトに支払っている。

(表 1 - 3 8) 創業支援センター運営事業の概要及び入居条件及び賃借料等

施設名	室数	面積 (㎡)	入居条件	備考
ベンチャーSUMIDA 墨田区本所	22	10.00～ 22.25	共益費：月 1,185 円/㎡	入居者が負担する 家賃は無料である。
ベンチャーKANDA 千代田区内神田	30	15.15～ 24.83	共益費：月 1,690 円/㎡	
ベンチャーHACHIOJI 八王子市明神町	11	15.01～ 20.45	共益費：月 1,680 円/㎡	

同事業に係る平成 15 年度から平成 17 年度までの公社において執行された費用の推移は (表 1 - 3 9)、家賃等の収入の推移は (表 1 - 4 0) のとおりである。

(表 1 - 3 9) 創業支援機能運営事業及び創業支援センター運営事業に係る公社費用
(単位：千円)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
公社の費用			
報償費	1,565	2,541	1,326
旅費交通費	383	296	233
光熱水料費	17,671	16,775	16,848
一般需用費	6,368	5,353	1,551
役務費	3,359	3,137	3,650
委託費	61,557	61,766	57,603
使用料及び賃借料	400,149	401,351	401,189
工事請負費	16,218	8,414	5,192
負担金	30	30	30
共益費	68,649	68,300	67,254
租税公課	1,145	943	853
公社運営費	9,379	6,857	7,125
計	586,478	575,768	562,859
(創業支援機能運営事業) (注 1)	(533,277)	(531,836)	(520,214)
(創業支援センター運営事業) (注 1) (注 2)	(53,200)	(43,931)	(42,644)

(注 1) () 内の数字は、費用のうち、それぞれの事業に要したものである。

(注 2) 公社における創業支援センター運営事業費には、警視庁神田運転免許更新センターの維持管理に係る受託費用も計上されているが、ここでは除いて表示している。

(表 1 - 4 0) 創業支援機能運営事業に係る収入

(単位: 千円)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
創業支援機能運営事業費家賃等収入	81,305	77,135	80,835
デジタル工房収入	477	300	259
合計	81,782	77,435	81,094

これらの事業に関しては、公社に対する補助金・委託費のほか、産業労働局の費用として約 2,000 千円が予算計上されているが、公社に対する補助金だけで考えると、平成 17 年度においては、創業支援機能運営事業費 520,214 千円から家賃収入等 81,094 千円を差引いた 439,120 千円が、創業支援機能運営事業（年度末時点の入居者 74 社）に要した費用ということになる。

(2) 施設の入居状況の推移

平成 14 年度から平成 17 年度までの、両事業の施設入居状況は（表 1 - 4 1）及び（表 1 - 4 2）のとおりであり、タイム 24 ビルのインキュベータオフィスの入居率が 40%台で推移している。

(表 1 - 4 1) 創業支援機能運営事業の施設利用実績の推移

施設名	種別	平成 14 年度			平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度		
		部屋数	入居企業数	入居率	部屋数	入居企業数	入居率	部屋数	入居企業数	入居率	部屋数	入居企業数	入居率
タイム 24 ビル	インキュベータ	48	23	47%	48	23	47%	45	20	44%	42	20	47%
	スモール	12	11	91%	12	11	91%	25	24	96%	31	29	93%
TFT ビル	インキュベータ	10	9	90%	10	10	100%	10	10	100%	11	10	90%
	スモール	15	12	80%	15	15	100%	15	15	100%	15	15	100%
合計		85	55	64%	85	59	69%	95	69	72%	99	74	74%

(表 1 - 4 2) 創業支援センター運営事業の施設利用実績の推移

施設名	平成 14 年度			平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度		
	部屋数	入居企業数	入居率	部屋数	入居企業数	入居率	部屋数	入居企業数	入居率	部屋数	入居企業数	入居率
ベンチャー SUMIDA	22	19	86%	22	20	90%	22	16	72%	22	20	90%
ベンチャー KANDA	30	28	93%	30	29	96%	30	26	86%	30	29	96%
ベンチャー HACHIOJI	11	10	90%	11	10	90%	11	10	90%	11	10	90%
合計	63	57	90%	63	59	93%	63	52	82%	63	59	93%

(3) 入居企業に対する未収賃料について

入居企業に対する賃料は、公社が徴収業務を行っており、未収賃料については、公社が未収金を計上する一方、期末時点で未収のものについては、東京都に対する未払金を計上している。

平成 17 年度において、所在不明等の理由により延滞している未収金につき、(表 1-43) のとおり 12 件 29,983 千円の償却を実施しているが、当該金額は、東京都に対する未払金と相殺した結果、公社には負担は発生していないため、償却が発生したことは公社の決算書には顕在化していない。

また、29,983 千円の償却をしてもなお、平成 17 年度末において 1 年以上滞留している未収金は(表 1-43) に示すとおり 15 件 21,760 千円となっている。

(表 1-43) 滞留未収金の発生年度別内訳

(単位：千円)

区分	会社名	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	代位 弁済	合計
平成 17 年度 償却債権											
タイム 24	A 社	1,100									1,100
タイム 24	B 社	1,902								2,068	3,970
タイム 24	C 社	957	1,675							763	3,395
タイム 24	D 社	391	4,702							1,292	6,386
タイム 24	E 社	1,937	4,374							1,124	7,435
TFT	F 社	535	535								1,071
タイム 24	G 社		1,527							112	1,640
タイム 24	H 社			775							775
タイム 24	I 社			819						832	1,651
タイム 24	J 社				2,133						2,133
タイム 24	K 社				258						258
TFT	L 社				165						165
以上 12 件		6,824	12,815	1,594	2,557					6,192	29,983
平成 17 年度末 滞留債権											
タイム 24	M 社	183	2,201							503	2,887
タイム 24	N 社		476	1,192						233	1,902
タイム 24	O 社		207							448	655
タイム 24	P 社			1,959						962	2,921
タイム 24	Q 社				957						957
タイム 24	R 社				682						682
タイム 24	S 社					902					902
タイム 24	T 社					932					932
TFT	U 社					150					150
タイム 24	V 社						905	1,469			2,375
タイム 24	W 社						537	3,067			3,605
TFT	X 社							1,059	1,162		2,221
TFT	Y 社						401				401
タイム 24	Z 社							1,032			1,032
TFT	a 社							131			131
以上 15 件		183	2,885	3,151	1,640	1,985	1,845	6,760	1,162	2,146	21,760
合計 (27 件)		7,008	15,700	4,746	4,197	1,985	1,845	6,760	1,162	8,339	51,744

このような状況が発生した理由としては、公社における入居企業の状況把握が十分でなかったこと、滞留が発生した時点での速やかな対応がなされなかったことなどが考えられる。

平成 16 年度からは、2 ヶ月滞納した企業には、収支計画のヒアリングの後、支払計画書を作成して提出するよう公社から指導するなど、一定の改善策が講じられており、滞留債権の発生も減少している。

しかしながら、未収金を償却するということは、東京都の財政の負担になるばかりでなく、事業目的である創業支援につながらなかったことになるため、産業労働局としても、未収金の発生時点で速やかに、公社からの状況報告を求めるなど、一層の管理の充実を図る必要がある。

(4) 創業支援機能運営事業の有効性、経済性の観点からの見直しについて

産業労働局及び公社は、タイム 24 ビルの稼働率の向上のために、平成 18 年度においては、以下の計画を策定している。

- ① 平成 18 年 4 月以降、公社と株式会社東京ビッグサイトとの間の賃料が引き下げられるのに合わせて、インキュベータオフィス入居者に対する 2 分の 1 補助前の家賃も同じく引き下げること。
- ② 入居しやすいスモールオフィスに切り替えて入居率を向上させること。

しかしながら、産業労働局の①の計画による事業見通しは（表 1－4 4）のとおりであるが、TFT ビルと合わせて 101 社に対する創業の場所の提供のために、差引き一般財源において 307,846 千円の公費が費やされることになる。

なお、平成 17 年度の決算書による歳入の達成度は、当初予算額 144,877 千円と決算額 77,643 千円の対比から約 53.6%であり、その状況に照らすと平成 18 年度における一般財源による負担は、（表 1－4 4）の見通しより大きくなると見込まれる状況にある。

（表 1－4 4）平成 18 年度の創業支援機能運営事業見通し（単位：千円）

区分		タイム 24 ビル	TFT ビル	合計
歳出	創業の場	171,529	95,726	267,255
	交流の場	97,714	49,848	147,562
	歳出合計	269,243	145,574	414,817
歳入	創業の場	72,385	26,789	99,174
	交流の場	7,797	0	7,797
	歳入合計	80,182	26,789	106,971
差引一般財源		189,061	118,785	307,846

創業支援機能運営事業は、いうまでもなく創業後間もない入居企業の事業の成功による都市型産業の創出が事業目的であるが、多額の公費が費やされているにもかかわらず、公社における入居企業に関する事後調査は、十分とは言えない。

公社は入居率の向上を目指しているが、この事業の目的が単なる施設賃貸ではなく、創業支援であることに照らすと、入居企業の事後調査を十分行い、事業に反映させていくことが必要である。

創業支援機能を運営するに当たっては、事業をより経済的かつ効果的に行い、より少ない公費負担で事業目的を達成できるよう努力するとともに、平成 17 年度において、空き庁舎を利用した創業支援センター運営事業が、42,644 千円（年度末時点の入居者 59 社で割り返すと、1 件あたり 722 千円の負担）で行われていることを勘案すると、産業労働局及び東京都の他局の庁舎を活用することによる費用の軽減を図ることも考えられる。

意見（１－１４）創業支援機能運営事業の入居者からの未収賃料に対する管理の一層の充実について

産業労働局は、情報関連産業等における創業後 3 年未満の中小企業を育成する目的で、タイム 24 ビル及び東京ファッションタウンビル内に創業支援施設（インキュベータオフィス等）を設置し、低廉な賃料にて企業に提供する事業を財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）に対する補助事業として行っており、入居企業に対する賃料は、公社が徴収業務を行っている。

平成 17 年度において、所在不明等の理由により延滞している未収金につき、12 件 29,983 千円の償却を実施し、平成 17 年度末においても、1 年以上滞留している未収金が、15 件 21,760 千円となっている。このような状況が発生した理由としては、公社における入居企業の状況把握が十分でなかったこと、滞留が発生した時点での速やかな対応がなされなかったことなどが考えられる。

平成 16 年度からは、2 ヶ月滞納した企業には、収支計画のヒアリングの後、支払計画書を作成し、提出するよう公社から指導するなど、一定の改善策が講じられており、滞留債権の発生も減少している。

しかしながら、未収金を償却するということは、東京都の財政の負担になるばかりでなく、事業目的である創業支援につながらなかったことになるため、産業労働局としても、未収金の発生時点で速やかに、公社からの状況報告を求めるなど、一層の管理の充実を図る必要がある。

意見（１－１５）創業支援機能運営事業の有効性、経済性の観点からの見直しについて

平成 17 年度において創業支援機能運営事業（年度末時点の入居者 74 社）に要した費用は、財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）に対する補助金である創業支援機能運営事業費 520,214 千円から家賃収入等 81,094 千円を差引いた 439,120 千円ということになる。

タイム 24 ビルについては、平成 17 年度のインキュベータオフィスの入居率が 47%と低迷しているため、平成 18 年度より賃料を値下げすると同時に、スモールオフィスを増加させて稼働率を向上させるなど、公社は入居率の向上を目指しているが、この事業の目的が単なる施設賃貸ではなく、創業支援であることに照らすと、入居企業の事後調査を十分行い、事業に反映させていくことが必要である。

創業支援機能を運営するに当たっては、事業をより経済的かつ効果的に行い、より少ない公費負担で事業目的を達成できるよう努力するとともに、平成 17 年度において、空き庁舎を利用した創業支援センター運営事業が、42,644 千円（年度末時点の入居者 59 社で割り返すと、1 件あたり 722 千円の負担）で行われていることを勘案すると、産業労働局及び東京都の他局の庁舎を活用することによる費用の軽減を図ることも考えられる。

7 経営・技術活性化支援事業の助成に関する管理の改善について

(1) 経営・技術活性化支援事業の助成に関する制度の概要

東京都の出えん金により財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）内に技術革新基金を設置して実施している経営・技術活性化支援事業の内容は、(表 1－45) のとおりである。

(表 1－45) 経営・技術活性化支援事業の助成内容

助成事業名	助 成 事 業 内 容	助成限度額 (助成率は 1/2 以内)
共同開発 助成	中小企業者で構成する「融合化グループ」や大学・公設試験研究機関等と提携する中小企業等が行う、新製品、新技術等の研究開発に要する経費の一部を助成	1,500 万円
創業助成	実用化の見込みのある新製品や新技術の研究開発により、都内で創業を志す者などを対象に、その開発に要する経費の一部を助成	1,000 万円
新製品・新技術開発助成	実用化の見込みのある新製品や新技術の試作又は技術研究等に要する経費の一部を助成	100 万円～ 1,000 万円
ISO 取得 助成	中小企業が国際競争力や、環境負荷の低減等を目的とし、ISO9001 や ISO14001 の認証を取得のために必要な審査経費の一部を助成	130 万円
市場開拓 助成	東京都や公社の支援事業を利用した中小企業が、開発した製品等の販路を開拓するため、国内外の見本市等への出展等に要する費用の一部を助成	300 万円

経営・技術活性化支援事業のうち研究開発（共同開発、創業、新製品・新技術開発）助成事業に係る平成 15 年度から平成 17 年度の企業化状況報告対象件数と助成金額並びに収益の一部を東京都に納付した件数と納付金額は、(表 1－46) に示すとおりである。

(表 1－46) 研究開発助成の収益納付状況の推移

(単位：千円)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
企業化状況報告対象件数	427 件	351 件	289 件
助成金額	3,169,468	2,460,310	1,932,335
都に収益の一部を納付した件数	15 (2) 件	13 件	8 件
都に収益の一部を納付した金額	5,031 (1,384)	3,830	2,470

(注) () 内は、国庫対象分で内数である。

経営・技術活性化支援事業の助成により収益が得られた場合には、その一部を都に納付することとなっているために、企業化状況報告書を助成の翌年から 5 年間、入手することになっている。

平成 17 年度において、提出されるべき平成 11 年度から平成 15 年度までの助成金確定件数 289 件のうち、倒産・不明等の理由により、企業化状況報告書を入手していない件数は(表 1－47)に示すとおり 29 件にのぼる。

なお、平成 13 年度以降は、電話による提出依頼やインターネットの活用、倒産情報等の活用により管理体制を強化した結果、転居先不明の助成事業者は、平成 13 年度 1 件、平成 14 年度 2 件、平成 15 年度 1 件となり、ほぼ回収している。

(表 1－47) 企業化状況報告書を入手していない理由別件数

区分	平成 11 年度分	平成 12 年度分	平成 13 年度分	平成 14 年度分	平成 15 年度分	計
倒産	3	1	—	—	—	4
廃業	—	1	—	1	—	2
休眠	—	—	1	—	—	1
助成金返還	1	—	—	1	—	2
移転先不明	13	3	1	2	1	20
計	17	5	2	4	1	29

(2) 収益納付額の算定誤りについて

新製品・新技術開発助成は、実用化の見込みのある新製品や新技術の試作又は技術研究等の事業に対して、助成限度額が 100 万円から 1,000 万円で 2 分の 1 以内の助成をするものであり、助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、当該助成事業の成果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び他への供与により助成事業者が収益が生じたと認めたときは、当該助成事業者に対し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）へ納付させることができることとなっている。

助成事業に係る収益納付額は、下記「基準納付額の計算式」により算定するものとしている。

「基準納付額の計算式」

基準納付額＝（※助成事業に係る当該年度収益額－控除額）

×助成金額／本年度までの助成事業に係る総事業費

※助成事業に係る当該年度収益額

助成事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び当該助成事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した経費を差し引いた額の合計額

新製品・新技術開発助成を受けた A 社については、平成 16 年度に 26,741 千円の利益を計上しているため、翌平成 17 年度に 4,830 千円を納付すべきであったところ、企業化状況報告書によると過去 3 年間の収益・費用の累計の平均額により算定しており、当該 3 年間の平均では 7,245 千円の経常損失であることから、収益納付をしていない。

他の企業化状況報告書は、単年度の収益・費用に基づいて計算されており、錯誤があったと認められるが、公社においては、こうした事実がチェックされないまま、収益納付の処理がなされていた。

公社は、A 社に本来納付すべき 4,830 千円を納付させる必要がある。

A 社の本来の基準納付額の計算

（助成事業に係る当該年度収益額－控除額）

×助成金額／本年度までの助成事業に係る総事業費＝基準納付額

(26,741,359－3,031,603) ×9,182,000／45,072,478＝4,830,064 円

また、企業化状況報告書に記載上の注意事項を記すとともに、審査のチェックリ

ストを作成し、今後このような錯誤の発生を防止する仕組みを確立する必要がある。

(3) 審査を通過した後に中止・取消しを行う案件の減少努力について

平成 17 年度に、新製品・新技術開発助成の審査を通過した 24 件のうち、6 件が中止、1 件を取り消しており、中止等の理由として、試作が間に合わないこと、資金繰り難などが挙げられている。

新製品・新技術開発助成事業の予算・実績率は、(表 1－48) のとおりであり、実績率は 7 割前後で推移している。

(表 1－48) 新製品・新技術開発助成の予算・実績 (単位：千円)

区分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算	180,000	150,000	150,000	150,000	175,000
実績	127,131	104,588	108,586	101,964	—
率	70.6%	69.7%	72.4%	68.0%	—

(注) 平成 17 年度の実績は、平成 18 年度末に確定するため、未確定である。

新製品・新技術の開発について、交付決定(7月)後に、機器購入等の意思決定をするとすると、単年度申請の場合、期間が足らずに中止せざるを得ない場合もあるため、研究開発事業の進捗状況に応じて、単年度から複数年度への補助対象期間の変更を可能にすることなどを検討することが望ましい。

指 摘 (1－17) 収益納付額の算定誤りについて

新製品・新技術開発助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、当該助成事業の成果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び他への供与により助成事業者が収益が生じたと認めたときは、当該助成事業者に対し、交付した助成金の全部又は、一部に相当する金額を財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)へ納付させることができる助成事業に係る収益納付額の規定は、助成事業に係る当該年度収益額などに基づき算定するものとしている。

新製品・新技術開発助成を受けた A 社については、平成 16 年度に 26,741 千円の利益を計上しているため、本来 4,830 千円を納付すべきであったところ、過去 3 年間の累計の平均額により収益・費用を算定し、3 年間の平均では、7,245 千円の経常損失であることから収益を納付しておらず、公社は責任を持って処理すべきである。

また、企業化状況報告書に記載上の注意事項を記すとともに、審査のチェックリストを作成し、今後このような錯誤の発生を防止する仕組みを確立する必要がある。

意見（１－１６）審査を通過した後に中止・取消しを行う案件の減少努力について

平成 17 年度に、新製品・新技術開発助成の審査を通過した 24 件のうち、申請した企業が 6 件中止、1 件取り消しており、新製品・新技術開発助成事業の予算・実績率は、7 割前後で推移している。

中止等の理由として、試作が間に合わないこと、資金繰り難などが挙げられている。

新製品・新技術の開発について、交付決定（7 月）後に、機器購入等の意思決定をするとなると、単年度申請の場合、期間が足らずに中止せざるを得ない場合もあるため、研究開発事業の進捗状況に応じて、単年度から複数年度への補助対象期間の変更を可能にすることなどを検討することが望ましい。

8 財団法人東京都中小企業振興公社が行う設備資金の貸付及び設備貸与事業の管理の充実について

(1) 財団法人東京都中小企業振興公社が行う設備資金の貸付及び設備貸与事業の概要

財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）に基づき、小規模企業者等の創業及び経営基盤強化のために、設備資金の貸付及び設備貸与事業を実施している。

同事業は、平成 15 年度より新規申込受付を休止しており、平成 17 年度においては、償還事務のほか、貸与先からの要請による支払延納処理、貸与先の倒産等による契約解除処理、滞留債権の回収管理、貸与設備の利用状況調査、貸与先への事後支援（巡回）などの業務を行っている。

同事業に関する平成 17 年度の収益費用計算書、貸借対照表は、（表 1－49）及び（表 1－50）のとおりであり、公社における東京都からの借入金残高は、平成 17 年度末時点で、1,324,864 千円であるほか、金融機関からの借入金残高も 1,752,833 千円となっている。

(表 1 - 4 9) 設備資金事業会計 収益費用計算書

I 事業損益

(単位：千円)

1. 事業収益				
割賦損料		21,567		
リース料		297,689		
再リース料		33,174		
規定損害金		4,023		
受取利息		1,616		
基金利息収入		13		
基本財産利息収入		20		
東京都補助金		5,930	(A)	364,033
2. 事業費用				
(1) 設備貸与事業費				
報償費	5,177			
旅費交通費	600			
一般需要費	97			
役務費	3,045			
委託費	11,581			
使用料及び賃借料	3,824			
備品費	368			
負担金	22			
租税公課	14,140	38,858		
(2) 設備資金貸付事業費				
貸金	445			
報奨金	2,867			
旅費交通費	301			
一般需用費	11			
役務費	215			
使用料及び賃借料	1,903			
備品費	184	5,930		
(3) 支払利息		23,628		
(4) 減価償却費		257,010		
(5) 支援体制強化基金事業費		13		
(6) 管理費				
報酬	7,327			
給料	4,356			
手当	3,505			
福利厚生費	1,458			
負担金	2,293			
一般会計繰入金支出	415	19,356	(B)	344,797
事業利益 (C)=(A)-(B)			(C)	19,236

Ⅱ 事業外損益

(単位：千円)

1. 事業外収益			
リース設備売却益	4,549		
貸倒引当金戻入	164,331		
雑収入	5,988	(D)	174,869
2. 事業外費用			
貸倒引当金繰入	477,526		
リース設備売却損	2,370	(E)	479,896
事業利益 (F) = (C) + (D) - (E)		(F)	△ 285,790

Ⅲ 特別損益等

(単位：千円)

1. 特別収益			
2000 年事業補填準備金取崩収入	132		
リース設備引揚準備金戻入	78,371		
支援体制強化基金取崩収入	121,269		
収支差額変動準備金取崩収入	60,032	(G)	259,805
2. 特別費用		(H)	0
当期欠損金 (I) = (F) + (G) - (H)		(I)	△ 25,985
前期繰越剰余金			0
当期未処分欠損金			△ 25,985
次期繰越欠損金			△ 25,985

(表 1 - 5 0) 設備資金事業会計 貸借対照表

I 資産の部

(単位：千円)

1. 流動資産		
預金・有価証券		1, 770, 800
割賦設備	560, 305	
未收割賦設備償還金	80, 171	
未收割賦損料	5, 396	
未収リース料	43, 559	
未収損害賠償金	426, 475	
未収規定損害金	170, 867	
貸倒引当金	△ 450, 355	836, 420
未収金		4, 712
流 動 資 産 合 計		2, 611, 932
2. 固定資産		
有形固定資産		
リース設備	301, 428	
設備資金貸付金	723, 350	
未収設備資金貸付償還金	25, 101	
未収設備資金貸付損害金	12, 492	
貸倒引当金	△ 27, 170	1, 035, 201
無形固定資産		
電話加入権		160
投資等		
投資有価証券	5, 000	
全国協会出捐金	3, 077	8, 077
固 定 資 産 合 計		1, 043, 439
資 産 合 計		3, 655, 371

II 負債の部

(単位：千円)

1. 流動負債		
都短期借入金	664, 184	
公庫短期借入金	100, 469	
短期借入金	357, 014	
未払金	64, 471	
未払利息	581	
預り金	68	
消費税預り金	52, 909	
機械類信用保険預り金	159, 748	
リース信用保険預り金	64, 875	
流 動 負 債 合 計		1, 464, 322
2. 固定負債		
都借入金	660, 680	
公庫借入金	775, 947	
その他借入金	519, 402	
割賦設備保証金	197, 177	
リース設備引揚準備金	3, 096	
固 定 負 債 合 計		2, 156, 303
負 債 合 計		3, 620, 625

Ⅲ 正味財産の部

基本財産	5,000
2000年事業補填準備金	55,732
次期繰越欠損金	△ 25,985
正味財産合計	34,746
負債及び正味財産合計	3,655,371

(2) 設備貸与事業及び設備資金貸付事業に係る債権の状況

設備貸与事業は、公社が設備を購入したうえで、中小企業者に割賦又はリース方式で貸し出しており、公社の決算書上は、当該事業に係る資産は流動資産（割賦設備）及び有形固定資産（リース設備）として計上されている。また、設備資金貸付事業は、中小企業者が導入しようとする設備の購入代金の2分の1を無利子で貸し付けるものであり、公社の決算書上は有形固定資産（設備資金貸付金）として計上されている。

公社の債権管理上重要な金額は、今後の債権回収見込み額であるため、設備貸与事業及び設備資金貸付事業についても債権として、平成17年度末の状況を把握したものが、(表1-51)である。

(表1-51) 平成17年度末における債権の内訳 (単位：千円)

区 分	種別	平成18年3月末 債権残高	信用保険金 既決済額
【正常債権】			
約定弁済先	割賦	560,305	—
	リース	385,107	—
	貸付	723,350	—
	小計	1,668,762	—
正常債権合計		1,668,762	—
【滞留債権】			
契約解除先	割賦	426,475	159,393
	リース	170,867	64,199
	貸付	12,492	—
	小計	609,835	223,593
返済猶予先	割賦	101,359	—
	リース	48,539	—
	貸付	12,450	—
	小計	162,349	—
滞留債権合計		772,184	—
債権総額		2,440,946	—

(注) 1 平成 17 年度決算にて、回収の見込みがない債権について、償却基準に則り 22 件 193 百万円の貸倒償却を実施している。

(注) 2 信用保険金既決済額とは、機械類信用保険法（昭和 36 年法律第 156 号）に基づき、公社に支払われた保険金額である。信用保険金で賄われずに発生する貸倒額の一部について、東京都が公社に対し損失補償する契約を締結している。

（３）公社における債権管理の状況について

公社では、滞留債権を以下の 3 区分に分類し、それぞれに取り組み方針を定め、債務者に対する文書送付や訪問、折衝記録の文書化を実施し、債権回収の向上を図っている。

A 分類（返済時期見直し後は毎月遅延なく返済されている債権）：返済額増額折衝

B 分類（返済状況が良好でない債権）：返済の正常化および返済額増額折衝

C 分類（回収見込みがない債権）：返済開始および再開折衝

しかしながら、貸与先の決算書については、貸与申込の際に、審査に必要な資料として提出を求めているものの、その後は定期的に入手して貸与先の財務内容を把握し、支払能力悪化の兆候をチェックする手続きは実施されていない。

一定の基準に基づき、貸与先の決算書を定期的に入手し、支払能力悪化の兆候が認められた場合には、公社で用意されている数々の支援メニューの利用を促すなどにより、経営改善のための策を早期に講じることで、滞留債権の発生を未然に防ぐ努力をする必要がある。

（４）今後のキャッシュ・フローの計画について

設備資金貸付及び設備貸与事業は、（１）に記載したとおり、平成 15 年度より新規申込受付を休止しており、同事業に係る債権の約定上の最終回収期限は、公害防止設備にかかる例外案件を除くと原則として平成 21 年度である。

公社の財政状態は、平成 17 年度末時点でいえば、34,746 千円の正味財産を有しているが、一方で、（表 1－4 9）のとおり平成 17 年度において、38,858 千円の設備貸与事業費、5,930 千円の設備資金貸付事業費、19,356 千円の管理費が発生しており、新規申込みを休止しているため、今後の収益規模は確実に漸減する中、仮に平成 18 年度以降、同額程度の費用が発生し、かつ平成 21 年度以降、滞留債権の分割返済が長引く事態が発生する場合には、当該費用の負担ができず、東京都の貸付金の全額回収が困難となることも十分考えられる状況である。

公社においては、債権の回収予定額や、将来の費用見込額などに基づくキャッシュ・フロー計画を従来作成していないが、借入金を着実に返済するために許容される経費の金額などを明確に認識できるようキャッシュ・フロー計画を作成し、達成に努める必要がある。

なお、公社は、東京都との間で、設備貸与事業のうち割賦については貸与額の45%、リースは50%、設備資金貸付金は100%に相当する額を限度に、一定の補償期間を設けて損失補償する契約を締結しており、平成17年度において実施した貸倒償却193百万円のうち、平成18年度に補償期間内であった8件28百万円の損失補償金を東京都に請求している。

東京都にとって、この契約に基づき発生が予想される損失補償見込額は、偶発債務であるため、発生の可能性が高く、かつ金額的に見積もれる状況に至った場合には、新たな公会計制度の中で引当金の計上が必要とされるものであるが、一方で、この契約の存在により、公社の債権管理意識が低下することのないよう、公社の債権管理と資金計画について、十分に指導監督する必要がある。

指 摘（1－18）貸与先の決算書入手等による債権管理の充実について

財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づき、小規模企業者等の創業及び経営基盤強化のために、東京都からの貸付を受けて設備資金の貸付及び設備貸与事業を実施している。

当該事業の債権管理に関して、公社は、平成15年度より、滞留債権については3区分に分類し、それぞれに取り組み方針を定め、債務者に対する文書送付や訪問、折衝記録の文書化を実施し、債権回収の向上を図っている。

しかしながら、貸与先の決算書については、貸与申込の際に、審査に必要な資料として提出を求めているものの、その後は定期的に入手して貸与先の財務内容を把握し、支払能力悪化の兆候をチェックする手続きは実施されていない。

一定の基準に基づき、貸与先の決算書を定期的に入手し、支払能力悪化の兆候が認められた場合には、公社で用意されている数々の支援メニューの利用を促すなどにより、経営改善のための策を早期に講じることで、滞留債権の発生を未然に防ぐ努力をする必要がある。

意見（１－１７）公社におけるキャッシュ・フロー計画の作成について

設備資金貸付及び設備貸与事業は、平成 15 年度より新規申込受付を休止しており、同事業に係る債権の約定上の最終回収期限は、原則平成 21 年度である。

公社の財政状態は、平成 17 年度末時点でいえば、34,746 千円の正味財産を有しているが、一方で、平成 17 年度において 38,858 千円の設備貸与事業費、5,930 千円の設備資金貸付事業費、19,356 千円の管理費が発生している。

新規申込みを休止しているため、今後の収益規模は確実に漸減する中、仮に平成 18 年度以降、同額程度の費用が発生し、かつ平成 21 年度以降、滞留債権の分割返済が長引く事態が発生する場合には、当該費用の負担ができず、東京都の貸付金の全額回収が困難となることも十分考えられる状況である。

公社においては、債権の回収予定額や、将来の費用見込額などに基づくキャッシュ・フロー計画を従来作成していないが、借入金を着実に返済するために許容される経費の金額などを明確に認識できるよう、キャッシュ・フロー計画を作成し、達成に努める必要がある。

意見（１－１８）公社の債権管理と資金計画に関する産業労働局の指導監督について

東京都と公社との間では、設備貸与事業のうち割賦については貸与額の 45%、リースは 50%、設備資金貸付金は 100%に相当する額を限度に、一定の補償期間を設けて損失補償する契約を締結している。

東京都にとって、この契約に基づき発生が予想される損失補償見込額は、偶発債務であるため、発生の可能性が高く、かつ金額的に見積もれる状況に至った場合には、新たな公会計制度の中で引当金の計上が必要とされるものであるが、一方で、東京都は、損失補償契約の存在により、公社の債権管理意識が低下することのないよう、公社の債権管理と資金計画について、十分に指導監督する必要がある。

9 都立産業貿易センターの管理及び利用者拡大について

(1) 都立産業貿易センターの概要

東京都は、都内中小企業をはじめ、商工業及び貿易の振興を図るために、都立産業貿易センター浜松町館及び台東館を設置しており、「公の施設」として平成10年度から平成17年度までは財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）に管理を委託していたが、平成18年度からは公募を経て、公社を指定管理者に指定している。

都立産業貿易センターの施設の概要は、以下の（表1－52）のとおりである。

（表1－52）都立産業貿易センターの施設の概要

区分	浜松町館		台東館	
所在地	港区海岸1丁目		台東区花川戸2丁目	
事業開始年度	昭和58年度		昭和44年度	
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート 地上6階、地下1階 延床面積 20,149 m ²		鉄骨鉄筋コンクリート 地上9階、地下1階 延床面積 19,505 m ²	
展示室	4フロア	5,725 m ²	4フロア	5,836 m ²
会議室	8室	467 m ²	2室	134 m ²
取得時の建設価額	6,272 百万円		1,165 百万円	
公会計システム上の簿価 （平成18年3月末現在）	3,587 百万円		1,058 百万円	

（注）1 浜松町館は港区との合築であり、6階の一部を港区立商工会館として使用している。また、1階は事務室及び荷役場等、6階の一部を東京都生活文化局の庁舎等として使用している。

（注）2 台東館は台東区との合築であり、8階及び9階は台東区民会館等として使用している。1階から3階は事務室及び荷役場等として使用している。

（注）3 表中の取得時の建設価額及び公会計システム上の簿価は、港区及び台東区の建設負担金を除いた東京都分のみである。

(2) 使用料、休場日及び開場時間の概要

都立産業貿易センターの利用者が負担する使用料は、東京都立産業貿易センター条例第8条第2項及び東京都立産業貿易センター条例施行規則第5条第1項で上限が定められており、浜松町館、台東館とも、同施行規則に定める上限金額を採用している。

平成17年度及び平成18年度の使用料金の概要は次の（表1－53）のとおりである。

(表 1-53) 都立産業貿易センターの使用料

(単位: 円)

区分	浜松町館			台東館		
展示室	2 階 688 m ²	1 日	143,900	4 階 1,495 m ²	1 日	312,800
		時間外	3,700		時間外	8,200
	3,4,5 階 全室 1,679 m ²	1 日	351,300	5,6 階 1,479 m ²	1 日	309,400
		時間外	9,200		時間外	8,100
	全館	1 日	1,197,800	7 階 1,383 m ²	1 日	289,400
		時間外	31,300		時間外	7,600
	全館	1 日	1,221,000	全館	1 日	1,221,000
		時間外	32,000		時間外	32,000
会議室	地下 1 階 第 1・第 2 全室 134.5 m ²	1 日	28,000	2 階 A,B 各 67 m ²	1 日	14,000
		午前	12,000		午前	6,000
		午後	16,000		午後	8,000
	中 3 階 第 3～第 8 会議室 19.0 m ² ～ 161.9 m ²	1 日	3,900～ 33,600			
		午前	1,700～ 14,400			
		午後	2,200～ 19,200			
附帯設備	展示台	1 個 1 日	90	展示台	1 個 1 日	90
	商談机	1 個 1 日	80	商談机	1 個 1 日	80
	商談いす	1 個 1 日	65	商談いす	1 個 1 日	65
	放送設備	1 式 1 日	1,500	放送設備	1 式 1 日	1,500

(注) 展示室は、浜松町館の 2 階を除き半室料金で半室使用が可

浜松町館の地下会議室は、半室料金で半室使用が可

休場日 (平成 18 年度)

浜松町館

8 月 13 日 (施設点検のため)

12 月 19 日～12 月 26 日 (施設点検のため)

12 月 29 日～1 月 3 日 (年末年始)

台東館

8 月 13 日～8 月 16 日 (施設点検のため)

12 月 25 日～12 月 28 日 (施設点検のため)

12 月 29 日～1 月 3 日 (年末年始)

利用時間

午前 9 時から午後 5 時まで

展示の準備、撤去の場合に限り、早朝は午前 7 時から午前 9 時まで、夜間は午後 5 時から午後 8 時までの範囲内で時間外利用ができる。

(3) 収支及び発生コスト等の概要

① 歳入、事業費、事業規模等の推移

都立産業貿易センター浜松町館、台東館の展示室及び会議室利用に係る平成 13 年度から平成 17 年度の歳入、事業費及び事業規模等の推移は（表 1－5 4）及び（表 1－5 5）のとおりである。

（表 1－5 4）浜松町館の展示室及び会議室等の利用に係る歳入、事業費及び事業規模等の推移
（単位：千円）

区分		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
歳入	使用料及手数料（展示室）	245,016	254,027	247,400	276,011	250,539
	使用料及手数料（会議室等）	31,086	38,243	45,445	41,676	49,739
	歳入計	276,102	292,270	292,845	317,687	300,278
事業費	事業費計	350,406	340,302	327,254	298,444	270,541
展示会開催社数		350	362	344	331	333
展示室稼働率		65.2%	68.2%	66.3%	69.8%	67.4%
会議室稼働率		67.9%	56.4%	62.4%	51.5%	57.1%

（注） 1 表中の事業費は、都立産業貿易センターの運営に要する歳出総額のうち、展示室及び会議室等以外の用途で使用している区立施設や庁舎使用部分等に対応する建物維持管理経費を面積按分で算出した上で、歳出総額から控除して計算した、展示室及び会議室等の運営管理に要する事業費である。

（注） 2 稼働率は、利用された部屋数に各単価を乗じて算出した使用料の年間合計額を 1 日あたりの全館使用料で除した換算使用日数の、会場利用可能日数（330 日）に占める割合として算出している。

(表 1－55) 台東館の展示室及び会議室等の利用に係る歳入、事業費及び事業規模の推移

(単位：千円)

区分		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
歳入	使用料及手数料（展示室）	213,430	221,467	239,193	260,882	217,749
	使用料及手数料（会議室等）	24,916	27,077	29,429	30,472	28,686
	歳入計	238,346	248,544	268,621	291,354	246,435
事業費	事業費計	272,504	275,329	275,854	243,680	236,748
展示会開催社数		190	213	256	255	263
展示室稼働率		56.7%	56.4%	64.0%	62.4%	57.6%
会議室稼働率		31.2%	37.6%	42.7%	48.8%	43.4%

(注) 1 表中の事業費は、都立産業貿易センターの運営に要する歳出総額のうち、展示室及び会議室等以外の用途で使用している区立施設や庁舎使用部分等に対応する建物維持管理経費を面積按分で算出した上で、歳出総額から控除して計算した、展示室及び会議室等の運営管理に要する事業費である。

(注) 2 稼働率は年間の利用された部屋数に各単価を乗じて算出した使用料の年間合計額を 1 日あたりの全館使用料で除した換算使用日数の、会場利用可能日数（330 日）に占める割合として算出している。

② 建物建設コストも考慮した発生コストについて

(表 1－54) 及び (表 1－55) で、平成 17 年度の歳入と歳出を比較すれば、浜松町館、台東館ともに歳入超過の状態にあるが、建物が公費で建設されていることから、展示室、会議室及び共有スペースのうち展示室、会議室が負担すべき部分に対応した減価償却費を含めたコストと歳入を対比したうえで、施設費が回収されているかの観点からも、管理する必要がある。

公有財産台帳に基づく都立産業貿易センターの建物の状況は (表 1－56) のとおりであり、取得価格を、残価率 10%、耐用年数 38 年で計算した、負担すべき部分に対応した減価償却費は、(表 1－56) 中の⑥のとおり浜松町館で年間 120,882 千円、台東館で年間 27,291 千円で合わせて 148,173 千円となる。

減価償却負担を考慮すると、平成 17 年度においては、浜松町館は 91,145 千円、台東館は 17,604 千円、合わせて 108,749 千円の損失を計上したことになる。

さらに、産業労働局の調査によれば、当初の施設整備後の昭和 55 年度から平成 17 年度までの間に行った、公有財産台帳には記載されない資本的支出が、区からの分担金を控除した金額で、両館合わせて 1,643,356 千円あり、残価率 10%、耐用年数 38 年を前提に、負担すべき面積割合 88.7% ((表 1－56) の③+④+

⑤)÷②) を乗じて算出した減価償却費 34,523 千円を加えると、減価償却費の合計は 182,696 千円で、両館の損失は合計で 143,272 千円となる。

(表 1－56) 平成 17 年度末の都立産業貿易センター建物の状況

(単位：千円)

区分	浜松町館	台東館
取得年月日	昭和 58 年 3 月 31 日	昭和 44 年 11 月 1 日
公有財産台帳上の取得価格	6,272,656	1,165,885
減価償却累計額	3,416,946	994,070
簿価 (注 1)	3,587,085	1,058,021
残価率	10%	10%
公有財産台帳上の耐用年数	38 年	38 年
計算上の年間減価償却費 ①	148,562	27,613
区の持分を除く東京都専用部分の延床面積 (共用含む) (㎡) ②	18,651	13,493
エントランスホール等の共用面積のうち、④及び⑤に対応する面積 (㎡) ③	3,880	2,957
展示室、会議室面積 (㎡) ④	6,193	5,970
展示室、会議室の運営に直接関連する、有料備品倉庫等の附帯設備の面積 (㎡) ⑤	5,103	4,409
計算上考慮すべき減価償却費⑥ (注 2)	120,882	27,291
歳入・歳出差額 ⑦	29,737	9,687
減価償却費を考慮した損益 ⑦－⑥	△91,145	△17,604

(注 1) 簿価は公有財産台帳の公会計上の簿価であり、減価償却のほか、価格改定等による評価替を行っていて、取得価格から減価償却累計額を差引いた金額とは相違する。

(注 2) ⑥=①×(③+④+⑤)÷②

③ 発生コスト回収のための目標稼働率等について

平成 17 年度まで、都立産業貿易センターの使用料は東京都の歳入であり、管理受託者である公社には別途委託料が支払われていたが、平成 18 年度から公社が指定管理者に指定された後は、公社が利用者から受領した使用料の一定額を東京都に納付する方式に変更された。

「東京都立産業貿易センターの管理運営に関する基本協定書」において、公社が東京都に納付する一定額は、利用された展示室・会議室の延貸出面積に、1 ㎡あたり 58 円を乗じた額とされており、東京都としては、この納付額により減価

償却費相当額の回収が可能となる水準を、都立産業貿易センターの目標稼働率等の目安とするよう、公社を指導していく必要がある。

減価償却費の合計額である 182,696 千円を回収するための稼働日数を試算すると、(表 1-57) に示すとおり両館の合計で 259 日であり、330 日に対する稼働率は、約 78.5%となり、(表 1-54) 及び(表 1-55) に示される実績稼働率では、資本費の全額を回収し得る水準には届いていない。

(表 1-57) 都立産業貿易センターの減価償却費を都が回収する目標稼働日数

区分	浜 松 町 館	台 東 館	合 計
減価償却費 ((表 1-56) より) ①	120,882 千円	27,291 千円	148,173 千円
減価償却費 (注) ②	—	—	34,523 千円
減価償却費の合計額 ①+②	—	—	182,696 千円
納付額 (1 m ² あたり) ③	58 円/m ²	58 円/m ²	58 円/m ²
展示室、会議室面積 ((表 1-56) より) ④	6,193 m ²	5,970 m ²	12,163 m ²
目標稼働日数 (①+②) / ③×④	—	—	259 日

(注) 産業労働局の調査によれば、当初の施設整備後に行った設備補修・改修工事等の資本的支出が、区からの分担金を控除した金額で、昭和 55 年度から平成 17 年度までの間に、1,643,356 千円あり、それを基礎とした上で残価率 10%、耐用年数 38 年を前提に負担すべき面積割合を乗じて算出した減価償却費である。設備補修・改修工事等は公有財産台帳には記載されないため、上の表の①の減価償却費には反映していないので②として別欄で加算している。

また、集計の都合上、館別に把握できないため合計欄だけに記載している。

(4) 各館の申込受付方法と年度別の使用者の状況について

都立産業貿易センターの展示室の予約は、浜松町館及び台東館が合同で、毎年 6 月に翌年 4 月から翌々年 3 月までの使用に関する説明会を開き、説明会申込者の予約を 7 月末まで受け付けた後、残りの空室について 8 月以降、説明会への参加の有無を問わず、広く一般から随時受け付けている。

説明会の開催に際しては、利用実績のある団体等に対し案内状を発送しており、その規模、性格などにより、「第 1 順位 都もしくは区が主催又は共催等」、「第 2 順位 公益法人又はこれに準じる団体」、「第 3 順位 中小企業基本法に規定する中小企業等」、「第 4 順位 第 1 順位から第 3 順位の者以外」及び「第 5 順位 文化教養団体等」の 5 段階の優先順位に従って受け付けることとしている。

主に、中小企業の商談会、商品発表会又は展示即売会での利用を想定しているが、中には大企業が主催する、会員向け割引販売等に使用されることもある。

平成15年度から平成17年度までの優先順位別案内状送付先数及び年間の申込件数及び利用者数は、(表1-58)及び(表1-59)のとおりである。

(表1-58) 説明会の案内状送付数及び年間使用数(浜松町館)

区分	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	送付数	申込数	利用者数	送付数	申込数	利用者数	送付数	申込数	利用者数
第1順位	6	10	10	7	8	8	9	9	9
第2順位	7	12	11	7	11	10	7	10	10
第3順位	94	145	125	96	148	131	96	147	130
第4順位	87	143	120	86	139	118	79	125	102
第5順位	65	90	78	61	72	64	64	86	82
合計	259	400	344	257	378	331	255	377	333
利用者数のうちリピーター数	—	—	305	—	—	297	—	—	283

(注) 送付数は社・団体数とし、申込数及び利用者数は件数である。

(表1-59) 説明会の案内状送付数及び年間使用数(台東館)

区分	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	送付数	申込数	利用者数	送付数	申込数	利用者数	送付数	申込数	利用者数
第1順位	11	13	14	11	11	13	9	11	11
第2順位	9	12	11	9	9	12	7	9	11
第3順位	62	62	110	69	65	97	70	71	104
第4順位	42	19	45	44	30	47	42	24	45
第5順位	41	14	76	20	12	86	23	15	92
合計	165	120	256	153	127	255	151	130	263
利用者数のうちリピーター数	—	—	102	—	—	108	—	—	128

(注) 送付数は社・団体数とし、申込数及び利用者数は件数である。

(5) 利用者拡大のさらなる推進及び稼働率向上に向けた取組みについて

都立産業貿易センターの本来の目的は、中小企業をはじめとする東京都の商工業及び貿易の振興であるため、中小企業及び中小企業団体は第3順位であり、公共・公益目的の催し物に次ぐものとされているが、(表1-58)及び(表1-59)のとおり、中小企業及び中小企業団体への案内状の送付は浜松町館で94社から96社、台東館で62社から70社で推移している。

案内状の送付先は、利用実績のある団体等が中心とされているが、隔年開催の利用者や、イベント拡大による会場の変更等の理由により、次年度説明会への参加を希望しない利用者には案内状を送付していないこともあり、送付社数は前年度利用実績社数を下回っている。

産業振興を進める上で主な支援対象となるべき中小企業の利用割合も、平成17年度では浜松町館、台東館ともに全利用者の約39%にすぎず、また案内状を送付されたもののほとんどが、一般公募前に申し込みのうえ利用しており、特に浜松町館では利用者の8割以上がリピーターであるなど、利用者の固定化がみられる状況にある。

浜松町館、台東館とも、従来利用のない企業を含めてより広く多くの中小企業や関連の業界団体に対し案内状を発送する等、周知のための努力をする必要がある。

また、東京都にとっての施設費回収の観点から、稼働率の向上を目指すべく、指定管理者である公社を指導する必要があることは、前述のとおりである。

意見（１－１９）資本コストの回収を意識した東京都の管理について

東京都は、都内中小企業をはじめ、商工業及び貿易の振興を図るために、都立産業貿易センター浜松町館及び台東館を設置している。

平成 17 年度の歳入と歳出を比較すれば、両館とも歳入超過の状態にあるが、取得価格を、残価率 10%、耐用年数 38 年で計算した減価償却費は、両館合わせて 148,173 千円であり、この負担を考慮すると、平成 17 年度においては、合わせて 108,749 千円の損失を計上したことになる。

さらに、産業労働局の調査によれば、当初の施設整備後の資本的支出で東京都が負担した金額が、両館合わせて 1,643,356 千円あり、残価率 10%、耐用年数 38 年を前提に負担すべき面積割合を乗じて算出した減価償却費 34,523 千円を加えると、減価償却費の合計は 182,696 千円で、両館の損失は合計で 143,272 千円となる。

減価償却費合計額の 182,696 千円を東京都が回収するための稼働日数を試算すると、両館通算で 259 日（330 日に対する稼働率は約 78.5%）となり、平成 17 年度までの実績稼働率は、資本費の全額を回収し得る水準には届いていない。

平成 18 年度以降、都立産業貿易センターに指定管理者制度が導入されていて、財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が指定管理者に指定されているが、東京都としては、資本費の回収が可能となる水準を、都立産業貿易センターの目標稼働率等の目安とするよう、公社を指導していく必要がある。

意見（１－２０）都立産業貿易センターの利用者拡大の推進及び稼働率向上に向けた取組みについて

都立産業貿易センターの優先利用予約の案内状送付先は、利用実績のある団体等が中心とされているが、隔年開催、イベント拡大による会場の変更等、次年度説明会への参加を希望しない利用者には案内状を送付していないこともあり、送付社数は前年度利用実績社数を下回っている。

産業振興を進める上で主な支援対象となるべき中小企業の利用割合も、平成 17 年度では浜松町館、台東館ともに全利用者の約 39%にすぎず、また案内状を送付されたもののほとんどが、一般公募前に申し込みのうえ利用しており、特に浜松町館では利用者の 8 割以上がリピーターであるなど、利用者の固定化がみられる状況にある。

浜松町館、台東館とも、従来利用のない企業を含めてより広く多くの中小企業や関連の業界団体等に対し案内状を発送する等、周知のための努力をする必要がある。

10 施設内食堂施設の有効性と経済性の向上について

産業労働局は、都立産業貿易センター浜松町館地下1階と、秋葉原庁舎の2階に、食堂施設を設置し、民間事業者に行政財産として使用許可している。

両施設の概要は、(表1-60)のとおりである。

(表1-60) 施設内食堂施設の概要(平成18年3月31日)

区分	都立産業貿易センター 浜松町館地下1階食堂	秋葉原庁舎2階食堂
面積	468.48 m ²	158.15 m ² (注)
使用許可理由	当該施設で行われる見本市・展示会等の開催に伴う来場者の利便性を図るため	展示室や会議室への来場者・利用者及び施設職員の利便性を図るため
使用料	1 m ² あたりの月額使用料 2,055 円 月額使用料 962,726 円 年間使用料 11,552,712 円	1 m ² あたりの月額使用料 2,271 円 月額使用料 359,158 円 年間使用料 4,309,896 円
営業時間	午前11時から午後9時まで	午前11時半から午後2時半まで 午後4時から午後11時まで
使用許可開始年月	昭和58年6月	平成2年7月
摘要	昭和58年3月に営業者を公募・選定・使用許可し、以後同一の事業者継続して使用許可されている。	平成2年7月に軽食・喫茶室として使用許可し、平成18年4月に使用目的を変更 実質的に同一の事業者継続して使用許可されている。

(注) 平成18年度から秋葉原庁舎2階食堂の1階ショーケースの面積1.44 m²についても新たに使用許可している。

両施設とも行政財産の使用許可が行われているため、営業店舗としての使用料は特に設定されておらず、事務所ビルの賃料と同一に設定されている。

また、秋葉原庁舎内食堂施設については、近年再開発が進み近隣に飲食店も多く、展示室や会議室への来場者・利用者及び施設職員の食事の利便を図るための必要性は低下してきており、午前11時半から午後2時半と午後4時から午後11時という営業時間は、施設の利用可能時間が午前9時から午後9時までであることに照らすと、来場者・利用者の利便性を図るためには最適とはいえない状況となっている。

都立産業貿易センターの管理運営に平成18年度から指定管理者制度が導入されて、公募により指定管理者が選定されていることと対比しても、使用許可で設置している食堂施設について、同一の事業者継続して使用許可することを当然とする

ことなく、まず、施設が都民にとって最適な状況で使用されるよう十分検討し、食堂施設等として使用する場合にも、事業者を公募するなど、より有効性と経済性を追求した施設使用を検討する必要がある。

意見（１－２１）施設内食堂施設の有効性と経済性の向上について

産業労働局は、都立産業貿易センター浜松町館地下１階の食堂と、秋葉原庁舎の２階に食堂施設を設置し、それぞれ昭和５８年と平成２年から、実質的に同一の事業者に継続して使用許可しており、平成１７年度の使用料は、１１,５５２千円と４,３０９千円である。

秋葉原庁舎内食堂施設については、近年再開発が進み近隣に飲食店も多く、来場者・利用者及び施設職員の食事の利便を図るための必要性は低下してきており、午前１１時半から午後２時半と午後４時から午後１１時という営業時間は、施設の利用可能時間が午前９時から午後９時までであることに照らすと、来場者・利用者の利便性を図るためには最適とはいえない状況となっている。

平成１８年度から都立産業貿易センターに指定管理者制度が導入されて、公募により指定管理者が選定されていることなどを勘案すると、これらの食堂施設についても、同一の事業者に継続して使用許可することを当然とすることなく、まず、施設が都民にとって最適な状況で使用されるよう十分検討し、食堂施設等として使用する場合にも、事業者を公募するなど、より有効性と経済性を追求した施設使用を検討する必要がある。

1 1 監理団体を含めた行政コストの透明性確保と管理の充実について

(1) 監理団体を含めた行政コストの状況について

産業労働局が行う中小企業振興、雇用就業対策及び観光振興対策に係る事業は、民間企業や団体に対する行政の支援事業であり、どのような施策に、公費がどの程度投入され、どのような効果を得ているかについて、十分に透明性を確保し、都民の声を反映しながら有効性の高い施策を実施すると同時に、公平性を保つことが求められる。

産業労働局の行政施策は、監理団体が東京都からの補助事業もしくは受託事業として実施しているものが多く、監理団体に対する補助金や委託費には、監理団体の運営コストである人件費等が多く含まれているため、民間の事業者等に対する補助金や委託費とは、行政コストとしての性質が異なるが、産業労働局の予算及び決算上は、民間事業者等に執行される補助金と同じく、すべて事業費の補助金として計上されることなどから、産業労働局と監理団体とを合わせて、どのような行政コストが生じているかの実態が、把握しにくくなっている。

東京都は、平成 18 年度から発生主義と複式簿記に基づく新たな公会計制度を導入しており、産業労働局においても、平成 18 年度において行政コスト計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を作成することとしている。

行政コスト計算書における費用科目は、行政費用、税連動経費、給与関係費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、投資的経費補助、投資的経費単独、投資的経費国直轄、出資金（出えん金）、繰出金、減価償却費、債務保証費、不納欠損引当金繰入額、貸倒引当金繰入額、その他引当金繰入額及びその他行政費用に分類することとされているが、計算書類の費目等は、各局の実態に応じて作成することが認められている。

(2) 中小企業対策事業費の状況について

産業労働局で発生する費用について、例えば中小企業対策に係る事業費（金融支援にかかる金額を除く。）のうち、財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）に対する補助金もしくは委託費として計上された金額と、各事業費に占める公社の管理費の金額の推移、ならびに産業労働局において中小企業対策に携わる職員の人件費を、中小企業対策費に計上した金額は、（表 1－6 1）のとおりとなる。

なお、産業労働局は、公社に対する補助金の要綱の中で、公社の役員報酬と役員費用弁償を事業費としているため、公社においても当該費用を事業費としているが、

明らかに管理費であるため、表中では管理費として表示している。

(表 1 - 6 1) 中小企業対策事業費とそのうち公社事業費、公社事業費のうちの管理費の推移
(単位: 千円)

	区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経営革新支援	事業費総額	184,308	104,294	87,713
	うち公社事業	6,297	5,982	4,257
	(うち管理費)	(0)	(0)	(0)
経営安定支援	事業費総額	3,135,999	3,034,960	2,906,543
	うち公社事業	104,845	97,193	98,482
	(うち管理費)	(0)	(0)	(54,404)
販路開拓支援	事業費総額	5,120,724	5,832,110	6,927,317
	うち公社事業	743,263	663,878	627,629
	(うち管理費)	(192,164)	(157,626)	(135,172)
ネットワークづくり支援	事業費総額	2,376,225	2,326,618	449,462
	うち公社事業	0	0	111,579
	(うち管理費)	(0)	(0)	(7,651)
技術支援	事業費総額	1,736,243	999,581	838,364
	うち公社事業	189,282	203,817	220,353
	(うち管理費)	(76,961)	(88,374)	(97,885)
創業支援	事業費総額	853,670	673,958	640,347
	うち公社事業	604,568	593,222	602,848
	(うち管理費)	(0)	(0)	(0)
地域工業の活性化	事業費総額	106,886	54,449	88,619
	うち公社事業	0	0	0
	(うち管理費)	(0)	(0)	(0)
地域商業の活性化	事業費総額	2,020,007	1,504,566	1,603,230
	うち公社事業	44,461	45,803	49,747
	(うち管理費)	(0)	(0)	(0)
総合的支援	事業費総額	2,251,788	2,406,695	2,600,660
	うち公社事業	2,211,812	2,322,377	2,362,943
	(うち管理費)	(1,277,686)	(1,207,829)	(1,219,912)
試験研究機関	事業費総額	1,375,696	1,430,745	1,374,017
	うち公社事業	341,018	320,101	315,043
	(うち管理費)	(154,654)	(140,726)	(140,582)
合計	事業費総額	19,161,546	18,367,976	17,516,272
	うち公社事業	4,245,546	4,252,373	4,392,881
	(うち管理費) ①	(1,701,465)	(1,594,555)	(1,655,606)
人件費等局合計		16,952,218	16,361,102	15,091,207
人件費等のうち中小企業対策に係る金額 ②		3,679,810	3,437,808	3,378,360
人件費計上後の中小企業対策費		22,841,356	21,805,784	20,894,632
管理費合計 (①+②)		5,381,275	5,032,363	5,033,966

(注) 1 総合的支援に含まれる公社管理運営委託事業の事業費は、公社にとっては運営費であるが、東京都全体でみれば管理費であるため、管理費に分類して表示している。

(注) 2 行政コスト計算書において計上が予定されている減価償却費については、平成 17 年度までの数字を確定することが困難であるため、表中の金額には含まれていない。

(注) 3 平成 17 年度の販路開拓支援費のうち 6,048,399 千円は、東京国際フォーラム及び東京ビッグサイトの維持運営にかかる費用である。

(表 1－6 1) に示されるとおり、例えば産業労働局で中小企業対策事業費のうち総合的支援に区分されているもののうち、約半分に相当する金額は、公社の運営に従事する役職員の人件費であり、東京都全体の行政コストの性格からすると、給与関係費である。

行政コスト計算書が、産業労働局の行政コストの実態を表すためには、監理団体に対する補助金は、単に補助費等に全額を計上するのではなく、給与関係費、物件費などその監理団体における使途の実態に応じた科目で計上する必要がある。また、物件費、補助費、投資的経費等の性質に応じて計上することが予定されている委託費についても、監理団体に対する委託費については、各団体における費用の使途の実態を十分に把握して計上することが望ましい。

なお、産業労働局と公社との間で、三宅島噴火等利子補給基金の債権債務の平成 17 年度末残高に不一致が生じていたこと、公社に対する委託費のうち、委託管理費が自主事業に充当されているものが継続的に生じていたことなど、管理上不十分な点が認められたことは、別途記載するとおりである。

監理団体で事業を行うこと自体の有効性、経済性、効率性の観点からの検討は、常に求められるものであるが、一方で、現実に監理団体が行う事業が多い産業労働局においては、監理団体で行う事業のより一体的な管理に資するよう、監理団体を連結した行政コスト計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。

(3) 商工会議所など外部事業費補助団体に対する補助金について

産業労働局が執行する中小企業支援に係る補助金には、監理団体である公社に対する補助金のほかに、事業費に補助金を交付している外部団体（以下「外部事業費補助団体」という。）に対する補助金がある。

その主なものは、経済産業省所管の特別の法律に基づき設立された民間法人である日本商工会議所の構成員である東京商工会議所等、同じく全国商工会連合会の構成員である商工会及び東京都商工会連合会、同じく全国中小企業団体中央会の構成員である東京都中小企業団体中央会に対するものであり、これらの補助金の平成 15 年度から平成 17 年度までの推移、国庫補助の状況及び補助金の概要は、(表 1－6 2) 及び (表 1－6 3) のとおりである。

(表 1 - 6 2) 商工会、商工会議所及び商工会連合会に対する補助金の推移

(単位：千円)

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	国庫補助の 有無と率	補助金の概要
商工会及び 商工会議所 補助	2,704,882	2,639,920	2,523,826	有 1/2以内 (事業費)	小規模事業者への経営相談、 指導、講習会実施等に必要な 人件費、事業費
商工会連合 会補助	165,937	163,344	166,132	有 1/2以内 (事業費)	商工会運営指導事業並びに 商工会地域の広域的専門的 な課題解決指導等に必要な 人件費、事業費
商工会連合 会指導強化 費補助	7,898	7,898	7,898	無	商工会連合会の運営指導体 制基盤強化のために必要な 事業費
地域中小企 業支援セン ター	6,496	4,759	887	有 1/2以内	区部及び多摩地域の中小企 業者等の相談拠点として窓 口相談・指導及び情報収集・ 分析等に必要な事業費

(注) 1 地域中小企業支援センターは、東京商工会議所及び東京都商工会連合会に関連する補助金である。

(注) 2 産業労働局の予算及び決算上は、「経営安定支援」に計上されている。

(表 1 - 6 3) 東京都中小企業団体中央会に対する補助金の推移

(単位：千円)

区分	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	国庫補助の 有無と率	補助金の概要
指導員職員 設置費	262,997	255,808	255,774	有 一般財源化	東京都中小企業団体中央会 の指導員及び職員の設置に 必要な経費を補助
中小企業連 携組織対策 事業費	39,641	33,766	33,766	有 1/2又は1/3 以内	東京都中小企業団体中央会 が行う中小企業連携組織対 策事業に要する経費を補助
中小企業経 営資源強化 対策事業費	16,859	—	—	有 1/2又は1/3 以内	東京都中小企業団体中央会 が行う中小企業経営資源対 策強化費を補助
事業費	3,312	3,312	3,312	無	東京都中小企業団体中央会 が行う組織強化事業に要す る経費を補助

(注) 産業労働局の予算及び決算上は、「ネットワークづくり支援」に計上されている。

これらの外部事業費補助団体に対する補助金は、例えば平成 17 年度の商工会及び商工会議所補助が 2,523,826 千円で、産業労働局の中小企業対策事業費のうち、経営安定支援に資する経費 2,906,543 千円の大半を占め、これらの補助金には小規

模事業者の経営の改善発達を支援する事業に係る人件費等の補助金も含まれていることから、他の民間事業者等の事業支援の補助金とは性格が異なる面がある。

したがって、行政コスト計算書上、外部事業費補助団体に対する補助金である旨を明らかにして表示することが望ましい。

意見（１－２２）行政コスト計算書における監理団体に対する補助金及び委託費の表示について

東京都は、発生主義と複式簿記に基づく新たな公会計制度を導入し、産業労働局においても、平成 18 年度から貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書の作成を予定している。

産業労働局の行政施策は、監理団体が東京都からの補助事業もしくは受託事業として実施しているものが多いことから、行政コスト計算書が、監理団体も含めた行政コストの実態を表すためには、監理団体に対する補助金は、単に補助費等に全額を計上するのではなく、給与関係費、物件費などその監理団体における使途の実態に応じた科目で計上する必要がある、また、物件費、補助費、投資的経費等の性質に応じて計上することが予定されている委託費についても、監理団体に対する委託費については、各団体における費用の使途の実態を十分に把握して計上することが望ましい。

意見（１－２３）監理団体を連結した貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書の作成について

監理団体で事業を行うこと自体の有効性、経済性、効率性の観点からの検討は、常に求められるものであるが、一方で、現実に監理団体が行う事業が多い産業労働局においては、監理団体で行う事業のより一体的な管理に資するよう、監理団体を連結した行政コスト計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。

指 摘（１－１９）公社に対する役員報酬等の補助金区分について

産業労働局の公社に対する補助金要綱の中で、公社の役員報酬と役員費用弁償を事業費で区分しているため、公社においても当該費用を事業費としているが、本来は管理費で区分すべきものであることから、要綱を見直す必要がある。

意見（１－２４）外部事業費補助団体に対する補助金の区分表示について

産業労働局が執行する中小企業支援に係る補助金には、監理団体である公社に対する補助金の他に、事業費に補助金を交付している外部団体（以下「外部事業費補助団体」という。）に対する補助金があり、平成 17 年度における主なものとしては、商工会及び商工会議所補助が 2,523,826 千円（事業費国庫補助 1/2 以内）、東京都中小企業団体中央会が 257,045 千円（国庫補助は一般財源化）である。

平成 17 年度の商工会議所及び商工会補助 2,523,826 千円は、産業労働局の中小企業対策事業費のうち、経営安定支援に資する経費 2,906,543 千円の大半を占め、これらの補助金には小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に係る人件費等の補助金も含まれていることから、他の民間事業者等の事業支援の補助金とは性格が異なる面がある。

したがって、行政コスト計算書上、外部事業費補助団体に対する補助金である旨を明らかにして表示することが望ましい。

1 2 利用対象者と利用者サービスをより意識した総合支援事業の活性化・効率化について

(1) 財団法人東京都中小企業振興公社における総合支援事業の実施状況について

財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）は、東京都からの補助事業として、5人の専門相談員によるワンストップ総合相談をはじめ、中小企業が抱える様々な課題に対して、中小企業診断士、税理士、ITコーディネーターなどの専門家を派遣する専門家派遣事業、事業可能性評価事業等の総合支援事業を行っている。

東京都から公社に対する総合支援事業費の推移は（表1－64）に記載するとおりであり、公社における総合相談事業の相談内容別の相談件数の推移は、（表1－65）のとおりである。

（表1－64）総合支援事業の財団法人東京都中小企業振興公社に対する補助金の推移
（単位：千円）

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総合支援事業費	114,202	113,437	116,737

（表1－65）財団法人東京都中小企業振興公社本社における相談内容別相談件数の推移

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
経営全般	1,783	2,024	1,949
資金調達	1,342	1,176	995
マーケティング・営業	629	569	376
法律関係	2,864	3,316	3,862
会社設立	1,122	1,016	916
税務	258	308	305
労務関係	248	216	282
事業提携	18	59	47
特許関係	53	30	34
技術・生産関係	153	177	133
ビジネスプラン関係	376	346	347
省エネ関係	16	6	9
IT関係	144	209	181
ISO関係	85	85	111
取引・適正化関係	138	232	167
その他相談	719	828	765
相談件数合計	9,948	10,597	10,479
相談利用事業者数	5,836	6,370	6,664

(2) 公社の総合支援事業の利用対象者と利用者サービスについて

① 公社の総合支援事業の利用者

中小企業者等に対する窓口相談等の支援事業は、商工会・商工会議所、東京都中小企業団体中央会、東京都商店街振興組合連合会でも行っているほか、区市町村でも行っており、その概要は、(表1-66)に示すとおりである。

東京都中小企業団体中央会と東京都商店街振興組合連合会は、独自の内容で相談業務を行っており、商工会・商工会議所とは対象者を棲み分けている面が強いが、公社の総合支援事業は、都内の中小企業者全体を対象としている。

(表1-66) 中小企業者等を支援する団体の対象と支援内容

区分	対象	内容	摘要
財団法人東京都 中小企業振興公社	都内中小企業	経営・資金調達・IT・ デザイン・貿易等に関 する相談	本社 1 支社 3 (城東・城 南・多摩)
商工会・商工会議所	主に各単会所管エリ アの小規模企業者	小規模企業者等に対 する経理・税務等に関 する相談	商工会 27 商工会議所 8
東京都中小企業 団体中央会	主に都内中小企業組 合及び組合を設立し ようとする者	組合の設立・運営・経 理・法律などに関する 相談	
東京都商店街 振興組合連合会	商店街振興組合	商店街振興組合の運 営・設立等に関する相 談	
区市町村	各区市町村による独自の取り組み		

② 中小企業の経営革新支援に関する公的支援策

中小企業の経営革新支援に関する国の施策としては、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」という。）が平成17年4月に改正、公布施行されている。

同法は、利用者にとってわかりやすい施策体系にするために、①中小企業経営革新支援法、②中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、③新事業創出促進法の3つの法律を整理統合して定められたものである。

同法では、経営革新を事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上をはかることと定義し、同法に基づく公的支援を受けるためには、具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の作成が要件とされている。

公社の総合支援事業の利用者が、都内の中小企業者であることを考慮すれば、個々の中小企業者では情報の把握が難しい中小企業振興に関する公的支援制度に

関する情報を提供することも重要な支援の一環である。

しかし、産業労働局のホームページには、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画については記載されているものの、「支援策の概要」をクリックすると各支援メニューが羅列して記載されている方式であり、利用者にとって十分にわかりやすい説明はされていない。

さらに、公社は、経営革新計画作成支援が利用者にとって有用性が高いと認識しているが、公社のホームページ、パンフレット等も、公社が経営革新計画作成に関する情報提供を行っているものの、必ずしも十分に伝わる内容とはなっていない。

また、産業労働局秋葉原庁舎にある公社の1階入口ホール（面積168㎡）では、公社の自主事業である貸展示室、貸会議室の案内と貸ビデオの受付業務、総合相談等の各種事業案内が行われているが、広く中小企業者の利用が期待できる専門家による総合相談事業が4階で行われていることは、1階ホールからはわかりにくい。

相談業務は内容が機微に亘る場合も多く、4階の相談室で行うことが有効であるにしても、相談業務の存在そのものをより多くの都民が知ることのできるよう、1階ホールの案内方法を工夫する必要がある。

意見（1－25）利用対象者と利用者サービスをより意識した総合相談事業の活性化について

財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）は東京都からの補助事業として、5人の専門相談員によるワンストップ総合相談をはじめとする総合支援事業を行っており、平成17年度における事業費は116,737千円である。

公社が行う総合支援事業は、都内の中小企業者をその事業支援対象としていることから、より多くの中小企業者に、今日的な経営課題に即応するための基本的な公的支援制度である中小企業新事業活動促進法の支援メニューをわかりやすく伝えることにより、公社の総合支援事業の有用度が増すものと考えられる。

しかし、産業労働局のホームページには、同法に基づく経営革新計画についての記載はあるものの、「支援策の概要」をクリックすると各支援メニューが羅列して記載されている方式であって、わかりやすい説明はなされていない。

また、公社のホームページ、パンフレット等も、公社が経営革新計画作成支援を行っていることについて、十分に伝わる内容とはなっていない。

公的な中小企業支援メニューを、よりわかりやすく多くの中小企業者に伝えるよう、ホームページ、パンフレット等による広報を充実し、利用対象者と利用者サービスをより意識した総合支援事業の活性化に努める必要がある。

意見（１－２６）公社１階ホールの案内方法の改善について

産業労働局秋葉原庁舎にある公社の１階入口ホール（面積 168 m²）では、公社の自主事業である貸展示室、貸会議室の案内と貸ビデオの受付業務、総合相談等の各種事業案内が行われているが、広く中小企業者の利用が期待できる専門家による総合相談事業が行われていることは、１階ホールからはわかりにくい。

相談業務は、内容が機微に亘る場合も多く、４階に設置している相談室で行うことが有効であるにしても、相談業務の存在そのものをより多くの都民が知ることのできるよう、１階ホールの案内方法を工夫する必要がある。

1 3 中小企業リバイバル支援事業の方向性の明確化等について

財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）は、東京都の受託事業として中小企業リバイバル支援事業を行っている。

当該事業は秋葉原にある公社本社内において窓口を設け、事業再生、事業承継や廃業等の問題を抱える中小企業が、できるだけ早い段階で対策を講じられるように専門家による相談体制を構築するものである。

平成 17 年度時点で、常勤 4 人、非常勤 3 人の専門家（職員）が対応し、平成 17 年度の事業費実績は約 6 千万円、平成 18 年度の事業費予算は約 8 千万円である。

一方、平成 17 年度のこの事業に対する年間相談企業数は（表 1－6 7）のとおり、196 社、相談件数は 464 件（電話相談を含む。）であった。

相談件数がそれほど多くないのは、リバイバル支援窓口の相談内容は企業の存続に関わる限定されたもので、相談企業との相互訪問を原則とする、きめ細かい対応が要求されるものであるためとの説明を受けた。

（表 1－6 7）平成 17 年度リバイバル支援窓口の規模

対応専門家（職員）数	7 人（おおむねの平均）
運営事業費年間実績	約 6 千万円
相談企業社数	196 社
相談件数	464 件

リバイバル支援窓口の相談企業は、中小企業の中でも、特に 4 人以下で経営しているような零細事業者が、全体の 37.8%と最も多く、再生支援協議会では相談の少ない小規模企業の案件が大きな割合となっている。

しかし、相談内容と職員の対応をみると、（表 1－6 8）に例示されるように、銀行への融資申し込みに関する相談について、経営計画等、前提となる事実を確認する書類が不備であるため、そろえて窓口に再訪するように促したがその後の再訪がなく、結果的にそれで終わっているようなものが散見される。

平成 17 年度に相談に来た 196 社のうち、当初の対応で、このように「対応待ち」又は「助言に至らず」となったものは 52 件で、全体の 26.5%を占める。

(表 1－6 8) 対応待ち又は助言に至らなかった、リバイバル支援事業の助言内容例

区分	助 言 内 容	効 果
再 生	銀行が融資に応じない。新事業の計画書の中身が曖昧であり、再度計画書を整理し来所するようすすめた。	対応待ち(その後來所なし)
再 生	担保設定の状況を知るために必要な謄本がなかったので、アドバイスができなかった。次回持参すること。	対応待ち(その後來所なし)
再 生	信用金庫の紹介で来訪があったが、健全企業であり相談の必要がないことが判明した。	助言に至らず
廃 業	リバイバル事業の内容を説明し、必要であれば相談に対応することを伝えた。	対応待ち

相談内容は様々で、一律の対応はできにくい事情があり、中には相談企業の事情により相談終了となっている案件もあるものの、全体として十分に事業効果があがっているとは言いがたい。

中小企業リバイバル支援事業の案内に、具体的な相談事項や想定される支援内容が記載されておらず、経営危機に陥った企業がどのようなサービスを受けられるのか不明確なため、来所する企業の認識違いや、準備不足が生じ、事業効果が減殺されているものと考えられる。

同様の事業を行う他の機関と差別化した、東京都固有の事業としての方向性を明確に決定し、具体的に受け付ける相談内容、それに対して公社が提供できる支援内容及び相談に必要な書類等を、できるだけイメージがわくように事業案内等で告知することにより、企業が公社に期待するサービスと、公社が提供できるサービスのギャップを埋めていく必要がある。

意見（１－２７）中小企業リバイバル支援事業の方向性の明確化等について

財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）は、秋葉原の公社本社内において窓口を設け、事業再生、事業承継や廃業等の問題を抱える中小企業が、できるだけ早い段階で対策を講じられるように専門家による相談体制を構築する事業を行っている。

平成 17 年度においては、常勤 4 人、非常勤 3 人の専門家（職員）が対応しているが、年間相談企業数は 196 社、相談件数は 464 件であり、196 社のうち、当初の対応で「対応待ち」又は「助言に至らず」というものが 52 件と全体の 26.5%を占め、中には相談企業の事情により相談終了となっている案件もあるものの、全体として十分に事業効果があがっているとはいえない。

中小企業リバイバル支援事業の案内に、具体的な相談事項や想定される支援内容が記載されておらず、経営危機に陥った企業がどのようなサービスを受けられるのか不明確なため、来所する企業の認識違いや、準備不足が生じ、事業効果が減殺されているものと考えられる。

同様の事業を行う他の機関と差別化した、東京都固有の事業としての方向性を明確に決定し、具体的に受け付ける相談内容、それに対して公社が提供できる支援内容及び相談に必要な書類等を、できるだけイメージがわくように事業案内等で告知することにより、企業が公社に期待するサービスと、公社が提供できるサービスのギャップを埋めていく必要がある。

1 4 IT の運営管理に関する事項について

産業労働局は、中小企業支援事業に関連して、種々のシステムを使用しているが、これらの管理に関して、以下のとおり改善すべき事項が認められた。

(1) 東京都組合情報統合化システムの運用管理について

東京都組合情報統合化システムは、東京都が認可した協同組合等の情報を登録・更新し、組合指導業務で活用するとともに、組合情報の照会への回答、中小企業団体名簿・各種統計資料の作成業務を行っている。

システムの所有情報は、組合の決算情報、組合の指導記録、役員変更情報などであり、中には個人情報も含まれている。

同システムの管理規程としては、「東京都組合情報統合化システムセキュリティ実施基準」が作成され、アクセス制御については、アカウント管理方法に関して、次の①から③のように規定されている。

- ①サーバー類にユーザアカウントを作成する場合は、業務上必要な者のアカウントのみ作成する。
- ②各サーバー類に登録されたアカウントは、定期的に検査し、異動、退職等で不要になったアカウントは速やかに削除する。
- ③ユーザーが安易なパスワード（類推しやすいパスワード、本人以外も知っているパスワード等）を設定しないよう、ユーザーへの指導徹底を図る。

アカウントの登録、抹消等は、情報処理指導主任が、人事異動一覧を参照して行っており、各個人に付与された利用者 ID を使用し、デスクトップのアイコンからアクセスする仕組みであるが、誰がいつアクセスしたかのログを残していない。

また、システムの実際の運用においては個人 ID が付与されており、実施基準上もそのことが前提とされていると読み取れるものの、セキュリティ実施基準には、アカウントの付与は個人単位とすることを明記して、将来に亘って、共有アカウントの作成を行わないように規定することが望ましい。さらに、システム利用者のアクセスログの取得を行えるように改善して、誰が、いつアクセスしたかの記録を残すようにし、事業主管係長は、定期的にログをレビューして、不審なアクセスの痕跡などがないかを確認する必要がある。

意見（１－２８）個人単位にアカウント付与を規定化することについて

東京都組合情報統合化システムは、東京都が認可した協同組合等の情報を登録・更新し、組合指導業務で活用するとともに、組合情報の照会への回答、中小企業団体名簿・各種統計資料の作成業務を行っており、システムの所有情報は、組合の決算情報、組合員の指導記録、役員変更情報などであり、個人情報も含まれているが、アカウントの登録、抹消等は、情報処理指導主任が、人事異動一覧を参照して行っている。

同システムの管理規程としては、「東京都組合情報統合化システムセキュリティ実施基準」が定められているが、同基準に、アカウントの付与は個人単位とすることを明記して、将来に亘って、共有アカウントの作成を行わないように規定することが必要である。さらに、システム利用者のアクセスログの取得を行えるように改善して、誰が、いつアクセスしたかの記録を残すようにすると同時に、事業主管係長は、定期的にログをレビューして、不審なアクセスの痕跡などがないかを確認する必要がある。

（２）中小企業情報システムの運用管理について

中小企業情報システムは、都立皮革技術センターが独自に依頼試験データ、依頼試験や開放指導の課金と承諾書や領収書等の発行、相談事例などの情報をデータベース化して使用している。

端末はイントラネットの端末を利用し、20 名程度のユーザーが利用しており、デスクトップのアイコンをクリックして、システムにアクセスする仕組みとなっており、サーバーのシステム管理者 1 名、運用担当者 1 名がいて、システム管理者の権限を所有している。

アカウント管理台帳は、個人情報システム機器台帳で代用しているが、アカウントの付与日、抹消日などが記載されていない。

アカウント管理台帳として、アカウントの付与日、抹消日、利用目的、アカウント権限、アカウント利用者、承認者などを記録し、定期的に、アカウント管理台帳とサーバーに登録されているアカウント一覧とを照合して、抹消漏れのアカウントや不要なアカウントがあれば、不正利用されないように、速やかに削除する必要がある。

現在の運用担当者は、長年この職務を兼任しており、パスワードに関しては随時変更するように指導しているが、運用担当者の熟練に依存しており、利用者向けの運用管理規程は作成されていない。

今後、運用担当者の交代なども予想され、ユーザー指導のレベルを現状維持することが困難になることも予想される。パスワード管理などのセキュリティに関する規程等は文書にして明文化しておくことが望ましい。

意見（１－２９）アカウント管理台帳の整備について

中小企業情報システムは、都立皮革技術センターが独自に、検査データ、依頼試験の課金と領収書発行、相談事例などの情報をデータベース化して使用しており、アカウント管理台帳は、個人情報システム機器台帳で代用しているが、アカウントの付与日、抹消日などが記載されていない。

アカウント管理台帳として、アカウントの付与日、抹消日、利用目的、アカウント権限、アカウント利用者、承認者などを記録し、定期的に、アカウント管理台帳とサーバーに登録されているアカウント一覧とを照合して、抹消漏れのアカウントや不要なアカウントがあれば、不正利用されないように、速やかに削除する必要がある。

意見（１－３０）運用管理規程の作成について

中小企業情報システムの管理運営は、運用担当者の熟練に依存しており、利用者向けの運用管理規程は作成されていない。

今後、運用担当者の交代なども予想され、ユーザー指導のレベルを現状維持することが困難になることも予想されるため、パスワード管理などのセキュリティに関する規程等は文書にして明文化しておくことが望ましい。

(3) 貸金業管理システムの運用管理について

貸金業管理システムは、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に基づき、貸金業者の登録業務を管理している。貸金業者は一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を行う場合には当該都道府県の管轄となり、貸金業管理システムの有効登録件数は、3,167 件（平成 17 年度末）、過去情報も含めて 3 万件を超える業者が登録されているほか、苦情相談の内容も 1 年間に 1 万件程度の件数が登録されている。

管理規程として、「貸金業管理システム情報セキュリティ実施基準」が作成されており、アクセス制御について、アカウント管理に関して記述されているが、セキュリティを十分確保するためには、次のようなことを規程に盛り込み、順守する必要がある。

- ・ パスワードの作成基準（最小桁数、英数字と特殊記号から作成など）
- ・ パスワードの有効期間の設定
- ・ アクセスログの取得と保管
- ・ アクセスログの定期的なレビュー、不審なアクセスの検出

また、貸金業管理システムユーザー一覧は、アカウント管理台帳として使用しているが、アカウント登録日、抹消日などを明記する必要がある。

意 見（1－31）貸金業管理システム情報セキュリティ実施基準の充実について

貸金業管理システムは、貸金業の規制等に関する法律に基づき、貸金業者の登録業務を管理している。管理規程として、「貸金業管理システム情報セキュリティ実施基準」が作成されている。

アクセス制御については、アカウント管理に関して記述されているが、セキュリティを十分確保するためには、次のようなことを規程に盛り込み、順守する必要がある。

- ・ パスワードの作成基準（最小桁数、英数字と特殊記号から作成など）
- ・ パスワードの有効期間の設定
- ・ アクセスログの取得と保管
- ・ アクセスログの定期的なレビュー、不審なアクセスの検出

また、貸金業管理システムユーザー一覧は、アカウント管理台帳として使用しているが、アカウント登録日、抹消日などを明記する必要がある。

（４） 利子補給管理システムの運用管理について

利子補給管理システムは、中小企業向けの資金融資の利子補給を管理している。本システムには「利子補給管理システム運用管理規程」が作成され、管理体制として、システムセキュリティ管理者及び責任者の役割も明記されており、アカウント管理に関して、アクセス制御とユーザー登録、パスワードに関して規定されている。さらに、システムログイン時のアカウントについても、個人単位で割り振られ、人事異動時に登録・抹消及びパスワードの設定を行っている。

アカウント管理に関する規定には、さらに次のことを補足して、パスワードの管理を強化し、アクセスログのレビューにより第三者が無断で使用していないかを随時確認し、さらにセキュリティの強化に努めることが望ましい。

- ・ パスワードの作成基準（最小桁数、英数字と特殊記号から作成など）
- ・ パスワードの有効期間の設定
- ・ アクセスログの取得と保管
- ・ アクセスログの定期的なレビュー、不審なアクセスの検出

意 見（１－３２） 利子補給管理システムのアカウント管理について

利子補給管理システムのアカウント管理に関する規定には、さらに次のことを補足して、パスワードの管理を強化し、アクセスログのレビューにより第三者が無断で使用していないかを随時確認し、さらにセキュリティの強化に努めることが望ましい。

- ・ パスワードの作成基準（最小桁数、英数字と特殊記号から作成など）
- ・ パスワードの有効期間の設定
- ・ アクセスログの取得と保管
- ・ アクセスログの定期的なレビュー、不審なアクセスの検出

1 5 より広く都民の視点に立った広報活動の充実について

(1) 産業労働局の広報活動の概要

産業労働局が行う各種支援事業は、事業実施の情報を知ることにより、初めてその行政サービスの恩恵を受けることができるもので、広報事業は行政の有効性、経済性を高める上からも極めて重要であり、効果的な都民への周知を実現する必要がある。

産業労働局では、広報誌・パンフレット等の印刷物、ホームページ、新聞、テレビ、ラジオなどに対する報道発表等により各種事業の広報活動を行っており、その概要は次のとおりである。

なお、広報については、産業労働局の総務部で作成している印刷物とホームページのほか中小企業施策、観光振興事業及び雇用就業支援事業に関するものがあるが、ここでは、すべての事業に共通する全般的な広報の管理に関することを扱うこととし、各個別事業の広報について特に触れる必要がある場合には、それぞれの事業の中で記載している。

① 印刷物による広報

中小企業施策及び雇用就業施策の総合案内誌として「働くあなたと中小企業経営者のための支援ガイド（総務部作成）」を発行しているほか、各部所で各種広報誌・パンフレット等を作成している。

② ホームページ

産業労働局では、「産業労働局ホームページ」を開設し、局事業の PR や局で実施した調査・統計資料を分野別に提供している。

その他、「TOKYO はたらくネット（雇用就業部）」や「東京の観光（観光部）」を開設し、部の事業に関する詳細な情報提供を行っている。

③ 報道発表

都庁記者クラブほかに対し報道発表を実施しており、平成 17 年度の発表件数は 280 件であった。

(2) 印刷物による広報について

平成 17 年度において、各部所で作成した中小企業支援事業、観光振興事業及び雇用就業支援事業に関するパンフレット等の広報用印刷物の状況は、(表 1－6 9)、(表 1－7 0) 及び (表 1－7 1) のとおりである。

(表 1 - 6 9) 平成 17 年度における中小企業支援事業広報用印刷物

【総務部】(観光振興事業・雇用就業支援事業兼用)

(単位: 円)

区分	作成部数	作成費	配布先
働くあなたと中小企業経営者のための支援ガイド	41,000	2,406,495	区市町村・ハローワーク・関連団体等

【商工部】

経営革新パンフレット	10,000	325,500	区市町村・商工会・商工会議所等
東京の伝統工芸品	20,000	997,500	区市町村・産地組合等
東京の伝統工芸品 (増刷)	5,000	351,750	区市町村
下請取引改善のために	7,000	275,625	区市町村・関連団体等
中小企業のための倒産防止のご案内	3,000	299,250	区市町村・関連団体等
東京ビジネスエントリーポイント	10,000	208,950	都内外資系企業・在日外国商工会議所等
東京ビジネスエントリーポイント (増刷)	10,000	192,150	他自治体等
テクノ東京 21	8,100 ×12 ヶ月	2,579,220	区市町村・中小企業者等
2005 東京都ベンチャー技術大賞応募企業募集	7,000	88,200	区市町村・中小企業者・関連団体
2006 東京都ベンチャー技術大賞受賞企業報告	5,000	360,465	関連機関・プレス・イベント・受賞企業
東京都デザイン活用支援事業 PR パンフレット	15,000	774,900	公社・都立産業技術研究センター・区市町村・商工会議所
デザイン支援事業ポスター・チラシ	チラシ 2,000 ポスター 50	399,000	公社・都立産業技術研究センター・区市町村・商工会議所
中小企業のための産学公連携ガイド 2005	2,500	430,500	事業所・公社・大学
東京都異業種交流グループ募集案内	1,500	129,150	事業所・区市町村・商工会
事業案内 (皮革技術センター)	2,000	220,500	来所者
かわのおはなし	2,000	205,800	来所者
施設公開用リーフレット	1,000	108,150	来所者
かわとはきもの	2,250 ×4 回	1,871,624	靴・履物関係中小企業等 737 箇所
ものづくり新集積形成事業	2,000	273,000	産業交流展 2005
ものづくり新集積形成事業 (申込期間: 平成 18 年 4 月 3 日～5 月 17 日)	5,000	100,500	商工会議所・区市支援機関・金融機関等

区分	作成部数	作成費	配布先
ものづくり新集積形成事業 中小企業グループの募集 (申込期間:平成17年5月 30日～6月30日)	5,000	162,750	商工会議所・区市支援機関・金融機関等
平成18年度東京都商店街振興事業のご案内	8,000	146,140	区市町村・東京都商店街振興組合連合会等
商工部合計		10,500,624	

(表1-70) 平成17年度における観光振興事業広報用印刷物 (単位:円)

区分	作成部数	作成費	配布先
東京ハンディマップ(前期)	615,000	9,040,500	東京観光情報センター等 170箇所
東京ハンディマップ(後期)	485,000	9,745,260	東京観光情報センター等 130箇所
東京ハンディガイド(前期)	615,000	12,592,125	東京観光情報センター等 176箇所
東京ハンディガイド(後期)	485,000	11,875,920	東京観光情報センター等 108箇所
東京エリアガイド(前期)	494,000	2,489,760	東京観光情報センター等 102箇所
東京エリアガイド(後期)	306,000	1,542,240	東京観光情報センター等 72箇所
観光部合計		47,285,805	

(表1-71) 平成17年度における雇用就業支援事業広報用印刷物 (単位:円)

区分	作成部数	作成費	配布先
とうきょうの労働	9,000×12回	3,128,517	労働団体・使用者団体・区市町村等
労働相談情報センター案内パンフレット	9,000	170,100	労働相談情報センター各所
労働相談及びあっせんの概要	1,500	193,725	労働相談情報センター各所、関係労使団体等
中小企業勤労福祉サービスセンターリーフレット	10,000	252,000	労働相談情報センター各所、関係労使団体等
東京都育児・介護休業者生活資金融資制度	29,000	295,365	都立病院・保健所・東京都信用組合協会等
東京都中小企業従業員生活資金融資制度	26,000	600,600	区市町村・労働相談情報センター・公社等
東京都中小企業従業員生活資金融資制度(年末年始特別対策用)	7,500	315,000	区市町村・労働相談情報センター・公社等

区分	作成部数	作成費	配布先
東京都中高年福祉推進員制度案内	6,000	126,000	区市町村・労働相談情報センター・公社・しごと財団等
ビデオソフトご案内	3,000	362,250	ビデオを貸出す労働相談情報センター各所
ファミリー・サポートセンターをご存知ですか？	3,000	126,000	区市町村・労働相談情報センター等
社内コミュニケーション診断のご案内	8,000	189,000	労働相談情報センター・関係団体
こんにちは労働相談情報センターです	3,500	95,500	労働相談情報センター各所
都の制度	4,000	285,600	家内労働団体・委託者団体・労働基準監督署・区市町村・家内労働者世帯等
あなたと家内労働法	5,000	367,500	家内労働団体・委託者団体・労働基準監督署・区市町村・家内労働者世帯等
季刊家内労働	8,000×4 回	995,400	家内労働団体・委託者団体・労働基準監督署・区市町村・家内労働者世帯・有機溶剤健診指定医療機関等
東京都労働相談情報センターニュース	3,000×6 回	385,560	区市町村・労働基準監督署・ハローワーク等
外国人労働相談案内（英語・中国語版）	3,000	60,900	労働相談情報センター各所・区市町村
外国人労働相談案内（多言語版）	3,000	77,175	労働相談情報センター各所・区市町村
心の健康相談案内	2,500	97,650	労働相談情報センター各所・労働基準監督署・ハローワーク
労働法セミナー（平成 18 年度前期分）リーフレット	8,000	105,000	労働相談情報センター各所・労働基準監督署・ハローワーク
労働法セミナー（平成 18 年度後期分）リーフレット	8,000	168,000	労働相談情報センター各所・労働基準監督署・ハローワーク
労働相談センター大崎事務所 南部労政会館	5,000	138,600	管内区役所・労働関係機関・労使団体
池袋事務所利用案内パンフレット	2,000	180,600	労働関係機関・労使団体
利用案内（国分寺事務所）	5,000	149,625	管内市町村
東京都多摩労働カレッジ受講案内	12,000	119,700	管内市町村・労働者団体・図書館・労働組合等
障害者雇用ハンドブック	15,000	913,500	ハローワーク等 1,058 箇所
第3セクター方式による重度障害者雇用モデル企業のご案内	3,000	299,250	ハローワーク等 23 箇所

区分	作成部数	作成費	配布先
第3セクター方式による重度障害者雇用モデル企業のご案内（増刷分）	1,000	183,750	ハローワーク等 22 箇所
若者ジョブサポーター募集のご案内	25,000	646,402 （ポスター制作費含む）	東京都しごとセンター・区市町村等
雇用就業部合計		11,028,269	

中小企業支援事業に関する印刷物による広報活動は、総務部、商工部および皮革技術センターが、それぞれの部所ごとに広報用印刷物を作成し、産業労働局の機関等、区市町村や商工会議所などの関係機関へ配布しているが、配布先が多岐に亘っており、関係機関等へ配布した時点で産業労働局の管理が終了するいわば渡しきりであることが大半であり、事業実施に当たって想定する利用者に渡った印刷物の数やその配布状況は的確には把握されていない。

観光振興事業においては、観光情報センターや観光窓口等を中心に、観光関連の配布先の協力を得て、その配布状況を把握しているが、雇用就業支援事業においては、中小企業支援事業と同様に、広報用印刷物は、関係機関等へ配布した時点で産業労働局の管理が終了して、配布状況は的確には把握されていない。

事業説明のために定期的に印刷される広報用印刷物については、配布先に対するヒアリング等により、最終的に利用者に渡った数を可能な限り把握し、部数や内容の定期的な見直しなど、より費用対効果に配慮した広報活動を実現する必要がある。

（３）インターネットによる広報について

① 適時の更新について

産業労働局のホームページでは、助成に関するメニューについて、次の（表１－７２）のとおり募集期間が過ぎても削除されず、情報が更新されていないものがあった。

（表１－７２）情報が適時に更新されていない助成に関する産業労働局のホームページのメニュー

区分	内 容
広域京浜地域で行う研究開発への助成	募集期間 平成 18 年 2 月 20 日～3 月 10 日
事業革新支援補助金	募集期間 平成 18 年 2 月 21 日～2 月 24 日

インターネットによる広報は、利用者がタイムリーな情報を得ることを期待できる広報媒体であり、情報が一元的に更新されていることは、利用者の信頼を得るためにも重要であることから、インターネットによる情報についても適時に更新し、その結果を画面上で明らかにし、有効期限が過ぎたものは、速やかに削除するなど、一定の基準を設けて、一元的に管理する必要がある。

② より有効な情報提供の構築について

産業労働局のホームページの情報内容は、基本的に項目のみを記載しており、利用者が、どこで、どのようなサービスを受けられるかについて、利用者の視点でのわかりやすい情報の提供という観点からは、改善の余地がある。

産業労働局は、情報提供者として、ホームページによる情報が利用者にわかりやすく、かつ簡単に検索できるよう情報提供内容と方法を見直す必要がある。

③ 監理団体のホームページを活用した一元的情報提供の有効性について

監理団体である財団法人東京都中小企業振興公社、財団法人東京しごと財団及び財団法人東京観光財団は、産業労働局が行う中小企業支援事業、雇用就業支援事業及び観光振興事業の多くの業務を補っているとともに、それぞれの監理団体が自らのホームページにおいて、多くの情報を提供している。

しかし、各監理団体のホームページへのリンクは、他の多くの関連団体等へのリンクの中のひとつとして列挙されているにすぎないなど、初めての利用者にとって、円滑に、効率よく、必要とする情報を得られる環境が整っていない。

利用者の立場で、効率よく必要な情報を得られるようリンクの方法を改善するなど、監理団体のホームページを含めた情報の一元化を実現することが望ましい。

(4) 総務部と各部所との一層の連携による一元的かつ効果的な広報の実施について

産業労働局のホームページと報道発表は、最終的に総務部経由で行われているが、広報誌・パンフレット等の広報用印刷物の作成は、基本的に各事業の一部として位置づけられて各部所が行っている。

広報用印刷物の作成そのものは、事業に精通した各部所が責任を持って行うとしても、総務部と各部所との一層の連携により、広報内容に関するホームページと印刷物とのより一元的な管理や、効果的で経済的な広報実施事例に関するノウハウの蓄積と共有化などにより、産業労働局として、より一元的かつ効果的な広報を実施することが望ましい。

意見（１－３３）より費用対効果を考慮した広報用印刷物の管理について

産業労働局は、多数の広報誌・パンフレット等の広報用印刷物を、総務部及び各部所ごとに作成しており、平成 17 年度における費用は、総務部、商工部、観光部及び雇用就業部を合わせて約 71 百万円である。

特に総務部、商工部及び雇用就業部の広報用印刷物は、配布先が多岐に亘ることもあり、関係機関等へ配布した時点で管理が終了するいわば渡しきりが大半であり、実際に事業実施に当たって想定する利用者に渡った印刷物の数やその配布状況は的確には把握されていない。

事業説明のために定期的に印刷される広報用印刷物については、配布先に対するヒアリング等により可能な限り最終的に利用者に渡った数を把握し、部数や内容の定期的な見直しなど、より費用対効果に配慮した広報活動を実現する必要がある。

意見（１－３４）インターネット情報の更新について

産業労働局のホームページでは、助成に関するメニューについて、募集期間が過ぎても削除されず、情報が更新されていないものがあった。

インターネットによる広報は、利用者がタイムリーな情報を得ることを期待できる広報媒体であり、情報が一元的に更新されていることは、利用者の信頼を得るためにも重要であることから、インターネットによる情報についても、適時に更新し、その結果を画面上で明らかにするとともに、有効期限が過ぎたものは、速やかに削除するなど、一定の基準を設けて一元的に管理する必要がある。

意見（１－３５）ホームページによる、より有効な情報提供について

産業労働局のホームページの情報内容は、基本的に項目のみを記載しており、利用者が、どこで、どのようなサービスを受けられるかについて、利用者の視点でのわかりやすい情報の提供という観点からは、改善の余地がある。

産業労働局が行う各種支援事業は、事業実施に関する情報を知ることにより、初めてその行政サービスの恩恵を受けることができるものであることに鑑みて、産業労働局は、ホームページによる情報が利用者にわかりやすく、かつ簡単に検索できるよう情報提供内容と方法を見直す必要がある。

意見（１－３６）監理団体のホームページを含めた一元的情報提供の実現について

監理団体である財団法人東京都中小企業振興公社、財団法人東京しごと財団及び財団法人東京観光財団は、産業労働局の業務の多くを補っていると共に、それぞれの監理団体が自らのホームページにおいて、多くの情報を提供している。

しかし、産業労働局のホームページから各監理団体のホームページへのリンクが円滑に行えず、利用者が効率よく、必要とする情報を得られる環境が整っていないのが現状である。

利用者の立場で、効率よく必要な情報を得られるようリンクの方法を改善するなど監理団体のホームページを含めた情報の一元化を実現することが望ましい。

意見（１－３７）総務部と各部所との一層の連携による一元的かつ効果的な広報の実施について

産業労働局のホームページと報道発表は、最終的に総務部経由で行われているが、広報誌・パンフレット等の広報用印刷物の作成は、基本的に各事業の一部に位置づけられて各部所が行っている。

広報用印刷物の作成そのものは、事業に精通した各部所が責任を持って行うとしても、総務部と各部所との一層の連携により、広報内容に関するホームページと印刷物とのより一元的な管理や、効果的で経済的な広報実施事例に関するノウハウの蓄積と共有化などにより、産業労働局として、より一元的かつ効果的な広報を実施することが望ましい。

観光振興対策に関する事業の管理及び財務事務
の執行について

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37に基づく包括外部監査

2 監査対象（選定した特定の事件）

観光振興対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

3 監査対象を選定した理由

東京都は、行政として東京の魅力を世界に発信して広く世界から旅行者を誘致するほか、観光資源の開発、受入体制の整備などを行うことを目的として、平成18年度において17億円の観光産業振興対策費予算を計上しており、このほかに、産業労働局全体の人件費等が137億円計上されている。

東京都の観光振興対策が有効に、かつ効率的、経済的に行われることは、経済波及効果を通じて東京都の財政に対する影響も大きいと考えられるため、監査対象とすることが有用であると判断した。

4 包括外部監査の方法

（1） 監査の視点

観光振興対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

- ① 関係法令に基づき適正に行われているか
- ② 法第2条第14項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ③ 法第2条第15項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた監査手続

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人 公認会計士 園 マリ

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	大坪 秀憲	公認会計士	萩野 眞司
公認会計士	櫻井 靖洋	会計士補	倉内 康臣
米国税理士	成田 元男	税理士	沈 賢伊

(注) 資格ごとの五十音順

6 監査実施期間

平成 18 年 6 月 19 日から平成 19 年 2 月 1 日まで

7 外部監査人の独立性（利害関係）

東京都と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業概要

1 東京都の観光産業の状況

平成12年から平成17年における訪日外国人旅行者数、日本人海外旅行者数及び平成16年から平成17年における訪都外国人旅行者数は、以下の（表）訪日外国人旅行者数及び日本人海外旅行者数の推移、（表）訪都外国人旅行者数の推移のとおりであり、日本を訪れる外国人旅行者数は年々増加傾向にある。

（表）訪日外国人旅行者数及び日本人海外旅行者数の推移

（単位：千人）

区分	訪日外国人旅行者数	日本人海外旅行者数
平成12年	4,757	17,819
平成13年	4,772	16,216
平成14年	5,239	16,523
平成15年	5,212	13,296
平成16年	6,138	16,831
平成17年	6,728	17,404

（注）訪日外国人旅行者数、日本人海外旅行者数は暦年の集計数値である。

（出典）国土交通省「観光白書」（平成18年度版）

（表）訪都外国人旅行者数の推移

（単位：千人）

区 分	訪都外国人旅行者数
平成16年	4,178
平成17年	4,489

（注）訪都外国人旅行者数の調査は、平成16年から行っている。

（出典）東京都「東京都観光客数等実態調査」

平成17年の訪日外国人旅行者数は6,728千人となり年計で過去最高を記録しており、また東京都が発表している「東京都観光客数等実態調査」によると、平成17年には、4,489千人の外国人旅行者が東京都を訪れている。

東京は日本の首都であるとともに、政治、経済の中心であり、IT など先端的な産業が集積している都市である。一方、江戸時代以降 400 年の歴史や文化を感じることができ、また多摩・島しょ地域には豊かな自然がある。

産業労働局ではこれらの観光資源を生かし、東京への国内外の旅行者を集客するために、各種観光振興施策を実施している。

2 産業労働局の観光振興対策事業の概要

東京都の観光振興対策事業は、東京の魅力を行政として世界に発信するほか、観光資源の開発、受入体制の整備、旅行業者の登録等の業務であり、平成 18 年度における各事業の事業内容と主な補助金制度の概要をまとめると、次の表のとおりである。

なお、表は、平成 18 年度の産業労働局の事業概要に基づき記載しているが、事業が多岐に亘るため、事業内容が概観できる程度の主なものについて記載している。

(表) 産業労働局の観光振興対策事業の概要

区 分	事業内容の概要	主な補助金制度
東京の魅力を世界に発信 平成 18 年度予算額 780 百万円		
情報の収集及び発信		
観光マーケティング調査	シティプロモーションを行う海外主要都市におけるマーケティング調査の実施 都内の旅行者数、観光消費額 経済波及効果等の把握	
ウェブサイトによる情報発信	ウェブサイト「東京の観光」の多言語による運営	
シティセールスの積極的な展開		
海外シティプロモーション	欧米等の主要都市に対する ミッションの派遣 メディアを利用した一般市民向けキャンペーンの展開	
海外旅行エージェントの招聘等	海外の旅行エージェント及びマスコミ関係者等を東京に招き、東京観光の魅力を PR	

	東京観光くちコミ大作戦	外国人の「くちコミ」を通じて東京のイメージアップを図り、母国からの旅行者誘致を促進	
	東京観光レップ（代表）の設置・運営	シティプロモーション実施後、現地に東京観光レップを設置し、東京の魅力を PR	
	ウェルカム・アジアキャンペーン	アジア 9 都市の連携強化により、アジア域内の交流及び欧米等からの旅行者誘致を促進	
コンベンション誘致活動の展開			
	コンベンション誘致資金助成事業	一定要件を満たすコンベンションの誘致事業に対する経費の一部助成	補助率：1/2 限度額： ① UAI 基準を満たす会議 300 万円 ② ①以外の会議 200 万円
	コンベンション開催資金貸付事業	コンベンションの主催者に対する必要資金の貸付	貸付限度額：開催経費の 20%以内で 1,000 万円
イベントを契機としたシティセールスの展開			
	東京国際アニメフェア	東京国際アニメフェアの開催支援	
	アニメ常設展示の実施	過去からの貴重なアニメ資料の整理、保管、一部展示	
	ビッグイベントを通じた外国客誘致の展開	ビッグイベントを活用し、観光都市東京を世界にセールス	
	「東京大マラソン祭り」イベント事業	「東京大マラソン祭り」の盛り上げによる観光都市東京の PR	

観光資源の開発			
平成 18 年度予算額 253 百万円			
自然と調和した観光			
多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業	多摩・島しょ地域の市町村が行う観光施設整備等の事業に対する助成	補助率：1/2 以内 限度額： ① 施設整備事業 1,000 万円 ② 観光振興事業 100 万円	
島しょ地域の観光振興事業	島しょ地域が主体的に取り組む観光振興事業の支援		
三宅島観光復興支援事業	三宅村観光復興プランに基づき三宅村が行う観光復興事業の支援	補助率：2/3 限度額：2,000 万円	
東京都版エコツアーリズムの推進	小笠原諸島及び御蔵島における自然の保護及び観光資源としての活用		
観光まちづくり			
広域観光まちづくり外客誘致促進支援	浅草・両国等において、広域的観光まちづくり推進組織が実施する外客誘致促進の取組支援	補助率：2/5 以内 限度額：2,400 万円	
水辺の観光資源化の推進	水辺を生かした観光ルートの開発促進事業 水辺活用気運の醸成 水辺の魅力発信 水辺の魅力向上にかかる関連施策の効果的促進		
地域における観光まちづくりの支援	広域的観光まちづくり推進組織への支援 スーパーバイザーの派遣 アドバイザーの派遣 観光まちづくりの人材育成		

	国際観光都市・東京講座の開設	首都大学東京において「観光まちづくり東京プランナー塾」を発展・統合した観光振興の講座を実施	
	産業を基軸とした観光ルートの整備促進	観光資源を開発・整備・PRする区市に対する助成	補助率：1/2 限度額：1,000 万円
受入体制の整備 平成 18 年度予算額 560 百万円			
温かく迎える仕組みづくり			
	ウェルカムボードの設置等	ウェルカムボードの設置 ウェルカムカードの作成・配布	
	宿泊業活性化対策	宿泊事業者で構成される団体が実施する、旅行者の誘致事業や受入体制の整備事業等に対する助成	補助率：1/2 以内 限度額：1,000 万円 対象者：宿泊事業者で構成される団体
標識等の整備			
	歩行者用観光案内標識設置事業	ピクトグラフ（絵文字）や外国語で表記した観光案内標識の設置	外国人旅行者の多い区市町村などを対象として、補助率 10/10
	外国人旅行者向け応対・標記普及事業	都内の交通機関や文化施設などにおける外国語による応対や標記の普及	
	宿泊施設のバリアフリー化の推進	都内宿泊施設が行うバリアフリー化への取り組みに対する助成	対象：都内の宿泊施設 補助率：1/2 限度額： ① 施設整備事業 500 万円 ② コンサルティング事業 25 万円
観光案内所の運営			
	東京観光情報センターの運営	国内外旅行者のニーズに的確に対応できる情報の収集・加工・提供	
	東京観光案内窓口の運営	既存の窓口を活用した観光情報の提供	

	観光ボランティアの活用	国際会議やイベント等への派遣やガイドサービスの実施	
推進体制の構築			
平成 18 年度予算額 146 百万円			
	都市観光支援事業	行政と民間の架け橋となる財団法人東京観光財団に対する支援	
	都市型観光資源の調査・研究	新たな都市型観光資源(カジノ)についての調査・研究	
	東京発周遊観光の促進	東京発の周遊観光整備及び自治体連携による共同セールス活動の実施	
観光産業の育成			
	観光事業の企画調整	東京都観光事業審議会の運営及び各種連絡会議の運営	
	振興育成等	観光団体振興育成及び多摩地域観光活性化事業の実施	観光団体に対し助成
	旅行業者の登録等	旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全及び旅行者の利便の確保 通訳案内業務を営む者の業務の適正な運営を確保	
	ユースホステル施設の貸付	ユースホステル施設の民間事業者への貸付	

3 職員数の概要

平成 18 年 4 月 1 日現在の観光振興対策事業に携わる産業労働局の職員数は、次の表のとおりである。

(表) 平成 18 年 4 月 1 日現在の観光振興対策事業に携わる産業労働局の職員数 (定数)
(単位: 人)

区 分	事務系	技術系	合計
観光部	31	0	31

(注) 総務部の職員は 87 名であるが、産業労働局のすべての部所に係ることから表中には記載していない。

4 予算と決算の概要

観光振興対策事業は、一般会計で実施しており、平成 18 年度予算額は約 17 億円である。

なお、平成 16 年度からの歳出予算及び決算の状況は、以下のとおりである。

(表) 産業労働局の観光産業振興対策予算の年度別推移 (単位: 百万円)

区 分	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度
	予算	決算	差引	予算	決算	差引	予算
一般会計	1,914	1,583	331	1,803	1,498	305	1,739
東京の魅力を世界に発信	734	672	62	707	654	53	780
観光資源の開発	263	197	66	222	171	51	252
受入体制の整備	589	434	155	563	399	164	560
推進体制の構築	328	280	48	311	273	37	146

(注) 1 平成 16 年度及び平成 17 年度の予算額は、流用増減後の予算を記載している。

(注) 2 平成 18 年度の予算額は、当初予算を記載している。

第3 監査の結果

1 財団法人東京観光財団に委託して行う事業の管理の改善について

(1) 財団法人東京観光財団に委託して行う事業について

産業労働局の観光振興対策事業は、財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）に委託して行うものが多く、また、財団の東京都からの派遣職員の人件費には東京都の補助金が支出されている。

平成15年度から平成17年度までの観光振興対策費と財団に対する補助金・委託費の推移は、(表2-1)に示すとおりである。

なお、東京都の決算書上は、人件費は局全体で表示されているため、観光振興対策事業に直接係る人件費を計上した観光振興対策費を、(表2-2)に示している。

(表2-1) 観光振興対策費と財団に対する補助金・委託費の推移 (単位：千円)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
東京の魅力を世界に発信	事業費総額	782,632	672,144	654,208
	うち財団事業	352,933	308,224	363,634
観光資源の開発	事業費総額	279,968	197,121	170,830
	うち財団事業	—	27,974	2,258
受入体制の整備	事業費総額	534,844	433,993	399,286
	うち財団事業	251,763	255,929	193,869
東京国際ユースホステルの管理運営等	事業費総額	314,307	279,960	273,355
	うち財団事業	204,702	169,304	180,597
合 計	事業費総額	1,911,751	1,583,218	1,497,679
	うち財団事業	809,398	761,431	740,358

(表2-2) 観光振興対策事業に直接係る人件費を計上した観光振興対策費の推移 (単位：千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費等局合計	16,952,218	16,361,102	15,091,207
うち観光振興支援	365,702	326,965	351,720
人件費計上後の観光振興対策費	2,277,453	1,910,183	1,849,399

(2) 財団の概要について

財団の沿革、概要並びに平成17年度の収支計算書総括表及び貸借対照表総括表は、(表2-3)、(表2-4)、(表2-5)及び(表2-6)のとおりである。

(表 2－3) 財団法人東京観光財団の沿革

年 月	事 項
昭和 10 年 10 月	東京府観光協会設立
昭和 36 年 10 月	社団法人東京都観光連盟に改組
平成 9 年 12 月	社団法人東京コンベンション・ビジターズビューローに名称変更
平成 15 年 10 月	財団法人東京観光財団設立
平成 15 年 10 月	社団法人東京コンベンション・ビジターズビューロー解散

(表 2－4) 財団法人東京観光財団の概要 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

基本財産	3 億 50 万円 (出えん企業・団体 48 社)
役員数	理事 25 名 (うち常勤 4 名)、監事 3 名、評議員 28 名
職員数	35 名
住所	文京区西片 1 丁目
東京都の出えん比率	0%

(注) 平成 18 年 4 月 1 日に、住所を千代田区から文京区に移転している。

(表 2 - 5) 収支計算書総括表 (平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで)

(単位: 千円)

科目	合計	一般会計	特別会計	貸付会計	受託会計	内部取引 消去
I 収入の部						
基本財産運用収入	1,050	1,050	0	0	0	0
賛助会費収入	54,690	54,690	0	0	0	0
補助金収入	65,096	65,096	0	0	0	0
受託金等収入	6,709	6,709	0	0	0	0
負担金等収入	27,251	27,251	0	0	0	0
印紙証紙売捌手数料収入	51,458	0	51,458	0	0	0
事業収入	24,271	0	24,271	0	0	0
借入金収入	25,000	0	0	25,000	0	0
貸付金返済収入	5,000	0	0	5,000	0	0
委託金収入	675,261	0	0	0	675,261	0
他会計繰入金等収入	0	104,332	35,600	0	0	△139,932
積立金等取崩収入	40,304	40,304	0	0	0	0
諸収入	4,709	4,709	0	0	0	0
当期収入合計	980,801	304,141	111,329	30,000	675,261	△139,932
前期繰越収支差額	170,174	38,674	115,000	145,000	0	△128,500
収入合計	1,150,975	342,816	226,329	175,000	675,261	△268,432
II 支出の部						
事業費	616,337	79,289	15,128	0	559,196	△37,277
人件費	207,902	120,959	35,194	0	51,748	0
事務費	75,894	54,658	21,236	0	0	0
資産取得支出	17,191	7,591	9,600	0	0	0
退職金支出	10,704	10,704	0	0	0	0
積立金等支出	0	2,296	0	0	0	△2,296
雑損失	50	50	0	0	0	0
租税公課費	8,490	△1,238	2,618	0	7,110	0
貸付金支出	23,000	43,600	0	15,000	0	△35,600
借入金返済支出	150,000	0	0	150,000	0	0
他会計繰出金等支出	0	0	7,552	0	57,206	△64,758
当期支出合計	1,109,570	317,911	91,329	165,000	675,261	△139,932
当期収支差額	△128,769	△13,769	20,000	△135,000	0	0
次期繰越収支差額	41,404	24,904	135,000	10,000	0	△128,500

(表 2 - 6) 貸借対照表総括表 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

(単位: 千円)

科目	合計	一般会計	特別会計	貸付会計	受託会計	内部取引 消去
I 資産の部						
流動資産	348,822	93,680	158,515	10,000	111,725	△25,098
現金預金	182,056	48,005	15,814	10,000	108,236	0
印紙・東京都証紙資金	135,000	0	135,000	0	0	0
棚卸高	2,049	0	2,049	0	0	0
未収金	14,896	35,019	1,488	0	3,485	△25,098
前払費用	6,821	2,655	4,162	0	3	0
短期貸付金	8,000	8,000	0	0	0	0
固定資産	1,353,997	1,473,443	10,154	15,000	0	△144,600
基本財産	300,500	300,500	0	0	0	0
什器備品	730	730	0	0	0	0
退職給与引当預金	38,209	38,209	0	0	0	0
事業安定積立金	8,589	8,589	0	0	0	0
観光振興基金積立金	970,373	970,373	0	0	0	0
特別会計貸付金	0	144,600	0	0	0	△144,600
出資金	2,200	2,200	0	0	0	0
長期貸付金	15,000	0	0	15,000	0	0
その他固定資産	18,394	8,240	10,154	0	0	0
資産合計	1,702,820	1,567,123	168,669	25,000	111,725	△169,698
II 負債の部						
流動負債	168,868	60,775	21,466	0	111,725	△25,098
未払金	149,829	58,170	6,458	0	110,298	△25,098
前受金	15,557	550	15,007	0	0	0
預り金	3,481	2,055	0	0	1,426	0
固定負債	63,209	38,209	144,600	25,000	0	△144,600
退職給与引当金	38,209	38,209	0	0	0	0
一般会計借入金	0	0	144,600	0	0	△144,600
長期借入金	25,000	0	0	25,000	0	0
負債合計	232,078	98,984	166,066	25,000	111,725	△169,698
III 正味財産の部						
正味財産	1,470,742	1,468,138	2,603	0	0	0
負債及び正味財産合計	1,702,820	1,567,123	168,669	25,000	111,725	△169,698

(3) 財団に対する委託費に含まれる管理費相当額について

産業労働局が財団に委託する事業は、物件費については実額精算をし、管理費については、物件費の一定割合額を支払うこととしており、東京国際ユースホテル事業を除く委託事業において、管理費として財団に支出される金額の割合は(表 2 - 7) に示すとおりである。

(表 2－7) 委託事業費に含めて支払われる管理費の割合

事業の種類	直接費の額	一般管理費率
東京国際ユースホステル以外の委託事業	500 万円未満	15%
	500 万円以上 1,000 万円未満	12%
	1,000 万円以上	10%

(表 2－7) に示された一定割合の基準は、平成 13 年 9 月に、知事本局から「調査研究に関する評価調整制度の事前評価結果」において、積算基準を策定することを検討する必要があるという指摘を受けたことにより、平成 15 年 5 月に「調査委託」に関する積算基準として定められたものであり、民間事業者に委託する際に「当該調査を実施する企業の経費であって業務に直接従事する者以外の従業員手当（給料・賞与他の諸手当）・退職金・法定福利費、家賃・光熱水費などの物件費を含む」を積算するものである。しかしながら、

- ① 東京都からの派遣職員の人件費は、補助金として財団に支弁されており、退職金については東京都から支給されるため財団の負担はなく、民間事業者に委託する場合とは条件が異なること
 - ② 管理費の負担が大きい業務である調査研究に関する委託について定めた基準を、東京観光情報センター、シティプロモーション事業、海外エージェント等招聘事業、ウェルカムカード事業にそのまま当てはめていること
- を考えると、財団にとって有利な委託料の設定になっていると推測されるため、財団の事業費と財源を分析したところ、(4) 以下の状況が認められた。

(4) 委託事業の管理費のうち財団の自主事業の財源に充当されているものについて

財団においては、従来一般会計における自主事業の財源内訳は作成していなかったため、監査に当たって、平成 16 年度及び平成 17 年度における財団の各事業を財源別に分析整理することを求めたところ、委託事業の管理費として支払われた金額のうち一部が、財団の自主事業の財源に充当されていることが示された。

今回の試算は、受託事業管理費として財団の一般会計に繰り入れられた金額から受託費事業の人件費相当額と一般会計固有の事務費を控除したものを、受託会計事業費（ユースホステル物件費と人件費相当額を除く。）と一般会計事業費で按分するという前提に立って算定されたものであるが、財団においては、委託事業の管理費として支払われた金額のうち一部を自主事業に充当することを予定して事業が遂行されている。

産業労働局及び財団は、例えばシティプロモーション事業において、財団が事業

者と交渉努力を行うことにより経費節減が図られており、費用のすべてを実額精算すると、財団が経費節減し、自主事業を実施するインセンティブが働かない旨を主張しているが、事業費は実額精算をし、別途管理費として支払うことは、インセンティブとは言えない。

また、産業労働局及び財団は、委託事業の管理費の一部を充当して行っている事業には高い公益性があるとしており、事業の公益性に関する主張は一概に否定できるものではないが、公費で行う必要がある高い公益性のある事業は、公益性を十分説明した上で、補助事業もしくは委託事業として行うことが本来である。

（５）財団の決算書の明瞭化について

財団の決算書上は、東京国際ユースホステル事業を除く委託事業の管理費は、受託事業会計の費用として計上される一方、同額を一般会計の収入に計上し、人件費等の管理費に相当する支出は、一般会計から支出されており、決算書上で東京都から受託事業の管理費として支払われた金額と、財団で実際に発生した管理費を比較することはできない構造となっている。

財団の決算書上、一定の基準で配賦された受託事業が負担すべき管理費を受託事業に計上することにより、受託事業の収支差額を明瞭に表示することが必要である。

指 摘（２－１）財団法人東京観光財団への委託事業に係る管理費の改善について
産業労働局が財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）に委託する事業については、物件費の一定割合額を管理費として精算しており、東京国際ユースホテル事業以外の委託事業には、民間事業者には調査を委託する際に用いられる管理費の割合が適用されている。

東京都からの派遣職員の人件費については財団の負担がなく、民間事業者に委託する場合とは条件が異なること、調査研究に関する委託について定めた基準をすべての事業に当てはめていることから、財団にとって有利な委託料の設定であると考えられるため、一般会計の事業財源の分析を求めたところ、一定の前提に基づく産業労働局の試算によると、委託事業の管理費の一部が自主事業の財源として充当されていることが示され、また、財団においては、管理費の一部を自主事業に充当することを予定して事業が遂行されている。

産業労働局及び財団は、例えばシティプロモーション事業において、財団が事業者と交渉努力を行うことにより経費節減が図られており、費用のすべてを実額精算すると、財団が経費節減し、自主事業を実施するインセンティブが働かない旨を主張しているが、事業費は実額精算をし、別途管理費として支払うことは、インセンティブとは言えない。

また、産業労働局及び財団は、委託事業の管理費の一部を充当して行っている事業には高い公益性があるとしており、事業の公益性に関する主張は一概に否定できるものではないが、公費で行う必要がある高い公益性のある事業は、公益性を十分説明した上で、補助事業もしくは委託事業として行うことが本来である。

財団に対する委託事業の管理費相当額は、費用発生額の実績を十分に分析し、実態に即した管理費とする必要がある。

意 見（２－１）財団法人東京観光財団の決算書の明瞭化について

財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の決算書上は、委託事業の管理費は、受託事業会計の費用として計上される一方、同額を一般会計の収入に計上し、人件費等の管理費に相当する支出は、一般会計から支出されており、決算書上で受託事業の管理費として東京都から支払われた金額と、財団で実際に発生した管理費を比較することはできない構造となっている。

受託会計の管理費は、受託会計で処理することが本来であり、また、それにより一般会計の明瞭性も確保されるため、受託会計に係る管理費は区分把握して、受託会計で処理する必要がある。

2 財団法人東京観光財団に対する特命随意契約の見直しについて

(1) 財団法人東京観光財団に対して特命随意契約で行う事業について

産業労働局は、観光振興事業の一部を、財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）に特命随意契約で委託しており、平成 17 年度における財団に対する委託費と、そのうち外部に再委託している事業費の金額は（表 2－8）のとおりである。

（表 2－8）平成 17 年度における財団法人東京観光財団に対する委託費と再委託費の金額

（単位：千円）

区分	東京国際 ユースホ ステル	東京観光 情報セン ター	シティプ ロモーシ ョン	海外エー ジェント 等招聘	ウェルカ ムカード	レップ・ 都市基盤 Web 制作
委託費	116,751	218,530	269,752	36,661	31,586	2,534
うち再委託費	22,820	158,564	215,295	4,427	21,082	2,277

（注）東京国際ユースホステルに関しては、平成 18 年度より公募により選定された事業者に施設を普通財産として貸し付けて運営することとされており、財団が事業者を選定されている。

産業労働局は、観光振興を支えるための事業を、有効性、経済性、効率性を最大限に追求して行う立場にあり、財団に特命随意契約で事業を委託する場合においても同様である。

シティプロモーション事業、海外エージェント等招聘事業については、事業の費用対効果等の側面から別途記載しているため、ここでは東京観光情報センター事業、ウェルカムカード事業、レップ・都市基盤 Web 制作事業について検討することとする。

(2) 東京観光情報センター事業について

① 東京観光情報センター事業の概要

産業労働局は、国内外旅行者のニーズに対応し、利便性を図るため、財団に委託して東京都庁第一本庁舎、京成上野駅及び羽田空港で、東京観光情報センターを運営している。

平成 17 年度における東京観光情報センターの設置場所ごとの利用者数の内訳は（表 2－9）のとおりである。

(表 2－9) 東京観光情報センターの利用者数

区分	東京都庁 本部	京成上野 支所	羽田空港 支所	計
利用者数（人）	783,722	74,614	117,784	976,120
うち日本人	576,756	43,479	109,676	729,911
うち外国人	206,966	31,135	8,108	246,209

また、財団は、東京観光情報センター事業の一環として、「東京の観光」のサイト運営を受託しており、「東京の観光」は、国内外からの旅行者を東京へ誘致するため、東京に存在する様々な観光の魅力（イベント・施設・自然・文化及び伝統産業など）に関する情報を発信し、広く認識してもらうことによって、旅行者の増加を図ることを目的としている。

② 東京観光情報センターに係る委託費及び再委託費の内訳

平成 17 年度における東京観光情報センター事業（「東京の観光」サイトの管理運営を含む。）に係る財団への委託費と財団がさらに外部の事業者へ再委託する再委託費及び財団の人件費の状況は、（表 2－10）のとおりである。

(表 2－10) 財団法人東京観光財団に対する東京観光情報センター委託費の内訳

(単位：千円)

区分	東京観光情報 センター	観光ボランテ ィア	東京の観光 サイト	合計
委託費合計	150,620	11,663	56,247	218,530
うち再委託費	110,716	1,123	46,725	158,564
財団人件費	13,433	2,939	4,010	20,382

(注) 東京観光情報センターの委託費には、表中の財団人件費のほか、観光ボランティアの活用に係る財団人件費 2,939 千円が含まれている。

③ 財団と特命随意契約を締結する理由について

地方自治法施行令第 167 条の 2 は、地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を挙げており、委託先に特殊な設備、技術、知識、信用、経験などが求められる場合が該当するとされている。

産業労働局は、東京観光情報センター運営事業を財団に特命する理由として、以下のア、イを挙げて、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとしている。

- ア 公正中立な立場からの都内観光全般に関する情報収集提供が求められる事業であるが、財団は、東京都の監理団体であり、特定の団体や特定の地域に偏らない観光情報を収集・提供することができる唯一の団体であること。
- イ 受託者が観光案内所の運営全般について高度な専門知識を有していることが必要であり、財団は社団法人東京コンベンション・ビジターズビューローの時代から東京観光案内センター業務を実施してきており、観光案内所の運営に関する高度な専門知識を有していること。

(3) ウェルカムカード事業・レップ・都市基盤 Web 制作事業について

産業労働局は、東京を訪れる旅行者に対し、歓迎メッセージのほか、観光地図、緊急連絡先及び施設割引券等を印刷したウェルカムカード（ハンディマップ、ハンディガイド等）を作成し、配布しており、また、空港及び東京駅と京成上野駅に、訪都客を歓迎するメッセージを入れたウェルカムボードを設置している。

また、その他事業として、レップ・都市基盤 Web 制作を行っており、財団への委託費及び財団がさらに外部の事業者にも再委託する再委託費の状況は、（表 2－11）のとおりである。

（表 2－11）財団法人東京観光財団に対するウェルカムカードなどの委託費の内訳
（単位：千円）

区分	ウェルカムカード	ウェルカムボード	合計	レップ・都市基盤 Web 制作
委託費合計	27,832	3,754	31,586	2,534
うち再委託費	18,928	2,154	21,082	2,277
財団人件費	4,620	250	4,870	37

ウェルカムカードの契約を特命随意契約により契約していることについては、東京観光情報センターの運営と同様に、財団が公平中立の立場から都内全域の観光情報の収集・提供が出来ることと、財団の観光客誘致、都内全域の観光振興及び東京の広報宣伝等により国内外の旅行者のニーズ及び都内の最新の観光情報に精通しているという実績・経験があること、本委託内容は既存のウェルカムカードの改良であることが理由として挙げられている。

産業労働局は、財団が中立性、公平性を保てる監理団体であり、特命随意契約を締結できる唯一の相手先であることを強く主張しているが、少なくともウェルカムボード制作については、財団と特命随意契約を結ぶ合理的な理由は乏しいと考えられる。

産業労働局は、競争原理が働く余地のある事業については、積極的に競争原理の導入を求めるべきであり、基本的条件を整備したうえで、競争入札等民間事業者に機会を与えるための手法を検討する必要がある。

意見（２－２）財団法人東京観光財団に対して特命随意契約を締結する理由の合理性について

産業労働局は、財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）に、東京観光情報センター事業、ウェルカムカード事業ほかを特命で委託しており、平成 17 年度におけるこれらの事業の委託費と、そのうち財団から外部の民間事業者に対する再委託費は、以下のとおりである。

（表）平成 17 年度における財団法人東京観光財団に対する委託費と再委託費の金額
（単位：千円）

区分	東京観光情報センター	ウェルカムカード	レップ・都市 基盤 Web 制作
委託費	218,530	31,586	2,534
うち再委託費	158,564	21,082	2,277

産業労働局は、財団が中立性、公平性を保てる監理団体であり、実績と高度な専門的知識があることから特命随意契約を締結できる唯一の相手先であることを強く主張しているが、少なくとも、ウェルカムカード事業のうちのウェルカムボード制作については、財団と特命随意契約を結ぶ合理的な理由は乏しいと考えられる。

産業労働局は、競争原理が働く余地のある事業については、積極的に競争原理の導入を求めるべきであり、基本的条件を整備したうえで、競争入札等民間事業者に機会を与えるための手法を検討する必要がある。

3 シティセールス事業のより計画的な実施と事後評価について

(1) シティセールス事業の概要

産業労働局では、広く世界から東京に観光客を招くためには、対象に応じてニーズを的確に捉えたマーケティング戦略を立案し、展開するとともに海外に効果的なシティセールスを行い、東京の魅力を積極的に伝えることが必要として、シティセールス事業を行っている。

その事業の内容は、①海外シティプロモーション、②海外旅行エージェントの招聘等、③東京観光くちコミ大作戦、④東京観光レップの設置運営であり、平成 15 年度から平成 17 年度までのこれらの事業費の推移は、(表 2-12) のとおりである。

(表 2-12) シティセールスの事業費の推移 (単位：千円)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
海外シティプロモーション	324,151	280,272	277,062
ミッションの派遣	130,128	169,752	178,597
メディアを利用したキャンペーン	156,644	78,113	64,719
旅費	8,304	6,339	5,902
管理費等	29,074	26,067	27,843
海外旅行エージェントの招聘等	31,868	29,346	37,102
旅行エージェントの招聘	22,272	18,008	21,705
メディアの招聘	6,106	5,381	7,885
フォローアップ、管理費等	3,489	5,956	7,511
東京観光くちコミ大作戦	2,729	3,475	2,942
東京観光レップの設置・運営	1,346	13,377	15,607

(2) 海外シティプロモーションの事後評価について

① 海外シティプロモーション等の実施状況

産業労働局は、以下のアからオの観点によって選定された対象国（都市）に対して海外シティプロモーション及び海外旅行エージェントの招聘等を実施しており、

平成 15 年度から平成 17 年度までの実施状況は、(表 2-13) のとおりである。

- ア 出国者数（海外旅行者数）が多い国
- イ 出国者全体に占める訪日旅行者数の割合が低い国
- ウ 訪日旅行者数がある一定規模以上の国
- エ 対象国及び都市に関する都市観光事業者等からの意見、要望
- オ 経済・人口規模などを総合的に判断

(表 2-13) 海外シティプロモーション等の対象国（都市）とシティセールスの実施状況

区分	ミッションの派遣	メディアを利用したキャンペーン	エージェントの招聘	メディアの招聘
アメリカ	平成 15 年度 ロサンゼルス サンフランシスコ 平成 16 年度 ロサンゼルス ヒューストン 平成 17 年度 ニューヨーク ダラス	平成 15 年度 TV・新聞・雑誌 平成 16 年度 TV・新聞・雑誌・ インターネット 平成 17 年度 TV・新聞・雑誌	平成 16 年度 4 件 平成 17 年度 1 件	平成 16 年度 2 件 平成 17 年度 2 件
イギリス	平成 15 年度 ロンドン	平成 15 年度 TV・雑誌・業界誌	平成 17 年度 2 件	平成 16 年度 6 件 平成 17 年度 5 件
ドイツ	平成 15 年度 ミュンヘン	平成 15 年度 TV・新聞・業界誌	平成 17 年度 2 件	平成 16 年度 2 件 平成 17 年度 4 件
イタリア	平成 16 年度 ミラノ 平成 17 年度 ミラノ	平成 16 年度 TV・新聞・雑誌 平成 17 年度 新聞・雑誌	平成 16 年度 2 件 平成 17 年度 2 件	平成 16 年度 1 件
スペイン	平成 16 年度 マドリード 平成 17 年度 バルセロナ	平成 16 年度 TV・新聞・雑誌 平成 17 年度 新聞・雑誌	平成 16 年度 1 件 平成 17 年度 2 件	平成 17 年度 3 件
フランス				平成 16 年度 2 件 平成 17 年度 1 件
アジア地域 (ウェルカムアジア キャンペーン)			平成 17 年度 2 件	平成 16 年度 3 件 平成 17 年度 6 件

② 平成 17 年度における海外シティプロモーションの事業費の内訳

平成 17 年度の海外シティプロモーションに係る事業費の内訳は、(表 2-14) のとおりであり、277,062 千円の費用が費やされている。

(表 2-14) 平成 17 年度における海外シティプロモーションの事業費の内訳
(単位：千円)

区分	派遣都市		合計
	米国	欧州	
	ニューヨーク ダラス	ミラノ バルセロナ	
商談会開催費等	75,108	63,954	139,062
商談会・セミナー関係事業費	61,625	54,472	116,097
レセプション関係事業費	13,483	6,271	19,754
一般 PR イベント関係事業費	—	3,211	3,211
パンフレット・ポスター作成費	2,655	4,574	7,229
情報提供ウェブページ作成費	—	686	686
ニューヨーク東京キャンペーン	31,617	—	31,617
現地の一般市民向け PR 活動費	51,318	13,401	64,719
管理費	16,070	8,261	24,331
消費税	2,738	236	2,974
小計	179,509	91,114	270,623
旅費			5,902
その他（事務費等）			537
合計			277,062

事業費のうち、最も金額の大きい商談会開催費等は、ミッション派遣先の都市において、現地の旅行会社と東京の民間事業者が商談を行うことにより、東京向けの旅行商品の開発を促すための観光商談会を開催するための費用であり、商談会の実施にあわせて実施される観光セミナー、商談会等の実施後に開催されるレセプションの費用が含まれている。

平成 17 年度における観光商談会等の開催に係る参加者等の状況は（表 2-15）のとおりである。

(表 2-15) 平成 17 年度における商談会商談件数、セミナー及びレセプション参加者数

区分	ニューヨーク	ダラス	ミラノ	バルセロナ
商談会商談件数	680 社	298 社	226 社	110 社
	805 名	366 名	267 名	157 名
セミナー参加者数	143 名	72 名	94 名	75 名
レセプション参加者数	251 名	101 名	186 名	149 名

③ ミッション派遣に関連して行われる市場調査・効果測定の実施状況について
産業労働局は、ミッションの派遣に関連して、市場調査、効果測定を実施しており、その状況は、次の（表 2－16）のとおりである。

（表 2－16）シティセールスマーケティング調査の実施状況（単位：千円）

区分		シティセールス ミッション の派遣年度	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
			市場 調査	効果 測定	市場 調査	効果 測定	市場 調査	効果 測定
契約金額			4,515	19,687	4,389	14,542	1,627	0
実 施 都 市	ニューヨーク	平成 17 年度	○	○ (ベンチマ ーク調査)			○	
	ロンドン	平成 15 年度		○		○ (ベンチマ ーク調査)		
	ミュンヘン	平成 15 年度		○		○ (ベンチマ ーク調査)		
	ベルリン	平成 14 年度		○ (ベンチマ ーク調査)				
	ロサンゼルス	平成 15 年度 平成 16 年度		○		○		
	サンフランシ スコ	平成 15 年度		○		○ (ベンチマ ーク調査)		
	ミラノ	平成 16 年度 平成 17 年度			○	○	○	
	マドリード	平成 16 年度			○	○		
	ヒューストン	平成 16 年度			○	○		
	バルセロナ	平成 17 年度					○	
	ダラス	平成 17 年度					○	

（注）ベンチマーク調査とは、東京に対する各都市住民のイメージ及びニーズ等を把握するために、特定の質問項目を設定し実施した調査である。

（表 2－16）に示すとおり、平成 17 年度には、シティセールスマーケティング調査の効果測定が行われていないが、これは、シティセールス事業の効果測定の方法、考え方が産業労働局で必ずしも明確になっていないため、当面経費の節減を優先したことが理由とされている。

ミッション派遣事業は、東京の魅力を海外の人々に PR し、旅行目的地としての認知度を向上させ、東京への外国人旅行者を増加させることを目的としており、都民生活への影響が直接的にはわかりにくい事業である。

このため、事業の必要性と効果について、都民の理解がより得られるよう努めることが特に必要と考えられるが、商談会、セミナー及びレセプションについては、参加者数や商談件数などは（表 2－15）のように把握しているものの、各会場での商談会などが、以後の観光振興にどのように結びついたかという、具体的な効果

評価の判断材料としては十分とは言えない。

産業労働局は、海外シティプロモーション事業の効果測定を確実にを行い、その結果を事業の概要とともに都民に説明していく必要がある。

(3) メディアを利用したキャンペーンの費用対効果について

産業労働局は、海外シティプロモーションの一環として、マスメディア媒体を用いた現地の一般市民向け PR 活動を実施しており、平成 17 年度における実施状況は(表 2-17)のとおりである。

(表 2-17) マスメディア媒体を用いた現地の一般市民向け PR 活動の状況

(単位：千円)

区分		派遣都市		合計
		米国	欧州	
		ニューヨーク ダラス	ミラノ バルセロナ	
企画・デザイン費等		9,081	6,182	15,263
広告費	テレビ	11,050	—	11,050
	新聞	26,000	6,413	32,413
	雑誌	5,187	805	5,992
事業費合計		51,318	13,401	64,719

シティセールスマーケティング調査については、(2)③の(表 2-16)に示すとおり、平成 15 年度及び平成 16 年度にメディア広告の効果を含め効果測定を行い、その結果を次回 PR 活動の企画等へ一定程度は活用を図っている。しかし、マスメディア媒体を用いた現地の一般市民向け PR 活動の効果測定を実施する場合には相当程度のサンプル数が必要となり、そのための費用負担が大きいことから、平成 17 年度においては、従来の効果測定の方針を見直すこととしているのみであり、どのような効果測定方法が、経済的かつ有効であるかということが明確になっていない。

産業労働局は、マスメディア媒体を用いた PR 活動の費用対効果について十分に検討し、効果測定及びそれに基づく次回以降の活動計画に対するフィードバックをより確実に行っていく必要がある。

(4) 海外旅行エージェントの招聘等について

① 海外旅行エージェントの招聘等の概要

産業労働局は、海外の旅行エージェント等に対し、より多くの東京向け観光商品の開発を促すとともに、海外の有力なメディア等に対し、東京観光の記事掲載等を促進するため、海外の旅行エージェント及びメディア関係者を東京に招き、東京の魅力を PR している。

平成 15 年度から平成 17 年度における海外旅行エージェントの招聘等の状況は（表 2－18）のとおりである。

（表 2－18）海外旅行エージェントの招聘等の状況（単位：千円）

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
エージェント			
招聘件数	8 件	6 件	9 件
招聘人数	64 人	49 人	80 人
事業費	22,272	18,008	21,705
造成商品数	35 件	34 件	85 件
メディア			
招聘件数	18 件	14 件	21 件
招聘人数	47 人	43 人	58 人
事業費	6,106	5,381	7,885
広告掲載件数	17 件	18 件	20 件
広告換算額	—	519,143	375,099

（注）広告換算額とは、広告を掲載したメディアに連絡し、仮に有償であった場合の金額を産業労働局が調査したものである。

② 海外旅行エージェントの招聘等のフォロー業務について

海外旅行エージェントの招聘等の事業は、東京向け観光商品の作成や東京観光の記事掲載等の促進により、外国人旅行者の誘致を図ることを目的としており、事業効果を測定するためには、作成された観光商品によってどの程度観光客の誘致が図られたか、また記事掲載等に対してどのような反響があったかを把握することが重要である。

この点については、「海外の旅行エージェント及びメディアの招聘等事業実施要領」においても、財団法人東京観光財団に対する委託業務の内容として以下のとおり記載されている。

第5条 委託する業務の内容は、次のとおりである。

(1) 海外旅行エージェントの招聘（以下、一部抜粋）

商品化の実績把握（造成ツアーの内容、募集結果、参加者からの意見聴取、旅行会社の評価等）

(2) 海外メディアの招聘（以下、一部抜粋）

招聘後の実績把握（報道内容、読者や視聴者の反響等）

上記の実施状況について産業労働局に質問したところ、招聘対象のエージェント及びメディアへのヒアリング調査を行っているものの、調査の回答はあくまで協力であり、エージェント、メディアとも海外の地に所在することなどから、造成ツアーや掲載記事の内容については回答を得ているが、具体的な観光振興に結びついたか否かの情報は十分に得られているとは言えないのが実情である。

招聘対象となるエージェント及びメディアは、基本的に東京のシティプロモーション（シティセールミッション）の開催国やウェルカムアジアキャンペーン参加都市のエージェント及びメディアであり、シティプロモーション後に各都市に設置される東京観光レップや、ウェルカムアジアキャンペーンにおける各都市のキャンペーン事務局との連携により、さらなる情報収集が可能なものとも考えられる。

また、招聘するエージェント及びメディアに対しても事前に当該事業の趣旨を十分に説明し、招聘後におけるフォローアップ業務に対する協力について十分な理解を得ることが求められる。

(5) 東京観光くちコミ大作戦事業の有効性について

① 東京観光くちコミ大作戦事業の概要

産業労働局は、観光振興対策の「シティセールスの積極的な展開」の一環として、東京に中長期滞在している外国人で近く帰国が予定されている者を対象に、東京紹介ツアーに無料で招待することにより、東京の魅力を広く伝えるとともに、帰国後、くちコミを通じて出身国からの旅行者誘致の促進を図っている。

平成 15 年度から平成 17 年度までの事業費、参加者、アンケートの回収率などは（表 2－19）のとおりである。

（表 2－19）東京観光くちコミ大作戦事業の推移

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
事業費（円）	2,729,286	3,475,000	2,942,650
参加者総数（人）	65	82	54
前年度ツアー参加者に対するアンケート回収率（％）	前年度実績なし	24.62	10.98
前年度ツアー参加者のうち実際にくちコミを実施した者（人）	前年度実績なし	8	6
くちコミを聞いて、東京を訪れた人数（人）	前年度実績なし	15	15
随行了た東京都職員（人）	8	9	8

当該事業は平成 15 年度から始まり、年 3 回実施されており、ツアーとして回るコースは、それぞれの回によりテーマが設けられている。実際に行われたツアーの内容、募集対象及びツアーに参加する東京都職員の扱いは、以下のとおりである。

ア ツアーの内容

＜平成 15 年度の 1 回目に行われた体験重視コース＞ 参加者 24 名

皇居東御苑（散策）→朝倉彫塑館（見学）→（昼食）→深川江戸資料館（見学）→都内温泉施設（足湯体験）→屋形船（夕食・意見交換会）

＜平成 15 年度の 2 回目に行われた伝統的な観光コース＞ 参加者 16 名

明治神宮（散策）→（昼食・抹茶体験）→浅草寺（散策）→江戸東京博物館（見学）→都内温泉施設（足湯体験）→（夕食・意見交換会）

＜平成 15 年度の 3 回目に行われた多摩地域コース＞ 参加者 25 名
奥多摩湖（散策）→（昼食）→酒蔵（酒蔵見学）→陶芸工房（陶芸体験等）→（夕食・意見交換会）

＜平成 16 年度の 1 回目に行われた多摩地域コース＞ 参加者 27 名
御岳山（散策）→（昼食）→陶芸工房（陶芸体験）→酒蔵（酒蔵見学）→（夕食・意見交換会）

＜平成 16 年度の 2 回目に行われた体験重視コース＞ 参加者 28 名
歌舞伎座（鑑賞体験・昼食）→柴又帝釈天（散策）→浜離宮庭園（茶道体験）→都内温泉施設（足湯体験）→屋形船（夕食・意見交換会）

＜平成 16 年度の 3 回目に行われた典型的観光コース＞ 参加者 27 名
皇居東御苑（散策）→浅草寺（散策・昼食）→江戸東京博物館（見学）→都内温泉施設（足湯体験）→（夕食・意見交換会）

＜平成 17 年度の 1 回目に行われた典型的観光コース＞ 参加者 17 名
上野公園・IC タグ実験（散策）→（昼食）→浅草文化観光センター（見学）→水上バス・隅田川クルーズ（浅草→浜離宮）→浜離宮（抹茶体験・庭園散策）→品川地区の新しい町並み（散策）→（夕食・意見交換会）

＜平成 17 年度の 2 回目に行われた多摩地域コース＞ 参加者 23 名
殿ヶ谷戸公園・お鷹の道・真姿の池湧水群（散策）→（昼食）→玉川上水（車窓見学）→江戸東京たてもの園（見学）→酒蔵（酒蔵見学）→（夕食・意見交換会）

＜平成 17 年度の 3 回目に行われた体験重視コース＞ 参加者 14 名
池袋防災館（体験・見学）→（昼食）→浅草（自由散策）→和風喫茶店（抹茶体験）・大倉集古館（見学）→日本科学未来館（見学）→都内温泉施設（夕食・意見交換会）

イ 募集対象

- （１）在日 3～5 年程度を経過し、概ね 6 ヶ月から 1 年以内に出身国に帰国する者
- （２）ツアー実施後東京都から送られるアンケートに協力してもらえる者
- （３）（２）のアンケートを実施するため、帰国後の郵送先を教えてください

ウ 東京都職員の随行に対する扱い

東京都職員は、上記のツアーに参加する外国人と意見を交換するため、当該ツアーに随行している。その際の、東京都職員に対する扱いは、休日出勤であるが、週休日の変更で対応している。東京都職員が当該ツアーに随行する費用は、当該事業費の中に含まれている。

② 東京観光くちコミ大作戦事業の改善について

東京観光くちコミ大作戦事業については、以下のような問題点が認められる。

ア 3年間の費用を通算した金額を3年間の参加者総数で除すと、一人当たり約45千円の費用がかかっているが、当該ツアーは無料で行われているため、全額東京都の負担であること。

イ アンケートの回答の信頼性や、くちコミの影響の測定が困難であること。

ウ 帰国後の「くちコミ」の状況を確かめるはずのアンケートの回収率が25%にも達しておらず、フォローアップが適切に行われていないこと。

全額東京都の負担であるにもかかわらず、その効果の測定は極めて困難であり、また、観光振興策としては、他の代替案があるなかで、当該施策に予算を割り当てる必要性があるかについて検討の必要がある。

意見（2－3）海外シティプロモーション事業の事後評価方法の明確化について

産業労働局は、広く世界から東京に観光客を招くために、海外に効果的なシティセールスを行い、東京の魅力を積極的に伝えるためのシティセールス事業の一環として、海外にミッションを派遣することによる海外シティプロモーション事業を行っており、平成17年度には277百万円の費用が発生している。

ミッション派遣事業は、東京の魅力を海外の人々にPRし、旅行目的地としての認知度を向上させ、東京への外国人旅行者を増加させることを目的としており、都民生活への影響が直接的にはわかりにくい事業である。

このため、事業の必要性和効果について、都民の理解がより得られるよう努めることが特に必要と考えられるが、商談会、セミナー及びレセプションについては、参加者数や商談件数などは把握しているものの、各会場での商談会などが、以後の観光振興にどのように結びついたかという、具体的な効果評価の判断材料としては十分とは言えない。

産業労働局は、海外シティプロモーション事業の効果測定を確実にを行い、その結果を事業の概要とともに都民に説明していく必要がある。

意見（２－４）メディアを利用したキャンペーンの費用対効果について

産業労働局は、海外シティプロモーションの一環として、ミッション派遣にあわせて各地域の有名媒体を用いた現地の一般市民向け PR 活動を実施しており、平成 17 年度の事業費は、64,719 千円である。

マスメディア媒体を用いた現地の一般市民向け PR 活動の効果測定を実施する場合には、相当程度のサンプル数が必要となり、そのための費用負担が大きいことから、平成 17 年度においては、従来の効果測定の方針を見直すこととしているのみであり、どのような効果測定方法が、経済的かつ有効であるかということが明確になっていない。

産業労働局は、マスメディア媒体を用いた PR 活動の費用対効果について十分に検討し、効果測定及びそれに基づく次回以降の活動計画に対するフィードバックをより確実に行っていく必要がある。

意見（２－５）より有効な海外旅行エージェントの招聘等の実施と事業の効果測定について

産業労働局は、海外の旅行エージェント等に対し、より多くの東京向け観光商品の作成を促すとともに、海外の有力なメディア等に対し、東京観光の記事掲載等を促進するため、海外の旅行エージェント及びメディア関係者を東京に招き、東京の魅力を PR しており、平成 17 年度には 37,102 千円の費用を要している。

当該事業の効果を測定するためには、作成された観光商品による観光客の誘致状況、記事掲載等に対する反響の分析が重要であるが、招聘対象のエージェント及びメディアへのヒアリング調査は、造成ツアーや掲載記事の内容に関する情報の提供を協力依頼することに留まっているのが実情である。

シティプロモーション後に各都市に設置される東京観光レップやウェルカムアジアキャンペーンにおける各都市のキャンペーン事務局との連携により、さらなる情報収集が可能なものとも考えられる。

また、招聘するエージェント及びメディアに対しても事前に当該事業の趣旨を十分に説明し、招聘後におけるフォローアップ業務に対する協力について十分な理解を得ることが求められる。

指 摘（２－２）東京観光くちコミ大作戦事業の抜本的見直しについて

産業労働局は、東京観光くちコミ大作戦事業として、東京に中長期滞在している外国人で近く帰国が予定されている者を対象に、招待者が帰国後にくちコミを通じて出身国からの旅行者誘致の促進を図ることを目的として、東京紹介ツアーに無料で招待しており、ツアーの参加者には、帰国後にアンケートに答えることを申し込みの際の条件としている。

当該事業については、帰国後のアンケートの回収率が 25%にも達しておらず、フォローアップが適切に行われていないこと、東京を訪問する理由は多岐に亘ることなどから、くちコミの影響の測定が困難であり、事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。

4 東京国際アニメフェアに対する負担金等について

(1) 東京国際アニメフェアの概要

産業労働局は、アニメ産業が集積する東京で見本市、コンペティション、イベント等を開催することにより、日本のアニメ関連企業に対して国際的な商談の場に参加する機会を提供するとともに、世界に向け東京の魅力の一端をアピールするため、東京国際アニメフェアの開催経費の一部を負担している。

平成 15 年度から平成 17 年度における東京国際アニメフェアの収支状況は(表 2－20)のとおりである。

(表 2－20) 東京国際アニメフェアの収支状況

(単位：千円)

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収入の部			
東京都負担金収入	200,000	200,000	200,000
協賛金収入	26,798	22,267	34,935
ブース使用料	73,997	81,313	118,864
年度収入額計	300,795	303,580	353,799
繰越金	43,130	78,143	65,197
収入合計	343,925	381,723	418,996
支出の部			
広報費	50,833	63,111	48,098
事業費	198,722	232,561	265,459
事務局経費	16,227	20,854	41,194
年度支出額計	265,782	316,526	354,751
繰越額	78,143	65,197	64,245
総事業費	343,925	381,723	418,996

(2) 東京国際アニメフェアの運営について

東京国際アニメフェアの運営は東京国際アニメフェア実行委員会(以下「委員会」という。)が行っており、委員会はアニメーション関連企業、趣旨に賛同する団体・個人、東京都及び関係区市で組織されている。

また、委員会の庶務については東京国際アニメフェア実行委員会事務局(以下「事務局」という。)によって行われている。

なお、事務局は平成 17 年度までは、東京都職員を中心として構成されていたが、平成 18 年度から、順次、有限責任中間法人日本動画協会に移管することとされている。

（３）東京国際アニメフェアに対する負担金等について

東京都は当該委員会と東京国際アニメフェアの実施に関する協定書を締結しており、平成 15 年度から平成 17 年度においては、（表 2－20）のとおり毎年度 200,000 千円の経費を負担している。

「東京国際アニメフェア実行委員会運営経費取扱要綱」によると、会計年度終了後、剰余金があるときには、次のフェア運営経費に繰り越すこととされており、（表 2－20）のとおり平成 17 年度末では、64 百万円の繰越金が生じている。

当該繰越金には東京都の負担金の一部が含まれている一方で、フェア開催の各関係者および関係団体の協力（協賛金や労務出資等）によって生じている要素も含まれていると考えられるが、公金が投入される催し物で数千万円の繰越金が計上されており、その運営が平成 18 年度から順次、有限責任中間法人日本動画協会に移管されることに照らすと、東京国際アニメフェアの収支状況や繰越金の発生状況等について、十分な透明性を確保する必要がある。

委員会は公開で行われており参加者や報道関係者には決算書が公開されているが、東京都の資金を使って運営されている委員会の性質に鑑みて、委員会の収支状況や繰越金の発生状況等について、アニメフェアのホームページでも決算書を公開することが望ましい。

意 見（２－６）東京国際アニメフェア運営状況に関する情報提供について

東京都は東京国際アニメフェア実行委員会（以下「委員会」という。）と東京国際アニメフェアの実施に関する協定書を締結して、平成 15 年度から平成 17 年度においては、毎年度 200,000 千円の経費を負担しているが、委員会には平成 17 年度末で、64 百万円の繰越金が生じている。

当該繰越金には東京都の負担金の一部が含まれている一方で、フェア開催の各関係者および関係団体の協力（協賛金や労務出資等）によって生じている要素も含まれていると考えられるが、公金が投入される催し物で 64 百万円の繰越金が計上されており、委員会の事務局が、平成 18 年度から順次、有限責任中間法人日本動画協会に移管されることに鑑みると、東京国際アニメフェアの収支状況や繰越金の発生状況等について、十分な透明性が確保される必要がある。

委員会は公開で行われており参加者や報道関係者には決算書が公開されているが、委員会の収支状況や繰越金の発生状況等について、アニメフェアのホームページでも決算書を公開することが望ましい。

5 アニメ常設展示事業の利用方針並びに東京都とアニメ業界との役割分担の明確化について

(1) アニメ常設展示事業の概要

産業労働局は、「イベントを契機としたシティセールス事業」の一環として、東京の地場産業であるアニメ産業の振興を図り、若手クリエイターを育成するため、過去から現在に至るアニメ資料の整理、保管、一部展示を行うとともに、人材育成の教材として活用するアニメ常設展示事業を、平成 16 年度から行っている。

平成 16 年度から平成 18 年度までの事業予算と実績との比較は(表 2-21)に示すとおりである。

なお、資料の展示、整理、保管に要している建物の面積は 1,017 m²であり、表に示した費用のほかに建物の維持管理費、光熱費等も東京都が負担している。

(表 2-21) アニメ常設展示事業の予算・決算の状況 (単位：千円)

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度
予算	決算	予算	決算	予算
10,000	7,806	5,000	4,998	5,000

当該事業は、「アニメ常設展示」として予算計上されているが、アニメーションの制作上必要な制作過程資料の工程順と、制作工程全体図および各工程の展示資料の説明文が掲示されているものの、展示場には東京都の職員が常駐していないため、来場のためには事前に連絡することが必要であるなど、一般観覧者が来場するための展示場としては整備されておらず、来場者はアニメ関連事業の関係者を中心に、年間 30 名程度である。

アニメ常設展示事業は、散逸の可能性があるアニメに関する資料を東京都が無償で借用保管する一方で、東京都が費用負担して資料整理・データベース化し、アニメのアーカイブとして機能させることにあり、平成 17 年度における予算計上額も、大半が資料整理の委託費に充当されている。

(2) アニメのアーカイブとしての資料保管について

資料借用に関する文書を閲覧し、現場を視察したところ、以下のような点が認められた。

- ① 資料等は、東京都から制作会社等に対する借用依頼書に基づき借用されており、依頼書における使用目的は、アニメ資料等の保管であり、借用品を利用（展示、

教材利用、外部貸出、海外展開等) する際には、東京都が貸与者の承認を受けることとするとされている。

アニメ関係の資料を利用する場合には、原作者、脚本家、放映権者など、種々の利害関係者の利益を調整する必要があるが、利用に向けた方針・方策が明確にされていない。

東京都から「お願い」して借用した上で、整理・保管を有限責任中間法人日本動画協会に委託する形がとられているが、各制作会社自ら整理・保管することが本来である資料等を、中小・零細事業者が多いアニメ業界の状況に鑑みて東京都が無償で整理・保管しているのが実情である。

- ② 借用書は、東京都の名前で出されているが、資料等の棄損については補償しない旨が明らかにされている一方、借受責任者は有限責任中間法人日本動画協会と記載されており、貴重な資料を保管する体制としては、責任の所在が不明確である。

- ③ 資料等の物品管理も以下の点から不十分である。

ア 保管されている場所は、休日夜間は空調を止めており、万が一の火災等に対する防火、防水も不十分であるなど、資料を貴重なアーカイブとして位置付けて保管するには、最適な状況とは言いがたい。

イ 資料の入ったダンボールに、内容を示すラベルが貼られていないものが多く、また、定期的な棚卸しも実施されていない。

東京都の本来の行政目的は、アニメ産業が、東京の地場産業としてより発展し、ひいては観光振興につながるために、アニメ業界の自立とアニメ業界自身によるアーカイブを支援することであり、東京都、アニメ制作会社、有限責任中間法人日本動画協会など関係者の役割分担を明確にしたうえで、東京都とアニメ業界の双方が、資料等をより有効に利用できるよう、活用のための方策を明確にしていくことが必要である。

意見（２－７） アニメ常設展示事業の利用方針並びに東京都とアニメ業界との
役割分担の明確化について

産業労働局は、東京の地場産業であるアニメ産業の振興を図り、若手クリエイターを育成するため、過去から現在に至るアニメ資料の整理、保管、一部展示を行うとともに、人材育成の教材として活用するアニメ常設展示事業を平成 16 年度から行っており、平成 17 年度における事業費が 4,998 千円であるほか、1,017 ㎡の庁舎建物が展示・保管に利用されている。

当該事業は、「アニメ常設展示」として予算計上されているが、展示場には東京都の職員が常駐していないため、来場のためには事前に連絡することが必要であるなど、一般観賞者が来場するための展示場としては整備されておらず、展示自体は、観光振興に結びついているとは言えない。

事業の主体は、散逸の可能性があるアニメに関する資料を東京都が無償で借用保管する一方で、東京都が費用負担して資料整理・データベース化し、アニメのアーカイブとして機能させることにあるが、将来の活用についても目処が立っていない。

また、貴重なアーカイブを目指す資料等と位置付けるにとしては、東京都と有限責任中間法人日本動画協会とのいずれも資料等の棄損に対する責任がなく、物品管理も不十分であるため、本来の目的に利用されることなく劣化が進むことも懸念される状況にある。

東京都の本来の行政目的は、アニメ産業が、東京の地場産業としてより発展し、ひいては観光振興につながるために、アニメ業界の自立とアニメ業界自身によるアーカイブを支援することにある。東京都、アニメ制作会社、有限責任中間法人日本動画協会など関係者の役割分担を明確にしたうえで、東京都とアニメ業界の双方が、資料等をより有効に利用できるよう、活用のための方策を明確にしていくことが必要である。

6 東京都庁内の地域特産品売店との連携について

東京都庁第一本庁舎1階の東京観光情報センター都庁本部の右奥に、地域特産品売店が設置されており、運営は財団法人東京都福利厚生事業団（以下「事業団」という。）が行っている。当該売店は、当初は議会棟地下1階に設置されていたものであるが、東京観光情報センターに隣接しているほうが来客・売上増が見込めるとの理由で、平成16年4月1日に移設されたものである。

地域特産品売店では伝統工芸品や島しょ部の特産品など、産業労働局で振興を図る事業に係る商品が販売されており、また、東京観光情報センター都庁本部隣に移設された経緯からも観光施策と関連性が高いものと考えられるが、事業団が事業を行っているため、観光部においては、当該売店における地域特産品の販売状況や、観光客の反応などに関する情報は把握していない。

地域特産品売店は、多くの観光客が訪問する場所に設置されており、観光産業振興につながる情報を得るアンテナショップとしての機能も本来期待できると考えられるため、産業労働局は、事業団との意見交換などにより、活用を図ることが望ましい。

意見（2－8）東京都庁内の地域特産品売店との連携について

東京都庁第一本庁舎1階の東京観光情報センター都庁本部の右奥に、地域特産品売店が設置されており、運営は財団法人東京都福利厚生事業団（以下「事業団」という。）が行っている。

地域特産品売店では伝統工芸品や島しょ部の特産品など、産業労働局で振興を図る事業に係る商品が販売されており、また、東京観光情報センター都庁本部隣に移設された経緯からも観光施策と関連性が高いものと考えられるが、事業団が事業を行っているため、観光部においては、当該売店における地域特産品の販売状況や、観光客の反応などに関する情報は把握していない。

地域特産品売店は、多くの観光客が訪問する場所に設置されており、観光産業振興につながる情報を得るアンテナショップとしての機能も本来期待できると考えられるため、産業労働局は、事業団との意見交換などにより、活用を図ることが望ましい。

雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務
の執行について

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37に基づく包括外部監査

2 監査対象（選定した特定の事件）

雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

3 監査対象を選定した理由

平成17年度における東京都の雇用・就業状況は、雇用のミスマッチなどにより、依然として厳しく、とりわけ、ニートやフリーターに象徴される若者の就業問題、間近に迫った団塊世代の定年を踏まえた高齢者の継続就業など、新たな課題への対応が求められている。

東京都は、平成16年7月に開設した「東京都しごとセンター」を中心とした就業支援、求職者の早期就職と東京を支える人材の育成等、種々の雇用就業対策を実施しており、平成18年度における雇用就業対策予算は114億円であり、このほかに、産業労働局全体の人件費等が137億円計上されている。

雇用就業施策が、有効に、かつ経済的・効率的に実施されることは、東京都の財政に与える影響が大きく、監査対象とすることが有用であると判断した。

4 包括外部監査の方法

（1） 監査の視点

雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行が、

- ① 関係法令に基づき適正に行われているか
- ② 法第2条第14項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ③ 法第2条第15項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた監査手続

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人 公認会計士 園 マリ

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	大坪 秀憲	公認会計士	庄司 末光
公認会計士	岸 弘	公認会計士	田中 淳
公認会計士	齋藤 禎治	公認会計士	萩野 眞司
公認会計士	佐藤 洋平	税理士	沈 賢伊

システム

監査技術者 岡村 和彦

(注) 資格ごとの五十音順

6 監査実施期間

平成 18 年 6 月 19 日から平成 19 年 2 月 1 日まで

7 外部監査人の独立性 (利害関係)

東京都と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業概要

1 東京都における雇用・就業の状況

「東京の産業と雇用就業 2006」によれば、次の表に示すとおり、東京における労働力人口は、緩やかな増加傾向にあり、2005年の東京都の労働力人口は、677万2千人である。

また、全国の完全失業率は、バブル経済崩壊後上昇を続け、2002年にピークを迎えたが、その後の景気回復に伴い3年連続で低下し、2005年には、4.4%となっている。

一方、東京の完全失業率は、2003年に5.0%と全国平均の5.3%を下回ったが、2004年以降は全国平均より高くなっている。また、有効求人倍率が全国平均より高いにもかかわらず、完全失業率は、改善の状況はあるものの依然として高止まりしている。

(表) 労働力人口、就業者、完全失業率、有効求人倍率の推移（東京・全国）

(出典：「東京の産業と雇用就業 2006」)(単位：万人)

区 分	東 京				全 国			
	労働力人口	就業者	完全失業率	有効求人倍率	労働力人口	就業者	完全失業率	有効求人倍率
2001年	651.1	617.5	5.2%	0.73	6,752	6,412	5.0%	0.56
2002年	670.2	633.0	5.6%	0.71	6,689	6,330	5.4%	0.56
2003年	672.4	638.5	5.0%	0.88	6,666	6,316	5.3%	0.69
2004年	671.4	637.9	5.0%	1.21	6,642	6,329	4.7%	0.86
2005年	677.2	645.3	4.7%	1.46	6,650	6,356	4.4%	0.98

(注) 労働力人口は、満15歳以上人口のうち就労意思のない非労働力人口を除いた人口で、就業者数と完全失業者数の合計

東京都は、労働集約型の傾向が強い第3次産業の割合が高く、本社機能が集中していることなどにより、求人数は増加しているものの、非正社員比率が高いことや、特に若年者の有効求人倍率が高いことなどから、求人、求職のミスマッチが起こりやすいことが、次の表からもうかがえる。

また、ニートやフリーターと呼ばれる無業あるいは不安定な就業状態にある若年者層の問題も生じている。

(表) 年齢階層別有効求人倍率

区 分	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
2001年	4.77	1.35	0.77	0.87	1.09	1.07	0.71	0.39	0.32	0.18	0.44
2002年	5.57	1.33	0.73	0.83	0.97	0.93	0.65	0.34	0.25	0.20	0.43
2003年	7.03	1.74	0.99	1.07	1.19	1.10	0.81	0.43	0.29	0.25	0.50
2004年	9.70	2.32	1.28	1.35	1.54	1.41	1.12	0.66	0.42	0.40	0.81
2005年	10.14	2.39	1.32	1.37	1.60	1.52	1.37	0.95	0.61	0.64	1.29

(出典)「東京の産業と雇用就業 2006」

2 産業労働局の雇用就業対策事業の概要

東京都の雇用就業対策事業の主なものは、しごとセンター事業の推進をはじめとする地域における雇用・就業の促進、都立技術専門校、東京障害者職業能力開発校などによる多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上、労働相談情報センターにおける労働相談の実施など適正な労働環境の確保であり、事業内容の概要は次のとおりである。

(1) 地域における雇用・就業の促進

① しごとセンター事業の推進

- 東京都しごとセンターの運営
- 若年者の雇用就業支援
- 若年者の雇用就業支援の充実
- 中高年者の雇用就業支援
- 高齢者の雇用就業支援
- 多様な働き方に対する支援

② 若年者の就業対策

- 若者による若者就業支援プロジェクト
- 新世代育成会議（仮称）
- 若年者雇用就業事業運営協議会
- 就職支援のための身元保証
- 若者ジョブサポーターの組織化
- 就職基礎能力速成講座

③ 高齢者の就業対策

- はつらつ高齢者就業機会創出支援事業（アクティブシニア就業支援事業）
- シルバー人材センターの事業の推進

- 高齢者就業推進事業（財団法人東京しごと財団補助事業）
- ④ 障害者の就業対策
 - 重度障害者の雇用対策
 - 心身障害者就業推進事業（財団法人東京しごと財団補助事業）
 - 障害者職域開拓支援事業
- ⑤ 山谷地区等就労対策
 - 財団法人城北労働・福祉センターに対する助成
 - 山谷就労相談員の配置
 - 求職受付票所持者に対する年末特別措置
 - 特別就労対策事業
 - 公共事業への日雇労働者の雇用促進
- ⑥ 地域の実情に即した雇用・就業情報の収集・提供等
 - TOKYO はたらくネットの運営
 - 地域雇用就業促進対策会議
- ⑦ 地域求職活動援助事業

（２） 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上

- ① 公共職業訓練事業
 - 能力開発訓練
 - 能力向上訓練
 - 障害者職業訓練
 - 障害者等の職場適応訓練
 - 再就職促進等委託訓練
- ② 民間における職業能力開発の促進
 - 生涯職業能力事業等委託事業
 - 事業内職業能力開発の振興
 - 雇用管理改善計画の認定
- ③ 技能振興事業
 - 技能の評価・振興
 - 職業能力開発における国際協力
 - 地域における職業能力開発の推進

（３） 適正な労働環境の確保

- ① 労働情勢実態調査
 - 一般労働情勢調査
 - 労使関係総合調査

- 経済要求調査
- 賃金等事情調査
- 労働情勢懇談会
- 中小企業労働条件等実態調査
- ② 労働知識の普及・啓発
 - 労働セミナー
 - 出張労働教育
 - 自主的労働教育の支援
 - 資料・情報の提供
 - 就職差別解消促進企業啓発
 - TOKYO はたらくネットの運営（再掲）
 - 労働資料センターの運営
- ③ 男女雇用平等の環境づくり
 - 男女雇用平等参画状況調査
 - 職場における男女平等の推進
- ④ 労働相談・指導
 - 労働相談・あっせん
 - 労働訴訟費用の貸付
 - 非正規労働者の雇用環境整備の推進
 - パートアドバイザー制度
 - 外国人労働相談支援事業
 - 心の健康相談事業
 - 働く人の心の健康づくり
 - 雇用管理支援事業
- ⑤ 勤労者生活向上の推進
 - 中小企業従業員融資
 - 中小企業退職金共済制度の普及啓発
 - 東京都中高年勤労者福祉推進員の養成
 - 労政会館の運営
- ⑥ 勤労者福祉のサービス事業に対する支援
 - 勤労者福祉支援事業の助成
 - 島しょ地域における勤労者福祉支援事業の助成
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 中小企業勤労者福祉サービスセンターの助成
 - 自主的福祉活動の助成
- ⑦ 家内労働対策

- 家内労働法の普及・啓発等
- 労働衛生環境の改善助成
- 家内労働傷病共済制度
- 自主的福祉活動への助成
- 中小企業従業員融資（家内労働融資）
- ⑧ 東京都労政事業評価委員会
- ⑨ 東京都労働委員会委員の選任

3 職員数の概要

平成 18 年 4 月 1 日現在の雇用就業対策に携わる産業労働局の職員数は、次の表のとおりである。

（表）平成 18 年 4 月 1 日現在の雇用就業対策に携わる産業労働局の職員数（定数）
（単位：人）

区 分	事務系	技術・技能系	合計
雇用就業部	90	15	105
労働相談情報センター	111	0	111
技術専門校	173	200	373
障害者職業能力開発校	10	30	40
合計	384	245	629

（注）総務部の職員は 87 名であるが、産業労働局のすべての部所に係ることから表中には記載していない。

4 予算と決算の概要

(1) 予算と決算の概要

平成 16 年度及び平成 17 年度の、雇用就業対策に関する産業労働局の予算及び決算並びに国庫支出金の金額、平成 18 年度の予算の金額は、次の表のとおりである。

(表) 雇用就業対策に関する予算及び決算並びに国庫支出金の金額

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度
	予算	決算	国 庫 支出金	予算	決算	国 庫 支出金	予算
一般会計	20,455	17,968	2,528	11,678	10,072	2,571	11,445
就業促進費	12,725	11,454	—	4,353	3,994	6	4,167
労政費	1,368	1,176	33	1,233	1,092	20	1,149
職業能力開発費	5,368	4,635	2,360	5,139	4,477	2,431	5,056
施設整備費	994	703	136	953	509	114	1,073

(注) 1 平成 16 年度及び平成 17 年度の予算額は、流用増減後の予算を記載している。

(注) 2 平成 18 年度の予算額は、当初予算を記載している。

(2) 各費目の内訳

平成 17 年度における各費目の内訳は、以下の表のとおりである。

(表) 平成 17 年度 就業促進費の内訳 (単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	国庫支出金
財団法人東京しごと財団に対する助成	503	465	0
しごとセンター事業	1,603	1,506	0
就業確保対策	219	114	6
シルバー人材センターの助成	849	800	0
山谷地区等労働者雇用対策	1,179	1,109	0
合 計	4,353	3,994	6

(表) 平成 17 年度 労政費の内訳 (単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	国庫支出金
労働教育	33	28	0
労働相談	62	58	5
労働事情の調査等	90	74	13
労働相談情報センター等の管理運営	261	227	0
勤労者福祉対策	521	440	1
中小企業従業員融資資金貸付	267	266	0
合 計	1,233	1,092	20

(表) 平成 17 年度 職業能力開発費の内訳

(単位：百万円)

区 分		予 算	決 算	国庫支出金
公 共 職 業 訓 練 事 業 等	能力開発訓練	1,279	1,028	904
	能力向上訓練	291	274	82
	障害者職業訓練	134	119	298
	時間講師	1,153	1,086	638
	訓練手当	626	545	272
	技術専門校の管理運営等	1,190	1,050	93
	小 計	4,672	4,102	2,287
能 力 開 発 振 興 事 業	生涯能力開発等助成給付事業	25	14	14
	事業内職業能力開発の助成・指導	215	144	69
	東京都職業能力開発協会助成	183	183	57
	地域における職業能力開発の推進	26	20	3
	職業訓練指導員試験等	18	14	1
	小 計	467	376	144
合 計		5,139	4,477	2,431

(表) 平成 17 年度 施設整備費の内訳

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	国庫支出金
労働相談情報センター等 施設整備	405	188	0
技術専門校等施設整備	548	321	114
合 計	953	509	114

第3 監査の結果

1 都立技術専門校の管理について

(1) 都立技術専門校の概要

都立技術専門校は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて、東京都立技術専門校条例（昭和46年東京都条例第44号）により、広く能力開発訓練及び能力向上訓練の実施を目的として設置された公共職業能力開発施設である。

東京都は、新たに職業に就く人、求職中の人、転職を希望している人を対象に、多様な職業能力開発の機会を確保し、職業に必要な知識・技能を習得するための施設として、都内に13校2分校（平成17年度末現在）の都立技術専門校を設置して運営しており、運営費の一部に対して国の補助金が支給されている。

都立技術専門校には、普通職業訓練である普通課程と短期課程の能力開発訓練に加えて、既に就業している人々が新しい技術や仕事に必要な知識を身につけるための短期講習である能力向上訓練も行われている。

各都立技術専門校の普通職業訓練の普通課程及び短期課程の概要は（表3-1）のとおりであり、各校の平成17年度決算、建物等施設規模、生徒数及び科目等の概要は（表3-2）のとおりである。

（表3-1）普通職業訓練の概要

区分	対象者	概要	訓練期間
普通課程	中学校卒業後、高等学校卒業後（これらと同等以上の学力を有すると認められるもの）	将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得するための訓練	中卒等対象者は2年 「場合により2年以上4年以下」 高卒等対象者は1年 「場合により1年以上4年以下」 （1年につきおおむね1,400時間以上「場合により700時間以上」）
短期課程	職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとするもの	職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得するために適切な訓練	6月以下 「場合により1年以下」 （12時間以上「場合により10時間以上」）

(表 3-2) 都立技術専門校一覧 (平成 17 年度)

区 分	品川技術専門校	板橋技術専門校	立川技術専門校	亀戸技術専門校	飯田橋技術専門校	飯田橋技術専門校有明分校	大田技術専門校	
17年度決算	歳入額	8,732,703 円	8,939,908 円	4,888,974 円	4,562,402 円	9,381,534 円	2,882,235 円	5,189,876 円
	使用料及手数料	7,222,972 円	7,928,120 円	3,616,200 円	4,023,432 円	8,354,200 円	1,879,900 円	4,875,600 円
	その他	1,509,731 円	1,011,788 円	1,272,774 円	538,970 円	1,027,334 円	1,002,335 円	314,276 円
	歳出額	703,824,132 円	623,601,175 円	487,619,265 円	494,963,737 円	514,506,594 円	607,308,099 円	395,356,873 円
	管理費(人件費)	306,748,721 円	255,867,672 円	220,919,488 円	217,215,861 円	225,159,828 円	113,065,236 円	180,723,921 円
	職業能力開発費	382,318,264 円	331,584,628 円	233,262,632 円	252,552,076 円	258,878,396 円	481,802,253 円	203,007,352 円
	産業労働施設整備費	14,757,147 円	36,148,875 円	33,437,145 円	25,195,800 円	30,468,370 円	12,440,610 円	11,625,600 円
差引額	▲ 695,091,429 円	▲ 614,661,267 円	▲ 482,730,291 円	▲ 490,401,335 円	▲ 505,125,060 円	▲ 604,425,864 円	▲ 390,166,997 円	
施設概要	敷地面積	5,659.93 ㎡	11,045.60 ㎡	8,598.66 ㎡	3,015.24 ㎡	1,174.23 ㎡	0.00 ㎡	6,103.23 ㎡
	建物面積	11,323.30 ㎡	8,439.75 ㎡	5,128.91 ㎡	5,969.34 ㎡	6,228.89 ㎡	3,554.77 ㎡	8,396.86 ㎡
建物建設費 ・当初建設費のみ ・改修含まず	体育室	510.00 ㎡	812.73 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	612.80 ㎡
	建設費	2,348,198 千円	2,672,003 千円	238,851 千円	315,969 千円	2,273,063 千円	0 千円	993,484 千円
一般訓練	(国庫補助金)	343,385 千円	496,764 千円	43,785 千円	21,417 千円	349,628 千円	0 千円	7,413 千円
	賃借料	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	270,980 千円	0 千円
	(国庫補助金)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	延科目数(一般)	14 科	9 科	11 科	10 科	9 科	7 科	9 科
	年間定員	660 人	405 人	430 人	480 人	420 人	300 人	495 人
	Z. 前年2年生在籍者数	53 人	63 人	0 人	0 人	0 人	0 人	42 人
	A. 募集数	600 人	305 人	430 人	480 人	420 人	300 人	435 人
	B. 応募者数	874 人	661 人	674 人	805 人	1,347 人	721 人	553 人
	(B/A率)	145.7%	216.7%	156.7%	167.7%	320.7%	240.3%	127.1%
	C. 入校者数	480 人	269 人	369 人	431 人	395 人	249 人	333 人
	(C/A率)	80.0%	88.2%	85.8%	89.8%	94.0%	83.0%	76.6%
	D. 修了者数	419 人	235 人	318 人	383 人	362 人	225 人	294 人
(D/C率)	87.3%	87.4%	86.2%	88.9%	91.6%	90.4%	88.3%	
E. 就職者数	335 人	191 人	253 人	288 人	295 人	186 人	218 人	
(E/D率)	80.0%	81.3%	79.6%	75.2%	81.5%	82.7%	74.1%	
社会・体育の時間数	20～100 時間	60～100 時間	60～100 時間	28～100 時間	60～100 時間	20～100 時間	60～100 時間	
能力向上訓練	科目数(一般)	72 コース	67 コース	38 コース	37 コース	73 コース	13 コース	54 コース
	F. 年間定員	1,840 人	1,840 人	960 人	930 人	1,840 人	320 人	950 人
	G. 応募者数	3,582 人	5,023 人	1,143 人	1,831 人	5,489 人	546 人	2,366 人
	(G/F率)	194.7%	273.0%	119.1%	196.9%	298.3%	170.6%	249.1%
	H. 受講者数	1,802 人	1,661 人	772 人	843 人	1,736 人	364 人	857 人
	(H/F率)	97.9%	90.3%	80.4%	90.6%	94.3%	113.8%	90.2%
	I. 修了者数	980 人	1,066 人	525 人	581 人	1,149 人	256 人	664 人
	(I/H率)	54.4%	64.2%	68.0%	68.9%	66.2%	70.3%	77.5%
	授業料	1,600～6,500 円	1,600～8,100 円	1,600～8,100 円	1,600～6,500 円	1,600～6,500 円	1,600～6,500 円	1,600～6,500 円
	訓練名	再就職等委託訓練	再就職等委託訓練	再就職等委託訓練	再就職等委託訓練	再就職等委託訓練	なし	なし
	科目数(一般)	15 科	15 科	11 科	13 科	15 科		
	J. 年間定員	381 人	439 人	310 人	345 人	418 人		
K. 応募者数	664 人	441 人	377 人	521 人	690 人			
(K/J率)	174.3%	100.5%	121.6%	151.0%	165.1%			
L. 入校者数	349 人	374 人	266 人	320 人	388 人			
(L/K率)	52.6%	84.8%	70.6%	61.4%	56.2%			
M. 修了者数	320 人	333 人	251 人	296 人	361 人			
(M/L率)	91.7%	89.0%	94.4%	92.5%	93.0%			
入校者の合計 (Z+C+H+L)	2,684 人	2,367 人	1,407 人	1,594 人	2,519 人	613 人	1,232 人	
教材の棚卸実施の有無	無	無	無	無	無	無	無	
1人当たりの支出額(歳出額/入校者の合計)	262,230 円	263,456 円	346,567 円	310,517 円	204,250 円	990,715 円	320,907 円	
科 目	情報工学科	CAD製図科	自動車整備技術科	OAシステム開発科	OAシステム開発科	和装技術科	自動車整備工学科	
	建築住環境設計科	介護サービス科	自動車塗装科	建築設備設計科	パソコングラフィック科	アパレルプランニング科	メカニカルデザイン科	
	木工技術科	プラスチック加工科	電気機器科	広告美術科	グラフィック印刷科	ファッションボタンナー科	コンピュータ金型科	
	インテリアサービス科	サイン・ディスプレイ科	建築設備科	溶接科	印刷企画営業科	貿易実務科	三次元CAD・CAMモデル科	
	電気工学科	機械加工科	NC加工科	電気設備管理科	DTP科	ファッションリテール科	CAD製図科	
	ビルオートメーションサービス科	情報工学科	溶接(デュアルコース)科	パソコン実践科	医療事務科	ネットワーク構築科	OAソフト管理科	
	建築塗装科	自動車車体整備科	溶接科	ビル管理科	介護サービス科	ビルクリーニング管理科	福祉調理科	
	金属造形科	コンピュータ制御システム科	CAD製図科	電気工学科			施設整備科	
	配管科	財務管理(デュアルコース)科	OAソフト管理科					
	D1Yアドバイザー科		庭園施工科					
	物流OA科							
	ビルクリーニング管理科							
	介護サービス科							

(表 3 - 2) 都立技術専門校一覧 (平成 1 7 年度)

区 分	江戸川技術専門校	赤羽技術専門校	足立技術専門校	足立技術専門校台東分校	高年齢者技術専門校	八王子技術専門校	武蔵野技術専門校	府中技術専門校	
1 7 年度決算	歳入額	6,979,210 円	3,813,698 円	4,320,416 円	1,501,570 円	77,693 円	7,039,476 円	5,730,518 円	6,883,173 円
	使用料及手数料	6,456,100 円	3,420,600 円	3,137,200 円	1,231,600 円	800 円	6,386,800 円	5,309,940 円	6,310,200 円
	その他	523,110 円	393,098 円	1,183,216 円	269,970 円	76,893 円	652,676 円	420,578 円	572,973 円
	歳出額	447,023,248 円	271,809,469 円	259,133,641 円	92,995,094 円	301,366,543 円	414,888,247 円	344,983,500 円	450,222,416 円
	管理費(人件費)	201,040,939 円	152,109,088 円	153,999,467 円	53,605,890 円	106,632,784 円	210,888,629 円	136,968,732 円	197,741,847 円
	職業能力開発費	218,138,525 円	115,590,493 円	98,008,087 円	38,152,304 円	194,733,759 円	196,933,118 円	187,927,585 円	215,478,947 円
	産業労働施設整備費	27,843,784 円	4,109,888 円	7,126,087 円	1,236,900 円	0 円	7,066,500 円	20,087,183 円	37,001,622 円
施設概要	差引額	▲ 440,044,038 円	▲ 267,995,771 円	▲ 254,813,225 円	▲ 91,493,524 円	▲ 301,288,850 円	▲ 407,848,771 円	▲ 339,252,982 円	▲ 443,339,243 円
	敷地面積	7,266.61 ㎡	6,617.46 ㎡	8,037.27 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	5,383.63 ㎡	5,387.86 ㎡	5,793.53 ㎡
	建物面積	10,360.61 ㎡	4,774.48 ㎡	4,337.60 ㎡	1,516.11 ㎡	4,230.55 ㎡	8,944.76 ㎡	6,212.99 ㎡	8,902.80 ㎡
建物建設費 ・当初建設費のみ ・改修含まず	体育室	450.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	0.00 ㎡	433.10 ㎡	408.00 ㎡	459.00 ㎡
	建設費	5,274,663 千円	151,313 千円	170,766 千円	0 千円	3,422,398 千円	3,341,456 千円	1,550,360 千円	5,184,642 千円
	(国庫補助金)	581,328 千円	6,400 千円	16,798 千円	0 千円	290,454 千円	358,833 千円	268,067 千円	276,830 千円
一般訓練	賃借料	0 千円	0 千円	0 千円	6,619 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	(国庫補助金)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
	延科目数(一般)	7 科	7 科	7 科	1 科	12 科	7 科	7 科	8 科
	年間定員	390 人	290 人	250 人	20 人	1,260 人	430 人	370 人	420 人
	Z. 前年 2 年生在籍者数	61 人	0 人	0 人	0 人	0 人	55 人	0 人	16 人
	A. 募集数	300 人	290 人	240 人	20 人	1,140 人	370 人	370 人	390 人
	B. 応募者数 (B/A率)	634 人	621 人	269 人	172 人	1,531 人	821 人	745 人	792 人
	C. 入校者数 (C/A率)	211.3%	214.1%	112.1%	860.0%	134.3%	221.9%	201.4%	203.1%
	D. 修了者数 (D/C率)	288 人	246 人	185 人	21 人	1,037 人	357 人	322 人	335 人
	E. 就職者数 (E/D率)	96.0%	84.8%	77.1%	105.0%	91.0%	96.5%	87.0%	85.9%
	252 人	201 人	161 人	18 人	921(うち夜間474) 人	330 人	295 人	298 人	298 人
	87.5%	81.7%	87.0%	85.7%	88.8%	92.4%	91.6%	89.0%	89.0%
	221 人	156 人	133 人	18 人	265 人	297 人	252 人	243 人	243 人
	87.7%	77.6%	82.6%	100.0%	59.3%	90.0%	85.4%	81.5%	81.5%
能力向上訓練	社会・体育の時間数	60～100 時間	60～100 時間	56～100 時間	100 時間	3～60 時間	28～100 時間	36～100 時間	60～100 時間
	科目数(一般)	66 コース	40 コース	33 コース	14 コース	なし	69 コース	60 コース	55 コース
	F. 年間定員	1,840 人	1,110 人	930 人	290 人		1,840 人	1,840 人	1,840 人
	G. 応募者数 (G/F率)	3,346 人	2,037 人	1,458 人	241 人		3,119 人	3,742 人	3,574 人
	H. 受講者数 (H/F率)	181.8%	183.5%	156.8%	83.1%		169.5%	203.4%	194.2%
	I. 受講者数 (H/F率)	1,594 人	1,071 人	953 人	216 人		1,612 人	1,542 人	1,592 人
	86.6%	96.5%	102.5%	74.5%			87.6%	83.8%	86.5%
	I. 修了者数 (I/H率)	962 人	579 人	547 人	191 人		1,026 人	818 人	935 人
60.4%	54.1%	57.4%	88.4%			63.6%	53.0%	58.7%	
授業料	1,600～8,100 円	1,600～6,500 円	1,600～6,500 円	1,600～6,500 円	1,600～6,500 円	1,600～6,500 円	1,600～6,500 円	1,600～6,500 円	
その他の訓練	訓練名	なし	なし	なし	なし	再就職等委託訓練	なし	なし	なし
	科目数(一般)					1 科			
	J. 年間定員					20 人			
	K. 応募者数 (K/J率)					33 人			
	L. 入校者数 (L/K率)					165.0%			
	M. 入校者数 (L/K率)					15 人			
	45.5%								
	M. 修了者数 (M/L率)					15 人			
100.0%									
入校者の合計 (Z+C+H+L)	1,943 人	1,317 人	1,138 人	237 人	1,052 人	2,024 人	1,864 人	1,943 人	
教材の棚卸実施の有無		無	無	無	無	無	無	無	
1人当たりの支出額(歳出額/入校者の合計)		230,069 円	206,385 円	227,710 円	392,384 円	286,470 円	204,984 円	185,077 円	231,715 円
科 目	機械加工科	電気工学科	電気工学科	製くつ科	ビル管理科	自動車整備工学科	電気工学科	ネットワーク技術科	
	メカトロニクス科	環境空調サービス科	ネットワークプログラミング科		インテリアリフォーム科	メカトロニクス科	建築設計科	電気・通信工学科	
	自動車整備工学科	測量設計科	木工技術科		ホテル・レストランサービス科	電気設備システム科	溶接造形科	セキュリティサービス科	
	環境分析科	Web 設計科	塗装科		経営管理実務科	医療事務科	エクステリア科	介護サービス科	
	CAD 製図科	建築CAD科	CAD 製図科		ビジネス経理科	介護サービス科	調理科	CAD 製図科	
	介護サービス科	物流管理実務科	建築仕上科		ビジネスリフレッシュ科	ビジネスサービス科	パソコン実践科	エレクトロニクス科	
	グリーンエクステリア科	電気設備保全科	自動車訓練 (大型自動車) 自動車訓練 (大型特殊車)		ビル設備管理科	電気設備管理科	ビル管理科	電気設備技術科	
					ハウスマニビス科			経営管理実務科	
					不動産調査実務科				
					税務実務科				
					経理実務科				

(注) 本表は、本包括外部監査にあたって、産業労働局が特に集計し作成したものである。東京都の職員である職業訓練指導員や管理部門の人件費は局予算として都立技術専門校独自の支出とは別に集計されるため、各校ごとの歳出に通常入らないが、本表では各校の歳出に含めて集計している。なお、管理費(人件費)は給料と諸手当の合計である。

（２）都立技術専門校における各講座のコスト把握について

都立技術専門校に関しては、平成 17 年度までにおいては、それぞれ年間の資金収支を把握しているものの、東京都職員である職業訓練指導員の人件費は、局事業費として別途集計されるため含まれていないことに加えて、減価償却費等の資本費を発生主義で捕らえた行政コスト計算は行われておらず、校別及び講座別に、履修者 1 人当たりコストが把握されていない。

民間との競争原理の導入により、行政サービスの充実とコストの削減が求められている中、都立技術専門校で行われている職業訓練についても、民間で同様の講座が設けられているものについては、民間の講座と内容面、コスト面で比較し、競争することにより、講座内容の質の充実とコストを削減する努力が求められる。

東京都の掲げる行財政改革実行プログラムに基づき、一部の都立技術専門校において、市場化テストが導入されているが、その際に、東京都が直接行うべきか民間に任せるべきかの判断基準の一つとなるのは、人件費、資本費を含むフルコストであり、フルコストを捕らえた上で、民間とコスト面での競争をすることが前提となる。

東京都は、新たな公会計制度を構築する中で、都立技術専門校で発生する経費について、校別又は講座別履修者 1 人当たりのフルコストを把握し、原価管理や民間との比較データとして活用する仕組み作りを進めていく必要がある。

意見（３－１）都立技術専門校のコスト把握について

都立技術専門校に関しては、平成 17 年度までにおいては、それぞれ年間の資金収支を把握しているものの、東京都職員である職業訓練指導員の人件費は、局事業費として別途集計されるため含まれていないことに加えて、減価償却費等の資本費を発生主義で捕らえた行政コスト計算は行われておらず、校別又は講座別履修者 1 人当たりコストが把握されていない。

東京都は、新たな公会計制度を構築する中で、都立技術専門校で発生する経費について、校別又は講座別履修者 1 人当たりのフルコストを把握し、原価管理や民間との比較データとして活用する仕組み作りを進めていく必要がある。

（３）都立技術専門校において実習に使用する材料品等の管理について

① 都立技術専門校の材料品等の概要

都立技術専門校は、実習を主とする科目が多く、教材として多種の材料品等が使用されている。

実習には、職業に必要な基礎的技能の習得を目的とし、反復して実習する基本実習と、基本実習により習得した技能の成果を発表するため、販売を目的とした制作又は受託生産を行う応用実習がある。

「東京都物品管理要綱」では、基本実習で用いられる実習材料は消耗品、応用実習で使用される実習材料は材料品と定義し、「産業労働局における職業訓練の実習に係る消耗品、材料品及び生産品の取扱要綱」（以下「材料品等取扱要綱」という。）では、両者を合わせて材料品等と定義している。

都立技術専門校での実習に使用される材料品等は、単価が数円のボルトから、製くつ科の皮革類、ファッションパタンナー科のシーチング（綿の反物）、絹織物の反物、木工技術科のチーク材等のように多様であり、平成 17 年度の各校の材料品等にかかる経費（一般需用費及び原材料費）と、主な材料品等の内訳は以下の（表 3－3）のとおりである。

なお、一般需用費は消耗品の購入経費、原材料費は材料品の購入経費をいう。

(表 3 - 3) 平成 17 年度の各校の材料品等にかかる経費（一般需用費及び原材料費）と主な材料品等の内訳

専門校名	主な実習を伴う科目	材料品等にかかる経費（一般需用費及び原材料費）	主な材料品等（比較的単価の高いものの等の例示）	主な材料品等の単価
品川校	木工技術科	一般需用費 1,077,068 円 原材料費 744,107 円	チーク材 カバ材 ナラ材	900,000 円／m ³ 810,000 円／m ³ 360,000 円／m ³
	インテリアサービス科	一般需用費 2,418,831 円	ラワン材 タイルカーペット 床シート	360,000 円／m ³ 6,400 円／箱 3,150 円／m
	DIY アトバイザー科	一般需用費 2,533,894 円	ホウ材 タモ材 ビーチ材	225,000 円／m ³ 180,000 円／m ³ 168,000 円／m ³
有明分校	和装技術科	一般需用費 1,032,204 円 原材料費 645,000 円	絹織物 毛織物 綿織物 化繊織物	9,800 円／反 5,824 円／反 5,800 円／反 3,980 円／反
	ファッションパターン科	一般需用費 1,674,086 円	綿織物	24,600 円／反
	アパレルプランニング科	一般需用費 971,720 円	化繊織物 毛織物	1,080 円／m 1,580 円／m
台東分校	製くつ科	一般需用費 7,462,904 円	甲皮 裏皮 本底 月型	65 円／DS 15 円／DS 850 円／個 110 円／個

② 各都立技術専門校の材料品等の資産保全管理について

監査の過程で、飯田橋技術専門校有明分校及び足立技術専門校台東分校に往査し、材料品等の保管及び管理の状況を確認したところ、両校とも、過年度の実習の未使用分のほか、当年度の購入品の未使用分が保管されており、その中には、反物や皮革など比較的高価であり、一定の管理が求められるものも見られる。(写真 3 - 1)。

(写真 3－1) 飯田橋技術専門校有明分校の材料品の収納棚の一部



③ 都立技術専門校の材料品等の管理について

「東京都物品管理規則」第 56 条第 1 項第 2 号では、材料品等の納品時に、出納機関（経理担当）は、「材料品出納簿」を作成しなければならないことになっているが、受入日にすべてを物品管理者（庶務担当課長）に払い出しているため、受けと払いが同数量で残数量は常にゼロと記帳されている。

さらに、「東京都物品管理規則」第 46 条では、物品管理者（庶務担当課長）は、物品受払簿を備え材料品の受払いを整理しなければならないことになっているが、これについても、受入日にすべてを各担当職業訓練指導員に払い出し、供用されているため、受けと払いが同数量で残数量は常にゼロと記帳されている。

また「材料品等取扱要綱」によると、材料品等の使用見込がなくなったときは、供用者（各担当職業訓練指導員）は「物品返納書」を作成し、出納通知者（庶務担当課長）に提出するとともに、当該材料品等を出納機関（経理担当）に返納しなければならないとされているが、材料品等は今後使用する予定となっていることから、返納手続きを行っていない。

「都立技術専門校運営要綱」第 21 の 4 では、「校長は、教材の使用状況をたえず明確にしておかねばならない。」とされているが、その具体的方法・手続き等については規定が存在していない。このため、産業労働局は、「東京都物品管理規則」等の手続きに則り、管理を行ってきたと説明する。しかし、すべての都立技術専門校において、供用後の材料品等について受け払い管理や定期的な棚卸は行われておらず、供用後の管理は、担当の職業訓練指導員に任された状態となっており、実際には、すぐに実習で使用されず、倉庫に長期間保管される材料品等もあるため、これらを適切に管理する必要がある。例えば、足立技術専門校台東分校においては、過去に購入した皮革などの材料品等も残存しており、中には劣化により使用が困難になっているものも認められる。

往査した両校においては、担当の職業訓練指導員は、検品された材料品等を受け

取った後は、主要な材料品等については、実習に際して生徒に渡した品目と数量をメモに記してはいるものの、受け払い及び残高の把握管理はしておらず、経理担当はその報告を求めるなどしていない。

実習用の材料品等については、一般的な消耗品等とは供用目的が異なることから、よりきめの細かい在庫管理が求められる。

以上のことから、材料品等の適正数量の購入使用及び資産保全のため、主要な材料については受け払い及び残高の状況を適切に管理する必要がある、例えば、各都立技術専門校が一定の基準により管理すべき材料品等を選定した上で、担当職業訓練指導員が受け払い及び残高を管理する帳票等を整備し、物品管理者（庶務担当課長）等が定期的に、帳票等の残高及び現品をチェックするような仕組みを設ける必要がある。

指 摘（３－１）都立技術専門校の材料品等の管理について

「都立技術専門校運営要綱」第 21 の 4 では、「校長は、教材の使用状況をたえず明確にしておかねばならない。」とされているが、すべての都立技術専門校において、供用後の材料品等について受け払い管理や定期的な棚卸は行われておらず、供用後の管理は、担当の職業訓練指導員に任された状態となっている。

材料品等の中には、反物や皮革など比較的高価であり、一定の管理が求められるものも見られるが、例えば足立技術専門校台東分校においては、過去に購入した皮革などの材料品等が相当量保有されており、中には劣化により使用が困難になっているものも認められる。

実習用の材料品等については、一般的な消耗品等とは供用目的が異なることから、よりきめの細かい在庫管理が求められる。

以上のことから、材料品等の適正数量の購入使用及び資産保全のため、主要な材料については受け払い及び残高の状況を適切に管理する必要がある、例えば、各都立技術専門校が一定の基準により管理すべき材料品等を選定した上で、担当職業訓練指導員が受け払い及び残高を管理する帳票等を整備し、物品管理者（庶務担当課長）等が定期的に、帳票等の残高及び現品をチェックするような仕組みを設ける必要がある。

(4) 飯田橋技術専門校有明分校の建物賃借料について

① 校舎を賃借して運営される都立技術専門校分校の概要

都立技術専門校は、職業能力開発促進法第 94 条及び第 95 条に基づき、国庫補助を受けて運営されており、校舎についても、13 の本校は、一定の国庫補助を受けて建設された建物を使用している。

一方、飯田橋技術専門校有明分校と、足立技術専門校台東分校は、それぞれ産業労働局の第三セクターである株式会社東京ビッグサイトが所有・運営する東京ファッションタウンビル（写真 3－2）と、台東区が所有する建物を賃借して運営されており、建物賃借料は国庫補助の対象とされていない。

各分校の所在地、建物所有者、建物借入面積、年間賃借料、設置科目及び年間履修者数は、（表 3－4）のとおりである。

（写真 3－2）飯田橋技術専門校有明分校（東京ファッションタウンビル）



（表 3－4）校舎を賃借する都立技術専門校分校の概要

区 分	飯田橋技術専門校有明分校	足立技術専門校台東分校
所在地	江東区有明 3 丁目	台東区花川戸 1 丁目
建物所有者	株式会社東京ビッグサイト	台東区
建物借入面積	3,554.77 m ²	1,516.11 m ²
年間賃借料	270,980 千円	6,619 千円
設置科目	和装技術科、アパレルプランニング科、ファッションパターンナー科、ファッションリテール科、貿易実務科、ネットワーク構築科、ビルクリーニング管理科	製くつ科
年間履修者数	300 人	20 人

② 飯田橋技術専門校有明分校の校舎建物に係る施設費について

飯田橋技術専門校有明分校は、現在の飯田橋技術専門校の建設工事期間中の暫定施設として、平成 11 年に渋谷区神宮前から江東区有明へ移転し、被服系を中心とした訓練を実施してきたが、平成 13 年の飯田橋技術専門校の開設に合わせた訓練科目の再編により、飯田橋技術専門校有明分校となり、現在に至っている。

校舎建物に係る施設費は、(表 3－5) に示されるとおり、平成 17 年度における建物賃借料(共益費を含まない)が 270,980 千円であり、建物が最も新しい飯田橋技術専門校と比較しても、1 m²当たりの建物施設費が大幅に上回る金額となっている。

(表 3－5) 飯田橋技術専門校と有明分校の建物施設費の比較

区 分	飯田橋技術専門校	飯田橋技術専門校有明分校
建物面積	6,228.89 m ²	3,554.77 m ²
建物建設原価	2,273,063 千円	—
(うち国庫補助金)	349,628 千円	—
耐用年数	34 年	—
減価償却費	60,169 千円	—
減価償却費(国庫補助金を除く)	50,914 千円	—
建物賃借料	—	270,980 千円
1 m ² 当たり年間減価償却費	10 千円	—
1 m ² 当たり年間減価償却費(国庫補助金を除く)	8 千円	—
1 m ² 当たり年間建物賃借料	—	76 千円
入校者数合計	2,519 人	613 人

(注) 1 減価償却費は、残存価額 10%の定額法で算定している。

(注) 2 建物賃借料は年間の金額で、共益費を含まない金額を記載している。

飯田橋技術専門校有明分校は、ファッション関係の科目が多いことを理由に、ファッションデザインの拠点であるファッションタウンビルの中に設置されているが、職業訓練の校舎建物の賃借料に、多額の費用をかけることが、職業訓練の成果につながるとは考えにくい。

校舎等の建物に要する公費の水準が、他の都立技術専門校に比較して、大幅に上回ることはないよう、東京都の他の施設の活用などにより、建物に要する公費を削減することが求められる。

意見（３－２）飯田橋技術専門校有明分校の施設費の軽減について

飯田橋技術専門校有明分校は、被服系を主体とした都立技術専門校で、平成 11 年に渋谷区神宮前から江東区有明へ移転し、産業労働局の第三セクターである株式会社東京ビッグサイトが所有・運営する東京ファッションタウンビルを賃借して運営されている。

飯田橋技術専門校有明分校の建物の平成 17 年度における賃借料は、年間 270,980 千円（1 m²当たり年間 76 千円）で、建物が最も新しい飯田橋技術専門校の建物の国庫補助金相当額を含んだ総建設原価の年間減価償却費が 60,169 千円（1 m²当たり年間 10 千円）であり、国庫補助金で負担された金額を除いた東京都の負担は 50,914 千円（1 m²当たり年間 8 千円）であるのに比較しても、建物施設に係る東京都の財政負担が、他校を大幅に上回っている。

飯田橋技術専門校有明分校は、ファッション関係の科目が多いことを理由に、ファッションデザインの拠点であるファッションタウンビルの中に設置されているが、職業訓練の校舎建物の賃借料に、多額の費用をかけることが、職業訓練の成果につながるとは考えにくく、校舎等の建物に要する公費の水準が、他の都立技術専門校に比較して、大幅に上回ることはないよう、東京都の他の施設の活用などにより、建物に要する公費を削減することが求められる。

(5) ビルクリーニング管理科の移設等について

飯田橋技術専門校有明分校及び品川技術専門校で設置されているビルクリーニング管理科（期間 6 ヶ月）は、（表 3－6）のとおり入校者数が定員数に大幅に満たないにもかかわらず、地理的に比較的近接している両校に、重複して設けられている。

これらに供されている実習教室面積や主要機材等は（表 3－7）のとおりである。

（表 3－6）平成 17 年度、平成 18 年度のビルクリーニング管理科の入校状況

区 分	平成 17 年 4 月入校		平成 17 年 10 月入校		平成 18 年 4 月入校	
	定員数	入校者数	定員数	入校者数	定員数	入校者数
飯田橋技術専門校 有明分校	30	8	30	14	30	9
品川技術専門校	30	19	30	20	30	9

（表 3－7）ビルクリーニング管理科に供される教室面積及び主要機材

区 分	実習教室面積	主要機材等（各校別）
飯田橋技術専門校 有明分校	244.27 m ²	オーバーヘッドプロジェクター1 台 掃除機 20 台 ポリッシャー23 台
品川技術専門校	151.08 m ²	オーバーヘッドプロジェクター1 台 掃除機 18 台 ポリッシャー48 台

ビルクリーニング管理科は、近年の雇用情勢の回復とともに入校者数が減少しているものと推測されるが、修了者のほぼ全員がビル清掃関係の会社に就職しており、就職率自体は良好である。

そのため、就職に結びつきやすい科目であることの周知などにより、入校者数の増加を図る余地はあると考えられる。

しかしながら、既述のとおり、飯田橋技術専門校有明分校の建物賃借料に係る東京都の財政負担が他校に比較して多額であり、一方で、同科目の両校を合わせた入校者数が、平成 18 年 4 月入校においては 18 名と、1 校の定員である 30 名を大幅に下回っている状況に照らせば、他地域の都立技術専門校に移設することも視野に入れて検討する必要がある。

意見（３－３）ビルクリーニング管理科の移設等について

飯田橋技術専門校有明分校及び品川技術専門校で設置されているビルクリーニング管理科（期間 6 ヶ月）は、入校者数が定員数に大幅に満たないにもかかわらず、地理的に比較的近接している両校に、重複して設けられている。

同科目は、近年の雇用情勢の回復とともに入校者数が減少しているものと推測されるが、修了者のほぼ全員がビル清掃関係の会社に就職しており、就職率自体は良好であるため、就職に結びつきやすい科目であることの周知などにより、入校者数の増加を図る余地はあると考えられる。

しかしながら、飯田橋技術専門校有明分校の建物賃借料に係る東京都の財政負担が他校に比較して多額であり、一方で、同科目の両校を合わせた入校者数が、平成 18 年 4 月入校においては 18 名と、1 校の定員である 30 名を大幅に下回っている状況に照らせば、他地域の都立技術専門校に移設することも視野に入れて検討する必要がある。

(6) 民間でも行われている類似の講座の見直しについて

都立技術専門校では、主として、企業内での職業能力開発の機会に恵まれない在職者を対象として能力向上を図る観点から、向上訓練（キャリアアップ講座）として、機械、建築・設備、電気・電子、印刷・広告、経理・経営・事務、創業支援講習、情報（パソコン）、介護・アパレル・製くつ等の分野のスキルアップや資格受験対策のための短期講習を行っている。

このうち、情報関係、経理・経営・事務関係などは、民間でも類似の講座が実施されている。

このキャリアアップ講座の授業料は、東京都における直接経費（時間外勤務手当、報償費、一般需用費並びに使用料及び賃借料）の3分の1相当額が受益者負担として算定されており、1講習あたり900円から6,500円（教科書代別途）が受講者から徴収されている。

キャリアアップ講座と類似の民間の講座の受講料等は（表3-8）に示すとおりであり、ここに示される例では、都立技術専門校の受講料は、民間事業者を相当下回る金額となっている。

その理由の1つとして、減価償却費等の資本費を含めていないことがあげられる。

(表3-8) キャリアアップ講座と類似の民間の講座との受講料等の比較

(単位：円)

科 目		定員	東京都		民間（一例）	
		人	時限数	金額	時限数	金額
経理系	2級簿記受験対策（セット科目）	480	96	6,400	93	62,000
情報系	文書作成（Word）	460	24	6,500	20	42,000
介護系	介護福祉士試験受験対策（学科）	220	24	1,600	60	100,000
	精神障害者ホームヘルパー養成研修	20	24	4,600	18	18,000

職業能力開発促進法第15条の6第3項により、離転職者等に対する職業訓練は、必要に応じ他の適切な施設に委託することが可能であるが、在職者に対する向上訓練は、委託ができないものとされている。

しかし、向上訓練の講師は金額比で9割以上、関与の実態で約7割が民間人であり、民間で行われている講座とは全く同じ内容でないとしても、すべての講座を東京都が行い続けることには合理性が見出しにくくなっている。

離転職者等に対する職業訓練に市場化テストが導入されたところでもあり、向上訓練の訓練科目のうち、広く民間で行われているものについては、東京都の事業として講座を設ける必要性をより吟味し、見直しを行うべきである。

意見（3－4）民間の専門学校等でも行われている訓練科目の見直しについて

都立技術専門校の訓練科目のうち、例えば向上訓練（キャリアアップ講座）の情報関係、経理・経営・事務関係は、広く民間の専門学校等でも行われている。

離転職者等に対する職業訓練は、必要に応じ他の適切な施設に委託することが可能であるが、在職者に対する向上訓練は、委託ができないものとされている。

しかし、向上訓練の講師は金額比で9割以上、関与の実態で約7割が民間人であり、民間で行われている講座とは全く同じ内容でないとしても、すべての講座を東京都が行い続けることには合理性が見出しにくくなっている。

離転職者等に対する職業訓練に市場化テストが導入されたところでもあり、向上訓練の訓練科目のうち、広く民間で行われているものについては、東京都の事業として講座を設ける必要性をより吟味し、見直しを行うべきである。

(7) 都立技術専門校の不合格者に対するフォローについて

都立技術専門校に入校して公共職業訓練を受講する者は、公共職業訓練の訓練効果の向上を図るため、「職業訓練を受講するのに必要な学力を有することが認められる者であること（労働省職業能力開発局長通達（能発 55 号））。」とされ、一般に、選考試験は、面接及び学科試験である。

都立技術専門校の選考試験の平成 17 年度の合格率は 49.0%であり、選考試験不合格者（欠席を含む。）は、年間延べ 5,591 人である。

これら選考試験不合格者に対しては、都立技術専門校の追加募集の案内等にとどまっているが、今後は、不合格者に対して、能力開発や就業に結びつける機会を付与するため、例えば、しごとセンター事業の紹介や離職者等再就職委託訓練等の案内などを行うことが望ましい。

意 見（3－5）都立技術専門校の不合格者に対するフォローについて

都立技術専門校の選考試験の平成 17 年度の合格率は 49.0%であり、選考試験不合格者（欠席を含む。）は、年間延べ 5,591 人である。

これら選考試験不合格者に対しては、都立技術専門校の追加募集の案内等にとどまっているが、今後は、不合格者に対して、能力開発や就業に結びつける機会を付与するため、例えば、しごとセンター事業の紹介や離職者等再就職委託訓練等の案内などを行うことが望ましい。

2 財団法人東京しごと財団及び区市町村との一層の連携によるシルバー人材センター事業のより効果的な実施について

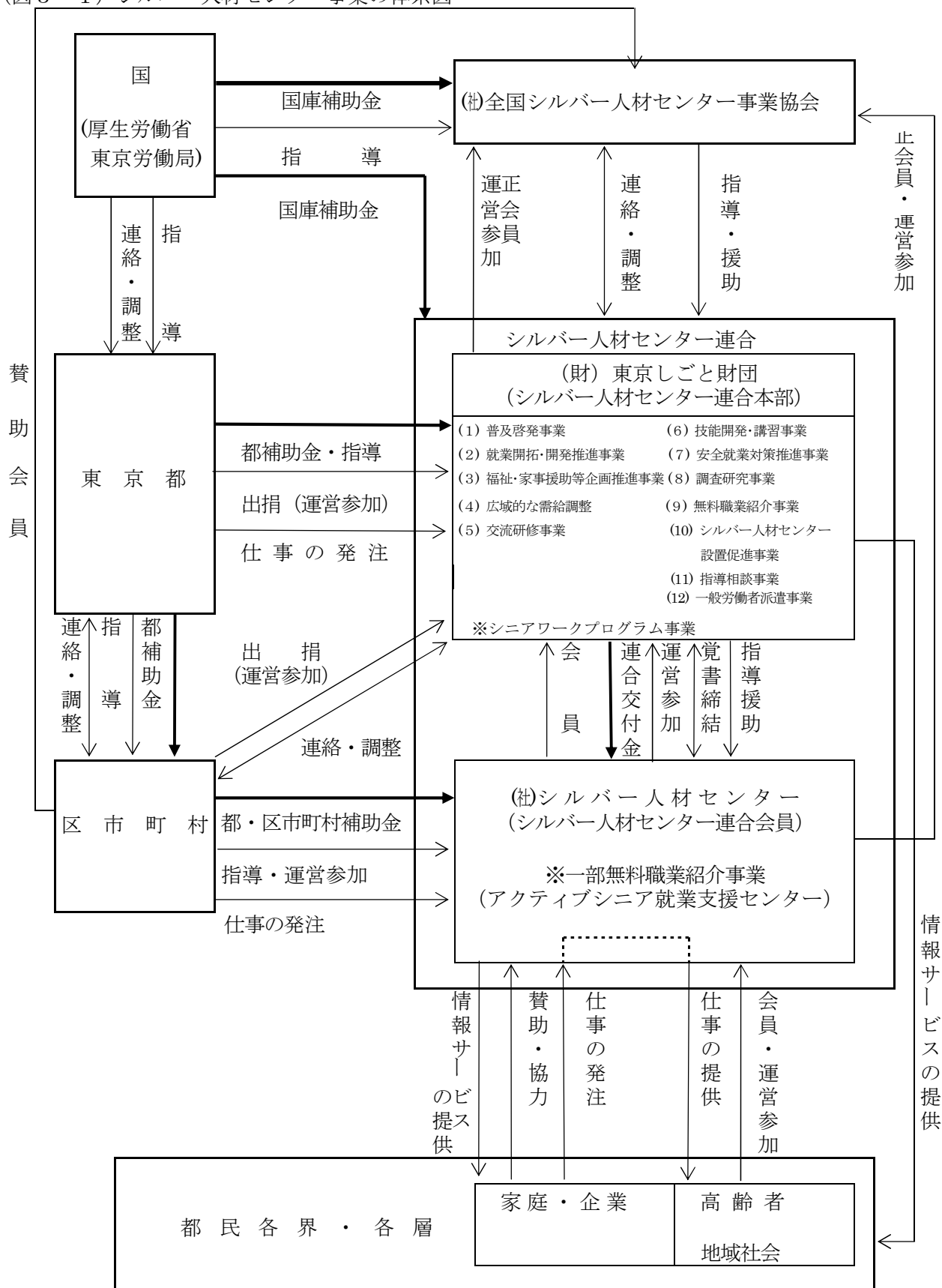
(1) シルバー人材センター事業の概要

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係る雇用・就業機会を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化を目指して、原則として区市町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて事業を行う、都道府県知事の許可を受けた公益法人である。

センターについては、東京都が各センターの事業支援を行う区市町村に対して、その補助に要する経費の 2 分の 1 を助成するほか、センターの事業運営に必要な運用資金を、中央労働金庫を経由して各センターに貸付ける事業と、センターの事業運営が適正に行われるための審査指導のほか、未設置村への設立指導を行っている。

一方、財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）は、東京都の各センターの連合組織であるシルバー人材センター連合の本部機能を担っていて、東京都と区市町村からの出えん金による自主財源、国及び東京都からの補助金を受けて、センター活動分野拡大、職域拡大技能講習事業等を行っており、シルバー人材センター事業の体系図は、以下の（図 3－1）のとおりである。

(図 3-1) シルバー人材センター事業の体系図



(2) シルバー人材センターに関する事業に対する補助金等の推移

(図3-1)に示されるとおり、センターの事業運営に関しては、国からシルバー人材センター連合への補助金、東京都からシルバー人材センター連合への補助金、東京都から区市町村を通じて、各センターに交付される補助金があり、平成15年度から平成17年度までの各補助金の金額と、財団が自主事業費として行ったシルバー人材センター事業費の推移は、(表3-9)及び(表3-10)に示すとおりである。

(表3-9) シルバー人材センター事業に関する補助金等の推移 (単位:千円)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国からシルバー人材センター連合への補助金	806,985	802,344	785,677
都からシルバー人材センター連合への補助金	24,903	22,541	23,250
都から区市町村を通じた各センターへの補助金	771,130	687,212	694,520

(表3-10) 財団法人東京しごと財団におけるシルバー人材センター事業費の推移 (単位:千円)

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度
財団の自主事業におけるシルバー人材センター事業費	27,688	30,204	22,370

(3) 東京都、財団及び区市町村との一層の連携によるシルバー人材センター事業のより効果的な実施について

センターにおいては、過去において金銭面での事故が発生しており、東京都は、補助金の適正な管理を図ることを目的として、「東京都シルバー人材センター事業補助金事務処理要領」(平成17年4月1日)を定め、各補助金の充当内訳については、年度末に必要な補助簿を作成するなど、決算上明確に区分して管理すること、区市町村は、センターから補助事業の終了の報告を受けた際、補助事業に係る確認を行った上で、実績報告を東京都に行うことを求めている。

平成17年度において、東京都が20箇所のセンターの現地調査を行った結果は、最新の補助要綱を備えていないセンターが14箇所、補助簿を備えていないセンターが14箇所、区市町村監査が行われていないセンターが3箇所、5年に1回が3箇所、3年に1回が4箇所、不定期が4箇所となっている。

一方で、財団は、平成 17 年度において、自主事業として 22,370 千円を、各センターの普及啓発、会計指導及び法律相談などの経費として支出しており、また、財団職員の事務も、会計・財務面での指導に相当部分が充てられているのが現状である。

同年度に行った会計指導については、専門家（公認会計士）に委嘱し、日常的な会計相談のほか、57 センターに対する巡回指導等を行った結果、財務会計面で改善すべき点も見受けられた。

複数の補助金を受けるセンターの財務・管理が確実かつ効率的に行われることを担保するためには、要綱と補助簿の備置は必須であり、また、定期的な監査や会計指導を行うことが効果的であることから、各区市町村のセンター指導監督責任部署と、東京都及び財団とが連携をより密にして、財務会計指導業務の一層の充実を図る必要がある。

意見（３－６）東京都、財団法人東京しごと財団及び区市町村との一層の連携によるシルバー人材センター事業の効果的かつ適切な管理について

東京都は、シルバー人材センター（以下「センター」という。）に対する補助金の適正な管理を図ることを目的として、「東京都シルバー人材センター事業補助金事務処理要領」（平成 17 年 4 月 1 日）を定め、センターには複数の補助金等が交付されていることから、年度末に必要な補助簿を作成するなど決算上明確に区分して管理すること、各区市町村は、センターから補助事業の終了の報告を受けた際に、確認のうえ東京都に報告することを求めている。

平成 17 年度において、東京都が 20 箇所のセンターの現地調査を行った結果として、最新の補助要綱を備えていないセンターが 14 箇所、補助簿を備えていないセンターが 14 箇所、区市町村監査が行われていないセンターが 3 箇所、5 年に 1 回が 3 箇所、3 年に 1 回が 4 箇所、不定期が 4 箇所となっている。

一方で、財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）は、平成 17 年度において、22,370 千円を、各センターの普及啓発、会計指導及び法律相談などの経費として支出しており、同年度に財団が行った会計指導については、専門家（公認会計士）に委嘱し、日常的な会計相談のほか、57 センターに対する巡回指導等を行った結果、財務会計面で改善すべき点も見受けられた。

複数の補助金を受けるセンターの財務・管理が確実かつ効率的に行われることを担保するためには、要綱と補助簿の備置は必須であり、また、定期的な監査や会計指導を行うことが効果的であることから、各区市町村のセンター指導監督責任部署と、東京都及び財団とが連携をより密にして、財務会計の指導業務の一層の充実を図る必要がある。

3 東京都職業能力開発協会に対する補助金の交付要綱の整備・見直しと情報開示の指導について

(1) 東京都職業能力開発協会の概要

東京都職業能力開発協会（以下「協会」という。）は、職業能力開発促進法第 79 条に基づいて設立された特殊法人であり、東京都の地区内において職業能力の開発及び向上の促進に関し必要な業務を行うことにより、職業能力開発促進法第 5 条第 1 項に規定する職業能力の開発の促進を図ることを目的とした団体で、各種講習会、研修、職業能力開発促進大会等の職業訓練振興事業、技能五輪、技能グランプリ等の技能振興事業、技能検定試験実施の技能検定事業を東京都の補助金を受け行っており、千代田区飯田橋の東京都しごとセンター 7 階にある。

全国組織である中央職業能力開発協会は、厚生労働省が所管する、いわゆる「特別の法律に基づき設立される民間法人」であり、協会はその会員となっている。

協会に対する平成 15 年度から平成 17 年度の補助金の推移を、東京都一般財源分と、特定財源である国庫支出金とに区分して示すと、（表 3－1 1）のとおりであり、協会の平成 18 年 4 月 1 日の組織構成と、東京都 OB 及び派遣職員の占める人数は、（表 3－1 2）のとおりである。

（表 3－1 1）東京都職業能力開発協会に対する補助金の推移（単位：千円）

項目		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
歳出額		177,068	181,696	183,207
内訳	能力開発協会補助金	177,068	181,194	182,627
	共済金	0	502	580
特定財源（国庫支出金）		56,701	55,831	57,749
差引一般財源		120,367	125,865	125,458

（注）東京都の決算上は、「多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上」の中の、技能振興事業に計上されている。

(表 3－1 2) 平成 18 年 4 月 1 日現在の東京都職業能力開発協会の役職員の構成

非 常 勤			常 勤		
職名	人数	うち都 OB	職名	人数	うち都 OB
会長	1	0	専務理事	0	0
副会長	2	0	常務理事	1	1
理事	33	0	能力開発部長	1	1
監事	3	0	技能検定部長	1	1
			総務・振興課長	1	1
			指導・業務課長	1	1
			職員	11	
合計	39	0	合計	16	5

(注)職員のうち 1 名は、東京都からの派遣職員である。

協会の役職員の給与を含む人件費等の管理費は、大半が東京都の補助金で賄われており、職員構成も東京都の OB や派遣職員が相当数を占めていることもあり、協会は東京都の監理団体という位置づけではないものの、経費の適切な執行と、使途の透明性の確保が強く求められる団体である。

(2) 協会に対する補助金の交付要綱の概要と実際に行われている補助金の精算について

協会に対する補助金については、「東京都職業能力開発協会費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)が定められており、要綱の概要は(表 3－1 3)のとおりである。

(表 3 - 1 3) 東京都職業能力開発協会費補助対象事業及び補助金の額

補助対象事業				補助金の額
区 分		事業及び経費		
管理費補助		役員人件費、協会の維持管理に必要な職員人件費、消耗品費、会報印刷費、連絡用郵券代及び事務所借上等運営費		当該経費－会費・諸収入・寄付金の 10%
事業費補助	職業訓練振興事業	職業訓練指導員講習	職員人件費、講師謝礼、テキスト代及び会場使用料等事業費	当該経費－当該事業収入
		その他の職業訓練振興事業	認定訓練校長等会議・認定訓練事務研修・認定訓練指導員研修・認定訓練生研修・職業能力開発促進大会・全国総合技能展・技能祭・職業能力開発運営委員会・監督者訓練及び経験交流プラザ事業における職員人件費及び事業費	国庫補助×2
	技能振興事業	技能五輪・技能グランプリ・技能士会育成事業における職員人件費及び事業費		国庫補助×2
	技能検定事業	職員人件費、委員・補佐員手当、委員・補佐員旅費、試験問題作成代、会場借上代及び協力団体負担金等事業費		当該経費－当該事業収入

(表 3 - 1 3) に示すとおり、協会に対する補助金の限度額は、要綱では管理費と事業費の事業別に補助金の限度額が定められており、事業目的別の補助金の流用に関する規定は、特に定められていない。

しかしながら、事業費に対する補助金は、次の（表３－１４）及び（表３－１５）に示すとおり、東京都の補助金限度額が、要綱によれば国庫補助の２倍である「その他の職業訓練振興事業費」及び「技能振興事業費」のマイナスの収支差額を、「技能検定試験実施事業費」のプラスの収支差額と通算して精算されている。

一方で、要綱では、マイナスの収支差額は補填されることになる「職業訓練指導員講習費」は、補填されていない。

結果として平成１６年度においては９,４００千円、平成１７年度においては６４８千円、要綱を適用した場合に比べて、補助金が多く支出されている。

（表３－１４）平成１６年度における歳出・特定財源充当と補助金の金額（単位：千円）

区 分	歳出合計	特定財源充当		差引金額	要綱上の補助金	差引収支	都補助金実績額	差引差額
		会費等収入	特定収入					
	A	B	C	D(A-B-C)	E	F(E-D)	G	H(G-E)
管理費	103,005	1,876	0	101,128	101,128	0	101,128	0
事業費	277,619	16,889	180,665	80,065	70,664	△9,400	80,065	9,400
職業訓練振興事業費	32,840	16,889	2,593	13,357	12,193	△1,164	12,116	△77
職業訓練指導員講習費	6,852	0	2,137	4,715	4,715	0	4,638	△77
その他の職業訓練振興事業費	25,987	16,889	456	8,642	7,478	△1,164	7,478	0
技能検定試験実施事業費	244,779	0	178,071	66,707	58,471	△8,236	67,949	9,478
技能振興事業費	8,804	0	52	8,752	516	△8,236	516	0
技能検定試験実施事業費	235,974	0	178,019	57,955	57,955	0	67,433	9,478
合計	380,625	18,765	180,665	181,194	171,793	△9,400	181,194	9,400

（注）F 欄の金額は、要綱上の補助金で賄えない事業費を示している。

(表 3 - 1 5) 平成 17 年度における歳出・特定財源充当と補助金の金額 (単位：千円)

区 分	歳出合計	特定財源充当		差引金額	要綱上の 補助金	差引 収支	都補助金 実績額	差引差額
		会費等収入	特定収入					
	A	B	C	D(A-B-C)	E	F(E-D)	G	H(G-E)
管理費	108,425	1,860	0	106,564	106,564	0	106,564	0
事業費	289,048	16,744	187,260	85,043	75,413	△9,629	76,062	648
職業訓練振興 事業費	35,017	16,744	3,295	14,977	12,262	△2,715	11,748	△514
職業訓練指導員 講習費	7,023	0	2,119	4,904	4,904	0	4,390	△514
その他の職業 訓練振興事業費	27,993	16,744	1,176	10,073	7,358	△2,715	7,358	0
技能検定試験実 施事業費	254,030	0	183,965	70,065	63,151	△6,914	64,314	1,162
技能振興事業費	7,264	0	0	7,264	350	△6,914	350	0
技能検定試験実 施事業費	246,766	0	183,965	62,801	62,801	0	63,964	1,162
合計	397,473	18,605,079	187,260	191,607	181,977	△9,629	182,626	648

(注) F 欄の金額は、要綱上の補助金で賄えない事業費を示している。

同協会に対する補助金の精算については、同協会の自主的な運営を促進する趣旨から、それまでの同協会のすべての収支差額を補助金で精算する方式から、事業目的ごとの補助金限度額を定める方式に改訂された。

しかしながら管理費と事業費の区分は行われているものの、事業費の実際支出額が補助金の予算額を上回らない限り、すべての実際経費を東京都が負担する方式が継続しており、その理由として、産業労働局は、以下のアからウを説明している。

ア 「技能振興事業」は、技能五輪、技能グランプリ、技能士会育成等の、本来東京都が直接実施すべき性格の事業であり、「その他の職業訓練振興事業」は、東京都が助成している「認定職業訓練校」の各種事業を支援するもので、公益性が高く、また、「技能検定試験実施事業」との関係性が深い事業でもあること。

イ 「その他の職業訓練振興事業」「技能振興事業」は、協会の独自収入からの負担が多いため、現在の補助方式開始当初から協会の財政運営を逼迫させており、各事業項目別の精算方式では、協会の財政運営が困難であること。

ウ 精算時に残額が生じる可能性が高い「技能検定試験実施事業」は、協会が以前から技能検定の受検者増による収入増につなげるとともに、事業費の支出抑制を図っており、全額返還を前提にするとインセンティブが低下し、同事業費の収入減や支出増が想定され、かえって東京都の負担が増える要素が強くなると予想されること。

前記のように、産業労働局は、要綱どおり各事業項目別に精算すると、協会の財政運営が成り行かないことと、技能振興事業等の公益性の点から、要綱からは乖離するものの、経費の実額を精算する方式を継続してきた旨を説明するが、そうであれば、要綱を改訂するべきである。

事業の公益性に関する産業労働局の説明は、一概に否定できるものではなく、また、現実に協会の財政状態に余力がないことも認められるが、要綱と乖離した補助金の精算を行うことは、補助金の目的に添った執行と透明性の観点からは問題があり、今後については、補助金の執行と要綱の定めとの乖離を解消するため、要綱及び補助方式の見直しを行うことが求められる。

(3) 情報開示に関する指導について

国が所管する特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成14年4月26日)(以下「基準」という。)が閣議決定されている。

基準では、法人の公共的性格に鑑み、その透明性を確保するとの考えから、法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、法人が資料を事務所に5年間備えて一般の閲覧に供すると同時にインターネットで公表することを求めており、所管の府省についても同様のことを求めている。

また、その役員に就いている退職した公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職した公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するように努めることを求めている。

中央職業能力開発協会においては、この基準に沿った開示がなされているが、協会のホームページには、財務に関する情報は、一切記載されていないほか、役員に関する情報も開示されていない。

基準は、協会に直接及ぶものではないが、国からの補助金に加えて東京都からも補助金が支出され、常勤役員に東京都のOBが就任している法人であり、その公共性に鑑みてその透明性を確保する必要があることについては、全く異なるところがないため、東京都としても財務情報などの開示を推進することが望ましい。

指 摘（３－２）東京都職業能力開発協会に対する補助金の交付要綱及び補助方式
の見直しについて

「東京都職業能力開発協会費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）によれば、東京都職業能力開発協会（以下「協会」という。）に対する補助金の限度額は、管理費及び各事業費別に定められており、事業目的の異なる補助金の通算、流用に関する規定は、要綱には特に定められていないが、実際の補助金の精算は、事業費については、すべての事業費を通算した金額で行われており、要綱に従った場合に比べて、平成 16 年度では 9,400 千円、平成 17 年度では 648 千円、補助金が多く支出されている。

産業労働局は、技能振興事業は、公益性が高いことのほか、精算時に残額の生じる可能性の高い技能検定試験実施事業のインセンティブ効果等を考慮すると、現在の方式による方が、東京都の負担が少なくなる要素が強いため、要綱の適用からは乖離するものの、経費の実額を精算する方式を継続してきた旨を説明するが、そうであれば、要綱を改訂すべきである。

事業の公益性に関する産業労働局の説明は、一概に否定できるものではなく、また、現実に協会の財政状態に余力がないことも認められるが、要綱と乖離した補助金の精算を行うことは、補助金の目的に添った執行と透明性の観点からは問題があり、今後については、補助金の執行と要綱の定めとの乖離を解消するため、要綱及び補助方式の見直しを行うことが求められる。

意見（３－７）情報開示に関する指導について

東京都職業能力開発協会（以下「協会」という。）は、職業能力開発促進法第 79 条に基づいて設立された特殊法人であり、東京都の地区内において職業能力の開発及び向上の促進に関し必要な業務を行うことにより、東京地区における職業能力開発促進法第 5 条第 1 項に規定する職業能力の開発の促進を図ることを目的とした団体で、東京都から補助金を受けると同時に、東京都の OB を役職員に受け入れている。

国が所管する特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日）（以下「基準」という。）が閣議決定されており、法人の公共的性格に鑑み、その透明性を確保するとの考えから、法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、法人が資料を事務所に 5 年間備えて一般の閲覧に供すると同時にインターネットで公表することを求めている。所管の府省についても同様のことを求めている。

また、その役員に就いている退職した公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職した公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するように努めることを求めている。

協会のホームページには、財務に関する情報は、一切記載されていないほか、役員に関する情報も開示されていない。

基準は、協会に直接及ぶものではないが、国からの補助金に加えて東京都からも補助金が支出され、常勤役員に東京都の OB が就任している法人であり、その公共性に鑑みてその透明性を確保する必要があることについては、全く異なるところがないため、東京都としても財務情報などの開示を推進することが望ましい。

4 著しく利用度の低い施策の見直しについて

(1) 著しく利用度の低い施策について

産業労働局が実施する施策の中には、同局が社会的に制度を継続する必要があると考えているものの、著しく利用度の低いものが見られる。

継続して著しく利用度の低い施策は、制度を設けた本来の目的を達しないこととなり、このような制度に予算を充当することは、予算の効率的な使用を妨げることになるため、より制度本来の目的を達成するよう、施策の見直しが求められる。

(2) 身元保証制度の周知方法の改善について

産業労働局は、若年者の就業対策の一環として、就職しようとする遺児等（父母若しくは父母の一方が死亡又はその所在が不明の児童）について、都知事が雇用主と身元保証契約を締結することにより、その者の身元を保証する制度を設けており、制度の概要は、（表 3－16）のとおりである。

現在の社会情勢のなかで、この制度は社会的に必要性があるとして継続されているものであるが、平成 8 年度以降利用実績が無いのが実情である。

当該制度については、産業労働局が運営するホームページ「TOKYO はたらくネット」に掲載されてはいるものの、児童福祉施設との連携などの工夫が十分に行われていないことから、制度の周知方法について改善する必要がある。

（表 3－16）就職しようとする遺児等に対する身元保証の概要

対象者	父母若しくは父母の一方が死亡又はその所在が不明な児童
被保証人の主な要件	・他に身元保証人がいない ・20 歳未満 ・都内に 6 ヶ月以上居住し、又は都の児童福祉施設に入所 ・都内又は知事が指定する区域に就職
身元保証契約の主な内容	・被保証人の故意又は重大な過失により、雇用主に業務上の損害を与えた場合に、その損失について補償する。 ・補償額は 20 万円以内 ・身元保証期間は 3 年以内（事情により 2 年以内に限り、一回だけ更新可能）

意見（３－８）身元保証制度の周知方法の改善について

産業労働局は、若年者の就業対策の一環として、就職しようとする遺児等（父母若しくは父母の一方が死亡又はその所在が不明の児童）について、都知事が雇用主と身元保証契約を締結することにより、その者の身元を保証する制度を設けているが、平成８年度以降利用実績が無いのが実情である。

当該制度については、産業労働局が運営するホームページ「TOKYO はたらくネット」に掲載されてはいるものの、児童福祉施設との連携などの工夫が十分に行われていないことから、制度の周知方法について改善する必要がある。

(3) 中小企業従業員融資制度について

産業労働局は、中央労働金庫等との協調融資により、都内に在住又は在勤する中小企業従業員に対して、一般生活資金及び育児・介護休業期間中の生活資金を融資する中小企業従業員融資制度を設けているが、このうち労働組合、消費生活協同組合等を対象とした団体融資と、育児・介護休業者融資は、(表3-17)のとおり利用度が極めて低い。

(表3-17) 融資制度の概要と利用実績

区分	団体融資	育児・介護休業者融資
対 象	労働組合、消費生活協同組合等	育児、介護休業を取得する 中小企業従業員
限 度	構成員1名 70万円かつ 1団体 5,000万円以内	100万円以内
年 利	2.0%	1.8%
返 済	夏季 150日以内 年末 120日以内	据置期間経過後 5年以内
機 関	中央労働金庫	都内信用組合、中央労働金庫

(単位：千円)

区分	平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度		
	団体	個人	金額	団体	個人	金額	団体	個人	金額
夏 季 手 当 資 金	2 件	—	6,500	0 件	—	0	0 件	—	0
年 末 手 当 資 金	1 件	—	1,500	0 件	—	0	0 件	—	0
育 児 ・ 介 護 休 業 者 融 資	—	1 人	1,000	—	3 人	2,500	—	4 人	3,100

育児・介護休業者融資制度は、一定の要件を満たす都内在住又は在勤の中小企業従業員に対し育児・介護休業取得中の生活資金を融資する制度であるが、介護休業取得者の利用は、過去5年間1件もない。

平成17年度には、当該融資を広く周知するため、パンフレットを29,000部作成し、区市町村や東京都信用組合協会等の従来の配布先に加え、都立病院・保健所等へも配布して広報活動を拡大したが、実績増にはいたっていない。

制度の利用に当たっては、金融機関の所定の審査を経る必要があるため、希望しても必ずしも融資を受けられないなど融資制度特有の事情が存在することも事実である。東京都として利用の拡大を促進するのは難しい面もあるが、極端に利用者が少ないということは、中小企業に育児・介護休業の制度そのものが浸透していな

いことも考えられるため、育児・介護休業制度の普及と合わせて、より効果的な広報を実施することが望ましい。

意見（３－９）育児・介護休業者融資制度のより効果的な広報について

産業労働局は、中央労働金庫等との協調融資により、都内に在住又は在勤する中小企業従業員に対して、育児・介護休業取得中の生活資金を融資する育児・介護休業者融資制度を設けているが、育児休業取得者の利用は平成17年度において4人、介護休業取得者の利用は過去5年間1件もなく、利用が極めて少ない。

平成17年度には、当該融資を広く周知するため、パンフレットを29,000部作成し、区市町村や東京都信用組合協会等の従来の配布先に加え、都立病院・保健所等へも配布して広報活動を拡大したが、実績増にはいたっていない。

制度の利用に当たっては、金融機関の所定の審査を経る必要があるため、希望しても必ずしも融資を受けられないなど融資制度特有の事情が存在することも事実である。東京都として利用の拡大を促進するのは難しい面もあるが、極端に利用者が少ないということは、中小企業に育児・介護休業の制度そのものが浸透していないことも考えられるため、育児・介護休業制度の普及と合わせて、より効果的な広報を実施することが望ましい。

（４）シルバー人材センター運用資金貸付金の預託金について

産業労働局は、シルバー人材センターの事業運営に必要な資金を、金融機関（中央労働金庫）を通じて融資することにより、その事業の円滑な推進を図るため、平成 16 年度より、中央労働金庫に 1 億円預託しているが、平成 16 年度及び平成 17 年度とも貸付の実績が無く、平成 18 年度においても 9 月末現在において実績が発生していない。

産業労働局は、貸付金の利用がない主な理由として、次の①から④が考えられるとしている。

- ①シルバー人材センターの資金繰りは、財政運用資金等の取り崩し流用等で賄える場合が多いため
- ②有利子であるため（平成 17 年度 年利 2%）
- ③保証人を立てることができないため
- ④区市町村から借入れができるため

なお、シルバー人材センターによっては、信用組合から年度初めに借入れを行って、年度末に返済するという借換を行うなど、身近な金融機関から同程度の利率で借りることができることを理由に、東京都の貸付金を利用していないケースもある。

シルバー人材センター運用資金貸付金は、利用がないので、預託金の減額を検討する必要がある。

意見（３－１０）シルバー人材センター運用資金貸付金の預託金の減額について

産業労働局は、シルバー人材センターの事業運営に必要な資金を、金融機関（中央労働金庫）を通じて融資することにより、その事業の円滑な推進を図るため、平成 16 年度より、中央労働金庫に 1 億円預託しているが、平成 16 年度及び平成 17 年度とも貸付の実績がない。

産業労働局は、貸付金の利用がない主な理由としては、シルバー人材センターの資金繰りは、財政運用資金等の取り崩し流用等で賄える場合が多いこと、有利子であること、保証人を立てることができないこと、区市町村から借入れができること等が考えられるとしており、シルバー人材センター運用資金貸付金の預託金の減額を検討する必要がある。

(5) 心身障害者職能開発センターで行う職業訓練について

心身障害者職能開発センターは、随時入所・随時終了で重度の身体障害者及び軽中度の知的障害者を対象にパソコン操作や商品陳列等の職業訓練を、個々の生徒の能力、適性等に応じて、個人別カリキュラム、個別指導により（表3-18）のとおりに実施している。

（表3-18）心身障害者職能開発センターの訓練内容、修了者数等（単位：人）

訓練科目		標準 期間	定員	修了 者数	就職 者数	訓練内容
事務	CAD オペレータ科	1年	4	5	4	CAD による製図
	OA スキル科	1年	12	7	6	パソコンの基本操作
	一般事務科	1年	12	10	10	商業簿記、パソコン
	事務実践科	6月	5	4	3	ワープロ文書、伝票作成
	ビジネス応対科	6月	3	0	0	パソコン操作技能 電話交換機の取扱等
技能	作業適応科	9月	12	10	9	食料品パック詰め等
	商品サービス科	1年	5	2	2	売り場や倉庫での陳列等
計			53	38	34	

このうち、全盲の者を対象としたビジネス応対科はパソコン操作技能やビジネスに対応した電話応対など事務職としての知識技能の訓練を中心とし、定員3名であるが、利用がない。

ビジネス応対科では、電話交換手として就職することを想定した訓練を実施してきたが、無人の電話交換機が普及し、有人の電話交換の需要が限られてきたことから、就業の機会が減少している。このため、時代のニーズに対応してパソコン操作を取り入れた幅広い職種を念頭に置いた訓練への変更をしてきたものの、依然就職は厳しく、訓練希望者がいない。

例えば、国、他の地方公共団体、諸外国などにおける全盲の者の就業や職業訓練の成功例の積極的な情報収集を行うなどして、就業機会及び需要のある訓練内容を考案し、実施することが望ましい。

意見（３－１１）心身障害者職能開発センターで行う職業訓練について

心身障害者職能開発センターは、随時入所・随時終了で重度の身体障害者及び軽中度の知的障害者を対象に職業訓練を実施しているが、全盲の者を対象としたビジネス応対科の利用がない。

ビジネス応対科では、電話交換手として就職することを想定した訓練を実施してきたが、無人の電話交換機が普及し、有人の電話交換の需要が限られてきたことから、就業の機会が減少している。このため、時代のニーズに対応してパソコン操作を取り入れた幅広い職種を念頭に置いた訓練への変更をしてきたものの、依然就職は厳しく、訓練希望者がいない。

例えば、国、他の地方公共団体、諸外国などにおける全盲の者の就業や職業訓練の成功例の積極的な情報収集を行うなどして、就業機会及び需要のある訓練内容を考案し、実施することが望ましい。

5 東京都労働資料センターの運営方法の見直しについて

産業労働局は、中野区弥生町の旧中野技術専門校校舎の1階（面積 749.16 m²）に、東京都労働資料センターを設置して、資料、図書、逐次刊行物を閲覧に供し、また、資料等の貸し出しを行っている。

同資料センターで収蔵する資料、図書及び逐次刊行物の概要は（表 3－19）のとおりであり、同資料センターの利用状況と、運営管理に要する人員、費用の状況は、（表 3－20）のとおりである。

（表 3－19）東京都労働資料センターで収蔵する資料、図書及び逐次刊行物の概要

区分	収蔵資料等の概要	摘 要
資料	官公庁、労働組合（団体）、経営者団体（企業）などの発行する調査報告書及び各種資料。特に、(1)労働条件（賃金・退職金・労働時間など）や労働事情（女性・派遣労働者・パートタイマー・高齢者など）に関する調査資料、(2)労働関係統計資料、(3)労働組合の大会議案書など、約 3 万点を収集している。	
図書	社会科学系の図書で、経営管理、社会保障、労働経済・労働問題に関する図書、各種白書などを重点的に約 4 万冊を収集している。	
逐次刊行物	官公庁、労働組合、経営者団体、大学などの発行する雑誌・機関誌・新聞を中心に、約 500 種、約 17 万点を収集している。	閲覧のみ可能、貸出は不可

（表 3－20）東京都労働資料センターの利用状況等

区分		平成 16 年度	平成 17 年度
担当職員数		職員 1 名、再雇用 4 名	職員 1 名、再雇用 4 名
歳出額	管理運営経費	18,035 千円	18,022 千円
	人件費	17,164 千円	16,338 千円
	計	35,199 千円	34,360 千円
利用者数		1,548 人	1,504 人
貸出数		2,385 件	2,109 件
利用者 1 人当たり歳出額		23 千円	23 千円

（注） 1 歳出額は、管理運営経費に人件費を加えた支出であり、減価償却費は含まない。

（注） 2 利用者 1 人当たり歳出額は、歳出額合計を利用者数で除した金額を参考として記載している。

(表 3－20) に示されるとおり、東京都労働資料センターは、利用者が少ないため、平成 17 年度においては、歳出額を利用者数で除した金額が、約 23 千円となっている。

また、資料収集方針が明確でなく、直近の資料等が少ないなど、都民ニーズに適合した事業運営となっていない。

このため、同資料センターについては、他の雇用就業関係機関との連携を含め、行政コスト・都民ニーズなど様々な観点から、事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。

意 見 (3－12) 東京都労働資料センター事業の見直しについて

産業労働局は、中野区弥生町の旧中野技術専門校校舎の 1 階 (面積 749.16 m²) に、東京都労働資料センターを設置して、資料、図書、逐次刊行物を閲覧に供し、また、資料等の貸し出しを行っている。

同事業の平成 17 年度における管理運営経費に人件費を加えた歳出額は 34,360 千円であるが、年間の利用者数は、1,504 人と少なく、歳出額を利用者数で除した金額は約 23 千円となっている。

また、資料収集方針が明確でなく、直近の資料が少ないなど、都民ニーズに適合した事業運営となっていない。

このため、同資料センターについては、他の雇用就業関係機関との連携を含め、行政コスト・都民ニーズなど様々な観点から、事業のあり方を抜本的に見直す必要がある。

6 パートアドバイザー制度の業務実施方法の改善について

産業労働局が、適正な労働環境確保のための労働相談・指導事業の一環として行っているパートアドバイザー制度は、労働相談情報センター及び同各事務所に、パートアドバイザーを配置し、中小企業等を巡回してパートタイム労働に関する理解を深めるための助言及び普及・啓発を行い、パートタイム労働者の処遇及び労働条件等の改善を図るものである。

同事業に係る事業費の推移は、(表3-21)のとおりである。

(表3-21) パートアドバイザー制度の事業費の推移 (単位：千円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
20,958	19,023	19,282	18,036	17,133

パートアドバイザーにおいては、労働相談情報センター及び5ヶ所の同事務所において、職員OB等7名が非常勤で年間2,816件の訪問をしており、巡回訪問の中で、種々のパートタイム労働の問題点を把握しているが、その後の対応が十分とはいえず、労働相談情報センター亀戸事務所及び大崎事務所における平成17年7、8月のパートアドバイザーの巡回訪問状況は、(表3-22)に示すとおりであり、次のような例が見られる。

- ア パートタイム労働者を雇い入れるとき、労働条件を書面で通知していない事業所に労働条件通知書のモデル様式を渡しているが、改善を確認していない。
- イ 雇用保険等未加入と推測される事業所へのフォローとして、各所主催の使用者向けのパートタイム労働に関するセミナーへの参加を呼びかけているが、個別事業所の再訪問等をしていない。

また、訪問先別にパートアドバイザー巡回普及啓発及び説明等実施日報を作成しているが、同日報における様式の「その他」の欄に、パートタイム労働者の労働内容と勤務時間が記されているだけで、普及啓発内容の詳細の記載がないものもある。

普及啓発内容を行政施策に反映させるためにも、記述に精粗がないように実施日報を作成する必要がある。

(表 3－2 2) パートアドバイザー巡回訪問の対応状況 (労働相談情報センター亀戸事務所及び大崎事務所、平成 17 年 7、8 月より抜粋)

区分	訪問日	訪問先	実施日報による訪問時の状況
亀戸事務所	7 月 7 日	A	雇用保険、社会保険には、一切未加入の様子。
	7 月 11 日	B	社会保険には未加入の様子。
	7 月 12 日	C	雇用保険未加入の様子から再訪問したい。
	7 月 12 日	D	社会保険への未加入が明らかに。
	7 月 15 日	E	雇用保険には加入するが、社会保険には未加入の様子。
	7 月 19 日	F	雇用保険、社会保険には未加入の様子が窺える。
	8 月 1 日	G	パートの雇入通知書を書面で渡していない。
	8 月 22 日	H	雇用保険、社会保険には未加入の様子。
	8 月 26 日	I	保険関係には未加入の印象を受ける。
大崎事務所	8 月 4 日	J	雇用保険、社会保険には、未加入。
	8 月 8 日	K	雇用保険、社会保険には、未加入。
	8 月 22 日	L	雇用保険、社会保険には、未加入。

意 見 (3－1 3) パートアドバイザー制度の業務実施方法の改善について

産業労働局は、労働相談情報センター及び同各事務所に、パートアドバイザーを配置し、中小企業等を巡回してパートタイム労働に関する理解を深めるための助言及び普及・啓発を行い、パートタイム労働者の処遇及び労働条件等の改善を図っており、平成 17 年度における当該事業の事業費は 19,128 千円であり、職員 OB 等 7 名が非常勤で年間 2,816 件の訪問をしている。

巡回訪問の中で、種々のパートタイム労働の問題点を把握しているが、その後の対応については、雇用保険等未加入と推測される事業所へのフォローとして、各所主催のパートタイム労働に関するセミナーへの参加を呼びかけているが、個別事業所の再訪問等をしていない例があるなど不十分であるため、事業の実施方法にマニュアルを設けるなどにより改善する必要がある。

なお、パートアドバイザー巡回普及啓発及び説明等実施日報を訪問先別に作成しているが、同日報における様式の「その他」の欄に、パートタイム労働者の労働内容と勤務時間が記されているだけで、普及啓発内容の詳細の記載がないものもある。

普及啓発内容を行政施策に反映させるためにも、記述に精粗がないように実施日報を作成する必要がある。

7 東京都しごとセンターを「公の施設」として指定管理者制度を導入する目的と効果の明確化について

(1) 財団法人東京しごと財団が行う東京都からの補助事業・受託事業の概要

産業労働局の雇用就業対策事業は、財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が東京都からの補助事業もしくは受託事業として行うものが多く、平成 15 年度から平成 17 年度までの雇用就業対策費とそのうち財団に対する補助金・委託費の推移は、(表 3-23) に示すとおりである。

なお、東京都の決算書上は、人件費は局全体で表示されているため、(表 3-24) に雇用就業対策事業に直接係る人件費を計上した雇用就業対策費を示している。

(表 3-23) 雇用就業対策費と財団に対する補助金・委託費の推移 (単位：千円)

区分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
就業促進対策	事業費総額	9,349,408	11,453,932	3,993,903
	うち財団事業	1,046,614	1,900,499	1,937,773
適正な労働環境の確保	事業費総額	1,575,084	1,176,332	1,091,968
	うち財団事業	0	0	0
職業能力の開発向上	事業費総額	5,409,861	4,634,852	4,477,282
	うち財団事業	0	0	0
合計	事業費総額	16,334,352	17,265,116	9,563,153
	うち財団事業	1,046,614	1,900,499	1,937,773

(表 3-24) 雇用就業対策事業に直接係る人件費を計上した雇用就業対策費の推移 (単位：千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費等局合計	16,952,218	16,361,102	15,091,207
うち雇用就業対策	5,761,242	5,526,412	5,395,592
人件費計上後の雇用就業対策費	22,095,595	22,791,528	14,958,745

(2) 東京都しごとセンターの管理運営に対する指定管理者制度の導入について

財団は、平成 17 年度まで東京都しごとセンター（以下「センター」という。）の管理運営を東京都より委託されていたが、センターが一般の利用に供する講堂及びセミナー室を有していることから、「公の施設」として、平成 18 年度より管理運営に指定管理者制度が導入されている。

東京都しごとセンター指定管理者募集要項によれば、指定管理者が行う業務は以下の①、②であり、東京都しごとセンター条例第 2 条で定める就業支援事業と、センターの施設・設備及び物品の維持管理に関する業務に大別されている。

① 事業に関する業務

- ア 雇用及び就業に関する相談その他の援助に関する事業
- イ 雇用及び就業に係る能力の活用に関する相談その他の援助に関する事業
- ウ 雇用及び就業の準備のための講習に関する事業
- エ 雇用及び就業に関する情報、資料等の収集及び提供に関する事業
- オ センターの施設の提供に関する事業
- カ 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

② センターの施設・設備及び物品の維持管理に関する業務

指定管理者には、以下の理由から財団が特命で指定されている。

- 高齢者をはじめ、障害者や若者・中高年の雇用・就業支援事業を実施するなど、雇用就業の促進に関する実績があり、そのノウハウ等の活用が期待できる。
- 国の機関や民間事業者、東京都の関係機関と連携して事業展開を行った実績があり、ワンストップサービスの提供が期待できる。
- 高年齢者雇用安定法第48条の2に基づき、「シルバー人材センター連合」として指定された団体であり、傘下の区市町村シルバー人材センターとのネットワークを有しており、多様な働き方の提供に資する事業展開が期待できる。
- 障害者の特性、能力などに応じた職業訓練や就職の促進を行ってきた実績があり、そのノウハウの活用等が期待できる。

産業労働局は、事業に関する業務（上記の①）は、センターの施設・設備及び物品の維持管理に関する業務（上記の②）と一体となって、行政サービス目的を遂行するものであり、現状では就業支援業務は財団を特命で選定する強力な理由があるため、必然的に財団を指定管理者として選定することになると説明している。

（3）センター内の講堂及びセミナー室の貸出について

センター建物内に、講堂及びセミナー室があり、センターの事業と一体として運営されていることが、センターが「公の施設」とされている理由であることは既述のとおりであり、当該施設の概要と平成15年度から平成17年度までの当該施設の稼働率と使用料収入の推移は、（表3-25）及び（表3-26）のとおりである。

(表 3 - 2 5) 東京都しごとセンター施設の概要

区分		面積 (㎡)	使用単位	使用料 (円)
施設	講堂	242	午前	9,100
			午後	12,100
			夜間	12,100
	セミナー室	第 1 セミナー室 125	午前	4,200
			午後	5,600
			夜間	5,600
		第 2 セミナー室 143	午前	4,900
			午後	6,500
			夜間	6,500
附帯設備	映写設備		一式 1 回	5,300

(表 3 - 2 6) 東京都しごとセンター施設の稼働率と使用料収入の推移 (単位: 千円)

区分	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
	稼働率%	使用料 収入	稼働率%	使用料 収入	稼働率%	使用料 収入
講堂	65.9	5,344	62.9	4,519	69.0	5,473
第 1 セミナー室	51.3	2,508	62.7	2,157	66.5	2,398
第 2 セミナー室	56.0	3,067	69.1	2,994	67.7	2,862
合計	57.7	10,920	65.0	9,671	67.7	10,734

指定管理者としての財団は、当該施設の使用を承認する立場で、使用料は公金であることから、指定管理者が徴収した使用料は、すみやかに東京都の口座に振込まなければならないとされている。

このように、原則として即日使用料を振り込む事務は、財団にとって少なからぬ負担となっている。他方、使用料が直接東京都に帰属するため、財団及び産業労働局のいずれにおいても、当該施設に係る収入は把握しているものの、徴収・振込等にかかるコストは把握しておらず、事業の管理の面では十分と言えない。

センターの業務が、建物施設と一体として行われているとしても、センターの業務の主体は、就業支援という人的側面にある。

規模も小さく、行政目的で使用される側面のある講堂・セミナー室の存在をもって、センターに指定管理者制度を導入することには、目的と効果を明確にした上での再検討の余地があると考えられる。

意見（３－１４）東京都しごとセンターに指定管理者制度を導入することの、目的と効果を明確にした上での再検討について

東京都しごとセンター（以下「センター」という。）の管理運営は、平成 17 年度まで財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が、東京都より委託されていたが、センターが一般の利用に供する講堂及びセミナー室を有しているため「公の施設」として、平成 18 年度より管理運営に指定管理者制度が導入され、雇用就業の促進に関する実績等を理由に、財団が特命で指定管理者に選定されている。

産業労働局は、事業に関する業務は、センターの施設・設備及び物品の維持管理に関する業務と一体となって、行政サービス目的を遂行するものであり、現状では就業支援業務は財団を特命で選定する強力な理由があるため、必然的に財団を指定管理者として選定することになると説明している。

センターの業務が、建物施設と一体として行われているとしても、センターの業務の主体は、就業支援という人的側面にある。

規模も小さく、行政目的で使用する側面のある講堂・セミナー室の存在をもって、センターに指定管理者制度を導入することは、目的と効果を明確にした上での再検討を行う余地があると考えられる。

財団法人東京しごと財団の経営管理について

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37に基づく包括外部監査

2 監査対象（選定した特定の事件）

財団法人東京しごと財団の経営管理について

3 監査対象を選定した理由

財団法人東京しごと財団は、高齢者が経験や能力を生かし、地域で働くことを通じて社会参加を図るシルバー人材センター事業と、障害者の職業的自立を促進する心身障害者に対する職業訓練事業、あらゆる年齢層の都民を対象に、きめ細かなカウンセリング等による就業支援サービスを提供する東京都しごとセンター事業等を実施しており、監査対象とした産業労働局の雇用・就業に関する業務と密接に関連しているため、監査対象とすることが効果的であると判断した。

4 包括外部監査の方法

（1） 監査の視点

雇用就業対策に関する事業の管理及び財務事務の執行について

- ① 関係法令に基づき適正に行われているか
- ② 法第2条第14項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ③ 法第2条第15項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた監査手続

5 監査従事者

(1) 包括外部監査人 公認会計士 園 マリ

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 大坪 秀憲 公認会計士 庄司 末光

公認会計士 齋藤 禎治 公認会計士 田中 淳

公認会計士 佐藤 洋平 公認会計士 萩野 眞司

(注) 資格ごとの五十音順

6 監査実施期間

平成 18 年 6 月 19 日から平成 19 年 2 月 1 日まで

7 外部監査人の独立性（利害関係）

東京都と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 28 第 3 項に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業概要

1 財団法人東京しごと財団の概要及び沿革

(1) 財団法人東京しごと財団の概要

財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）は、働く意欲を持つ都民のために、その経験や能力を生かした雇用・就業を支援するとともに、東京の産業の振興に必要な人材の育成を図ることにより、豊かな職業生活の実現と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としており、シルバー人材センター事業、東京都しごとセンター事業、重度身体障害者及び軽・中度の知的障害者を対象とする職業訓練や職業相談・紹介等を実施している。

財団の概要は、以下のとおりである。

(表) 財団法人東京しごと財団の概要

設立年月日	昭和 50 年 10 月 25 日
基本財産(平成 18 年 4 月 1 日現在)	494,409,020 円
所在地	千代田区飯田橋 3 丁目

(表) 財団法人東京しごと財団の沿革

昭和 47 年 6 月	財団法人東京都心身障害者職能開発センター設立
昭和 49 年 12 月	東京都高齢者事業団設立
昭和 50 年 10 月	東京都高齢者事業団を発展的に改組し、東京都より出えんを受けて、財団法人東京都高齢者事業振興財団を設立
平成 16 年 4 月	財団法人東京都高齢者事業振興財団と財団法人東京都心身障害者職能開発センターとを統合し、財団法人東京しごと財団を設立

(2) 財団が行う事業の概要

財団の平成 17 年度における主な事業は、①シルバー人材センター事業、②心身障害者に対する職業訓練事業、③東京都しごとセンター事業の 3 事業であり、それぞれの事業の概要は以下のとおりである。

① シルバー人材センター事業

シルバー人材センター事業は、自らの能力を生かしながら自分なりの働き方で社会参加をしたいという概ね 60 歳以上の高齢者に対し、多様なニーズに応じた就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、活力ある地域社会を作り出すことを目的としているものである。

シルバー人材センター事業は、各区市町村のシルバー人材センターが企業、家庭、公共団体等から請負形式で引き受けた臨時的・短期的及び軽易な仕事を会員に提供し、会員は就業することによって、シルバー人材センターから配分金を受け取るという仕組みで運営されている。

財団におけるシルバー人材センター事業は、以下のアからエの事業から成り立っている。

ア シルバー人材センターの運営に関する援助・育成等事業

財団が区市町村と締結している「出捐協定」及び地区シルバーセンターと締結している「覚書」に基づき、シルバー人材センターに対する援助・育成等の事業を実施している。具体的には、以下の各事業を行っている。

- 事業運営に関する援助及び指導
- 安全就業
- 普及啓発活動
- 役職員等の研修
- 事務局職員の勤務条件等の調整及び福利厚生事業への助成
- 関係団体等との連携

イ 高齢者のための就業機会の確保及び提供等（シルバー人材センター連合事業）

シルバー人材センター事業の発展・拡充を目指し、国から受け入れる「高年齢者就業機会確保事業補助金」（以下「連合交付金」という。）を基に、種々の連合事業を実施している。具体的には、以下の各事業を行っている。

- シルバー人材センター連合事業の実施及び連合交付金の交付
- シルバー人材センター連合の会議
- 広域的受注・調整事業
- 福祉・家事援助サービス推進事業
- ホワイトカラー就業機会開発事業
- 一般労働者派遣事業
- 職域拡大技能講習事業
- 安全・適正就業パトロール指導員の配置

ウ シルバー人材センター就業支援講習（東京都補助事業）

東京都からの委託を受けて、シルバー人材センターで就業することを希望する高齢者や、既会員の新たな就業分野のチャレンジを支援する目的でシルバー人材センター就業支援講習を実施している。

エ シニアワークプログラム事業（国委託事業）

国からの委託を受けて、地域高齢者の雇用・就業機会確保の促進を目的として技能講習等を実施している。具体的には、以下の事業を行っている。

- 技能・介護講習事業
- 普及啓発事業
- 総合的雇用就業情報提供事業

② 心身障害者に対する職業訓練事業

心身障害者に対する職業訓練事業は、新宿区戸山にある心身障害者職能開発センター（以下「開発センター」という。）において、重度身体障害者及び軽・中度の知的障害者を対象として、職業訓練や職業相談・紹介等を行うことにより、障害者の就業の支援・促進を行っている。開発センターにおいては、随時入所・随時修了制を基に、障害者個々の特性や能力、希望等に対応した個別指導、公共職業安定所や地域と連携した入所から就業後にわたるきめ細かな支援を通じ、就業を目指す障害者をバックアップしている。

ア 心身障害者に対する職業訓練

重度の身体障害者及び軽・中度の知的障害者を対象に、就業していくための必要な職業技能を付与・提供し、また、職業訓練中の生活を安定させるための必要な支援を行っている。

イ 心身障害者に対する就業支援

開発センターにおいて、職業訓練を受講又は終了した心身障害者が、習得した職業能力や障害特性等に相応した職業に就業していくため、職業相談、職業紹介等の必要な就業支援を実施している。

③ 東京都しごとセンター事業

東京都の雇用・就業環境は、最近の景気の回復を反映し、失業率の低下など若干の改善はみられるものの、求人と求職者との条件等が一致しない雇用のミスマッチに加えて、ここ数年の間、ニート・フリーターに代表される若年者の雇用問題や、団塊の世代の大量退職問題（いわゆる 2007 年問題）などが原因で、依然として厳

しくかつ困難な状況が続いている。

東京都は、こうしたミスマッチを解消し、就業支援を推進するために、仕事に関するあらゆる情報を一ヶ所で提供する「東京都しごとセンター」（以下「しごとセンター」という。）を平成 16 年 7 月に開設している。財団は、平成 17 年度までしごとセンターの管理運営を東京都より委託されていたが、しごとセンターが一般の利用に供する講堂及びセミナー室を有していることから、「公の施設」として、平成 18 年度より管理運営に指定管理者制度が導入され、財団が指定管理者に指定されている。

しごとセンターでは、雇用・就業支援事業を年齢別に階層化して事業を実施しており、都民の雇用・就業に関するニーズにワンストップで対応している。

年齢階層別の事業内容は以下のとおりである。

ア 若年者（概ね 29 歳以下）の雇用・就業支援

若年者の雇用・就業支援事業として、求職活動支援セミナーや様々な職業体験機会の提供等により、職業意識の形成を図るとともに、個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリング、能力開発を実施することにより、若年者の就業に結び付けようとしている。

事業の実施にあたっては、しごとセンター内に併設されているハローワーク等の関係機関と連携して事業運営を行っており、国（厚生労働省）から若年者地域連携事業（ジョブカフェ事業）を受託し、しごとセンター事業と組み合わせて実施している。

イ 中高年者（概ね 30 歳から 54 歳）の雇用・就業支援

中高年者の雇用・就業支援事業として、民間就職支援会社の一部業務を委託し、専門の就職支援アドバイザーによるきめ細かいカウンセリングにより、個々の状況を踏まえた職業選択や就職活動を支援している。

また、求職活動支援セミナー、能力開発コース、雇用・就業等の情報提供を行うことにより、きめ細かい就職支援を行っている。

ウ 高年齢者（概ね 55 歳以上）の雇用・就業支援

高年齢者の雇用・就業支援として、しごとセンター及び就業相談所における就業相談事業及び人材開発コース事業を実施している。

また、地域における高年齢者の就業促進を円滑に進めるため、「はつらつ高齢者就業機会創出支援事業」により、区市町村が補助する団体（アクティブシニア就業支援センター）に対して、情報システムの運用、地域別合同面接会の共催、相談職員の研修、定期的な連絡会の開催等により支援を行っている。

(3) 財団の職員数

財団の平成 17 年度末の職員数は 125 人である。

2 財団が行う東京都からの補助事業・受託事業の概要

平成 15 年度から平成 17 年度までの産業労働局の雇用就業対策費と、そのうち財団に対する補助金・委託費の推移は、次の表に示すとおりである。

(表) 雇用就業対策費と財団に対する補助金・委託費の推移 (単位：千円)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
就業促進対策	事業費総額	9,349,408	11,453,932	3,993,903
	うち財団事業	1,046,614	1,900,499	1,937,773
適正な労働環境の確保	事業費総額	1,575,084	1,176,332	1,091,968
	うち財団事業	0	0	0
職業能力の開発向上	事業費総額	5,409,861	4,634,852	4,477,282
	うち財団事業	0	0	0
小計	事業費総額	16,334,352	17,265,116	9,563,153
	うち財団事業	1,046,614	1,900,499	1,937,773
施設整備	事業費総額	577,901	703,207	508,764
合計	事業費総額	16,912,253	17,968,324	10,071,917

3 決算の状況

財団は、平成 16 年 4 月に財団法人東京都高齢者事業振興財団と財団法人東京都心身障害者職能開発センターが統合して現在の形となっており、財団の平成 16 年度と平成 17 年度の貸借対照表及び収支計算書を示すと以下の表のとおりである。

(表) 財団法人東京しごと財団の貸借対照表 (単位：百万円)

科目	平成 16 年度	平成 17 年度	増 減
資産の部			
流動資産			
現金預金	599	378	△221
立替金	1	1	0
未収金	27	57	30
流動資産合計	627	436	△191
固定資産			
基本財産	494	494	0
その他固定資産	160	200	40
固定資産合計	654	695	40
資産合計	1,281	1,131	△151
負債の部			
流動負債			
未払金	572	409	△163
預り金	12	10	△3
流動負債合計	584	419	△165
固定負債			
退職給与引当金	124	149	25
固定負債合計	124	149	25
負債合計	708	568	△141
正味財産の部			
正味財産	573	563	△10
負債及び正味財産合計	1,281	1,131	△151

(表) 財団法人東京しごと財団の収支計算書

(単位：百万円)

科目		平成 16 年度	平成 17 年度	増 減
収入の部				
	基本財産運用収入	7	7	0
	事業収入	2,306	1,681	△625
	補助金等収入	1,359	1,297	△62
	積立金収入	1	0	△1
	寄付金収入	37	1	△37
	雑収入	19	11	△7
	基本財産収入	1	0	△1
	特定預金取崩収入	28	27	△1
	繰入金収入	0	0	0
収入合計		3,757	3,024	△734
支出の部				
	事業費	3,006	2,291	△714
	管理費	692	686	△7
	固定資産取得支出	1	0	△1
	特定預金支出	58	71	14
	訓練手当一括支給金	1	0	△1
	繰入金支出	0	0	0
	返還金支出	0	1	1
支出合計		3,757	3,049	△708
当期収支差額		△0	△26	△26
前期繰越収支差額		43	43	0
次期繰越収支差額		43	17	△26

また、平成 17 年度の貸借対照表総括表及び収支計算書総括表は以下のとおりである。

(表) 財団法人東京しごと財団の平成 17 年度貸借対照表総括表

(単位：円)

科 目	合 計	一 般 会 計	シルバー保険事業 特 別 会 計	受託事業特別 会 計	訓練手当一括支給金特別 会 計
I. 資 産 の 部					
1 流 動 資 産	435,933,384	105,064,015	2,560,420	328,308,949	0
2 固 定 資 産					
基本財産	494,409,020	494,409,020	0	0	0
3 その他の固定資産	200,352,515	200,352,515	0	0	0
資 産 合 計	1,130,694,919	799,825,550	2,560,420	328,308,949	0
II. 負 債 の 部					
1 流 動 負 債	418,804,625	90,392,323	103,353	328,308,949	0
2 固 定 負 債	148,848,119	148,848,119	0	0	0
負 債 合 計	567,652,744	239,240,442	103,353	328,308,949	0
III. 正 味 財 産 の 部					
正味財産	563,042,175	560,585,108	2,457,067	0	0
負債及び正味財産合計	1,130,694,919	799,825,550	2,560,420	328,308,949	0

(表) 財団法人東京しごと財団の平成 17 年度収支計算書総括表

(単位: 円)

I 収入の部								
科 目	合 計	一 般 会 計	シルバー保険事業特別会計	受託事業特別会計	訓練手当一括支給金特別会計	内部取引消去	備 考	
1 基本財産運用収入	7,142,009	7,142,009	0	0	0	0		
2 事業収入	1,680,670,609	0	0	1,680,670,609	0	0		
3 補助金等収入	1,296,801,113	1,296,801,113	0	0	0	0		
4 積立金収入	0	0	0	0	0	0		
5 寄附金収入	500,000	500,000	0	0	0	0		
6 雑収入	11,188,056	11,188,056	0	0	0	0		
8 特定預金取崩収入	27,390,200	27,390,200	0	0	0	0		
9 繰入金収入	0	27,651,875	3,500,000	0	0	△ 31,151,875		
当期収入合計 (A)	3,023,691,987	1,370,673,253	3,500,000	1,680,670,609	0	△ 31,151,875		
前期繰越収支差額	42,830,541	42,830,541	0	0	0	0		
収入合計 (B)	3,066,522,528	1,413,503,794	3,500,000	1,680,670,609	0	△ 31,151,875		
II 支出の部								
科 目	合 計	一 般 会 計	シルバー保険事業特別会計	受託事業特別会計	訓練手当一括支給金特別会計	内部取引消去	備 考	
1 事業費	2,291,334,249	969,491,925	144,025	1,321,698,299	0	0		
2 管理費	685,631,485	354,442,142	898,908	330,290,435	0	0		
4 特定預金支出	71,398,035	71,398,035	0	0	0	0		
5 訓練手当一括支給金	0	0	0	0	0	0		
6 繰入金支出	0	3,500,000	0	27,651,875	0	△ 31,151,875		
7 返還金支出	1,030,000	0	0	1,030,000	0	0		
7 繰越金	0	0	0	0	0	0		
8 予備費	0	0	0	0	0	0		
当期支出合計 (C)	3,049,393,769	1,398,832,102	1,042,933	1,680,670,609	0	△ 31,151,875		
当期収支差額 (A) - (C)	△ 25,701,782	△ 28,158,849	2,457,067	0	0	0		
次期繰越収支差額 (B) - (C)	17,128,759	14,671,692	2,457,067	0	0	0		

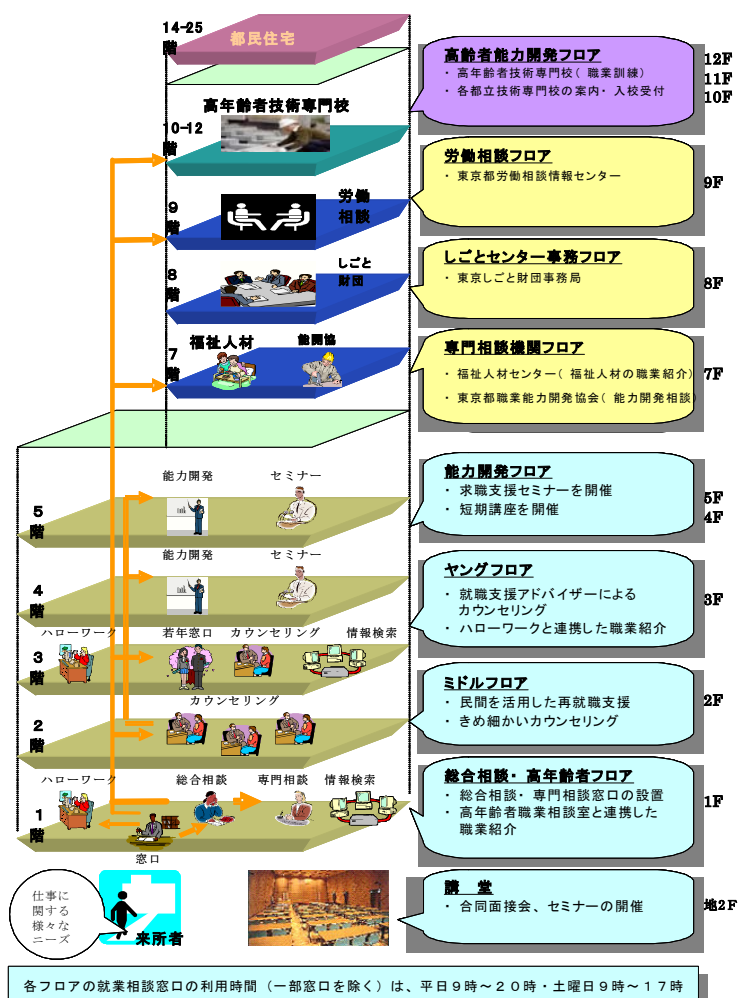
第3 監査の結果

1 より利用者の視点に立った東京都しごとセンターの運営の改善について

(1) 東京都しごとセンターの概要

産業労働局は、雇用のミスマッチを解消し、都民の雇用・就業の促進を図るために、若年者、中高年者、高齢者の各層別にカウンセリングやセミナー、能力開発など、ワンストップで応える雇用就業支援事業として、平成16年7月に千代田区飯田橋の東京しごとセンター施設内に東京しごとセンター（以下「センター」という。）を開設している。実施主体は、財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）であり、平成17年度の人件費を除く運営費は978,017千円である。なお、施設の概要は下記の（図4-1）に示すとおりである。

（図4-1）東京しごとセンター概要図



センターの利用者数及び就職者数は、（表４－１）のとおり、それぞれ 116,212 人及び 12,034 人（開設から平成 17 年度末まで）である。

（表４－１）東京都しごとセンターの利用者数、就職者数及び運営費
（累計：平成 16 年 7 月 26 日から平成 18 年 3 月 31 日まで）

区分	利用者数（人）			就職者数 （B） （人）	就職率 （B/A）	運営費 （千円）
	新規 利用者数 （A）	再来 利用者数	計			
若年者	13,292	29,169	42,461	2,659	20.0%	76,669
中高年者	11,101	30,442	41,543	7,277	65.6%	401,884
高年齢者	10,992	17,214	28,206	2,098	19.1%	50,782
その他利用	4,002	—	4,002	—	—	448,682
計	39,387	76,825	116,212	12,034	—	978,017

（注） 1 運営費は平成 17 年度決算額で、建物維持管理経費を含み職員人件費は含まない。

（注） 2 運営費のその他利用は、管理運営費、建物維持管理経費、総合相談等の経費である。

（表４－１）の数値からみると、中高年者に対する支援は、65.6%の就職率となっている一方、若年者の就職率は 20.0%、高年齢者の就職率は 19.1%となっている。

若年者の新規利用者は、失業中の者が約 4 割、パート・アルバイトが約 2 割、学生が約 2 割、正社員等が約 2 割で、すぐに就職を予定していない者が含まれる一方、中高年者には、就業への意欲、切迫度が強い利用者が多い傾向があるとされているなど、就職率は種々の要素に左右されるため、一概に比較することは困難であるが、専任の就職支援アドバイザーが、カウンセリングを重ねて就業支援している中高年者は、高い就職率となっている。

(2) ハローワークと年齢別に分担している高年齢者向けサービスコーナーの統合について

センター1 階の高年齢者向けサービスコーナーは、(表4-2)に示すとおり、国が運営するハローワーク飯田橋高年齢者職業相談室と、財団が運営する高年齢者就業相談コーナーの協力連携により高年齢者向け就業支援サービスを実施している。

このように財団においてもハローワークと同様のサービスを提供している理由としては、平成16年4月に現在の財団が設立される際、統合された財団法人東京都高齢者事業振興財団に所属していた職員が有する豊富な経験等を役立てているとの説明を受けた。

就職支援サービスの実施にあたっては、双方の職員数等を勘案し、55歳から58歳まではハローワークが、59歳以上は財団が受け持つこととし、利用者の混乱を防ぐ観点から窓口を分けている。なお、平日18時30分以降の夜間や土曜日については、利用者が少ないことや、職業紹介をするにあたって企業と連絡がつかないことが多いことから、財団が55歳以上の高年齢者に対して、就職支援サービスを実施している。

(表4-2) 東京都しごとセンター1階の高年齢者向けサービスの概要

区 分	高年齢者就業相談コーナー	高年齢者職業相談室
実施団体	財団が運営	国(ハローワーク)が運営
開設時期	平成8年4月	
開設時間	平日9:00~20:00 土曜9:00~17:00	平日9:00~18:30 土曜 閉庁
利用者数	合計 28,206 人	
就職率(就職者数/新規利用者数)	19.1% (就職者数 2,098 人/新規利用者 10,992 人)	
担当職員数 (うち東京都高齢者事業振興財団に所属していた職員数)	12 人(嘱託員を含む) (5 人)	7 人(嘱託員を含む)
担当職員平均年齢 (うち東京都高齢者事業振興財団に所属していた職員の平均年齢)	49.5 歳 (44.4 歳)	
運営コスト(人件費を含む)	65,243 千円	

(注) 利用者数・就職率は、開設から平成17年度末までの累計である。

センター1階で、国と東京都とが別々に窓口を設け同様のサービスを提供しており、対象者の年齢を区分して就業相談を分担することに、事業の効率性や利用者の利便性の観点から明確な合理性を認めることは難しく、また、平日のセンターの利用時間は9時から20時であるのに対し、ハローワークの利用時間は9時から18時30分と異なっており、必ずしも利用者の側に立っているとは言いがたい。

団塊世代の大量退職が始まる平成19年を迎え、これからも恒久的に2つの窓口を設け、運営し続けることが合理的かどうかを検討し、より事業効率の上がる方法を探ることが求められる。

その際、財団には、利用者に質の高いサービスが継続的に提供できるような配慮が必要であり、そのうえで、場合によっては、定数及び業務分担について国の機関との協議を含めて、窓口一本化による利用者の利便性の向上を図っていく必要がある。

意見（４－１）ハローワークと年齢別に分担している高年齢者向けサービスコーナーの統合について

東京都しごとセンター（以下「センター」という。）1階の高年齢者向けサービスコーナーは、国が運営するハローワーク飯田橋高年齢者職業相談室と、財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が年齢別に独立したコーナーを有して、同様のサービスを提供している。

同じフロアで、国と東京都とが別々にコーナーを設け、対象者の年齢を区分して就職支援業務を分担することに、事業の効率性や利用者の利便性の観点から明確な合理性を認めることは難しく、また、平日のセンターの利用時間は9時から20時であるのに対し、ハローワークの利用時間は9時から18時30分と異なっており、必ずしも利用者の側に立っているとは言いがたい。

財団には、利用者に質の高いサービスが継続的に提供できるような配慮が必要であり、そのうえで、場合によっては、定数及び業務分担について国の機関との協議を含めて、窓口一本化による利用者の利便性の向上を図っていく必要がある。

2 再委託事業における委託先の決定方法について

(1) 類似する複数の事業についての委託先の決定方法について

財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が、平成 17 年度に、国又は東京都から委託を受けている東京都しごとセンター（以下「センター」という。）の就業支援事業のうち、民間事業者に再委託している業務は、以下の（表 4－3）のとおりである。

(表 4 - 3) 財団法人東京しごと財団事業の再委託契約一覧

(単位：円)

No.	件名	委託者	再委託先	契約方法	当初予定金額 又は目途額	委託金額	契約比率
①	総合相談業務等への労働者派遣委託	東京都	A	指名競争入札	51,252,547	44,981,370	87.8%
②	起業創業等の業務委託	東京都	財団法人東京都中小企業振興公社	特命随意契約	3,294,595	3,294,595	100.0%
③	東京都しごとセンターにおける 中高年の雇用就業支援業務委託	東京都	B	特命随意契約	198,503,000	186,448,500	93.9%
④			C	特命随意契約	198,503,000	185,850,000	93.6%
⑤	求職活動支援セミナー等企画実施委託	東京都	D	指名競争入札	23,244,000	22,942,500	98.7%
⑥	東京都しごとセンター若年者向けセミナー・カウンセリング等業務委託	東京都	E	指名競争入札	33,056,100	16,800,000	50.8%
⑦	東京都しごとセンター若年者向け就職支援等業務委託	東京都	B	指名競争入札	53,266,500	31,200,750	58.6%
⑧	東京都しごとセンター若年者向けインターンシップ企画実施業務委託	東京都	B	特命随意契約	6,382,500	5,523,000	86.5%
⑨	東京都しごとセンター能力開発コース（パソコン関連講座）業務委託	東京都	F	指名競争入札	10,327,200	6,510,000	63.0%
⑩	手話通訳サービスの実施	東京都	G	随意契約	単価契約による 見込額 143,780	17,560	—
⑪	東京都しごとセンター若年者向け求職活動支援セミナー等企画実施委託	国	E	特命随意契約	15,439,200	15,382,500	99.6%

No.	件名	委託者	再委託先	契約方法	当初予定金額 又は目途額	委託金額	契約比率
⑫	平成17年度「グループワーク」 の委託契約締結について	国	E	特命随意契約	2,079,000	2,047,500	98.5%
⑬	平成17年度「就職基礎能力速成 講座」の実施委託について	国→ 東京都	E	特命随意契約	6,994,260	6,280,260	89.8%
⑭	工業団体等と連携した新規学校 卒業者等の求職活動支援事業	国	社団法人東京 工業団体連合 会	特命随意契約	5,250,000	4,231,388	80.6%
⑮	中小企業等と連携した新規学校 卒業者等の求職活動支援事業	国	東京都中小企 業団体中央会	特命随意契約	5,250,000	3,868,125	73.7%
⑯	ジュニア・インターンシップ推 進事業	国	H	特命随意契約	8,212,000	2,810,307	34.2%

(注) 1 比率は小数点以下第2位を四捨五入している。

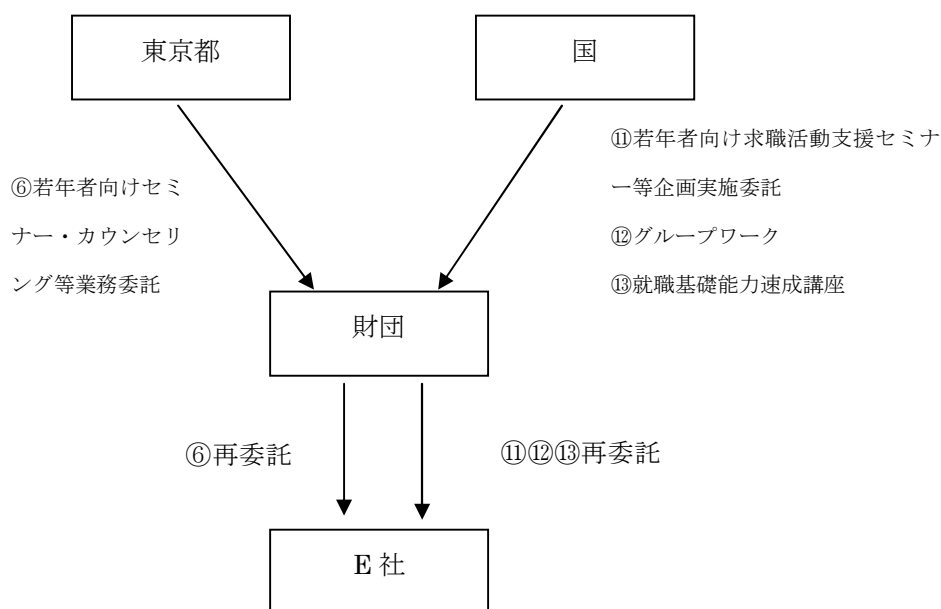
(注) 2 単価契約によるものは、契約比率を記載していない。

(注) 3 ⑬の事業は、国が東京都に委託し、東京都が財団に委託している。

（表４－３）の再委託事業のうち、⑥「東京都しごとセンター若年者向けセミナー・カウンセリング等業務委託」、⑪「東京都しごとセンター若年者向け求職活動支援セミナー等企画実施委託」、⑫「平成 17 年度グループワークの委託契約締結について」及び⑬「平成 17 年度就職基礎能力速成講座の実施委託について」の 4 事業の委託者は、⑪、⑫及び⑬が国であるのに対して、⑥の事業は東京都である。これらの事業は、セミナー、カウンセリング、グループワーク等、手法は異なるものの、若年者の就業支援という意味で共通性を有する事業である。

上記 4 事業の関係は以下の（図 4－2）のとおりである。

（図 4－2）若年者向け事業の再委託



国からの委託事業である⑪、⑫及び⑬は、東京都からの委託事業である⑥の事業の受託者であることと、国からの委託手続の依頼が⑥の入札時期よりも遅かったため同時に入札にかけられなかったことを理由として、同一の事業者の特命随意契約により委託されている。

財団は、上記 4 事業は、すべて若年者に対してセミナー・カウンセリング等を実施する事業であり、同じ事業者へ委託することにより、事業を効率的・効果的に実施できると考えられるため、同一の事業者を選定することには合理性があるとしている。

しかし、財団が 1 つの事業について指名競争入札により委託業者を選定した結果、当然に他の類似の事業についても、特命により事業者を選定することになると、当

初の指名競争入札の価格を低く抑えることにより、後日、受託者にとって有利な特命随意契約を獲得できることとなるおそれがある。

委託業者の選定に当たっては、その時点で実施が予定されている類似する複数の事業について、事業全体で指名競争入札等を行うことにより、入札制度の実効性を保つことを検討する必要がある。

（２）中高年者の雇用就業支援業務委託の委託費精査について

財団は、センターにおいて、中高年者（主として 30 歳～54 歳が対象）の雇用就業支援事業として、民間就職支援会社が有する豊富なノウハウと求人情報を活用し、就職支援事業を実施するため、上記（表 4－3）の③④「東京都しごとセンターにおける中高年の雇用就業支援業務委託」として、民間事業者 2 社に業務委託を行っている。

当該事業の委託額を算定するために民間事業者から提出されている見積書は、人件費、システム関係費などの項目ごとの金額が記載されているだけであり、財団は、その金額が委託契約に示された業務を遂行するために必要な経費を、実績により積み上げたものであるか否かの確認を行っていない。

今後、業務内容ごとに金額を積み上げることによって作成された見積を入手し、見積額の妥当性について確認する必要がある。

また、当委託事業費の大半は人件費であるため、勤務予定表や日報・月報によるカウンセリングの実績の確認結果などを活用して、今後の見積書における経費の積上げの適切さを判断する際の参考とするなど、委託契約の見積額の算定にあたっては、きめ細かな検討が必要である。

さらに、人件費以外の事務用品費等の諸経費についても、契約をより経済的に行うことに資するため、委託先 2 社の見積を比較分析する必要がある。

意見（４－２）類似する事業全体での指名競争入札による入札の実効性確保について

財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が、民間事業者に再委託して行う事業のうち、国からの委託事業である３つの事業は、東京都からの委託事業である類似の事業の受託者であることと、国からの委託手続きの依頼が、東京都から受けた受託事業の入札時期よりも遅かったため、入札にかけられなかったことを理由として、同一の事業者の特命随意契約により委託されており、平成１７年度における委託金額合計は２３,７１０千円である。

財団は、類似の事業を同じ事業者に委託することにより、事業を効率的・効果的に実施できると考えられるため、同一の事業者を選定することには合理性があるとしている。

しかし、財団が１つの事業について指名競争入札により委託業者を選定した結果、当然に他の類似の事業についても、特命により事業者を選定することになると、当初の指名競争入札の価格を低く抑えることにより、後日、受託者にとって有利な特命随意契約を獲得できることとなるおそれがある。

委託業者の選定に当たっては、その時点で実施が予定されている類似した複数の事業について、事業全体で指名競争入札等を行うことにより、入札制度の実効性を保つことを検討する必要がある。

意見（４－３）より精緻な中高年者雇用就業支援事業委託費の算定について

財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）は、東京都しごとセンターにおいて、中高年者の雇用就業支援事業を民間事業者２社に業務委託を行っており、平成１７年度における委託費は、それぞれ１８６,４４８千円と１８５,８５０千円である。

当該事業の委託額を算定するために民間事業者から提出されている見積書は、人件費、システム関係費などの項目ごとの金額が記載されているだけであり、財団は、その金額が委託契約に示された業務を遂行するために必要な経費を、実績により積み上げたものであるか否かの確認を行っていない。今後、業務内容ごとに金額を積み上げることによって作成された見積を入手し、見積額の妥当性について確認する必要がある。

また、当委託事業費の大半は人件費であるため、勤務予定表や日報・月報によるカウンセリングの実績の確認結果などを活用して、今後の見積書における経費の積み上げの適切さを判断する際の参考とするなど、委託契約の見積額の算定にあたっては、きめ細かな検討が必要である。

さらに、人件費以外の事務用品費等の諸経費についても、契約をより経済的に行うことに資するため、委託先２社の見積を比較分析する必要がある。

3 建物管理委託先の業務内容確認について

(1) 平成 17 年度における建物等管理委託契約における委託先の決定について

財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）は、平成 17 年度においては、千代田区飯田橋の東京都しごとセンター（以下「センター」という。）の建物の管理保守業務を東京都から受託しており、ゴミ処理作業委託等の業務を民間事業者に再委託している。

平成 17 年度において、再委託している業務の内容及び委託契約については、（表 4－4）のとおりである。

（表 4－4）財団法人東京しごと財団が再委託している業務の内容（単位：千円）

No.	件名及び業務内容	予定価格	委託金額	落札率	委託先
①	ゴミ処理作業委託	1,688	1,688	100.0%	A
②	植栽管理業務委託	1,312	1,155	88.0%	B
③	建物等警備及び総合案内業務委託	38,850	38,850	100.0%	C
④	建物等清掃業務委託	47,250	47,092	99.7%	D
⑤	建物等設備管理及び保守業務委託	133,067	132,300	99.4%	E
⑥	業務用駐車場の管理運営業務委託	—	3,561	—	（注 1）
⑦	昇降機保守業務委託	7,597	2,772	36.5%	F （注 2）

（注 1）有料駐車場の管理運営と一体とした管理が効率的であるという理由で、特命随意契約により財団法人東京都道路整備保全公社を委託先としている。

（注 2）平成 18 年度においても、同一の事業者が 2,700 千円の予定価格に対して、2,696 千円の委託金額（落札率 99.9%）で落札している。

上記のうち、⑦の昇降機保守業務委託契約は、センターに設置されているエレベータ 6 基の保守とエスカレータ 2 基の保守を委託するものであり、センターの利用者の安全を守るため、委託先事業者の慎重な選定が求められるものである。

なお、本件は 36.5%と低い価格で落札されているが、東京都では、東京都契約事務規則第 18 条等で、最低制限価格を設けることができる契約を工事又は製造の請負に限っており、財団の契約事務は、基本的に東京都の規則に準じて行うこととしているため、当該契約には、最低制限価格を設けていない。

（２）平成 18 年度における予定価格の決定について

財団の平成 18 年度における昇降機保守業務委託契約は、2,700 千円の予定価格に対して、同一の事業者が 2,696 千円の委託金額（落札率 99.9%）で落札している。

業務の仕様に大きな変更がないにもかかわらず、予定価格が 7,597 千円から 2,700 千円に大幅に減額されたのは、平成 17 年度の実績額が大きく影響していると考えられるが、平成 17 年度の落札額は、監査の過程で確認した、応札した他の事業者の入札額に比較しても相当程度低い水準にある。

予定価格は、積み上げで算定するのが基本であり、このような場合に、実績値だけを参考にして決定するのは、実質的に応札事業者が限定され、競争原理を阻害する可能性がある。

なお、予定価格については、積算明細は存在しているものの、その根拠となる、事業者から徴収した参考見積や、財務局建築保全部との技術的相談にかかるやりとりを記した資料が一部保存されておらず、閲覧できなかった。

予定価格積算の基礎資料は、適切に保存しておく必要がある。

意 見（４－４）平成 18 年度における予定価格の算定方法について

財団法人東京しごと財団の昇降機保守業務委託契約の予定価格は、平成 17 年度が 7,597 千円であるのに対して、平成 18 年度は 2,700 千円であり、平成 17 年度と同一の事業者が 2,696 千円の委託金額（落札率 99.9%）で落札している。

業務の仕様に大きな変更がないにもかかわらず、予定価格が 7,597 千円から 2,700 千円に大幅に減額されたのは、平成 17 年度の実績額が大きく影響していると考えられるが、平成 17 年度の落札額は、応札した他の事業者の入札額に比較しても相当程度低い水準にある。

予定価格は、積み上げで算定するのが基本であり、このような場合に、実績値だけを参考にして決定するのは、実質的に応札事業者が限定され、競争原理を阻害する可能性があり、改善が必要である。

意 見（４－５）予定価格の算定基礎資料の保存について

財団法人東京しごと財団の昇降機保守業務委託の予定価格については、積算明細は存在しているものの、その根拠となる、事業者から徴収した参考見積や、財務局建築保全部との技術的相談にかかるやりとりを記した資料が一部保存されていないが、予定価格積算の基礎資料は、適切に保存しておく必要がある。

4 財団法人東京しごと財団の一般会計の区分経理による事業収支の明瞭化について

(1) 財団法人東京しごと財団の決算書に求められる機能について

財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）は、その前身である財団法人東京都高齢者事業振興財団及び財団法人東京都心身障害者職能開発センターから継承した、シルバー人材センター事業、障害を持つ人々の職業訓練事業に加えて、平成 16 年 7 月に開設された、あらゆる年齢層の都民を対象に、きめ細かなカウンセリング等による就業支援サービスを提供する東京都しごとセンター事業等を実施している。

財団の決算書は、その施策の費用対効果を検討するための基礎として、事業の効率的な執行に資する機能と同時に、都民に対する説明責任を充実し、財団の事業に都民の声を反映するためにも重要な機能を担っている。

平成 18 年度の包括外部監査に当たり、財団の決算書を閲覧・分析したところ、以下の点に改善が必要であることが認められた。

(2) 財団の一般会計の概要

財団は、一般会計に、シルバー人材センター連合事業のほか、国の委託によるシニアワークプログラム事業、東京都の補助事業である職業訓練実施事業等のほか、自主事業として行うシルバー人材センター事業費等を計上しており、平成 17 年度の財団の一般会計を事業ごとに整理すると、(表 4-5) のとおりである。

(表 4-5) から明らかなとおり、平成 17 年度の実績では、財団が行うシルバー人材センター連合事業は、国庫補助金 785,677 千円と、東京都からの補助金 6,887 千円で賄われている一方、自主事業費からシルバー人材センターの会計指導、研修等に要する事業費 22,370 千円が支払われている。財団の自主事業の財源は、シルバー人材センター事業を実施するための出えん金の運用益によっており、その金額の大半がシルバー人材センター事業に関するものである。

(表４－５) 平成 17 年度の財団法人東京しごと財団の一般会計の内訳 (単位：千円)

区分	シルバー人材 センター連合事業		シニアワー クプログラ ム事業	東京都 補助事業	自主 事業	他会計 繰入金	合計
	国の負担	都の負担					
収入							
国庫補助金収入・ 委託金収入	785,677		49,858				835,535
都補助金収入		6,887		451,906			458,794
基本財産配当金収 入					7,142		7,142
民間補助金収入					2,472		2,472
寄付金収入					500		500
雑収入					11,188		11,188
特定預金取崩収入					27,390		27,390
繰入金収入						27,651	27,651
収入合計	785,677	6,887	49,858	451,906	48,692	27,651	1,370,673
費用							
調査研究・普及 開発費					1,115		1,115
シルバー人材 センター事業費					22,370		22,370
就業機会確保費 (交付金)	763,517						763,517
就業機会確保費 (交付金以外)	6,887	6,887					13,774
シニアワークプロ グラム事業費			49,858				49,858
能力開発費				16,363			16,363
訓練実施費				64,384			64,384
訓練手当				38,109			38,109
管理費（人件費）	14,356			255,391	27,390		297,137
管理費（管理運営 費）	917			53,735	2,651		57,304
特定預金支出				23,922	19,823	27,651	71,398
繰入金支出					3,500		3,500
費用合計	785,677	6,887	49,858	451,906	76,851	27,651	1,398,832

(注) 自主事業の特定預金取崩収入は、職員退職金に充当されたものであり、管理費（人件費）で支払われている。

(３) 一般会計の区分経理による事業収支の明瞭化について

財団の決算書の収支計算書は、243 頁に記載するとおりであるが、基本的には、(表４－５) の合計欄に相当する情報だけが表示されており、シルバー人材センター連合事業における、国と東京都の費用負担の状況、東京都の補助金の使途の状況がわかりにくく、また、シルバー人材センター連合事業の大きな金額に埋もれて、

他の補助事業及び自主事業の概要も、把握・分析が困難な状況となっている。

シルバー人材センター連合に係る事業は、財団の前身のひとつである財団法人東京都高齢者事業振興財団に通じる事業であるため、一般会計で処理することに理由があるにしても、シルバー人材センター連合事業に係る収支については、国の負担と、東京都の負担が明らかになるよう、一般会計における表示を区分し、決算書の表示を明瞭化する必要がある。

意見（４－６）一般会計におけるシルバー人材センター連合事業の明瞭化について

財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）の決算書上では、シルバー人材センター連合事業における国と東京都の費用負担の状況、東京都の補助金の使途等がわかりにくく、また一方で、シルバー人材センター連合事業の大きな金額に埋もれて、他の補助金事業及び自主事業の概要も、把握・分析が困難な状況となっている。

財団の一般会計は、シルバー人材センター連合事業に係る収支については、国の負担と、東京都の負担が明らかになるよう、一般会計における表示を明瞭にすると同時に、他の事業の収支の状況もより明瞭に表示する必要がある。

5 退職給与引当金について

財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）の退職給与引当金は、平成 17 年度において、不足額に対し、40 百万円の積立をしており、その上で、平成 17 年度末時点で 148 百万円であるが、職員がその時点で退職したときに必要な要支給額 244 百万円に対して、96 百万円不足している。

退職給与引当金の計上基準は、「「退職手当積立に関する要綱」に基づき計上している。」と重要な会計方針に記載があるが、「退職手当積立に関する要綱」は、退職給与引当預金の積立に関する規程であり、退職給与引当預金が要支給額までは積立てられなかったため、退職給与引当金も引当不足となっているものである。

そもそも平成 16 年度に、財団は「財団法人東京都高齢者事業振興財団」及び「財団法人東京都心身障害者職能開発センター」を統合、設立されたものであるが、本来はその時に旧財団の引継資産をもって引当不足を解消すべきであったと思われる。

平成 17 年度までの財団の決算は、従来の公益法人会計基準が適用されており、退職給与引当金について、ある程度独自の処理が実務上容認されてきたが、平成 18 年度から、新公益法人会計基準を適用する予定であり、退職給付引当金については、退職給付会計に関する各指針等に沿った適正な処理が求められる。

ただし、財団の退職金を支払う予定の職員は現在 300 人未満であるため、いわゆる簡便法の適用が可能であり、かつ退職金制度は一時金のみであるため、例えば、要支給額の全額を退職給付引当金額とすること等が妥当な処理の一つとして考えられる。このような妥当な会計方針を採用した上で、重要な会計方針の注記の記載もそのように改めるべきである。

また、平成 17 年度では、退職給与引当預金支出のうち、引当不足分として、一般会計、受託会計それぞれで 20 百万円を負担しており、いかなる事実に基づいて積算されたのかについて詳しく調べたところ、不足分の臨時的な積立であるため、要綱等に基づくものではなかったとの説明を受けた。

平成 18 年度以降、退職給付引当資産は、予算の許す範囲で引当金額に近づけるように積立てていくことになるが、退職給付引当資産の繰入額（支出）は、所属する人員ごとの充当額等を積み上げるなど、基礎となる事実をもって各会計に負担させていくべきである。

指 摘（４－１）退職給与引当金について

財団法人東京しごと財団の退職給与引当金は、平成 17 年度において、不足額に対し、40 百万円の積立をしており、その上で、平成 17 年度末時点で 148 百万円であるが、職員がその時点で退職したときに必要な要支給額 244 百万円に対して、96 百万円不足している。

退職給与引当金は、要支給額等の妥当な額を引き当てる必要がある。

平成 17 年度では、退職給与引当預金支出のうち、引当不足分として、一般会計、受託会計それぞれで 20 百万円を負担しており、いかなる事実に基づいて積算されたのかについて詳しく調べたところ、不足分の臨時的な積立であるため、要綱等に基づくものではなかったとの説明を受けた。

平成 18 年度以降、退職給付引当資産は、予算の許す範囲で引当金額に近づけるように積立てていくことになるが、退職給付引当資産の繰入額（支出）は、所属する人員ごとの充当額等を積み上げるなど、基礎となる事実をもって各会計に負担させていくべきである。

6 財団法人東京しごと財団の決算書に計上されている著作権について

財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）の平成 17 年度の一般会計貸借対照表の固定資産の部には、著作権として 21 百万円が計上されており、その内訳は（表 4－6）のとおりである。

（表 4－6）著作権内訳

（単位：円）

No.	区分	計上年月	期末金額
①	映画「人生航路 80 年」	昭和 61 年 3 月	5,000,000
②	スライド「楽しく安全就業」	昭和 63 年 3 月	2,200,000
③	映画「風の色がみえた」	平成元年 2 月	4,500,000
④	スライド「安全就業植木編」	平成 2 年 3 月	1,690,000
⑤	ビデオ「たすけあいながら」	平成 3 年 3 月	3,644,295
⑥	スライド「安全就業除草編」	平成 4 年 6 月	2,060,000
⑦	スライド「安全就業自転車整備編」	平成 5 年 10 月	2,279,596
	合 計		21,373,891

（注）上記著作権は、法人税法上の償却資産ではないため、取得時点から現在に至るまで、減価償却がなされていない。

上記の著作権は、平成 13 年度までビデオ等により一部が販売されていたものの、平成 14 年度以降は、著作権に基づく収入は全く計上されておらず、映画、スライドの内容や、スライドを映写する設備が減少してきていることなどに照らしても、今後これらの著作権に基づく収入を見込むことは困難な状況である。

民間企業においては、平成 17 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から、固定資産の収益性が著しく低下することなどにより投資額の回収が見込めなくなった場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を切り下げを求める「固定資産の減損に関する会計基準」が適用されている。

また、平成 18 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から、できるだけ速やかに実施するものとされている改正後の公益法人会計基準においては、固定資産について、時価が著しく下落した場合は回復の見込があると認められる場合を除き、時価により貸借対照表価額としなければならない、使用価値が時価を超える場合、帳簿価額（取得価額マイナス減価償却累計額）を超えない限りで使用価値を貸借対照表価額とすることができるものと規定されている。

財団の著作権については、使用価値等を考慮した適切な資産価格で貸借対照表に計上する必要がある。

意見（４－７）財団法人東京しごと財団の決算書に計上されている著作権について

財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）の、平成 17 年度の決算書には、7 件、21,373 千円の著作権が計上されているが、これらの著作権は、平成 13 年度までビデオ等により一部が販売されていたものの、平成 14 年度以降は、著作権に基づく収入は全く計上されておらず、映画、スライドの内容や、スライドを映写する設備が減少してきていることなどに照らしても、今後これらの著作権に基づく収入を見込むことは困難な状況である。

平成 18 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から、できるだけ速やかに実施するものとされている改正後の公益法人会計基準においては、固定資産の減損会計が導入されており、財団の著作権については、使用価値等を考慮した適切な資産価格で貸借対照表に計上する必要がある。